

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A201900079 2019-0232 2018/08/31 (事故発生地) 神奈川県	電気掃除機(充電式、スティック型)	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○スティック型のハンドルを取り外すことでハンディクリーナーとしても使用可能な当該製品を、充電台から外して電源を入れた直後、ハンディクリーナーの充電端子付近から異音が生じ、充電端子部分及びじゅうたんの一部が焼損したとの申出内容であった。○当該製品のダストカップをハンディクリーナーに固定するロックボタンとそのスプリングが所定の位置から外れて脱落し、ハンディクリーナー側の充電端子の接点にスプリングが溶着していたほか、周辺に焦げが生じていた。○スティック型ハンドル側の充電端子外周の樹脂製外郭に溶融が認められた。○当該製品のロックボタン、ダストカップ及びスプリング収納部に焼損及び破損等の異常は認められず、ロックボタン及びスプリングを元の位置に戻したところ正常に機能した。○充電端子は、スティック型ハンドル側から飛び出した端子がハンディクリーナー表面に露出した電極板に接触する形状のもので、最大でDC 25Vの電圧が常時出力される構造であった。○ダストカップのロックボタン設置部位には抜け防止用の突起やリブがあり、ロックボタン等が容易に脱落等しない構造であった。○ハンディクリーナーにスティック型のハンドルを装着した状態ではそれぞれの外郭がほぼ密着しており、スプリングが侵入する余地はなかった。○当該製品のその他の部位に出火の痕跡は認められず、ハンディクリーナーは正常に動作した。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のロックボタンのスプリングが脱落し、接続端子部に接触したことで短絡、焼損したものと推定され、ロックボタンに事故に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2019/04/25)
A201900175 2019-0143 2019/03/30 (事故発生地) 香川県	充電器	車庫で当該製品に他社製のバッテリーを接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は事故発生時、他社製リチウムポリマーバッテリーを接続して充電を開始後、使用者は外出し、帰宅したところ焼損していた。○当該製品は、樹脂製外郭の一部と電源コード被覆の一部が焼損していたが、電源コード芯線に溶融痕はなく、出火の痕跡は認められなかった。○回路基板は焼損していなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2019/06/07)
A201900186 2019-0538 2019/06/03 (事故発生地) 東京都	扇風機	店舗で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、モーターカバーを中心に焼損し、モーターカバーと支柱の接続部近傍で電源コードが断線し、電源側の芯線に溶融痕が認められた。○電源コードは、中間スイッチから本体までの長さは約10cmで、同等品の約40cmより短くなっていたほか、本体内部で、同等品に用いられていない圧着スリーブで接続されており、断線箇所は改造により外装被覆を除去した位置に一致していた。○モーター、中間スイッチ及び電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。○当該製品は、店舗の備品として使い回されており、事故発生の1年前以前の具体的な使用頻度及び使用場所は不明であり、改造された経緯も不明である。○取扱説明書には、「分解、修理、改造しない。」、「電源コードを傷つけない。」、「加工したりしない。」旨、記載されている。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、中間スイッチから本体までの電源コードを短く改造した際、電源コードの被覆又は芯線を損傷したため、断線、焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2019/06/13)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201900194 2019-0570 2019/06/06 (事故発生地) 東京都	水槽用ポンプ	当該製品内部を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品は事故発生時、細かいサンゴ砂を底面に敷きつめた水槽にて使用中であった。○当該製品の外觀に焼損は認められなかった。○羽根車の回転軸に白色の付着物と擦過痕があったほか、軸受周辺に白色の付着物と細かいサンゴ砂の付着が認められた。○モーター部の巻線が断線し、付近の樹脂に穴空きが認められた。○電源コード及び電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。●当該製品は、羽根車の軸受内部に異物が付着し、細かいサンゴ砂が侵入したことで羽根車がロック状態になり、その状態で運転し続けたためモーター巻線の絶縁性能が低下してレイヤショートが生じて異常発熱し、発煙に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「細かすぎる砂利はモーターに吸い込まれて故障の原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2019/06/17)
A201900414 2019-0985 2019/07/10 (事故発生地) 兵庫県	接続ケーブル(太陽光発電システム用)	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。(A201900314と同一事故)	調査の結果、○当該製品は、一般住宅の太陽光発電システムの一部として、太陽電池モジュールからの直流電力を送電するケーブルであり、パワーコンディショナに供給する屋内用のVVFケーブルと接続器具を用いて接続されていた。○2階屋根裏に設置されていた当該製品が著しく焼損していた。○当該製品は接続端子に差し込まれており、差し込まれた当該製品の先端部のより線にばけ及び溶融痕が認められた。○当該製品の寸法は、接続端子の適用ケーブルの仕様を満足していた。○当該型式品は、外觀、導通及び水中絶縁性検査が全数行われていた。○同等品を用いて事象の再現を試みたところ、接続端子への極端な差し込み不足がある場合のみ、より線に異常発熱が認められた。○事故発生現場では、当該製品の取り回しが指示書どおり施工されていないにもかかわらず、施工報告書に合格と記載されており、施工時のチェック不備が認められた。○当該製品は、住宅販売事業者の二次下請け電気事業者によって施工されていた。●当該製品は、他のケーブルとの途中接続部において、接続端子との接続部に差し込み不足による接続不良があったため、当該箇所が異常発熱して出火し、事故に至ったものと推定される。	(受付:2019/08/27)
A201900653 2019-1304 2019/09/11 (事故発生地) 広島県	タップ	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	○当該製品に接続されていた他社製エアコンのL字の電源プラグはコードが上向きとなるように差し込まれていたため、当該製品の刃受金具にはコードの重みや横方向からの力が加わる状態であった。○当該製品はタップ及び栓刃の片極側に焼損が認められた。○当該製品の刃受金具の開きは、広い箇所でJIS C 8300で定められている栓刃厚の規格の最大値より広がっていた。○当該製品の焼損した刃受金具の刃受面に金属が溶融した痕跡が認められた。○当該製品内部の基板に焼損は認められなかった。●設置時の状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に他社製エアコンの電源プラグが荷重のかかるように差し込まれていたため、当該製品の刃受金具と電源プラグの栓刃との間で接触不良が生じ、異常発熱して出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2019/10/21)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A201900736 2019-1502 2019/09/09 (事故発生地) 岡山県	LEDランプ(環形)	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、グロースターター方式の照明器具のグロー球を取り外すことにより、工事不要で照明器具に取り付けて使用可能な製品であり、使用者により設置されていた。○当該製品が取り付けられていた照明器具は、階段誘導用蛍光灯器具であり、器具内部に銅鉄安定器及びグロー式点灯管を備えており、グロー球は外されていなかった。○当該製品の口金から給電される交流100V入力直変換された後、LED素子への給電を担うメイン基板及びそれと背面合わせのLED基板に著しい焼損が認められた。○メイン基板ではLED給電制御用メイン素子である電界効果トランジスタ付近に著しい焼損が認められ、周辺の抵抗素子及び銅箔パターンが焼失、溶断し、当該部分の基板に焼け抜けが認められた。○メイン基板の背面側では、電界効果トランジスタ周辺の焼損部から電源側に向かって銅箔パターン間でトラッキングが発生し、当該部分の基板に焼け抜けが認められた。○メイン基板への交流入力部の両極に挿入された電流ヒューズ(1A)は、一方は切れていなかったが、もう一方(1A)は収去されておらず、確認できなかった。○メイン基板と背面あわせのLED基板では、メイン基板の焼け抜けと対向する部分を中心に基板が焼け抜けており、当該部に実装されたLED素子に焼失が認められた。●当該製品をグロースターター式の蛍光灯照明器具に取り付ける際、グロー球を取り外さなかったため、当該製品の通電時にメイン基板に異常電流が流れて焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「使用している器具がグロースターター式の場合はグロー球を外す。」旨、記載されている。	(受付:2019/10/30)
A201900890 2019-1795 2019/11/27 (事故発生地) 大阪府	電気掃除機(充電式、スティック型)	異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災事故が発生していた。 (火災)	調査の結果、○当該製品にACアダプターを接続して充電を行ったところ、バッテリーが熱くなったため充電を停止し、その3時間後に当該製品から出火した。○当該製品には非純正バッテリーが取り付けられており、バッテリー部分のみに焼損が認められ、その他の箇所には変形や焼損は認められなかった。○非純正バッテリー内部の電池セル6個のうち2個の電池セルで内部の電極体が焼損していた。○当該製品本体のモーター、内部配線等のその他の電気部品に異常は認められなかった。○取扱説明書には、「出火のおそれがあるため、専用のバッテリー以外は使用しない。」旨、記載されている。●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていた非純正バッテリーからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2019/12/05)
A201901004 2019-1992 2019/12/19 (事故発生地) 大阪府	充電器	飲食店で当該製品で他社製の電気製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。 (火災 重傷)	調査の結果、○事故発生時、当該製品はテーブル側面のコンセントに接続され、タブレット端末の充電を行っていた。○当該製品の両栓刃上部の根本付近及び使用者が左手首に付けていた金属製プレスレットのチャーム部分に溶融が認められた。○周辺に飛散していた金属破片から、プレスレット及び当該製品の栓刃の金属成分が検出された。○当該製品本体内部の電気部品に異常は認められなかった。●当該製品の栓刃に使用者が手首に付けていた金属製プレスレットのチャームが接触したため、栓刃間で短絡が生じて事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/01/14)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201901026 2019-2023 2019/12/25 (事故発生地) 大阪府	電気こたつ	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品からはみ出た箇所の床が著しく焼損していた。○当該製品のヒーターユニットの反射面が一部変色していたが、ヒーターユニットに出火の痕跡は認められなかった。○当該製品は事故発生後も正常に使用でき、ヒーターユニットに局所的な温度上昇箇所は認められなかった。○ヒーターカバーに異物の付着は認められなかった。○電源コードに出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/01/17)
A201901058 2019-2062 2020/01/07 (事故発生地) 東京都	電気カーペット	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○使用者は当該製品の上にラグを敷き、その上にちゃぶ台と座椅子を置いて使用していたところ、右ヒーター側の座椅子が置かれていた位置に直径約10mmの焦げた穴が空いていた。○当該製品を分解したところ、右ヒーターの座椅子が置かれていた部分において、ヒーター線が断線し、ヒーター線樹脂部が黒く変色して、硬化していた。○右及び左ヒーター検知線の電気的特性を確認したところ、座椅子が置かれていた右ヒーター部の検知線の断線が認められた。○左ヒーターに断線等の異常は認められなかった。○温度ヒューズ及び電流ヒューズは切れていなかった。●当該製品の上に座椅子を置いて使用していたことから、ヒーター線に強い圧力がかかるとともに局所的な過熱によりヒーター線被覆が硬化し、ヒーター線の半断線時のスパークにより当該製品の繊維部に着火したものと推定される。なお、当該製品のコントローラー部の注意表示には、「座布団や座椅子など、保温性の良いものを長時間同じ場所に置かない。」旨、記載されている。	(受付:2020/01/22)
A201901077 2019-2068 2019/12/12 (事故発生地) 大阪府	照明器具	火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 (火災)	調査の結果、○当該製品は樹脂製外郭が本体から脱落して、外郭外面の一部が焼損していたが、内面に焼損は認められなかった。○当該製品が設置されていた箇所に焼損や、すずの付着は認められなかった。○電源基板はフィルムコンデンサー2個の焼損及び電界効果トランジスタの一部の溶融が認められたが、電流ヒューズは切れておらず、その他の部品は焼損していなかった。○電源入力端子から電源基板に接続された内部配線において、片極側の1か所が断線し、断線部に熔融痕が認められたが、断線箇所付近の基板の電気部品に焼損等の異常は認められなかった。○電源基板及び内部配線は金属製のカバーで覆われていた。○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/01/28)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A201901249 2019-2414 2020/02/10 (事故発生地) 愛媛県	電気式床暖房	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○事故発生時、当該製品は使用中で、床上に樹脂製シート、電気カーペット等が置かれていた。○焼損した床を剥がすと、当該製品の発熱シートに異常過熱の痕跡が認められた。○温度センサーは、発熱シートから脱離し、温度検知ができていなかった。○温度センサーとコントローラーの動作確認を行ったところ、正常に動作した。●当該製品は、温度センサーを発熱シートの裏に貼り付けて設置していたため、使用にともなって剥がれ、温度検知ができず、制御する温度を越えて発熱シートの加熱が続いて、周辺を焼損したものと推定される。なお、施工説明書には、「同梱のアルミテープを約5cm角にカットして温度センサーに貼り付け、発熱シートに密着させて、固定する。」旨、記載されており、発熱シートの表面に貼り付けるよう図示されていた。	(受付:2020/03/24)
A202000052 2020-0099 2020/01/05 (事故発生地) 愛知県	電気ストーブ	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品を使用中、就寝し、気付くとも出火していたため、毛布をかぶせて消火したとの申出内容であった。○当該製品は、前面片側及び背面の外郭樹脂が焼損しており、前面上部には、クッション製の敷物が付着していた。○電源スイッチは焼損しておらず、「強」の位置であった。○転倒時オフスイッチに異常はなく、温度ヒューズは切れた状態であった。○内部配線、ヒーター接続端子及び電源コードに出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/04/17)
A202000106 2020-0222 2020/03/26 (事故発生地) 千葉県	エアコン（室外機）	展示場で当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、正面左側の樹脂製の吹き出しグリル及びプロペラファンが焼失していた。○端子盤から制御基板間の電源線及びリアクターから制御基板間の電源線は、断線して溶融痕が認められたが、近傍の制御基板等に著しい焼損は認められなかった。○圧縮機、ファンモーター及びその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の正面左側にプランターが置かれ、周囲にたばこの吸い殻が散乱していた。●当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/05/19)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202000186 2020-0369 2020/06/11 (事故発生地) 東京都	温水洗浄便座	飲食店で当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は修理の予定があったが、修理をせず使用を継続していたほか、当該製品及び同時期同店舗に設置された同型式品には、破損を含む多くの修理履歴があった。○ケースカバー及び便蓋の一部が焼損して穴が空き、ケースカバーに取り付けられていた人体検知センサーが内部に脱落して便座開閉装置の一部が破損していた。○ケースカバー等の穴空き部分の直下に設置されていた便器洗浄バルブ用の流路切替モーター及びその基板が著しく焼損し、モーター用の5本のリード線が断線して1本の先端部に熔融痕が認められた。○リモコン受光基板、操作基板及び熱交換ユニットからアンモニアが検出され、それらのユニットの一部に腐食が認められた。○電源基板、制御基板、熱交換器ユニット、温風ユニット、電源コード等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○同型式品は、人体検知センサー及び電動開閉モーター部が破損した状態で使用されており、流路切替モーターの基板から塩素、硫黄及びアンモニアが検出された。○人体検知センサーが脱落した状態の同等品で散水試験を実施した結果、流路切替モーターの基板に水分が付着することを確認した。●当該製品は、人体検知センサーが内部に脱落したまま使用を継続したため、センサー取付け部の開口部から内部に汚水等が浸入し、流路切替モーターの基板に付着してトラッキング現象が生じ、出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「故障したまま使用しない。火災の原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2020/06/22)
A202000229 2020-0448 2020/06/28 (事故発生地) 新潟県	インターホン	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品へ電源を供給する電源線(100V)の被覆が剥かれ、使用者が増設したインターホン受話器へ電源を供給するインターホン用配線がはんだ付けされていた。○はんだ付けされたインターホン用配線の芯線にスパーク痕が認められ、配線の被覆には刃物傷が認められた。○当該製品の正面カバーは焼失し、内部基板が焼損しており、裏カバーは全体に焼損が認められた。○端子板付近及び基板の下部は焼損し、基板上の電気部品の脱落があったが、銅箔パターンは残存し、出火の痕跡は認められなかった。●当該製品は、使用者が他社製インターホン受話器を取り付けるため、インターホン受話器の電源線被覆をカッターで剥いた際、被覆及び芯線に傷を付けてしまったため、当該部分から出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「当該製品に接続できる受話器は、一般電話用電話機及びファクシミリである。」旨、記載されている。	(受付:2020/07/07)
A202000283 2020-0553 2020/07/14 (事故発生地) 東京都	ウォーターサーバー	当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、前面下部の樹脂製外郭が焼失し、左右の金属製サイドパネルの前面側下部に焼損又は変色が認められた。○内部配線は3か所断線しており、断線箇所それぞれ熔融痕が認められたが、通常の使用において外力が加わる位置ではなかった。○内部の圧縮機、温水ヒーター、基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の周辺には複数の電気製品があったが、焼損状況等は不明であった。●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/07/27)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A202000351 2020-0671 2020/07/22 (事故発生地) 東京都	電気洗濯乾燥機	施設で当該製品の電源プラグをコンセントに接続したところ、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、福祉施設で使用されており、事故発生前、エラー表示により動作が停止し、漏電ブレーカーが切れた状態であった。○当該製品外観は、前面左側の蓋の付け根付近の樹脂が焼損していたが、その他の外観に焼損は認められなかった。○当該製品内部の金属筐体に接触する配線が焼損していた。○当該製品内部の金属筐体に付着物及びさびが認められ、付着物を成分分析したところ、一般家庭で使用される洗剤の成分が検出された。○洗剤入れの柔軟剤投入口に洗剤が固着し柔軟剤の流路が塞がれていた。○その他の電気部品に打火の痕跡は認められなかった。●当該製品の洗剤入れに使用者が過剰に洗剤を投入していたため、洗剤入れからあふれた洗剤が柔軟剤投入口に入って固着し柔軟剤の流路を塞ぎ、その後注水によって溶け出した洗剤が柔軟剤投入口及び洗剤入れから溢れて製品本体内部に浸入し、界面活性剤成分により内部配線の被覆が絶縁劣化して、内部の金属筐体を介して漏電し、エラー表示により当該製品の動作が停止し、漏電ブレーカーが切れていたところへ通電して再度漏電し、打火に至ったものと考えられる。なお、取扱説明書には、「洗剤入れが汚れたら水洗いする。」、「一般家庭用以外の目的で使用し、一日の使用回数が多い場合、販売店に相談の上定期的に点検を受けて使用する。」旨、記載されている。	(受付:2020/08/13)
A202000368 2020-0697 2020/07/10 (事故発生地) 北海道	エアコン (室外機)	当該製品が破裂し、周辺を汚損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○施工業者は据付時に真空引きを実施せずに高圧側のバルブを閉め、圧縮機を稼働させた状態で冷媒の封入作業を実施していた。○当該製品は内部がばらばらに飛散した状態であった。○圧縮機の外郭側面が開き、圧縮機内部にあるモーター及びポンプが外に飛び出していた。圧縮機と一体のサクシオンタンク及びサイレンサは配管が干切れ、サクシオンタンクは潰れていた。○圧縮機と冷凍サイクルで接続されている部品 (四方弁、電動弁等) との配管は干切れていた。○制御基板は割れていたが実装部品の損傷はなかった。○ブロベラファン部分は、ファン及びファングリルの一部が破損していたが、ファンモーターを含めて原形をとどめていた。●当該製品は、施工業者が冷媒封入時に真空引きを実施せずに高圧側のバルブを閉め、圧縮機を稼働させた状態で冷媒の封入作業を実施したため、圧縮機でディーゼル爆発が生じ、破裂したものと推定される。なお、据付説明書には、「エアコンの設置や移設の場合、冷凍サイクル内に指定冷媒 (R32) 以外の空気等を混入させない。」、「空気等が混入すると、冷凍サイクル内が異常高圧になり、破裂やけがなどの原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2020/08/18)
A202000370 2020-0699 2020/07/22 (事故発生地) 北海道	パワーコンディショナ (太陽光発電システム用)	当該製品内部を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○使用者は自宅の太陽光パネル架台塗装工事期間中、17時頃に帰宅して太陽光発電システムのエラー表示を確認した。○当該製品は、設置時から塗装工事のため停止させるまでは正常に運転していた。○塗装工事時に配線の再取付けを行った業者は、誤配線した認識があり、配線の組み直しを複数回行っていたため、配線状態は判明しなかった。○当該製品は、電圧異常を検知した2つの回路系統に著しい焼損が認められたほか、他の電子部品等にも焼損及び破損が認められた。●当該製品につながる太陽電池モジュールを工事のため取り外した後、再設置する際に誤配線したため、当該製品に過電流が流れ、回路上の電子部品等が異常発熱し焼損したものと推定される。	(受付:2020/08/19)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202000374 2020-0702 2020/07/31 (事故発生地) 茨城県	コンセント（自動車用）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、電気自動車やプラグインハイブリット車を商用交流電源で充電する普通充電設備で、設置場所においてコンセントの裏面に電源線を接続していた。○当該製品のコンセントの一方の栓刃の差込口周辺及び背面側の電線挿入部周辺で樹脂製外郭が焼失していた。○刃受口周辺が焼損した極に挿入されていた棒形圧着端子のカシメ部付近は著しく酸化して変色し、表面に荒れが認められたが、カシメ部の断面に異常発熱の痕跡は認められなかった。○焼損した極の刃受金具は栓刃との接触部分が大きく広がっていたほか、著しく酸化し、栓刃接触面及び棒形圧着端子接触面にスパーク痕が認められた。○他社製車載充電ケーブルの電源プラグは、片極の栓刃にスパーク痕及びコンセント側の刃受金具との接触面近傍に著しい変色が認められたが、電源プラグ内部の栓刃と電線の接続部には変色等の異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な使用状況等が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、栓刃と刃受金具との間で接触不良が生じて異常発熱し、焼損したのと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/08/19)
A202000391 2020-0747 2020/08/12 (事故発生地) 静岡県	照明器具	異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。 (火災)	調査の結果、○使用者がリモコンで当該製品の電源をオフにして就寝したところ、2時間後に当該製品と天井の隙間から発光した後、発火した。○当該製品は、電源基板が焼損していたが、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○電源基板の焼損箇所は、リモコンによる電源オフ時に電圧が印加される銅箔パターンの一部が焼失していた。○電源基板と金属製外郭の間に、ムカデと推定される焼損した虫の死骸があった。●当該製品の内部に虫が侵入したため、電源基板上で短絡が生じて異常発熱し、焼損したのと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/08/28)
A202000403 2020-0778 2020/08/11 (事故発生地) 神奈川県	電気掃除機（充電式、スティック型）	幼児（1歳）が当該製品の吸い込み口で、右手指を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○事故発生時、使用者（家族）がその場にはいない状態で、1歳7か月の幼児2人のうち1人が当該製品のヘッド内部の吸い込み口に指を入れていたところ、もう1人が電源スイッチを押してブラシが回転し、ブラシとヘッド筐体の隙間に指が吸い込まれたとの申出内容であった。○当該製品のヘッド内のブラシ周辺に傷や鋭利な部位等の異常は認められなかった。○指が吸い込まれたと考えられるブラシと筐体に2mmの隙間が認められたが、押し込むとブラシの繊維が押しつぶされ、隙間が6mmに広がった。○当該製品の電源スイッチの押し込み力及びブラシの回転数に異常は認められず、正常に動作した。○取扱説明書には、「子供のいるところで使用する場合は十分注意する。子供が本製品で遊ばないように注意する。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/09/03)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202000405 2020-0780 2020/08/20 (事故発生地) 山形県	電熱シート	工場で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、融雪目的で屋根に設置され、設置から常時通電状態であったとの申出内容であった。○当該製品は屋根材や保護材等とともに設置されるが、ヒーター本体を露出し雨風が当たる状態で設置されていた。○当該製品に接続すべき融雪制御盤が設置されておらず、常時通電状態であった。○当該製品は、ヒーター本体が著しく焼損していた。●当該製品は、施工業者により融雪制御盤を用いず直接電源に接続された上、ヒーター本体が露出する形で屋根に設置されたため、ヒーターが劣化して異常発熱し、焼損に至ったものと推定される。なお、設置説明書には、「ヒーター本体が露出するような設置は行わない。また、風、雨、雪等の影響を直接受ける場所への設置も行わない。」旨、記載されている。	(受付:2020/09/03)
A202000409 2020-0784 2020/07/27 (事故発生地) 宮城県	電動工具(丸のこ、充電式)	当該製品にバッテリーを装着して置いていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。(A202000408と同一事故)	調査の結果、○当該製品は、バッテリーを装着した状態で他の電動工具等と樹脂製バスケットに入れられ、台車の上に載せられていた。○当該製品は著しく焼損しているが、当該製品内部の制御基板、モーター、配線等に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の装着したバッテリー内部の8個のリチウムイオン電池セルのうち、1個は完全に破裂し、7個は形状は残存するものの缶頭の吹き出しや膨張が認められた。○取扱説明書には、「バッテリーにくぎを刺したり、衝撃を与えたり、分解、改造をしない。発熱、発火、破裂の恐れがある。」旨、記載されている。●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、取り付けられていたバッテリーからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/09/04)
A202000421 2020-0684 2020/08/05 (事故発生地) 北海道	換気扇	火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 (火災)	調査の結果、○当該製品は事故発生2、3日前から不具合が生じ、ランプが全点灯、点滅して運転が自動停止していたが、当該製品本体の電源を強制的に入れ直して再運転させることを5回程度繰り返していた。○当該製品の制御基板は一部配線被覆、樹脂等の溶融が認められたが、局所的な焼失等の出火の痕跡は認められなかった。○当該製品のファンモーターは、配線コネクター端子のうち、給電用コネクター端子部の一方の焼失が認められ、ファンモーターの内部基板付近の接続ピン等の電子部品の焼失が認められた。●当該製品は、長期使用(13年)により、ファンモーターと配線コネクターの一部端子に経年劣化による接触不良が発生した状態で異常停止しても繰り返して電源を入れ直して再運転したため、当該部位において接触不良による異常発熱が発生し、出火に至ったものと推定する。なお、取扱説明書には、「7.故障・異常の見分け方と処置方法」の対応表に「現象:運転しない、原因:リモコンランプが緑点灯、橙色点灯(フィルター清掃サイン)以外を表示(消灯を含む)している、処置方法:電源を切り、サービス依頼する。」旨、記載されている。	(受付:2020/09/09)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202000433 2020-0822 2020/08/16 (事故発生地) 長野県	電気こんろ	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○使用者は、当該製品が故障していると認識していたが、電源プラグは抜かれておらず、当該製品の上にホットプレートを置いていた。○当該製品に故障となるような不具合の痕跡は確認されず、通電を確認すると正常に作動した。○当該製品のスイッチは、つまみカバーを備えた押し回し式のスイッチで、容易にスイッチが入る構造ではなく、つまみカバー及び押し回し機構に、破損や動作異常等は認められなかった。●使用者が電源プラグを抜いていない当該製品の上に可燃物を置いたため、何らかの原因で当該製品のスイッチが入った際に、上に置いていた可燃物が焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「製品の上やまわりには可燃物を絶対に置かない。」旨、記載されている。	(受付:2020/09/14)
A202000460 2020-0872 2020/08/27 (事故発生地) 埼玉県	タブレット端末	当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品の処分のため、使用者が液晶パネルを工具を用いて剥がしたところ、バッテリーから出火したとの申出内容であった。○4個のリチウムポリマー電池セルのうち1個が著しく焼損し、外郭端部に面した部位に電極体の局所的な変形及び焼損が認められた。○他の電池セル、基板等に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品は、使用者が工具を用いて分解したため、リチウムポリマー電池セルが損傷して内部短絡が生じて異常発熱し、焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「製品や電池を開いたり、つぶしたり、穴を空けたり、分解したり、焼却しない。」旨、記載されている。	(受付:2020/09/25)
A202000469 2020-0897 2020/09/14 (事故発生地) 宮城県	照明器具	当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品に取り付けられたLEDランプが焼損していた。○LEDランプ基板は電源入力部が変色焼損しており、装着しているコンデンサー、バリスターが著しく焼損していた。○当該製品内部は一樣にすすけており、端子台が著しく焼損していた。○事故発生日、既存水銀灯AC200Vの電源にAC100Vの当該製品を接続していた。●施工業者が誤ってAC100V用LEDランプが取り付けられた当該製品にAC200V配線を接続したため、LEDランプに過電圧が加わり基板が異常発熱して、焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「表示された電源電圧（AC100V）以外の電圧で使用しない。感電、火災の原因となる。」旨、記載されている。	(受付:2020/09/30)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202000504 2020-0990 2020/09/16 (事故発生地) 神奈川県	電気圧力鍋	当該製品で調理後、蓋を開けようとしたところ、蓋が飛び、内容物がかかり、左足に火傷を負った。 (重傷)	調査の結果、○当該製品で調理後、排気して圧力ピンの完全に下がったことを確認し、蓋を回して開けようとしたが数cmしか回らず、さらに力を掛けて蓋を開けようとしたとの申出内容であった。○当該製品は、内圧の増減に連動して圧力ピンが上下し、圧力ピンが上がった状態では、蓋がロックされる構造であった。○蓋と本体の嵌合部、圧力ピン及びその他の箇所に破損、変形等の異常は認められなかった。○当該製品及び同等品で再現実験を行った結果、排気バルブ及び圧力ピンの動作に異常は認められなかった。○当該型式品は、SG基準のCPSA 0003「家庭用の圧力なべ及び圧力がま」を満たしていた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/10/15)
A202000533 2020-1053 2020/09/22 (事故発生地) 岡山県	充電器	当該製品でバッテリーを充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品を使用し、他社製バッテリーを充電中に火災が発生した。○当該製品は、他社製バッテリー近傍の外郭樹脂に焼損が認められ、基板の電界効果トランジスターに短絡、電流ヒューズが切れていたが、基板から出火した痕跡は認められなかった。○当該製品の電界効果トランジスターに短絡が認められたが、溶融、変形した外郭樹脂の近傍の位置にあったことから、電池セルが破裂した際の熱の影響で短絡したものと考えられた。○他社製バッテリーの電池セルに著しい焼損が認められたが、制御基板は原形をとどめていた。●当該製品に出火の痕跡は認められず、充電中の他社製バッテリーからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/10/27)
A202000536 2020-1056 2020/10/10 (事故発生地) 長野県	電気ポンプ	宿泊施設で当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品内の羽根車、ケーシング及びメカニカルシールに、茶色等の堆積物が確認され、羽根車内部及びケーシング内に毛髪が詰まり、絡まっていた。○モーター回転子の反負荷側の軸受けがロックし、ガバナスイッチが損傷していた。○モーター固定子の巻線は、著しい焼損をしていた。○当該製品は、過負荷保護装置を未設置の状態で使用していた。●当該製品は、設置時に過負荷保護装置が取り付けられていなかったため、製品内に侵入した毛髪等の固形物が羽根車等に負荷をかけたことから、モーター回転軸がロック状態になり、過電流が流れて異常発熱し、出火に至ったものと推定される。なお、本体には、「この機械は屋内配線に電動機用過負荷保護装置を取り付けて使用する。」旨、取扱説明書には、「過負荷保護装置は内蔵されていないので、電動機焼損防止のため、定格電流に合致した過負荷保護装置を設置する。」旨、記載されている。	(受付:2020/10/27)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202000576 2020-1126 2020/10/22 (事故発生地) 島根県	I H調理器	当該製品で鍋に入れた油を加熱中、鍋の油から出火する火災が発生し、当該製品の周辺を焼損した。 (火災)	調査の結果、○当該製品で揚げ物を調理した後、少量となった油に油凝固剤を投入して加熱ボタンで再加熱を行い、目を離れたところ、鍋から炎が上がった。○当該製品の外観に焼損等の異常はなく、各スイッチ及びボタン類は正常に動作した。○当該製品の動作を確認したところ、揚げ物ボタンによる加熱での温度調整機能及び加熱ボタンによる加熱での温度過上昇防止機能は正常に動作した。●使用者が当該製品を使用して油凝固剤を投入した少量の油を鍋で加熱する際、温度調節機能がある揚げ物ボタンを使用せずに加熱ボタンで加熱し、目を離れたため、油が過熱され出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「揚げ物をするときは、そばを離れない。」旨、記載されている。	(受付:2020/11/09)
A202000598 2020-1159 2020/11/01 (事故発生地) 鳥取県	パワーコンディショナ (太陽光発電システム用)	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、内部のメイン基板の上部に焼損が認められた。○メイン基板の焼損箇所は、太陽電池モジュールから流入した電気が通る回路部であり、銅箔パターンとの異極間の基板が焼け抜けていた。○制御基板及びメイン基板の焼損がない部分を確認したところ、ほこりの付着や結露の痕跡が認められた。○当該製品は、浴室横の脱衣所兼洗面所の壁面に設置された状態で15年9か月使用されていた。●当該製品は、高温多湿環境に設置されたため内部に湿気が浸入し、基板上でトラッキング現象が生じて焼損したものと推定される。なお、施工説明書には、「高温・多湿、ほこりの多い場所(脱衣所、車庫、納屋、物置、屋根裏等に)に設置しない。」旨、記載されている。	(受付:2020/11/17)
A202000609 2020-1177 2020/10/15 (事故発生地) 鹿児島県	携帯電話機(スマートフォン)	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品に内蔵されたバッテリーのリチウムイオン電池セルが焼損していた。○バッテリーの制御基板は、部品及び配線が純正品と異なることを確認した。○本体のメイン基板等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○取扱説明書には、「バッテリー交換は事業者の認定を受けた修理店に依頼する。」旨、記載されているが、バッテリー交換に関する情報は不明であった。●当該製品に内蔵されていた非純正バッテリーのリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/11/19)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202000616 2020-1188 2020/10/18 (事故発生地) 東京都	タブレット端末	電車内で子供(9歳)が落ちた当該製品を拾い上げ、抱えて下車しようとしたところ、当該製品を溶融する火災が発生し、1名が胸部に火傷を負った。 (火災)	調査の結果、○使用者の家族が停車中の電車から下車する際、当該製品を床に落とし、使用者が拾い上げたが、発熱したため手を離し、再度落下させた際、当該製品端部が電車内の床に当たり、その直後に発煙、出火した。○当該製品は、液晶面にひび割れが認められ、背面のバッテリーに接している箇所の樹脂製外郭が焼失していた。○バッテリー内蔵のリチウムポリマー電池セルは著しく焼損し、電池セルの電極体の端部が欠損しており、当該欠損部を起点とする放射状のしわが認められた。○メイン基板及び内部配線に出火の痕跡は認められなかった。○事故発生日以前にも当該製品を何度か落下させたことがあるとの申出内容であった。●当該製品を落下させた際に、内蔵のリチウムポリマー電池セルに外力を加えたため、電池セルが異常発熱して出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「当該製品を落下させない。火災の原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2020/11/24)
A202000637 2020-1227 2020/11/19 (事故発生地) 東京都	エアコン(室外機)	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は10階のベランダで使用されており、当該製品の隣に他社製のエアコン室外機が設置されていた。○当該製品のファンが焼失し、ファン周辺の樹脂製外郭が焼損していた。○ファンモーター、基板、リアクター、圧縮機、圧縮機周辺のリード線等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の隣に設置されていた他社製のエアコン室外機の焼損状況については情報を入手できなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の内部に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/12/01)
A202000649 2020-1261 2020/11/20 (事故発生地) 神奈川県	電気衣類乾燥機	工場で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、正面上部が焼損し、天面には被熱による変色が認められたが、背面及び左右の側面に焼損等の異常は認められなかった。○ドラム内の焼損が著しく、燃え残ったタオルが確認された。○燃え残ったタオルは工場内で油を拭き取ったものであり、乾燥状態で、油臭が確認された。○内部の電気部品、電源コード及び電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。●当該製品は、油分が付着したタオルを乾燥したため、残留していた油脂成分が酸化熱により自然発火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「油や引火物が付着した洗濯物、引火の可能性のある洗濯物を乾燥しない、油などの酸化熱による自然発火や引火のおそれがある。」旨、記載されている。	(受付:2020/12/08)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202000668 2020-1285 2020/11/20 (事故発生地) 東京都	電子レンジ	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○事故発生時、当該製品は使用されていなかった。○当該製品の外觀は、底面右側後方にかけて脚カバーの一部が焼失し、下側に著しい焼損が認められた。○当該製品のD/Cファン、アンテナモーター、ポンプユニットモーター、基板、その他配線類等の電気部品に出火の痕跡は認められず、電流ヒューズも切れていなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/12/11)
A202000680 2020-1304 2020/11/29 (事故発生地) 岡山県	ヘアドライヤー	当該製品を使用後、当該製品の電源コード部を溶融し、周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は巻き付けた状態で長期保管され、1年ほど前から再使用后も電源コードを本体に巻き付けて保管されていた。○当該製品は、断線箇所以外に目立った焼損、破損は認められず、樹脂の硬化も認められなかった。○電源コードの被覆に著しい劣化は認められず、経年劣化による被覆の破損の痕跡は確認できなかった。○電源コードは断線部の双方の芯線先端に溶融痕が認められ、芯線は外部の被覆よりも短くなっていた。●当該製品は、電源コードに繰り返し屈曲等の外力が加わり、内部の芯線が断線、スパークが発生して火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、使用中の注意事項として「コードを本体に巻き付けると、断線などの原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2020/12/15)
A202000681 2020-1305 2020/12/02 (事故発生地) 東京都	スチームアイロン	公共施設で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、アイロン本体のベース部近傍の樹脂製外郭が溶融していた。○アイロン本体の取っ手部に貼付されている温度設定ボタンを兼ねた表示ラベルは、設定ボタン部が破損して内部の制御基板が見える状態であり、ラベルの上には他製品の表示ラベルが剥がれかかった状態で重ね貼りされていた。○アイロン本体内部のベース上部、制御基板、サーミスター、温度過昇防止器に白い異物が付着していた。○付着した白い異物の有無による温度過昇防止器の温度特性を確認した結果、付着物が有る場合は無い場合と比較して、温度過昇防止器に熱が伝わりにくく、通電停止動作が遅れる状態が認められた。○当該製品の給電スタンドに出火の痕跡は認められなかった。●当該製品は、表示ラベルの破損箇所から内部に水分が浸入したため、温度制御及び過昇防止器が正常に動作しなかったため、ベース部が過熱したものと推定される。なお、取扱説明書には、「異常、故障がある時は、使用を中止し、コンセントから電源プラグを抜いて、必ず販売店に点検を依頼する。」旨、記載されている。	(受付:2020/12/15)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202000692 2020-1320 2020/12/07 (事故発生地) 東京都	電気ストーブ	当該製品を使用中、当該製品の電源プラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品本体に焼損は認められず、電源コードを取り替えたところ正常に動作した。○電源プラグのコードプロテクター先端部の芯線に断線及び溶融痕が認められた。○電源プラグの栓刃がわずかに湾曲していた。○取扱説明書には、「電源コードを乱暴に扱わない。」「電源コードが傷んだときは使用しない。」及び「必ず電源プラグを持って抜く。」旨、記載されている。○当該製品は冬に延長コードに接続されて使用されていたが、電源プラグの抜き差し方法及び頻度等の情報は得られなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、電源プラグのコードプロテクター部に過度な外力が加わったため、電源コードが断線、スパークし、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/12/18)
A202000701 2020-1352 2020/11/21 (事故発生地) 東京都	電気あんか	使用者(70歳代)が当該製品を使用 中、左足に火傷を負った。 (重傷)	調査の結果、○当該製品にタオルを巻き、温度設定「強」で、体から離して使用していたが、就寝中に足が触れる可能性はあるとの使用者の申出内容があった。○当該製品外観及び内部の電気部品に異常は認められなかった。○「強」運転時の表面温度の最高値は67.3℃であり、電気用品安全法の技術基準に適合していた。○本体表示、注意ラシ及び取扱説明書には、「40～60℃の比較的低い温度でも、皮膚の同じ箇所が長時間触れていると低温火傷の恐れがある。低温火傷防止のため身体から離して使用する。」旨、取扱説明書には、「強にしたまま就寝すると低温火傷を起こすことがある。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/12/22)
A202000715 2020-1387 2020/12/13 (事故発生地) 東京都	アイロン	当該製品を使用中、当該製品を溶融する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品を給電スタンドで加熱中、煙が出たとの申出内容であった。○当該製品は、ベース(かけ面)と断熱板の間で隙間が広がり、ベース端部に打痕があり、断熱板が熱で溶融していた。○当該製品内部は、気化室に2箇所の隙間が認められ、隙間からスチームが漏れることが確認された。○ヒーター、リレー等の電気部品及び制御回路に出火の痕跡はなく、温度ヒューズは切れていた。○保護装置の温度過昇防止器は変形し、導通状態で固着していた。●当該製品は、落下等の強い衝撃力で温度過昇防止器が故障、気化室に隙間ができ、加熱中に隙間からスチームが漏れてサーミスターと温度ヒューズに付着したため高温状態を検知できず、ヒーターが連続通電となり、事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「落下させるなどしてアイロンに損傷や水漏れがある場合は使用しない。」旨、記載されている。	(受付:2020/12/24)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202000726 2020-1382 2020/11/10 (事故発生地) 埼玉県	ヘアドライヤー	当該製品を使用中、当該製品の電源コード部を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○使用者は当該製品を保管する際、本体に電源コードを巻き付けていたほか、当該製品は時々電源が入らないことがあったとの申出内容であった。○当該製品の本体に焼損は認められなかった。○電源コードがコードプロテクターの根元で断線し、断線部に熔融痕が認められた。○電源プラグに焼損は認められなかったが、栓刃に変形が認められた。○本体内部のヒーター、モーター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品は、保管時に電源コードを本体に巻き付けていたためコードプロテクター部に繰り返し応力が加わり、芯線が半断線状態となり、短絡、スパークして出火に至ったものと推定される。また、使用者が、事故発生前に時々電源が入らなくなる不具合を知りつつ使用を継続したことも事故発生に影響したものと考えられる。なお、取扱説明書には、「本体に電源コードを巻き付け収納しない。断線し、短絡、発火、けがの原因となる。」「スイッチを入れても運転しない症状があるときは使用を中止する。」旨、記載されている。	(受付:2020/12/28)
A202000743 2020-1404 2020/12/24 (事故発生地) 福島県	エアコン（室外機）	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品は、右側面の焼損が著しく、前面パネル、室外機ファン、右側の配管カバー等の樹脂製部品が焼損していた。○基板パターン面は全体的に焼損していたが、短絡痕や出火の痕跡は認められなかった。○内部配線に短絡痕は認められなかった。○コンプレッサ一部に焼損やすずの付着が認められたが、端子及びコンプレッサ本体の変形はなく、出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/01/06)
A202000747 2020-1361 2020/12/14 (事故発生地) 北海道	ノートパソコン	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○事故発生時、当該製品は使用されておらず、充電も行われていなかった。○当該製品は樹脂製外郭の一部が焼損していたが、内部基板、バッテリー等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/01/06)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202000784 2020-1485 2020/12/20 (事故発生地) 山形県	電撃殺虫器	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、タイマー付きコンセントを介して壁コンセントに接続され、夕方から翌朝まで通電を繰り返す設定で使用されていた。○当該製品は屋外の軒下に設置され、事故発生日は風と雪が強く当たっていた。○蛍光管内部に雪が付着していた。○蛍光管は2本取り付けられており、片側の端子部分及びその周辺の焼損が著しかった。●屋内用である当該製品を屋外で使用したため、雪が当該製品に付着し、溶けた雪が蛍光管端子部に浸入して短絡したため出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「本器は屋内用であり、雨のあたる所や、湿気の多い場所では使用できない。」、当該製品本体には、「屋内用である。」旨、記載されている。	(受付:2021/01/19)
A202000813 2020-1526 2021/01/11 (事故発生地) 新潟県	エアコン	異臭と異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、正面に向かって左側及び背面左側の樹脂部品や断熱用ウレタンが焼損していたが、右側電装部に焼損は認められなかった。○ファンモーター、制御基板、リード線、内外連絡線及び端子台に熔融等出火の痕跡は認められなかった。○電源コードは電源プラグの樹脂部分に焼損が認められたが、栓刃に熔融や変色はなく、かしめ部は正常で出火の痕跡は認められなかった。●当該製品に出火の痕跡は認められず、露出コンセントに接続している屋内配線を壁にステーブルで固定したため固定位置で短絡が生じ出火して延焼したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/01/27)
A202000821 2020-1511 2021/01/12 (事故発生地) 福岡県	エアコン(室外機)	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、樹脂製の外郭が機械室部分を除いて焼失または熔融し、送風ファンが焼失していた。○制御基板は焼損しておらず、出火の痕跡は認められなかった。○機械室の圧縮機、端子盤、四方弁等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○ファンモーター及び内部配線に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/01/28)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A202000827 2020-1558 2020/12/23 (事故発生地) 千葉県	充電器	当該製品でバッテリーを充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。(A202000929、A202000937と同一事故)	調査の結果、○事故発生時、当該製品にインターネット通販で購入した非純正品のバッテリーが接続されていたが、事故発生の4時間前に充電は正常に終了し、近傍にはバッテリーが接続された状態の他社製充電器が置かれていた。○当該製品は、バッテリー装着部の樹脂製外郭に焼損が認められたが、バッテリー接続端子とバッテリーの接続金具は嵌合し、溶融痕等の異常は認められず、当該製品内部の基板及びその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品に接続されていた非純正バッテリーは樹脂製外郭が焼失し、内部のリチウムイオン電池セル10個は著しく焼損しており、内部の電極体が飛び出していた。○近傍に置かれていた他社製充電器は、全体が焼損し、接続されていたバッテリーは外郭が焼失し、電池セル及び基板が焼損していた。○取扱説明書には、「指定した専用バッテリー以外は充電しない。充電器の性能や安全性などを損なう恐れがあり、火災やけが、故障、破裂などの原因になる。」旨、記載されている。●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、当該製品に接続されていた非純正バッテリー又は近傍で使用されていた他社製充電器、バッテリーから延焼して焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/02/01)
A202000828 2020-1559 2020/07/23 (事故発生地) 沖縄県	充電器	当該製品でバッテリーを充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。(A202000829と同一事故)	調査の結果、○当該製品は、工事現場で気温34℃の炎天下、電動工具用収納ケース内に収納され、バッテリーを充電していたとの申出内容であった。○焼損した電動工具収納ケースは樹脂が溶融して大きな塊状になっており、焼損物の塊の中に当該製品が埋没し、当該製品の近くにバッテリーの制御基板が露出していた。また、バッテリーは著しく焼損し、リチウムイオン電池セルが飛散していた。○電流ヒューズは切れておらず、制御基板に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品電源コードは、制御基板から18cm離れた本体外側の位置で断線しており、断線部に溶融痕は認められなかった。○当該製品本体のその他の電気部品に、出火の痕跡は認められなかった。●当該製品に出火の痕跡は認められず、バッテリーからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/02/01)
A202000834 2020-1563 2021/01/17 (事故発生地) 東京都	照明器具	商業施設で当該製品を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○ブレーカーが切れたので確認すると、廊下で使用されていた当該製品の配線が焼損していた。○当該製品は、端子台の電源接続部周辺が焼損していた。○端子台の電源接続部に挿入された電源線のうち1本が焼損し、先端に錠ばねに差し込まれた痕跡は認められなかった。○焼損した電源線が接続されていた端子金具及び錠ばねに溶融が認められたが、錠ばねに変形は認められなかった。○二次側端子台から線間内の抵抗を測定した結果、アース線と白線間にて絶縁抵抗値の低下が認められた。○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の設置、施工の際、電源線の端子台への挿入が不十分であったため、配線と接続金具の接続部で接触不良が生じて異常発熱し、出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「電源電線の被覆は指定の長さをむき、1本ずつ確実に差し込む。差し込み不十分は、感電、火災の原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2021/02/02)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202000845 2020-1579 2020/12/13 (事故発生地) 東京都	美顔器	当該製品を使用後、体調を崩したため救急搬送され、目の負傷が確認された。 (重傷)	調査の結果、○使用者が当該製品をまぶたに使用後、両目の角膜を負傷した。○当該製品の外観に異常は認められなかった。○当該製品の温度、イオン出力について検査した結果、事業者の社内規格値内で異常は認められなかった。○当該製品の動作確認を行った結果、振動や電場に異常は認められなかった。○取扱説明書には、「まぶたに使用しない。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の外観及び動作に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/02/04)
A202000861 2020-1600 2021/01/31 (事故発生地) 東京都	携帯電話機（スマートフォン）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。（A202000947と同一事故） (火災)	調査の結果、○事故発生時、当該製品は、他社製ACアダプターを接続して充電中であった。○当該製品のコネクタ差込口及び周辺の外郭に焼損が認められたが、コネクタ差込口付近の電子部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品に接続されていた他社製ACアダプターのコネクタの樹脂製外郭に焼損が認められ、コネクタ部の芯線と基板の接続部周辺に焼損が認められ、短絡していた。○事故発生後、当該製品に純正ACアダプターを接続したところ、正常に動作した。●当該製品は、本体に出火の痕跡は認められないことから、接続されていた他社製ACアダプターからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/02/09)
A202000866 2020-1604 2021/01/27 (事故発生地) 東京都	電気カーペット	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は犬を飼育していた居間で使用されており、事故発生時、当該製品コントローラー近傍の床が黄色の液体でぬれていた。○当該製品のコントローラーの電源コードコネクタ接続部近傍の樹脂製外郭に直径約10mmの焼損箇所があり、炭化して穴が空いていたが、その他に外観上の異常は認められなかった。○コントローラー内部の電源コードコネクタ接続部が焼損し、刃受金具及び栓刃が焼失していた。○基板、ヒーター線、電源プラグ及び電源コードに出火の痕跡は認められなかった。○コントローラー内部から、アンモニア、カリウム化合物、ナトリウム化合物、カルシウム化合物及び尿素が検出された。○取扱説明書には、「操作部に水、お茶等をこぼさない。」旨、記載されている。●当該製品のコントローラー内部に犬の尿が浸入したため、コントローラーの内部の電源コードコネクタ接続部でトラッキング現象が生じて出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/02/09)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202000876 2020-1639 2020/12/12 (事故発生地) 東京都	加湿器（スチーム式）	当該製品を床に置いて使用中、当該製品に足が当たり倒れた際に蓋が開き、湯がこぼれ、子供が両足首に火傷を負った。 (重傷)	調査の結果、○不特定多数の人がいる部屋の中で当該製品を使用中、1人の足が当該製品にぶつかり、当該製品が転倒して熱湯がこぼれ、近くにいた子供の両足首に掛かり、火傷を負った。○当該製品は、蓋に付いている蓋ロックレバーをスライドさせ、蓋開閉つまみを押さなければ蓋を開くことができない構造であった。○当該製品の外観は、蓋及び本体にこすりつけたような黒色の汚れの付着が複数箇所認められたが、変形、破損等の異常は認められなかった。○上蓋及び容器側のロック機構に異常は認められなかった。○上蓋の開閉動作に異常はなく、閉じる際にも「カチッ」と正常に音がすることを確認した。○当該製品及び同等品の蓋を正しく閉じて転倒させたが、蓋が開くことはなかった。●当該製品に異常は認められず、正しく蓋を閉めた状態で転倒させても蓋が開くことがなかったことから、蓋が完全に閉まっていなかった当該製品を倒した際、蓋が開いて熱湯が流れ出し事故に至ったものと推定される。なお、本体表示及び取扱説明書には、「転倒すると熱湯がこぼれるため、幼児の近くや不安定な置き場所で使わない。」、「蓋を「カチッ」と音がするまで確実に押し込む。」旨、記載されている。	(受付:2021/02/12)
A202000880 2020-1665 2021/01/22 (事故発生地) 新潟県	電気ポンプ	異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、降雪又は温度センサーにより気温(0℃)を感知すると起動し、5分間運転、5分間停止を繰り返すよう設定されていた。○事故発生時の外気温は、氷点下10℃まで下がっていた。○モーターコイルが全体的に黒く熱変色していたが、ガバナスイッチやコンデンサー等に異常は認められなかった。○当該製品は、過負荷保護装置を未設置の状態で使用していた。●当該製品は、設置時に過負荷保護装置が取り付けられていなかったため、ポンプ内の水が凍結した際、モーターがロック状態になり、過電流が流れて異常発熱し、出火に至ったものと推定される。なお、過負荷保護装置について、本体には、「この機械は屋内配線に電動機用過負荷保護装置を取り付ける。」旨、また、取扱説明書には、「過負荷保護装置は内蔵されていないので、電動機焼損防止のため、定格電流に合致した過負荷保護装置(サーマルプロテクター等)を設置する。」旨、記載されている。	(受付:2021/02/15)
A202000884 2020-1668 2021/01/28 (事故発生地) 神奈川県	電気洗濯機	当該製品の電源コード部及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、2年前に中古で購入したもので、事故発生時は使用していなかったが、電源プラグは壁コンセントに接続されていた。○当該製品左側上部に神棚が設置されており、当該製品内部から神棚の上に置かれていたろうそくの容器が複数確認された。○当該製品は、左側面及び背面上部の焼損が著しく、本体天面の蓋、操作部の樹脂製部品が溶融、焼損していた。○電源コードは、断線部に溶融痕が認められたが、通常使用では外力が加わらない箇所であった。○基板にはすすや溶融した周辺樹脂部品が付着していたが、電流ヒューズは切れていなかった。○内部配線、モーター、コンデンサー等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は電源コードの断線、溶融痕以外に出火の痕跡は認められず、当該箇所は通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/02/16)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202000915 2020-1650 2021/02/05 (事故発生地) 愛知県	USBケーブル	当該製品を使用して携帯電話機（スマートフォン）を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。（A202000939と同一事故）	調査の結果、○当該製品は、USBタイプCコネクタの外郭樹脂が溶融し、内部に焼損が認められた。○コネクタの内部は、4本ある接続ピンの1本で付近の絶縁樹脂に焼損が認められた。○全ての接続ピンで痩せ細りが認められ、焼損箇所の接続ピンの痩せ細りが著しかった。○接続ピン表面を元素分析した結果、塩素及びカルシウムが検出された。○GNDに接続される内部の金属プレートを元素マッピング分析した結果、塩素、カルシウム及び銅が広範囲に検出された。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のコネクタ内部に塩素系の異物が侵入したため、イオンマイグレーションが発生して端子ピンから銅が溶出し、短絡が生じて異常発熱し、焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/02/25)
A202000933 2020-1743 2021/02/18 (事故発生地) 千葉県	エアコン（室外機）	当該製品を使用中、異臭と異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しており、1名が軽傷を負った。	調査の結果、○当該製品のファン、ファンガード、フィンガード、左側の架台後ろ側及び左側面の取っ手が焼失しており、背面の熱交換器右上のアルミフィンが溶融していた。○制御基板、ファンモーター、圧縮機等の電気部品に出火の痕跡は認められず、電流ヒューズは切れていなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/03/04)
A202000941 2020-1759 2021/02/21 (事故発生地) 長野県	電気カーペット	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品は、1994年製の電気カーペットで、ヒーター線と検知線の2線式であった。○コントローラー部の上蓋及び下蓋が一部に焦げが認められ、基板上的温度ヒューズ（抵抗付き）部分の焼損が著しく、温度ヒューズは切れていたが、基板裏面の温度ヒューズの両端子にリード線がはんだ付けされていた。○温度ヒューズ部の基板端側の抵抗及び基板中央側の抵抗並びにリード線の抵抗を測定し比較した結果、発熱の可能性が高いのは基板中央側抵抗であった。○カーペット部は、ヒーター線が黒く焦げ断線している箇所が認められたが、周囲に焼損は認められなかった。○その他の電気部品に異常は認められなかった。○取扱説明書及び本体の取扱注意表示には、「ご自分で分解修理は絶対にしない。」旨、記載されている。●当該製品は、温度ヒューズをリード線で短絡させた状態で使用を続けていたため、コントロール部基板上の温度ヒューズ近傍の抵抗に通電が継続して異常発熱し焼損したものと推定される。	(受付:2021/03/08)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A202000954 2020-1774 2020/12/15 (事故発生地) 京都府	加湿器（スチーム式）	店舗で当該製品を使用中、蓋を開けたところ、内容物がかかり、右足に火傷を負った。 (重傷)	調査の結果、○当該製品は、櫛チップを入れ、満水表示以上の水を入れた状態で使用されていた。○当該製品の外觀及び各部品に変形及び破損等の異常は認められなかった。○容器内部に櫛チップの付着及び汚れが認められた。○内蓋の内部及び蒸気経路内部に多量の櫛チップが付着及び蒸気口チューブの入口にて櫛チップの詰まりが認められた。○櫛チップを入れ、満水表示以上の水を入れた状態で実験を行った結果、湯の漏れ及び蓋を開いたときの湯の噴き出しが再現した。●当該製品は、櫛チップを入れ、満水表示以上の水を入れた状態で使用されていたため、蒸気チューブ入口を櫛チップが塞ぎ、蒸気の排出が妨げられ、内圧が上昇し、湯の漏れ及び蓋を開いたときの湯の噴き出しが発生したものと推定される。なお、取扱説明書には、「水道水以外のものを入れない。満水表示以上の水を入れない。」旨、記載されている。	(受付:2021/03/11)
A202000956 2020-1775 2021/02/23 (事故発生地) 広島県	エアコン	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は前面パネルが焼失し、本体上部から右側裏面にかけて著しい焼損が認められた。○電装ボックスは上部の外郭樹脂の焼失や内部のプリント基板の一部焼失が認められたが、残存する電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○端子盤は外郭を焼損していたが、配線接続部に断線や溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。○室内の廻り縁に取り付けられたコンセントから下に20cmくらいの位置で電源コードに断線及び溶融痕が認められ、本体の焼損が著しい右側裏面付近に位置していたが、通常使用では外力が加わらない箇所であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は電源コードの断線、溶融痕以外に出火の痕跡は認められず、当該箇所は通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/03/12)
A202000968 2020-1793 2021/03/05 (事故発生地) 秋田県	電気オープン	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○事故発生時、使用者は当該製品に調理済みの大きめのから揚げ1個を入れ、温度設定230℃でタイマーを50分程度にセットして外出しており、以前から同様に使用していた。○当該製品の外装を外したところ、操作内部は著しく焼損していたが、ヒーター線に異常はなく、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○タイマーつまみはオフの位置に戻っており、サーモスタットの接点は閉じていたが、作動することが確認された。○取扱説明書には、「必要以上に加熱しない。」「調理中に本体から離れない。」「調理時間の目安として唐揚げ(300g)は8~10分で調理する。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/03/17)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202000969 2020-1794 2021/01/11 (事故発生地) 島根県	換気扇	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品の焼損は著しく、樹脂製のルーバー、ファン等は焼失していた。○速結端子が焼損し、芯線を押さえるばねが溶融していた。○速結端子に接続されていた電源用電線の芯線先端が溶融していた。○浴室天井に電源用電線を引き出すための穴の加工が行われておらず、湿気の通る換気穴を通して速結端子に接続されていた。○当該製品本体と壁面との密着面の間に、防水のためのコーキング処理が施された痕跡は認められなかった。○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品に接続されていた電源用電線が換気穴を通して速結端子に接続されていたことから、入浴中の湿気が電源用電線等で結露し、その水分が電源用電線を伝って速結端子内部に浸入したため、トラッキング現象を生じて異常発熱し、出火したものと推定される。なお、工事説明書には、「天井に穴をあけて電源用電線を引き出す。」、「本体の壁面密着面にはコーキング材を塗布する。」旨、記載されている。	(受付:2021/03/17)
A202000970 2020-1795 2020/10/12 (事故発生地) 兵庫県	電気サウナバス	当該製品を使用中、右足に火傷を負った。 (重傷)	調査の結果、○当該製品は、使用者の頭以外の部分をフィルムヒーター内蔵のかまぼこ形ドームで覆うことにより、ドームから発せられる遠赤外線が発汗を促すサウナバスである。○当該製品に変色、変形等の外観上の異常は認められなかった。○当該製品を動作させて、ヒーター一部等の温度を測定したところ、動作の異常及び異常発熱は認められなかった。○事故発生時の使用時間、温度設定等の詳細な使用状況は不明であった。○取扱説明書には、「医師から入浴を禁じられているとき、炎症を起こしているとき、使用中に気分が悪くなったときに使用しない。旨使用中に身体の痛みや体調の不調を感じたときに、医師に相談する。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な使用状況等が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/03/17)
A202000982 2020-1738 2021/02/21 (事故発生地) 愛知県	エアコン	施設で当該製品を使用中、火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 (火災)	調査の結果、○当該製品の外観は、正面から見て右側の焼損が強く、左側は樹脂製外郭の一部が焼け残っていた。○内部右側のファンモーターは確認できなかったが、ファンモーターの隣にある制御基板はほとんど焼損しておらず、出火の痕跡は認められなかった。○接続端子台に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の電源コードは両極とも途中で切断されて、ドレン排水用の他社製ドレンアップキットの電源コードが手より接続でつながれており、片極の手より接続部に熔融痕が認められた。●当該製品は、設置業者が当該製品の電源コードを途中で切断し、他社製ドレンアップキットの電源コードを手より接続していたため、接触不良が生じて異常発熱し、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書及び据付説明書には、「電源コードの加工、途中接続はしない。火災の原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2021/03/19)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202000991 2020-1938 2021/02/06 (事故発生地) 愛知県	介護ベッド	使用者（80歳代）が当該製品を使用 中、背上げ部を起こしていたところ、急 に背上げ部が下がり、負傷した。 (重傷)	調査の結果、○当該製品をレンタルし、使用16日目に事故が発生した。○当該製品は、背 上げアクチュエーターが背上げ部から外れていた。○背上げアクチュエーターは、背上げ部に 連結ピンで固定される構造であるが、連結ピンに装着される抜け防止用のスナップピンは、使 用者宅から見つからなかった。○製造事業者は、過去に背上げアクチュエーターの連結ピンが 外れる事故があったため、連結ピンとスナップピンの仕様を変更し、レンタル卸業者に無償 配布していたが、当該製品の連結ピンは交換されていなかった。●当該製品は、レンタル卸事 業者が連結ピンとスナップピンの交換を行わず、かつ、レンタル前の点検も十分でなかったた め、背上げアクチュエーターの連結ピンが外れ、背上げ部が急に下がり、事故に至ったものと 推定される。	(受付:2021/03/23)
A202000996 2020-1951 2021/03/06 (事故発生地) 愛知県	タブレット端末	工場で当該製品及び周辺を焼損する火 災が発生した。（A202100010、 20210669と同一事故） (火災)	調査の結果、○当該製品の焼損は著しく、樹脂製部品は全て溶融していた。○基板類は全体的 的に焼損していたが、局所的な焼損等、出火の痕跡は認められなかった。○バッテリーは、リ チウムイオン電池セル6個の電極体に焼損は認められず、出火の痕跡は認められなかった。○ ACアダプターは樹脂製外郭の一部が焼損していたが、内部の電気部品は焼損していなかった。 ●当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定 される。	(受付:2021/03/25)
A202001000 2020-1953 2021/03/10 (事故発生地) 沖縄県	電気オープン	当該製品を使用中、当該製品の庫内を 焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品で食材を加熱する際に、火力切替つまみを最大（1000W）にし て使用していた。○使用者が食材を加熱中、目を離し食材が燃えた際に、扉を開けた。○庫内 の焼き網の上に炭化した食材が付着していたが、ヒーター等に破損はなく、異常は認められな かった。○当該製品の電源コード、内部配線及びその他の電気部品に異常は認められず、正常に 動作した。●当該製品に異常は認められず、食材が著しく炭化していることから、食材を過熱 したことにより出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「必要以上に加熱しな い。使用中は本体から離れない。発煙・発火した場合は、扉を開けない。」旨、記載されてい る。	(受付:2021/03/26)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A202001022 2021-0025 2021/03/20 (事故発生地) 東京都	携帯電話機 (スマートフォン)	店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、バッテリー装着部付近の樹脂製外郭が焼失していた。○リチウムイオン電池セルは、膨張及び下部の開口が認められ、当該製品背面の右側下の位置で巻回構造の電極体に穴空きが確認された。○電池セルについてX線CT観察を行った結果、電極体の穴空き箇所を外側から内側に向かって電極が折れ曲がっていた。○基板等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品のログ解析の結果、異常発熱等の記録は認められなかった。●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、リチウムイオン電池セルの電極体に穴空きが認められたことから、外力によって短絡が発生したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/03/31)
A202100001 2021-0033 2021/03/20 (事故発生地) 岐阜県	パワーコンディショナ (太陽光発電システム用)	異臭がしたため確認すると、当該製品の内部部品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、天面右側にすずが付着し、内部の直流フィルター基板に焼損が認められた。○金属筐体内側の、直流フィルター基板の直下にあたる箇所から、尿素が検出された。○当該製品カバー内部に、猫の毛と推定される異物が認められた。○使用者は猫を飼っており、当該製品の上に猫が乗っていることがあった。●当該製品は、内部に猫の尿が浸入したため、直流フィルター基板でトラッキング現象が発生し、出火に至ったものと推定される。	(受付:2021/04/01)
A202100002 2021-0034 2020/05/19 (事故発生地) 石川県	携帯電話機 (スマートフォン)	当該製品で通話しようとしたところ、異常音がし、左耳を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○使用者が、当該製品でスマートフォンのアプリケーションを使用して電話をかけたところ、通話相手がビデオ通話のアイコンをタップしたため、スピーカーがビデオ通話状態になり、左耳に当てていたスピーカーから爆発音が生じ、左耳が聞こえ難くなったとの申出内容であった。○当該製品は、通常通話の際に耳に当てて使用する上部スピーカーと、音楽再生時などに音が出力される底部スピーカーが搭載され、ビデオ通話等では、上部スピーカーに加え、底部スピーカーが動作し、両スピーカーから同時に音が出る仕様であった。○当該製品の外觀に損傷はなく、正常に動作し、各スピーカーの音量は正常であった。○同等品を調査した結果、使用していたアプリケーションのビデオ通話は、着信後、一旦通常通話で応答した後、画面上のビデオ通話のアイコンをタップする必要があり、通常通話からビデオ通話に切り替えると、通話相手もビデオ通話に切り替わる状況であった。○同等品のアプリケーション使用時の通常通話及びビデオ通話中の音量を測定した結果、各スピーカーの音量は、音源の音量を下回っていたが、ビデオ通話は通常通話よりも大きな音量であった。○事故発生時に、通話相手が充電用ケーブルのコネクタを抜いた、との情報があることから、この動作による音量を測定したところ、非常に短く瞬間的な音はするものの、継続的な音や100dBを超える音量は確認されなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の動作及びスピーカー音量に異常はなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/04/01)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202100008 2021-0056 2021/03/13 (事故発生地) 岩手県	電気あんか	当該製品を使用中、右足に火傷を負った。 (重傷)	調査の結果、○本体及び電源コードに焼損等の異常な発熱の痕跡は認められなかった。○使用者は温度設定「強」で当該製品を使用していた。○当該製品の動作確認をした結果、本体に異常な発熱は認められず、温度調節を「強」に設定した場合の表面温度は事業者の規格内(60±5℃)であった。○本体内部に少量のほこりや汚れはあるものの焼損や焦げ、断線等は認められなかった。○取扱説明書及び本体表示には、「低温火傷のおそれがあり、身体からはなして使用する。」旨、注意記載されている。●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/04/05)
A202100022 2021-0073 2021/03/12 (事故発生地) 東京都	ACアダプター(ゲーム機用)	当該製品にゲーム機を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。 (火災)	調査の結果、○事故発生時、4口延長コードに当該製品を接続、当該製品をゲーム機に接続して使用していたとの申出内容であった。○当該製品の樹脂製外郭は著しく焼損していた。○基板は焼損し、二次側の一部の電気部品が脱落し、付近の銅箔パターンの一部が焼失していたが、基材に穴空き及び欠損は認められなかった。○栓刃及びDCコードに出火の痕跡は認められず、電流ヒューズは切れていなかった。○当該製品に接続していたゲーム機に出火の痕跡は認められなかった。○事故発生時、当該製品を接続していた4口延長コードには他の製品も接続されていたが、接続負荷、焼損状況等は不明であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/04/09)
A202100028 2021-0092 2021/03/22 (事故発生地) 東京都	IH調理器	当該製品を使用中、鍋の内容物から出火する火災が発生し、当該製品の周辺を焼損した。 (火災)	調査の結果、○使用者は、鍋に油を入れて当該製品で加熱中、その場を離れていた。○使用していた鍋は鍋底に反りがあり、鍋に入れた油の量は少なく、設定温度の高い加熱調理モードを使用していた。○当該製品は、内部及び電気部品等に異常は認められず、使用可能であった。●当該製品に異常が認められないことから、鍋底が反った鍋で少量の油を加熱モードで加熱し、その場を離れていたため、油が過熱し、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「底にそりのない鍋を使う。」、「1L未満の油で調理しない。」、「調理中はそばを離れない。」旨、記載されている。	(受付:2021/04/13)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A202100046 2021-0113 2021/03/08 (事故発生地) 京都府	電気ケトル	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○事故発生時、使用者は外出中で、当該製品は使用されていなかった。○当該製品の焼損は著しく、樹脂部は焼失し、本体ヒーター部、電源プレート及び電源コードが残存していた。○電源コードは、本体から約20cmの位置で断線し、断線部に熔融痕及び芯線のばらつきが認められたが、通常の使用において外力が加わる位置ではなかった。○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品本体に出火の痕跡は認められず、当該製品の電源コードが断線して出火したものと考えられるが、熔融痕ができた位置が通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/04/16)
A202100052 2021-0336 2021/04/04 (事故発生地) 神奈川県	ペット用ヒーター	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品のヒーター部に焼損は認められず、電源プラグ及び電源コードの一部が焼損していた。○電源プラグの栓刃の根元に熔融痕が認められ、栓刃間の絶縁樹脂が一部焼失していたが、栓刃にスパーク痕は認められなかった。○電源コードは一部の絶縁被覆が焼損し、芯線には熔融痕が認められたが、外力が加わる位置ではなかった。○3口延長コードに接続されていたその他の電気製品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品は中古品として入手したものであったが、入手時期及び入手前の使用状況については確認できなかった。●事故発生以前の詳細な使用状況が不明なため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電源プラグの栓刃間に異物が付着したことにより、トラッキング現象が生じて出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/04/19)
A202100075 2021-0369 2021/04/12 (事故発生地) 東京都	電源プラグ	店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○事故発生時、当該製品は電源プラグとして壁コンセントに接続して使用された状態であり、異臭がしたため確認したところ、当該製品の一部分が炭化していた。○当該製品に、定格範囲内の店舗用照明等の電源コードが接続されていた。○当該製品の片極の栓刃に熔融痕が認められ、樹脂製可動片の片極側が焼損していたが、栓刃可動部をささんだ樹脂製外郭は焼損していなかった。○もう一方の栓刃、栓刃可動部、電源コード接続金具及び電源コードに異常発熱した痕跡は認められなかった。○当該製品は製造から約4年が経過していたが事故発生前の使用状況が不明であった。○消火の際、当該製品を壁コンセントから抜いたところ、コンセントの刃受金具が一緒に引き抜かれた。●当該製品の片極の栓刃が接していた樹脂製可動片のみが焼損していたことから、片極の栓刃とコンセントの刃受金具の間で接触不良が生じて異常発熱したものと推定されるが、可動部をささんだ樹脂製外郭が焼損していなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/04/27)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202100079 2021-0370 2021/02/25 (事故発生地) 東京都	電気カーペット	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は座椅子を上に乗いた状態で使用されており、ヒーター側の座椅子が置かれていた位置に直径約20mmの焦げた穴が空いていた。○右ヒーターの座椅子が置かれていた部分において、ヒーター線が断線しており、座椅子が置かれていた範囲内のヒーター線にのみ樹脂部の変色が認められた。○当該製品の温度ヒューズは、切れていた。○左ヒーター一部はヒーター線に断線等の異常は認められなかった。●当該製品は、座椅子を同位置に長期間乗せて使用していたことで、局部保温によるヒーター線の熱劣化が起り、ヒーター中間層が絶縁低下し、ヒーターと検知線間でスパークが発生、焼損に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「座布団、クッション、布団、座イスなど保温性があるものを局部的に長時間同じ場所に乘せない。本体が過熱して、本体表面、置いたもの、床、畳、敷物等が変色・変形するおそれがあり、故障や事故の原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2021/04/27)
A202100080 2021-0371 2021/04/13 (事故発生地) 東京都	オーブントースター	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、内部に上中下3本ヒーターがあり、ヒーター間の焼き網に、食材を直接または受皿に乗せて置き、加熱できる構造のオーブントースターである。○使用者は、油で揚げた薄切りごぼうを、受皿を使用して当該製品の上段と下段に置き、最大出力の1000Wで10分間のタイマーにセットし、当該製品から離れて夕食をとっていたところ、約5分後、当該製品から出火したとの申出内容であった。○庫内下には炭化した食材が残っていたが、当該製品外観に焼損の痕跡は認められず、通電したところ正常に動作することが確認された。○上段の焼き網と中ヒーターは、すずの付着が著しく、受皿は、上段の底にのみすずの付着が認められた。○ヒーター、切替スイッチ、タイマー、内部配線等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○サーモスタットの動作確認を行ったところ、正常に作動した。○取扱説明書には、「加熱しすぎると、調理物がこげたり、発火の原因になる。必ず本体のそばにいて様子を見ながら使用する。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常が認められないことから、庫内の食品が過熱し、出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/04/27)
A202100086 2021-0344 2021/03/27 (事故発生地) 徳島県	液晶テレビ	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品の左側画面及び背面が焼損し、樹脂製外郭の一部が溶融し、脱落していた。○内部の制御基板、配線等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○電源コードに焼損はなく、電流ヒューズは切れていなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/04/30)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100089 2021-0384 2021/03/31 (事故発生地) 福島県	照明器具	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品の電源コードは本体付近で断線し、溶融痕が確認されたが、通常の使用において外力が加わる位置ではなかった。○当該製品本体に出火の形跡は確認されなかった。○電源を入れているにもかかわらず、ランプが消えることがあった。●事故発生以前の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は電源コードの断線、溶融痕以外に出火の痕跡は認められず、当該箇所は通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/04/30)
A202100090 2021-0385 2021/04/16 (事故発生地) 愛知県	電気給湯機（ヒートポンプ式）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は全体的に焼損しており、樹脂製ファンは全て焼失していた。○圧縮機の端子に焼損は認められず、フェルト製の吸音材の大部分が残存していた。○制御基板は、全体的に焼損が認められたが、局所的な焼損等の出火の痕跡は認められなかった。○ファンモーター、端子台、リアクター、膨張弁コイル等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/04/30)
A202100103 2021-0516 2021/05/02 (事故発生地) 大阪府	L E Dランプ（電球型）	店舗で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○事故発生日の2か月前に、当該製品が設置されていた店舗の従業員が、定期交換でH I Dランプ用の照明器具に当該製品を設置していた。○当該製品が設置されていたH I Dランプ用の照明器具に焼損等の異常は認められなかった。○当該製品は口金部と電球部が分裂した状態で、電球部の内部基板は銅箔パターンの一部が溶融しており、基板上の電子部品に焼損が認められた。○電球部のL E D部品に焼損等の異常は認められなかった。○当該製品の取扱説明書及びパッケージには、「H I Dランプ用器具には絶対に使用しない。」旨、記載されている。●当該製品は、使用不可能であるH I D用照明器具に取り付けて使用していたため、内部の電子部品が過熱されて、口金部と電球部が分裂し、電球部が落下したものと推定される。なお、取扱説明書には、「H I Dランプ用器具には絶対に使用しない。」旨、記載されている。	(受付:2021/05/12)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100106 2021-0533 2021/04/23 (事故発生地) 岐阜県	延長コード	当該製品に電気製品を接続していたところ、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。(A202100255と同一事故)	調査の結果、○当該製品は4口の延長コードであり、タップ部差込口にアロマライト、他社製のACアダプター及び加湿器が接続され、樹脂製外郭の差込口面及び接続されていた機器の電源プラグ等に焼損が認められた。○当該製品は、電源コードの被覆及び電源プラグの樹脂部分は焼失していたが、芯線及び栓刃に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。○当該製品のタップ部の刃受金具及び個別スイッチに溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。○当該製品のタップ部に接続されていた他社製ACアダプターは、樹脂製外郭の栓刃面側が炭化して、栓刃の両極が根元付近で溶断していた。●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、接続されていたACアダプターの栓刃間でトラッキング現象が発生し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/05/13)
A202100119 2021-0573 2021/05/11 (事故発生地) 大阪府	携帯電話機(スマートフォン)	当該製品をズボンの左ポケットに入れていたところ、当該製品が発煙、発熱し、左足に火傷を負った。	調査の結果、○使用者は当該製品をズボンの前ポケットに入れて、建築現場で資材の搬入作業を行っており、搬入作業の直後に当該製品が発熱した。○当該製品のリチウムイオン電池セルの電極体に、電極体の複数層にまで及ぶ直径1mmの貫通痕の穴が認められ、同じ位置の背面外郭ケースにも穴が開いていた。○電極体の貫通痕の穴のふちは、外側から内側方向にへこんでいた。○貫通痕を起点として、電極体に放射状のしわが認められた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に鋭利な物が刺さったため、内部短絡が生じて異常発熱し、焼損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/05/19)
A202100139 2021-0621 2021/03/30 (事故発生地) 福岡県	延長コード	倉庫で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。(A202100138と同一事故)	調査の結果、○当該製品のタップ部には、何も接続されていなかった。○当該製品の電源プラグは焼損が著しかったが、栓刃に溶融痕は認められず、プラグ部に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品のコード途中には、溶融痕が認められたが、通常の使用において外力の加わらない位置であった。○タップ部は焼損しておらず、異常は認められなかった。○電源プラグが接続された、別の延長コードのタップ部周辺は一部の部品を除いて、芯線被覆及び金属部品以外大部分が焼失している状態であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は断線部の溶融痕以外に出火の痕跡は認められず、当該箇所は通常の使用において外力が加わる位置でないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/05/24)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100140 2021-0622 2021/05/17 (事故発生地) 神奈川県	照明器具	当該製品のスイッチを入れたところ、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	調査の結果、○使用者はラピッドスター式の当該製品に、2020年からLEDランプを取り付けていたが、当該製品にLEDランプを使用する際に必要な安定器のバイパス工事が行われていなかった。○使用者は、事故発生の2日前から当該製品が点灯しない場合があることを認識しながら使用を継続していた。○当該製品の外観に焼損等の異常は認められなかった。○内部の安定器巻線に絶縁被覆の焼損と断線が認められ、断線箇所には溶融痕が認められた。 ●当該製品は、使用者がLEDランプを使用する際に必要な安定器のバイパス工事を行わなかったため、当該製品の安定器の巻線が異常発熱してレイヤショートし、出火したものと推定される。なお、事故発生時に使用されていたLEDランプを販売しているインターネット通販サイトの製品説明には、「ラピッドスター式の場合、安定器のバイパス工事が必要となるため、電気工事に相談する。」旨、記載されている。	(受付:2021/05/24)
A202100150 2021-0636 2021/05/16 (事故発生地) 兵庫県	除湿乾燥機	当該製品のプラグ部及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○衣類を乾燥させるため当該製品を使用していたところ、コンセント付近から出火した。○当該製品の電源プラグは、コードプロテクター根元で破断し、破断部の電源コードの芯線に溶融痕が確認された。○電源プラグ内部が焼損し、一方の栓刃金具に接続されるコードが焼失し、焼失したコード周辺の樹脂が焼損していた。○栓刃金具は、電源コードとのカシメ接続部の先端付近が溶融していたが、溶融箇所に変形は認められず、カシメ部に異常は認められなかった。○当該製品本体及び当該製品の電源プラグを接続していたコンセントに出火の痕跡は認められなかった。●事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、電源プラグ内の電源コードに外力が加わり、半断線、焼損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/05/27)
A202100151 2021-0637 2021/03/28 (事故発生地) 北海道	携帯電話機（スマートフォン）	使用者が就寝したところ、当該製品が手に接触し、火傷を負った。	調査の結果、○使用者は、就寝中に当該製品の端子部付近に腕が触れていて火傷を負ったとの申出内容であった。○使用者はカバーを付けて使用していたが、カバーは提供されなかった。○当該製品の外観に異常はなく、正常に使用することができた。○当該製品を保温した中で、アプリケーションを起動させた高負荷状態の温度測定を行ったところ、端子部付近の瞬間最高温度は35.1℃であり、最も温度が高くなったCPU付近の瞬間最高温度は44.8℃で、いずれの温度も継続しなかった。○当該製品を保温した中で、動画再生を継続した状態の温度測定を行ったところ、端子部分の温度は最高で30℃、CPU付近の温度は最高で30.5℃であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に火傷に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/05/27)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100154 2021-0653 2021/05/17 (事故発生地) 埼玉県	エアコン	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品とエアコン（室外機）をつなぐ配管を焼損する火災が発生していた。	調査の結果、○当該製品は、本体は焼損しておらず、室外機との配管のみ焼損していた。○焼損した配管内部は、内外連絡線（3芯）が差込コネクターにより中間接続されており、うち1本の接続部のコネクターが焼失していた。●当該製品は、据付工事の際に施工業者が内外連絡線を途中接続したため、接続部で接触不良が生じて異常発熱し、出火に至ったものと推定される。なお、据付工事説明書には、「室内外ユニット間の配線の間接続は、絶対におこなわない。」旨、記載されている。	(受付:2021/05/31)
A202100163 2021-0667 2021/05/13 (事故発生地) 東京都	照明器具	施設のトイレで当該製品を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品はオフィスビル男子トイレ洗面台内部の底面に設置されており、当該製品の真上に手洗い用石けん液が充填されたボトルが設置されていた。○当該製品は、外観上の異常は認められなかった。○電源基板は、絶縁カバーに焼損及び穴空きが認められ、端部が著しく焼損し、電位差の大きい部位の基板が焼失し、焼損箇所の銅箔パターンが欠損していた。○当該製品が設置されていた取付台及び内部に手洗い用石けん液が付着しており、LEDチップ周辺に腐食が認められた。○端子台及び内部配線に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品は、内部に手洗い用石けん液が浸入して電源基板に付着したため、基板の電位差がある銅箔パターン間でトラッキング現象が生じて焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/06/03)
A202100170 2021-0784 2021/05/26 (事故発生地) 千葉県	ヘアドライヤー	当該製品を使用中、当該製品の電源コード部及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品の本体に変形、破損等は認められなかった。○電源コードの本体側引き出し部分でブッシングが破断し、電源コードの芯線が断線して絶縁被覆が焼損していた。○破断したブッシングは、電源コードの電源プラグ側に移動しており、焼損は認められなかったが、本体引き出し部に屈曲の痕跡が認められた。○モーター、ヒーター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品は、電源コードの本体側引き出し部分のブッシングが破断した状態で使用を継続したため、電源コードに屈曲等のストレスが加わり、電源コードの芯線が断線してスパークし、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「本体が部分的に変形している時は使用しない。」、「電源コードを傷つけたり、破損したり、無理に曲げたりしない。」旨、記載されている。	(受付:2021/06/08)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100176 2021-0611 2021/05/13 (事故発生地) 愛知県	電気冷蔵庫	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、著しく焼損しており、正面から見て右側の側面外郭鋼板が変形し、庫内は、右側下部の樹脂が溶融して穴が空いていた。○電源基板、ヒーター、サーモスタット、室内灯、内部配線及び電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。○電源コードの途中が断線し、断線部に溶融痕が認められたが、当該箇所は通常の使用時に屈曲等の応力が加わる位置ではなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に電源コードの断線、溶融痕以外の異常は認められず、当該箇所は通常の使用において外力の加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/06/10)
A202100177 2021-0645 2021/03/18 (事故発生地) 東京都	ヘアドライヤー	当該製品を使用中、感電し、負傷した。 (重傷)	調査の結果、○使用者は、風呂上がりに右手に当該製品を持ち、左手にくしを持って、洗面所で髪を乾かしていたところ、突然、頭に衝撃が走ったが、ぬれた手で当該製品を使用していないとの申出内容であった。○当該製品の外観に異常は認められなかった。○ヒーター、ファンモーター、ファン、電源スイッチ、高圧回路基板、内部配線等の電気部品に破損、絶縁被覆の損傷等の異常は認められなかった。○当該製品の動作確認を行った結果、正常に動作し、絶縁抵抗及び絶縁耐力に異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の外観及び動作に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/06/11)
A202100189 2021-0811 2021/06/12 (事故発生地) 神奈川県	電気ストーブ	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、延長コードを介してコンセントに接続され、周囲に本等の可燃物が積み上げられており、前面ヒーター側には雑誌、布類が接して置かれていたが、事故発生後、転倒していなかった。○当該製品の天面の電源スイッチ樹脂部品は溶融し、前面ヒーター及びヒーターガード周辺に焦げ及び焼損物が付着、台座は前面側が溶融し、底面側の転倒時オフスイッチの樹脂製外郭が溶融していた。○電源プラグ、電源コード等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の電源スイッチを入れた記憶はないとの使用者の申出内容であった。○取扱説明書には、「長時間使用しないときには電源プラグをコンセントから抜いておく。火災の原因になる。」旨、記載されている。●事故発生時の状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、落物により当該製品の電源が入ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/06/15)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100200 2021-0824 2021/06/07 (事故発生地) 神奈川県	電気毛布	病院で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品の毛布部分に焼損が確認された。○毛布部に内蔵されている発熱体コードの一部に焼損が認められ、導線に溶融痕が認められた。○コントローラーの基板上的異常加熱防止用温度ヒューズが切れていた。○切れた異常加熱防止用温度ヒューズをバイパスするように電流ヒューズがはんだ付けにより取り付けられていた。●当該製品は、切れて故障した過熱保護用の安全装置である温度ヒューズの代わりに電流ヒューズを取り付けた改造状態で使用したため、安全装置が働かずに発熱体コードが過熱し、出火に至ったものと推定される。 なお、取扱説明書には、「改造しない。火災の原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2021/06/18)
A202100212 2021-0849 2021/06/13 (事故発生地) 愛知県	エアコン（室外機）	異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 (火災)	調査の結果、○当該製品は集合住宅5階共用廊下に設置されており、当該製品付近の簾、網戸等も焼損していた。○当該製品は、樹脂製前面ガード及びファンが焼失していたが、機械室近くの樹脂製閉鎖カバーは焼損していなかった。○機械室のコンプレッサー、基板、接続端子等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○ファンモーターは焼損していたが、内部の基板及びコイル部に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/06/24)
A202100240 2021-0659 2021/05/25 (事故発生地) 愛知県	こたつヒーター	当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○使用者は、事故発生の1か月前、電源コードの器具用プラグが外れた際に、プラグ接続部のピン1本が外れて器具用プラグ側に付いていたことに気付いていたが、そのままプラグ接続部に差し込むと、普段どおり使用できたため、継続使用していたとの申出内容であった。○プラグ接続部は、基板に接続されていた2本のピンのうち、1本が外れており、外れたピンと基板のはんだ接続部及びその周辺の樹脂製外郭が焼損していた。○外れたピンは器具用プラグ側に不十分な状態で差し込まれており、ピン表面には異常発熱による変色が確認できた。○器具用プラグ内のピン受け金具の形状、保持力用のスプリングに異常は認められなかった。●当該製品は、電源コードの器具用プラグの差し込みが不十分であったため、接触不良による異常発熱でプラグ接続部の1本のピンが外れる故障が発生し、故障状態のまま継続使用したことから、プラグ接続部の基板及び樹脂製外郭が焼損に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「器具用プラグは根元まで完全に差し込む。火災や感電の原因になる。」旨記載されていた。	(受付:2021/07/02)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A202100245 2021-0905 2021/06/24 (事故発生地) 滋賀県	ルーター（パソコン周 辺機器）	異臭がしたため確認すると、当該製品 を焼損する火災が発生していた。 (火災)	調査の結果、○事故発生日は豪雨が発生しており、使用者が雷鳴を聞いた後、当該製品の外 郭ケースが溶融していることに気づき、当該製品に接続されていた音声告知端末も電源が入ら ない状態となっていた。○当該製品の樹脂製外郭は一部溶融が認められたものの、焼損は認め られなかった。○当該製品内部の電源回路基板において、直列に配置されたダイオード3個に 焼損が認められた。○当該製品のACアダプターの電流ヒューズは切れていた。○その他の電 気部品に焼損等の異常は認められなかった。●当該製品は、落雷による高電圧が内部の電源基 板に加わったため、基板上のダイオードが焼損したものと推定される。	(受付:2021/07/07)
A202100253 2021-0914 2021/06/22 (事故発生地) 福井県	電気炊飯器	当該製品を使用中、当該製品の電源コ ード部及び周辺を焼損する火災が発生し た。 (火災)	調査の結果、○当該製品はカートの上に置かれ、電源コードは、本体と壁コンセントの間で 宙づり態であり、電源コードの本体側コネクター付近がカートの縁に当たる状況で使用されて いた。○電源コードは、全体の被覆が焼失し、芯線が露出していた。○電源コードの本体側コ ネクター根元部が断線し、溶融痕が認められた。○電源コード両端のコネクター及びプラグ部 に、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。○本体は焼損等の異常はなく、同等品の電源 コードを本体に接続したところ、正常動作することを確認した。●事故発生時の詳細な状況が 不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、電源コードの本体側コネクター 根元部に屈曲等の過度な外力が繰り返し加わったため、芯線が断線し、局所的に異常発熱して 焼損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/07/08)
A202100255 2021-0921 2021/04/23 (事故発生地) 岐阜県	加湿器（ハイブリッド 式）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺 を焼損する火災が発生し、1名が火傷を 負った。（A202100106と同一事故） (火災)	調査の結果、○事故発生日、当該製品はテーブルトップに接続されており、テーブルタッ プには、当該製品の他に、3つの電気製品が接続されていた。○当該製品の樹脂製外郭は下側が 著しく焼損していたが、ヒーター、電源基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。 ○電源コードは本体外部の途中で断線し、断線部に溶融痕が認められたが、通常の使用にお いて外力が加わる位置ではなかった。○当該製品が接続されていた延長コードに他製品のACア ダプターが接続されており、ACアダプターは、樹脂製外郭の栓刃側が炭化して、栓刃の両 極が根元付近で溶断していた。●当該製品と同じ延長コードに接続されていた他社製ACア ダプターの電源プラグ接続部で、トラッキング現象が発生して出火し、当該製品及び周辺に延焼 したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/07/09)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100262 2021-0935 2021/06/03 (事故発生地) 兵庫県	サーキュレーター	当該製品を使用中、当該製品の電源コード部及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品を動作させていたところ、電源コードの本体側付近で異音が発生したため確認すると、当該箇所にて炎と煙が発生していた。○当該製品本体は焼損等の異常は認められず、電源コードの本体口出し部付近の箇所にのみ焼損が認められた。○電源コードの焼損部は、片側の極が完全に断線しており、もう片側の極についても半断線している状態で、それぞれの断線箇所に溶融痕が認められた。○電源コードの断線箇所は、本体の首振り動作による外力が掛かる箇所とは位置的にずれていることが認められた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、電源コードに過度な外力が加わったため、電源コードの芯線が断線し、局所的に異常発熱して焼損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/07/13)
A202100264 2021-0937 2021/07/04 (事故発生地) 大阪府	電気洗濯機	当該製品の電源コード部及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、天面の蓋が焼損し、本体の右側面及び後面右下の電源コード口出し部付近から上方に向かって焼損していた。○本体天面に、上方に干されていた洗濯物等が落下し、焼損していた。○電源コードは、本体口出し部の絶縁被覆が焼失し、芯線が露出していたが、芯線に断線及び溶融痕等の異常は認められなかった。○内部の電気部品及び内部配線類に焼損は認められず、電流ヒューズ（8A）も、切れていなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は内部の電気部品及び電源コードに出火の痕跡が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/07/13)
A202100267 2021-0940 2021/06/29 (事故発生地) 茨城県	電気こゝろ	火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 (火災)	調査の結果、○当該製品を使用後、操作キーでスイッチを切り、約2時間放置し、ヒーター部が冷めたのを確認した後、当該製品の上にタオルを敷き、弁当箱等を重ねて置いて就寝したところ、約3時間後に弁当箱等から出火したとの申出内容であった。○当該製品は、トッププレートの前後に配置された前ヒーター部に炭化物が付着していたが、その他に外観上の異常は認められず、内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○通電したところ正常動作が認められ、安全装置も正常に作動した。○各種イミュニティ試験を実施したところ、誤作動は生じなかった。○取扱説明書には、「トッププレートの上にものを置かない。可燃物を近づけない。火災の原因になる。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため当該製品のスイッチが入った原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、当該製品の上に置かれていた可燃物がヒーターの熱で加熱されて出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/07/13)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100268 2021-0941 2021/07/02 (事故発生地) 宮城県	電気鍋	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○電源コード、プラグ部及びマグネットプラグ受口に焼損等の異常は認められなかった。○サーモスイッチ周辺の本体樹脂製カバーに溶融が認められた。○シーズヒーターは、導通状態にあり異常は認められなかった。○サーモスイッチに溶着はなく正常に動作しており、異常は認められなかった。○内部配線に断線や短絡の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/07/13)
A202100275 2021-0911 2021/06/09 (事故発生地) 愛知県	エアコン（室外機）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品は、前面ガード、ファン等の樹脂製部品が焼失していた。○機械室のコンプレッサー、基板、接続端子台等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○ファンモーターは焼損していたが、内部の基板及びコイル部に出火の痕跡は認められなかった。○左側台座部分に溶着していた焼損物の中に、たばこの吸い殻が付着していた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/07/15)
A202100279 2021-1014 2021/06/13 (事故発生地) 神奈川県	エアコン（室外機）	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品は12階のベランダに設置されていた。○当該製品のバルブカバーの一部、配管の断熱材、内外連絡線の被覆、右側の架台及びブッシュが焼失していたが、その他の樹脂部品に焼損は認められなかった。○内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○内外連絡線は、端子台から45cmの位置に1か所、溶融痕が認められたが、断線及び著しい導体の損傷は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/07/19)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100283 2021-0926 2021/07/10 (事故発生地) 福岡県	プリンター	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は背面側が著しく焼損し、給紙トレイ及び給紙口が原形をとどめていなかったが、他の部分に焼損は認められなかった。○焼損していた背面部分には、内部配線等を含めて電気部品は存在しておらず、電気部品には焼損が認められなかった。○当該製品の電源コードは消火時に断線していたが、溶融痕等、出火の痕跡は認められなかった。○同等品の電源コードを接続して当該製品の電源を入れたところ正常に起動し、異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められず、正常に動作したことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/07/20)
A202100284 2021-1018 2021/02/01 (事故発生地) 東京都	電気ストーブ (カーボンヒーター)	当該製品を使用中、左足に火傷を負った。 (重傷)	調査の結果、○事故発生日の朝、当該製品の電源を入れ、1mほど離れたところで当該製品に背を向けてズボンを履こうとしたところ、後ろが急激に熱くなり、左足の膝裏に火傷を負ったとの申出内容であった。○当該製品は正面ガードの一部に変色が認められ、樹脂が付着していたが、その他に傷、へこみ等の外観上の異常は認められなかった。○JIS C 9202「電気反射ストーブ」に基づく温度試験を実施したところ基準を満たしており、表面温度、放射温度等に異常は認められなかった。○取扱説明書及び本体表示には、「当該製品を周囲のものから十分に距離を取って設置、使用する。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の動作に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/07/20)
A202100295 2021-1037 2021/06/00 (事故発生地) 埼玉県	電気シェーバー	当該製品を使用後、顔に皮膚炎を発症した。 (重傷)	調査の結果、○当該製品を4年7か月間、月に1、2回の頻度で使用していたとの申出内容であった。○当該製品の外観に異常は認められなかった。○刃の切れ味及び厚みに異常は認められなかったが、外刃裏側にせっけんかすが付着し、キワゾリ刃内側には水滴が付着しており、水洗いの痕跡が認められた。○当該製品の負荷電流、振動数及び振れ量を測定した結果、外刃、キワゾリ刃に専用のオイルを注油する前はモーター負荷電流が事業者の社内規格値を大きく超える等していたが、注油後は異常が認められなかった。○取扱説明書には、「水洗い洗浄し、乾燥させた後、外刃、キワゾリ刃に付属の専用オイルをつけること。専用オイルをつけることで刃の動きがなめらかになり、剃り味を保つ。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品を水洗いした際に、外刃等につける専用オイルを使用しなかったため、刃の油切れにより切れ味が低下し、髭が引っ張られることで肌に刺激を与えた可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/07/27)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100300 2021-1041 2021/07/24 (事故発生地) 徳島県	エアコン（室外機）	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、底面及びファン室の焼損が著しく、樹脂製ファンを焼失し、ファン室上部の天面が熱変色していた。○ファンモーターは焼損していたが、軸は回転し、配線にも熔融痕等異常は認められなかった。○内外連絡線及び接続端子に熔融痕等の異常は認められなかった。○基板、コンプレッサー及びその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品周囲に可燃物はなかった。●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/07/28)
A202100305 2021-1047 2021/07/15 (事故発生地) 北海道	扇風機	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○事故発生時、当該製品は無人の一般住宅内で運転されていた。○当該製品は、スタンドベースの焼損が著しかったが、製品本体に出火の痕跡は認められなかった。○電源コードが、電源線取出口付近で半断線しており、先端が鋭利に切断している芯線が認められた他、熔融痕が認められた。○当該製品の使用状況、保管状況等は不明であった。●事故発生以前の詳細な使用状況等が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、電源コードに過度な屈曲等の機械的ストレスが加わって半断線状態となり、異常発熱して出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/07/29)
A202100321 2021-1067 2021/07/02 (事故発生地) 福岡県	延長コード	当該製品に電気製品を接続していたところ、当該製品の電源プラグを焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品の電源プラグと、接続していた壁コンセントが焼損していた。○当該製品は、可動式プラグの両栓刃ともゆがみ、片側の栓刃の根元付近が焦げていた。○両栓刃は可動部のカシメ付近から曲がっており、栓刃とリベットの間に隙間が認められた。○電源コード、マルチタップ部等、その他の部分及び電源プラグを接続していた壁コンセントに、出火の痕跡は認められなかった。●詳細な使用状況が不明であるため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電源プラグ部に強い外力が加わったため、栓刃可動部に緩みが生じ、接触不良により異常発熱したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/08/04)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100324 2021-1094 2021/05/17 (事故発生地) 熊本県	携帯電話機（スマートフォン）	火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	調査の結果、○当該製品は、リチウムイオン電池セルの内部電極体が溶融、焼損していた。○当該製品は、基板を固定するビスが2本欠落しており、バッテリーはPSEマークとリサイクルマークの表示及び電極タブの形状が純正品と異なっていた。○メイン基板等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○取扱説明書には、「バッテリー交換は事業者の認定を受けた修理店に依頼する。」旨、記載されているが、当該製品は正規修理店の修理履歴がなく、バッテリー交換については不明であった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に装着されていた非純正バッテリーのリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/08/05)
A202100326 2021-1095 2021/07/27 (事故発生地) 兵庫県	電気給湯機（ヒートポンプ式）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品は外観上、ヒートポンプユニットの正面右側の樹脂製据付台とその周辺部及び天板部に焼損が認められ、天板部に焼損した洗濯物と考えられる付着物が認められた。○ヒートポンプユニットのファンモーターの羽根に熱変形が認められたが、熱交換器に溶融や損傷等の異常は認められなかった。○正面右側部に位置する機械室の圧縮機等の電装部や、内部配管に焼損等の出火の痕跡は認められなかった。○機械室の上部に位置する金属製制御ボックス内部の制御基板上のMOSFET及び抵抗の一部の部品に焼損が認められたが、制御基板のその他の箇所及び部品に焼損等の異常は認められず、当該箇所から周辺への延焼は認められなかった。○その他、電源端子台及び貯湯ユニットとの連絡配線等の電気部品に焼損等の異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/08/05)
A202100329 2021-1097 2021/07/25 (事故発生地) 北海道	I H 調理器	宿泊施設で当該製品を使用中、鍋の内容物から出火する火災が発生し、周辺を焼損した。	調査の結果、○揚げ物調理をした後、その場を離れて数分後に出火したとの申出内容であったが、事故発生時の詳細については不明であった。○調理に使用していた鍋は、鍋底が約3mm反った鍋で、底面に炭化物がこびり付いており、また、当該製品表面にも汚れがこびり付いている状態であった。○当該製品の温度ヒューズは切れていたが、サーミスターの抵抗値は正常であり、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○再現実験の結果、油量が少ない状態で鍋底が反った鍋を使用して油を加熱すると、油の温度上昇に安全装置の反応が追いつかない状態が認められた。●当該製品を使用して少量の油でかつ鍋底に反りのある鍋を使用して油を加熱して調理後、スイッチを切り忘れたため、安全装置が油温を検知する前に油が発火温度に達し、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「揚げ物調理のときは反りが1mm以下の鍋を使用する。」「900g未満の油では調理しない。」旨、記載されている。	(受付:2021/08/05)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100333 2021-1100 2021/07/25 (事故発生地) 愛媛県	電気掃除機(充電式、スティック型)	異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。(A202100337と同一事故)	調査の結果、○当該製品本体の外観に溶融、焼損等の異常は認められなかったが、バッテリーの制御基板収納部周辺の樹脂製外郭に溶融、穴空き等が生じていた。○当該製品は、インターネット通販で購入した他社製バッテリーが装着されていた。○当該製品は、モーター、内部配線、プリント基板の装着部品及び銅箔パターンに焼損は認められず、純正品バッテリーで動作確認したところ、正常に動作した。○バッテリー内蔵のリチウムイオン電池セルに焼損等の異常は認められなかったが、バッテリー内部の制御基板に焼損が認められた。○取扱説明書には、「本製品専用のバッテリー以外のバッテリーや充電器は決して使わない。」旨、記載されている。●当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、当該製品に取り付けた非純正バッテリーの基板が異常発熱し、焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/08/06)
A202100340 2021-0997 2021/06/26 (事故発生地) 三重県	水槽用エアープンプ	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○事故発生場所は店舗の鮮魚コーナーで、当該製品の近くに海水の入った容器が置かれていた。○当該製品は全体的に焼損し、延長コードに接続された電源プラグは、栓刃の両極が根元付近で溶断していた。○溶断した栓刃は、延長コードの刃受金具との接触部に溶融痕等の異常発熱の痕跡は認められず、電源コードとのカシメ部にも溶融痕等の異常は認められなかった。○本体内部の電磁コイル及び基板に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品を海水の入った容器の近くで使用していたため、当該製品の電源プラグの栓刃間に海水が付着してトラッキング現象が発生し、出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/08/11)
A202100344 2021-1121 2021/08/04 (事故発生地) 東京都	電気炊飯器	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○事故発生時、当該製品はガスこんろの上に置かれ、使用中であったかは不明であった。○当該製品の底面及び左側面から前面側外郭が著しく焼損していた。○基板、コイル、配線等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/08/13)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100345 2021-0815 2021/06/12 (事故発生地) 岐阜県	ヘアドライヤー	当該製品を使用後、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品を使用後、電源スイッチをオフにして他社製ドライヤーラックに当該製品を置き、その場を離れた後、異音が生じたため確認したところ床に落ちていた当該製品及び周辺が焼損していた。○持ち手内部の電源スイッチ、出力調整用ダイオード及びノイズ除去用フィルムコンデンサーに溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。○ファンモーターには焼損した樹脂製ファン及び外郭が付着していたが、付着した樹脂を取り除いて電圧を印加したところ、正常に回転した。○ヒーター線に断線は認められず、接続端子部に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。○ヒーター中央部にあるサーマルスイッチは正常に動作した。○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/08/16)
A202100347 2021-1135 2021/05/13 (事故発生地) 東京都	電気ケトル	当該製品でお湯を沸かした後、当該製品が床に落下し、両足に火傷を負った。	調査の結果、○当該製品は、定格容量が1.2Lで、蓋を閉じても注ぎ口が開いており、内部が密閉されない構造であった。○事故発生時、台所のカウンターの上に置かれた当該製品で湯を沸かしながら、カウンターを背にして流し台で洗い物をしている際、湯が沸いたときの音がしてから約1分後、後ろから当該製品が飛んできたとの申出内容であった。○当該製品は、フィルター取付部が破損していたが、その他に異常は認められなかった。○フィルター取付部を補修した当該製品及び同等品に定格容量の水を入れ、フィルターを装着して蓋を閉めた状態で、電源投入後の動作を確認した結果、いずれも正常に動作した。○当該製品が置かれていたカウンターはほぼ水平な平面であり、使用者が電源コードを引っ掛けるような状態ではなかったが、カウンターと流し台の距離は約1.5mであった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/08/16)
A202100351 2021-1138 2021/08/04 (事故発生地) 東京都	携帯電話機（スマートフォン）	当該製品を充電中、当該製品を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	調査の結果、○使用者は、当該製品を充電台及びACアダプターで充電を開始した後に就寝し、左腕に熱さを感じて目を覚ましたところ、充電台及びACアダプターのマイクロUSBコネクタが焦げているのを発見したとの申出内容であった。○当該製品本体に異常は認められず、正常に動作した。○充電台及びACアダプターのマイクロUSBコネクタ接続部分が焼損し、充電台の樹脂製外郭に変形及び変色が認められたが、ACアダプターの出力電圧は正常で、リード線及びマイクロUSBコネクタの接続部に異常発熱の痕跡は認められなかった。○事故発生時、使用者は就寝中であったため、左腕が充電台のマイクロUSBコネクタ一部分に接触した経緯は不明であった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/08/17)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202100357 2021-1150 2021/08/02 (事故発生地) 福井県	発電機 (携帯型)	車両内で当該製品を使用後、一酸化炭素中毒で1名が死亡した。 (死亡 CO中毒)	調査の結果、○屋外で作業をしていた使用者が熱中症の状態になったため、運転中の当該製品が搭載された車両で休憩していたところ、症状が悪化したため病院に搬送され、後日、死亡した。○事故発生時の詳細な使用状況は不明であった。○当該製品に故障等はなく、運転状態に異常は認められなかった。また、事故発生後も正常に運転できる状態であった。○取扱説明書には、「エンジンの排気ガス中には人体に有害な成分が含まれている。トンネル、屋内など通気の悪いところで運転しない。運転する場合は、換気装置などを使い十分な換気を行う。もし怠ると、酸欠、重傷、死亡することがある。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品を換気の悪い車両内で使用したため、当該製品から発生した排気ガスによって一酸化炭素中毒となったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/08/19)
A202100362 2021-1176 2021/08/15 (事故発生地) 熊本県	パワーコンディショナ (太陽光発電システム 用)	当該製品から発煙する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、背面で複数のケーブルの被覆が著しく焼損しており、太陽光パネルに接続するアレイケーブル芯線に変形及び溶融痕が認められた。○当該製品に接続されたアレイケーブルは純正品ではなく、VVFケーブルの最外皮を剥いて使用しており、被覆の厚さが純正品より薄かった。○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品はVVFケーブルの最外皮を剥いて配線されたことにより、配線時の外力に耐えきれず断線し、微接触状態となったことでアーク放電が生じて出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/08/23)
A202100365 2021-1177 2021/07/29 (事故発生地) 秋田県	エアコン (室外機)	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○事故発生時、近くの電柱に落雷があり瞬間停電が発生していた。○当該製品と壁の間にあった自転車用オイルのスプレー缶が燃えていた。○当該製品の制御基板のバリスタは破損していたが、ヒューズは切れておらず、その他の部位に焼損等はなく、原形をとどめていた。○制御基板から本体に接続しているアース線は、本体鉄板部とのビス固定部にスパークの痕跡が確認された。●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、近くの電柱への落雷による雷サージにより、付近にあったスプレー缶が発火し、火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/08/23)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100381 2021-1117 2021/07/19 (事故発生地) 石川県	延長コード	飲食店で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、タンス背面に沿った床に設置されていた。○当該製品のコード部の一部が焼損し、2箇所(1)に溶融痕が認められた。○2箇所(2)の溶融痕は、タンスの縁部から発見された○マルチタップ部は樹脂製外郭が焼損し、他の電気製品の電源アダプターの栓刃が残存していたが、刃受金具に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の電源プラグは、樹脂製外郭が一部焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。○当該製品のコード部上方に設置されていた壁掛け扇風機のモーターコイルに層間短絡とみられる溶融痕が認められた。●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にコードの断線、溶融痕以外の異常は認められず、当該箇所は通常の使用において外力の加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/08/26)
A202100399 2021-1216 2021/08/20 (事故発生地) 秋田県	エアコン	保育園で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は2021年7月上旬に業者が清掃した際、アルカリ性洗剤を使用して洗浄が行われていた。○ファンモーターのコネクター部に著しい焼損が認められ、リード線の外れ及びリード線端子の溶融痕が認められた。○ファンモーターの付着物の成分分析を行ったところ、アルカリ性洗剤成分のナトリウムが検出された。●当該製品のファンモーターのコネクター部に、エアコン洗浄時の洗浄剤が浸入、付着したことにより、トラッキング現象が生じて火災に至ったものと推定される。なお、日本冷凍空調工業会では、ホームページ上において、「誤った洗剤の選定、使用方法で内部洗浄を行うと、エアコン内部に残った洗剤で、樹脂部品の破損、電気部品の絶縁不良などが発生し、最悪の場合は、発煙、発火につながる恐れがある。」旨、注意喚起を行っている。	(受付:2021/08/30)
A202100401 2021-1218 2021/08/19 (事故発生地) 長野県	電気冷蔵庫	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、本体正面の冷蔵庫右側ドアの右上部及び右側面の冷蔵室ドアの上部にすずが付着し、天面の樹脂製の上ヒンジカバー及びドアキャップの一部に溶融が認められた。○冷蔵室内は、右側奥側及び天井側が著しく焼損し溶融が認められたが、同箇所のフードライナーを剥がしたところ、内部のウレタン断熱材、温度検知用サーミスター、庫内灯配線部及び仕切りヒーターに焼損は認められなかった。○圧縮機、制御基板、トランス、ファンモーター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○事故発生現場の詳細状況は不明であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/08/31)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100402 2021-1219 2021/08/18 (事故発生地) 神奈川県	エアコン（室外機）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品は2階ベランダに設置されており、事故発生時は使用されていなかった。○当該製品は、外郭及び内部が全体的に焼損し、背面の熱交換器は、アルミフィンが一部溶融して銅管が破裂していた。○圧縮機、ファンモーター、制御基板等の内部の電気部品及び内外連絡線に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/08/31)
A202100403 2021-1220 2021/08/18 (事故発生地) 神奈川県	エアコン	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品は、背面より前面の溶融が著しく、樹脂製部品の一部が焼失及び溶融していた。○制御基板、表示基板、ファンモーター、端子盤等及びその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品を送風運転したところ正常に動作した。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められず、正常に動作したことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/08/31)
A202100408 2021-1205 2021/08/24 (事故発生地) 愛知県	エアコン（室外機）	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品の外観は、正面から見て左側の樹脂製前面ガード及びファンが焼失していたが、右側面の樹脂製閉鎖弁カバーは上部の一部が焼損しているのみで、樹脂製台座は左右ともほとんど焼損していなかった。○右側の機械室は、上部の基板が焼損していたが、コンプレッサの防音材はほとんど焼損しておらず、コンプレッサに出火の痕跡は認められなかった。○基板は放熱フィンがある端部の焼損が著しかったが、脱落した放熱フィンは外側のフィンの先端が溶融しているのみで、部品取付け部に溶融は認められず、基板に出火の痕跡は認められなかった。○接続端子台、リアクター及び四方弁コイルに出火の痕跡は認められなかった。○ファンモーターは焼損していたが、内部の巻線に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/09/02)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202100414 2021-1154 2021/08/20 (事故発生地) 北海道	除湿乾燥機	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、電源コード口出部付近の樹脂製外郭が焼損、溶融していた。○当該製品は電源コード以外の電気部品、配線類に火災に至る痕跡が認められなかった。○電源コードはコードプロテクターがなく、全長は同等品と比較すると約80mm短いことに加え、接続端子を用いて電源コードの途中でつなぎ直されていた。○当該製品は2014年～2015年頃に修理されていたが、修理実施者及び修理内容は不明であった。○取扱説明書には、「分解や修理、改造をしない。」旨、記載されている。●事故発生以前の詳細な修理状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電源コードが接続端子を用いて途中接続されたため、接続部で発熱し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/09/03)
A202100423 2021-1258 2021/08/25 (事故発生地) 埼玉県	エアコン（室外機）	当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、左外側が著しく焼損していた。○内部の基板、ファンモーター、圧縮機、四方弁コイル、リアクター、端子盤及び内部配線は焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。○基板に接続された電源線が断線し、溶融痕が認められたが、基板に著しい焼損は認められなかった。○電流ヒューズは切れておらず、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の周辺に、食料品等の可燃物が置かれていた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/09/06)
A202100432 2021-1272 2021/08/14 (事故発生地) 東京都	テレビゲーム機	当該製品のUSBケーブル及びコントローラーを焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品のコントローラーを、当該製品本体のUSB端子に付属のUSBケーブルで接続して充電していたところ、USBケーブルのコントローラー側端子から発火し、コントローラーとUSBケーブルの端子付近が溶けた。○USBケーブルのコントローラー側接続端子は、プラス5Vピン付近を中心に溶融及び炭化し、当該接続端子部に屈曲が認められた。○屈曲していた接続端子の内部は、プラス5Vピンとグラウンドフレームが接触し、端子間に導通が認められた。○当該接続端子内部に異物は認められなかった。○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のUSBケーブルのコントローラー側接続端子に外力が加わって屈曲したため、内部部品が接触し、短絡が生じて異常発熱し、端子部が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/09/09)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A202100437 2021-1275 2021/08/04 (事故発生地) 東京都	エアコン（室外機）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、樹脂製の吹き出しグリル及びファンが焼失していたほか、冷媒管が破裂していた。○圧縮機、制御基板、リアクター等、その他の電気部品に著しい焼損は認められず、出火の痕跡は認められなかった。○電流ヒューズは切れていなかった。○事故現場の詳細状況は不明であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/09/10)
A202100440 2021-1298 2021/09/02 (事故発生地) 長野県	プリンター（複合機）	店舗で当該製品を使用中、当該製品の電源コード部を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○壁コンセントに接続していた当該製品の電源プラグから出火した。○コンセントに差されていた電源プラグは当該製品に押し当てる形で使用され、電源プラグに荷がかかっていた。○当該製品の電源プラグの片側の栓刃が折損しており、栓刃周辺の外郭樹脂が焼損し、栓刃破断部の一部に溶融した箇所が認められた。○折れていない栓刃は曲がっていた。●当該製品の電源プラグの栓刃に過度な外力が加わったことにより、栓刃が破損してスパークが発生し、電源プラグの樹脂部が焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「電源コードを壁に押しつけない。火災の原因になる。」旨、警告として記載され、「設置場所として後方220mmスペースを確保する。」旨、記載されている。	(受付:2021/09/13)
A202100448 2021-1303 2021/08/30 (事故発生地) 熊本県	エアコン（室外機）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○事故発生時、当該製品の室内機は使用されていなかった。○吹き出しグリル及びファンが焼失していた他、塗装の焼け、アルミフィンの溶融、配管の破裂等、各部に受熱の痕跡が認められた。○受熱の痕跡の状態から、室外機に向かって左奥下から燃え広がったと考えられるが、当該燃焼の始点となる部分に電気部品は配置されていなかった。○ファンモーター及び制御基板は焼損しているが、出火の痕跡は認められなかった。○その他、圧縮機、リアクター、四方弁コイル、膨張弁コイル、端子板等に、焼損及び出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/09/14)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A202100459 2021-1308 2021/09/08 (事故発生地) 高知県	エアコン	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○使用者は、当該製品の電源を切って外出した。○当該製品の焼損は著しく、外郭の樹脂製部品は焼失していた。○電源コード及び電源プラグに出火の痕跡は認められなかった。○ファンモーター、基板、端子台等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/09/17)
A202100473 2021-1229 2021/08/25 (事故発生地) 静岡県	携帯電話機 (スマートフォン)	店舗で当該製品のバッテリーを交換中、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品のバッテリーを交換するため、技術者が工具を用いて当該製品からバッテリーを外そうとしたところ出火した。○バッテリーの交換作業をしていた店舗は、輸入事業者のトレーニングを受けた技術者が作業する正規サービスプロバイダ店であるが、輸入事業者以外の会社が運営している修理拠点である。○当該製品は、前面ケースが外された状態で、背面ケース側に取り付けられたバッテリーが焼損していた。○バッテリーのリチウムイオン電池セルは、本体下側角部に焼損が認められ、焼損部でアルミラミネートフィルム外装が開裂していた。○電池セルの内部電極は、焼損した下側角部に変形、破損が認められた。●当該製品は、輸入事業者の正規サービスプロバイダ店の技術者がバッテリーを交換する際に、リチウムイオン電池セルを誤って損傷させたため、内部短絡が生じて異常発熱し、出火に至ったものと推定される。	(受付:2021/09/24)
A202100474 2021-1336 2021/07/07 (事故発生地) 千葉県	電気掃除機	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、手元操作部近傍でホースが折れ曲がり、穴空きが認められ、穴空き部分の内部で芯線が断線していた。○制御基板、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、基板上のパターンヒューズが切れていた。○取扱説明書には、「ホースの扱いは丁寧に。持ち運びするときはさげ手をしっかり持つ。」旨、記載されている。○当該製品は譲渡されたものであり、譲渡された時期、過去の詳細な使用状況等は確認できなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のホース内の電源コード芯線に屈曲、引っ張り等の機械的ストレスが繰り返し加わったため芯線が半断線状態となり、異常発熱から絶縁破壊し、短絡して出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/09/24)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A202100505 2021-1599 2021/09/19 (事故発生地) 兵庫県	ガス漏れ警報器	飲食店で当該製品を溶融する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○飲食店(焼肉)の店舗で、調理中の客が無煙ロースターからの発煙に気づき、店舗従業員が備え付けの消火器で消火した。○当該製品は、飲食店の要望によりガス供給事業者が無煙ロースター内に設置したものであった。○無煙ロースター内の床面に置かれた当該製品、断熱材等が焼損した。○当該製品の外郭樹脂に焼損は認められたが、内部の基板及び電源コードに焼損等の異常は認められなかった。○無煙ロースター、ガス栓及びガスホースにガス漏れは認められなかった。○取扱説明書には、「燃焼器具などの排気、湯気、油などが直接掛かるところには、絶対に取り付けない。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/10/06)
A202100506 2021-1612 2021/06/26 (事故発生地) 山形県	携帯電話機(スマートフォン)	使用者が就寝したところ、当該製品が手に接触し、火傷を負った。 (重傷)	調査の結果、○当該製品に充電を行いながら枕元に置いて就寝したとの申出内容であった。○当該製品の外観に異常はなく、正常に動作した。○当該製品を、スリープモードを解除した状態で充電させ温度測定を行ったところ、最高温度は37℃であったが、当該製品を寝具で覆って測定した場合、51℃まで上昇した。●当該製品に異常は認められないことから、当該製品を枕元に置いたまま就寝したため、当該製品に長時間手が触れて低温火傷を負ったものと推定される。なお、ユーザーズガイドには、「高温の表面に長時間触れていると、不快な症状が出たり、負傷したりするおそれがあり、例えば、デバイス、電源アダプタ又はワイヤレス充電器が電源に接続されているときに、その上で眠ったり、毛布、枕、又は体の下に置いたりしない。」旨、記載されている。	(受付:2021/10/07)
A202100510 2021-1614 2021/09/27 (事故発生地) 千葉県	電気掃除機(自走式)	当該製品を充電器で充電中、異音がしたため確認すると、当該製品の充電器の電源ケーブルを焼損する火災が発生していた。 (火災)	調査の結果、○当該製品を充電中、付属のACアダプターのDCプラグ根元付近が焼損した。○DCプラグ根元付近の被覆が焼損し、片極の芯線が断線しており、先端が黒く変色して脆く折れやすい状態であった。○取扱説明書には、「電源コードは、踏まれたり、足を引っ掛けたり、製品に引かれる危険がない場所に設置する、損傷や負担の恐れがある。」旨、記載されている。●当該製品は、付属のACアダプターのDCプラグの根元部分に過度な屈曲が加わったため、内部の芯線が断線、スパークが発生して絶縁被覆が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/10/08)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202100522 2021-1644 2021/10/01 (事故発生地) 福岡県	エアコン（室外機）	当該製品とエアコン室内機をつなぐ配管を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品と室内機をつなぐ配管の外郭が一部焼損し、近接した外壁の一部にすずが付着していた。○使用者は、配管と外壁の間に着火させた蚊取り線香2枚が収められた携帯ホルダーを挟み込んでいた。○事故発生時、当該製品はオフ状態だった。○当該製品及び室内機に焼損等の異常は認められなかった。○配管内部の内外連絡線に断線や溶融痕等の異常は認められなかった。○携帯ホルダー内の蚊取り線香が1枚の場合は炎は外側まであふれないが、2枚重ねた場合は、炎が携帯ホルダーの外側まであふれることが確認された。●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、配管と外壁の間に着火させた蚊取り線香2枚が収められた携帯ホルダーを挟み込んでいたため、受熱により配管が焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/10/12)
A202100526 2021-1648 2021/09/24 (事故発生地) 東京都	LEDランプ（電球型）	商業施設で当該製品を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○HID用照明器具に取り付けて使用していた当該製品が点灯しなくなり、取り外したところ、当該製品の口金及びHID用照明器具側ソケットが溶融していた。○当該製品は、本体部及び口金に変色が認められ、口金内部の樹脂が焼損していた。○基板は、フィルムコンデンサー、ヒューズ及びその周囲の基板が焼損していた。●当該製品をHID用照明器具へ取り付けたため、HID用安定器から当該製品の基板に過電圧が加わり、フィルムコンデンサーが短絡して異常発熱し、焼損に至ったものと推定される。なお、当該製品の個装箱には、「HIDランプ用器具では絶対に使用しない。」旨、記載されている。	(受付:2021/10/12)
A202100529 2021-1650 2021/09/10 (事故発生地) 大阪府	電気冷蔵庫	当該製品のドアの金具に中指をぶつけて、手指を負傷した。	調査の結果、○使用者が当該製品の冷蔵庫の上段冷凍室の引き出しを開け、引き出し奥の物を取るために右手を入れようとしたところ、冷蔵庫の右ドア固定金具に中指を強打し、爪と爪横が切れて化膿したとの申出内容であった。○事業者のサービス担当者が使用者宅で当該製品の右ドア固定金具及び固定ボルト頭部を確認したが、バリやエッジ等の異常は認められなかった。○固定金具やドア構造が同等である後継品の右ドア固定金具及び固定ボルト頭部をシャープエッジテスターで確認したが、バリやエッジ等の異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の右ドア固定金具にバリやエッジ等の異常は認められず、使用者が上段冷凍室の引き出し内の物を取ろうとした際に誤ってドア固定金具部で指を強打したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/10/13)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日 	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A202100533 2021-1658 2021/09/28 (事故発生地) 京都府	エアコン（室外機）	異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 (火災)	調査の結果、○事故発生時、当該製品は使用されておらず、電源はオフ状態で、事故発生現場の漏電ブレーカーが切れていないことが確認された。○当該製品は全体的に焼損していたが、内蔵の制御基板に、著しい焼損等の出火の痕跡は認められなかった。○ファンモーター、圧縮機及び端子台等のその他の部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/10/14)
A202100534 2021-1659 2021/09/30 (事故発生地) 京都府	ファクシミリ	火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 (火災)	調査の結果、○当該製品の外郭樹脂は、インクヘッド搭載箇所付近で焼損が認められた。○インクヘッドは初期位置にあり、位置調整用のモーターに焼損は認められなかった。○電源コードの引き込み箇所から電源基板までの内部配線の被覆が焼損していたが、断線等の異常は認められなかった。○電源基板は電源コードを接続しているコネクター付近が焼損していたが、電子部品に著しい焼損及び脱落等の出火の痕跡は認められなかった。○インクヘッド周辺のスピーカー用の信号線、インク噴出用の信号線に断線等の出火の痕跡は認められなかった。○その他の基板、電子部品等に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/10/14)
A202100539 2021-1890 2021/09/11 (事故発生地) 愛知県	エアコン	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。(A202100548と同一事故) (火災)	調査の結果、○事故発生時、使用者は外出中であつたが、当該製品は運転中であつた。○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭が焼失し、熱交換器の放熱用アルミ製フィンの一部に焼損が認められた。○電源基板、ファンモーター、電源コード等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品に接続されていた室外機は焼損していたが、圧縮機、制御基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/10/18)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100542 2021-1892 2021/10/03 (事故発生地) 千葉県	エアコン（室外機）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は3階ベランダに設置されており、近くに椅子及び灰皿が置かれていた。○当該製品の焼損は著しく、樹脂製の吹き出しグリル、プロペラファンが焼失し、熱交換器のアルミフィンがほとんど焼失していた。○圧縮機、リアクター、内部配線等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められず、エアコン用のブレーカー及び漏電ブレーカーは切れていなかった。○使用者は、ベランダで喫煙する習慣があったが、事故発生前の喫煙については情報が得られなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/10/19)
A202100545 2021-1894 2021/10/07 (事故発生地) 神奈川県	電気掃除機	当該製品を使用中、当該製品の電源プラグを焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○使用者は、日常的に電源コードを引っ張って電源プラグをコンセントから抜いていたとの申出内容であった。○当該製品は、電源プラグのコードプロテクター及び電源コードの絶縁被覆が破断して焼損し、片極の芯線が断線していたほか、栓刃先端のニッケルメッキが剥がれていた。○当該製品の本体に焼損は認められず、内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかったが、床ブラシのホイールの破損、給電ピンの差込み口の変形等が認められた。●当該製品の電源プラグのコードプロテクターに繰り返し過度な屈曲が加わったため、芯線が断線し、スパークが生じ、焼損に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「電源コードを無理に曲げない、引っ張らない、ねじらない。」、「電源プラグを抜くときは、電源コードを持たずに必ず先端の電源プラグを持って抜く。感電、短絡、発火、火災の原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2021/10/19)
A202100555 2021-1884 2021/09/06 (事故発生地) 沖縄県	リチウム電池内蔵充電器	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○使用者が、膨張した当該製品を元に戻そうと力を加えたところ、当該製品から出火した。○当該製品は、端部が著しく焼損し、リチウムポリマー電池セルの電極体が露出していた。○電池セル及び電極体は著しく焼損し、電極体エッジ部を起点とした放射状のしわが認められた。○制御基板に出火の痕跡は認められなかった。○使用者は当該製品を何度か床等に落としたことがあり、本体が膨張していたとの申出内容であった。●当該製品は、使用者が膨張した当該製品の外郭に外力を加えた際に、リチウムポリマー電池セルに外力が加わったため、電池セルが内部短絡し、異常発熱して出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「異常が生じた場合はただちに使用を止め、カスタマーセンターに問い合わせる。」、「強い衝撃や無理な力を加えない。」旨、記載されている。	(受付:2021/10/25)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A202100560 2021-2243 2021/08/24 (事故発生地) 千葉県	電気掃除機 (充電式、 スティック型)	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○事故発生時、当該製品は、インターネット通販で購入した非純正バッテリーが装着された状態で充電されていた。○当該製品は、バッテリーとの接続部の樹脂製外郭に一部焼損が認められたが、その他の部分に焼損は認められなかった。○内部の電気部品に出火の痕跡は認められず、純正のバッテリーを取り付けたところ、当該製品は正常に動作した。○当該製品に装着されていた非純正バッテリーは、リチウムイオン電池セルが著しく焼損して飛散し、周辺の樹脂製外郭が焼失していた。○取扱説明書には、「自社製のバッテリーのみを使用する。他のバッテリーを使用すると、けがや製品のダメージにつながりうる破裂を起こす可能性がある。」旨、記載されている。●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、非純正バッテリーからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/10/26)
A202100564 2021-2254 2021/10/16 (事故発生地) 神奈川県	エアコン (室外機)	施設で異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	調査の結果、○当該製品はグループホーム2階の居室ベランダに設置されており、使用者が外出中、運転停止状態の当該製品付近から出火したとの申出内容であった。○当該製品は、全体的に著しく焼損し、樹脂製部品の大部分が焼失していた。○制御基板は熱収縮して変形し、一部の電子部品が脱落していたが、基材に穴空きは認められず原形をとどめていた。○圧縮機、ファンモーター、リアクター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/10/28)
A202100566 2021-2255 2021/10/16 (事故発生地) 福岡県	電気掃除機 (充電式、 モップ型)	当該製品に他社製のACアダプターを接続して充電中、当該製品を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品は、半年ほど前、付属のACアダプターで充電しても動作しなくなり、他社製の出力電圧の高いACアダプターで充電したところ動作したことから、以降、他社製ACアダプターで繰り返し充電し、使用していた。○事故発生の8日前から他社製ACアダプターを接続していた。○当該製品は、バッテリー収納部が焼損しており、2個のリチウムイオン電池セルはいずれも著しく焼損していた。○事故発生現場から当該製品と一緒に回収されたACアダプターは、定格出力電圧12Vの他社製で、当該製品付属のACアダプターより出力電圧が高かった。○事故発生時に使用されていた他社製ACアダプターを用いて同等品を充電したところ、電池セル電圧が4.25Vを超え、約4.3Vまで充電された。●当該製品は、出力電圧の高い他社製ACアダプターを接続して充電したため、バッテリーのリチウムイオン電池セルが過充電となって異常発熱し、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「充電には、付属のACアダプター以外は使用しない。異なるACアダプターを使用した場合、内蔵電池が過充電を起こし、発煙や火災に繋がる恐れがある。」、「充電時以外はACアダプターをコンセントから抜く。」旨、記載されている。	(受付:2021/10/28)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202100584 2021-2278 2021/10/00 (事故発生地) 福島県	温水洗浄便座	施設で当該製品を使用中、火傷を負った。 (重傷)	調査の結果、○当該製品の外觀は、便座表面、裏面の外、内内部3箇所に亀裂が認められた。○便座内部は汚れやサーミスターリード線カシメ部の腐食があり、同部位でアンモニア性窒素の反応が認められた。○サーミスターの抵抗値は規格値から外れており、便座温度を測定した結果、仕様値より高温であった。○便座ヒーター線及び本体内部の基板等、その他の電気部品に異常は認められなかった。●当該製品は、介護施設において使用にともなう負荷による亀裂が生じたまま使用が継続されたため、便座亀裂部より浸入した尿成分等でサーミスターカシメ部が腐食し、サーミスターの抵抗値が規格値を外れたことで、使用時に便座の温度が仕様の設定温度より高温となり、火傷に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「故障(製品にひびや割れが入っている)したままで使い続けない。」旨、記載されている。	(受付:2021/11/04)
A202100588 2021-2232 2021/10/25 (事故発生地) 愛媛県	除湿乾燥機	当該製品のスイッチを入れたところ、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、樹脂製タンク及び圧縮機カバーに焼損が認められた。○電源コードは、本体内部の圧縮機付近で途中切断されて、当該製品と異なる電源コードと手より接続されており、手より接続部でコード芯線は断線して溶融痕が認められた。○電源コード以外の電気部品及び圧縮機に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品が手より接続された経緯は不明であった。●当該製品は、電源コードが途中で手より接続されており、手より接続部で接触不良が生じて異常発熱し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/11/05)
A202100597 2021-2300 2021/10/28 (事故発生地) 大分県	エアコン (窓用)	当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、昨夏以降使用されておらず、コンセントに電源プラグを接続した状態で運転は停止していた。○当該製品は、窓に取り付ける室外機一体型のエアコンで、室内側の樹脂製外郭は著しく焼損していたが、屋外側の外郭はほとんど焼損していなかった。○本体内部は、基板、ファンモーター、配線等の電気部品に焼損はなく、出火の痕跡は認められなかった。○熱交換器、圧縮機、配管に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/11/08)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A202100601 2021-2303 2021/07/26 (事故発生地) 埼玉県	温水洗浄便座	使用者が当該製品を使用中、火傷を負った。 (重傷)	調査の結果、○使用者は、約2時間当該製品の便座に座り、太もも裏等に低温火傷を負った。○当該製品の外觀に傷、打痕、変形等の異常は認められなかった。○便座の表面温度に異常は認められなかった。●当該製品に異常が認められないことから、通電状態の便座に長時間着座していたため低温火傷を負ったものと推定される。なお、当該製品の便座蓋裏及び取扱説明書には、「長時間使用する時は便座温度を切にする。切以外の設定で長時間使用すると低温火傷のおそれがある。」旨、記載されている。	(受付:2021/11/09)
A202100607 2021-2314 2021/10/18 (事故発生地) 東京都	電気冷温風機	当該製品を使用中、当該製品の電源コード部及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、2個の延長コードを介して電源が取られており、当該製品以外に複数の電気製品が接続されていたが、どのような製品が接続されていたかについては詳細は不明であった。○当該製品の電源プラグの一方の栓刃の根元付近に焼損が認められた。○当該製品の電源プラグの栓刃間に焼損は認められず、トラッキング現象の痕跡は認められなかった。○電源プラグを分解調査した結果、栓刃と電源コードの接続部に溶融痕、断線、カシメ不良等、異常発熱の痕跡は認められなかった。○電源プラグ以外の部品に焼損は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/11/12)
A202100611 2021-2325 2021/08/13 (事故発生地) 愛知県	スピーカー（充電式）	当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、事故発生日の5日前からACアダプターに接続して充電されていた。○当該製品は、木製及び樹脂製の外郭が焼失し、制御基板、バッテリーのリチウムイオン電池セル2個等が焼損して脱落していた。○制御基板は著しく焼損していたが局所的な焼損は認められなかった。○リチウムイオン電池セル2個は著しく焼損し、バッテリーの充放電保護基板は確認できなかった。○当該製品の本体側DCジャックは汎用的な形状であった。○充電に使用していたACアダプターは、出力電圧がDC4.2Vの他社製で、当該製品に付属のACアダプターの出力電圧DC9Vより高かった。●当該製品は、出力電圧が高い他社製のACアダプターを接続して充電したため、充放電保護基板又はリチウムイオン電池セルが異常発熱して出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「付属ACアダプターを使用して充電する。」旨、記載されている。	(受付:2021/11/16)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100614 2021-2316 2021/10/20 (事故発生地) 愛知県	エアコン（室外機）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、機械室側がある側の側面及び内外連絡線に焼損が認められたが、内外連絡線に出火の痕跡は認められなかった。○端子台に焼損は認められなかった。○樹脂製ファン及びファンモーターに焼損は認められなかった。○機械室に取り付けられていた、基板、リアクター、四方弁コイル及び圧縮機に焼損は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/11/16)
A202100623 2021-2350 2021/11/09 (事故発生地) 大阪府	ACアダプター	当該製品に他社製のUSBケーブルを接続して携帯電話機（スマートフォン）を充電中、当該製品を溶融し、周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品を用いて、スマートフォンを充電していたところ、充電開始の約5分後に発煙したため、コンセントから抜いた。○事故発生直前まで、使用者の子ども（1歳）がUSBケーブルとACアダプターを触っていたとの申出内容であった。○当該製品は、USBケーブルとの接続部に焼損が認められた。○内部基板に一部変色が認められ、USB端子近傍の内部部品に熱の影響による変形が認められたが、焼損等の異常は認められなかった。○当該製品のUSB端子接続部内部を確認した結果、樹脂部は溶融していたが、金属部に溶融や変形は認められず、金属異物も認められなかった。○充電ケーブルのUSB端子部近傍に歯形のような痕跡が認められた。●事故発生以前の詳細な使用状況等が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のUSB接続部に唾液等の導電性異物が侵入し、異常発熱したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/11/18)
A202100635 2021-2369 2021/11/08 (事故発生地) 神奈川県	ノートパソコン	学校で当該製品のACアダプターを焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品本体に出火の痕跡は認められず、正常に動作し、ACアダプターが接続されていたコネクタ一部にも焼損、変形等の異常は認められなかった。○事故発生時、当該製品に接続されていたACアダプターは電気特性に異常は認められなかったが、コネクタ内部が焼損し、焼損箇所からはナトリウム及び塩素が検出された。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に接続されていたACアダプターのコネクタ内部に導電性異物が浸入したため、トラッキング現象が生じて異常発熱し、焼損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/11/22)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100646 2021-2379 2021/11/15 (事故発生地) 埼玉県	シュレッダー	事務所で当該製品で細断中、紙詰まりしたため電源スイッチの操作を繰り返したところ、爆発を伴う火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○使用者が当該製品で書類を裁断中に紙詰まりしたため、2～3枚の紙に潤滑剤スプレーをしたたり落ちるぐらい吹きかけ、8回ほど裁断を繰り返した後、正転と逆転のスイッチを繰り返し押したところ、当該製品から出火したとの申出内容であった。○当該製品はモーターを内蔵した上部の本体底部が著しく焼損し、下部の樹脂製ダストボックスは前面中央部が底部まで破断して樹脂窓が欠損し、底部が著しく溶融していた。○基板、配線、モーター等、内部の電気部品に出火の痕跡は認められず、電流ヒューズは切れていなかった。●当該製品に出火の痕跡が認められないことから、使用者が紙に潤滑剤スプレーを吹き付けて繰り返し裁断したため、潤滑剤スプレーに使用されていた可燃性ガスが内部に滞留し、モータースイッチ等の火花により引火して出火したものと推定される。なお、取扱説明書及び本体表示には、「可燃性スプレーを絶対に使用しない。ガスが内部に残留し、引火、爆発のおそれがある。」旨、記載されている。	(受付:2021/11/25)
A202100647 2021-2380 2021/11/06 (事故発生地) 北海道	電子レンジ	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、吸気口及び排気口がふさがれるように周囲に物が置かれた状態で棚に設置されており、背面の可燃物が焼損していた。○当該製品の庫内は、板金の腐食、塗装の浮きが複数箇所において認められ、奥側中央下部に板金が腐食したことによる幅50mm程度の穴空きが認められた。○電装部品に焼損は認められず、当該製品の動作確認時にも問題なく動作したこと、出火に至るような異常は認められなかった。○当該製品の動作確認の結果、背面側中央下部の穴空き部分において火花の飛び様が認められた。●当該製品は、庫内に付着した汚れにマイクロ波が集中して汚れが加熱され、塗装が劣化したことよって使用のたびに板金の腐食が進行して穴空きが生じ、庫内背面側の穴空き箇所が発生した火花によって周囲の可燃物を焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「庫内（特に電波の出口カバー）に油や食品カスが付着したまま使わない。」旨、記載されている。	(受付:2021/11/25)
A202100652 2021-2485 2021/11/17 (事故発生地) 神奈川県	ノートパソコン	学校で当該製品を充電中、異臭がしたため確認すると、当該製品のACアダプターを焼損する火災が発生していた。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、本体の電源コネクタ内部の樹脂部材が一部焼損していたが、その他に外観上の異常は認められなかった。○本体コネクタ部の電源ピンの先端が欠損し、電源ピン及びグラウンド間で短絡していた。○事故発生時及び事故発生時以前に当該製品本体側のコネクタ部に接続したACアダプター3台のコネクタ部はいずれも黒く変色していた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、電源ピンが変形し内部で短絡して異常発熱し、本体のコネクタの樹脂部が溶融及び焼損したのと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/11/29)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100658 2021-2489 2021/11/09 (事故発生地) 東京都	電気ストーブ	当該製品を使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	調査の結果、○当該製品は、本体下部が著しく焼損し、電源コードのコードプロテクター及び周辺の樹脂製部品の一部は焼失していた。○本体を支える樹脂製のベースが焼損し、電源コードが本体に引き込まれる後ろ部分に著しい焼損が認められた。○電源コードは、コードプロテクター付近の本体外に位置する箇所では断線し、溶融痕が認められた。○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、本体接続部の電源コードに過度なねじれや屈曲等の外力が繰り返し加わったため、コード芯線が断線してスパークし、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/11/30)
A202100662 2021-2491 2021/11/05 (事故発生地) 福岡県	エアコン	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○事故発生時、使用者は外出しており、当該製品は半月前より使用されていないかった。○当該製品は、外郭、熱交換器及び電気部品が壁からぶら下がった状態で焼損していた。○当該製品内部の電気部品は焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。○電源コードの断線部に認められた溶融痕は、通常使用において外力が加わらない位置であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/12/01)
A202100663 2021-2496 2021/11/19 (事故発生地) 神奈川県	電気冷蔵庫	異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	調査の結果、○当該製品の外観に焼損等の異常は認められなかった。○冷蔵室内部の天井左側でフードライナーが著しく焼損して溶融しており、同箇所のフードライナーを剥がしたところ、ウレタン断熱材の表面に焼損が認められたが、焼損箇所の周辺に電気部品、配線等はなかった。○圧縮機、ファンモーター、基板、配線等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/12/02)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202100668 2021-2499 2021/11/18 (事故発生地) 東京都	照明器具	店舗で当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品が点灯しなかったことで確認すると、当該製品付属の直流電源装置に接続されていた配線が焼損していた。○直流電源装置は、端子台の電源接続部周辺が焼損していたが、当該製品本体に外観上の異常は認められなかった。○端子台の電源接続部に挿入された電源線のうち1本が焼損しており、その先端に端子ばねで固定されたことによる線傷は認められなかった。○焼損した電源線が接続されていた端子ばねに溶融が認められた。○その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の設置、施工の際、電源線の端子台への挿入が不十分であったため、配線と接続金具の接続部で接触不良が生じて異常発熱し、出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「電源線は端子台に奥まで確実に差し込む。接続が不完全な場合、火災の原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2021/12/03)
A202100671 2021-2510 2021/11/21 (事故発生地) 埼玉県	エアコン	当該製品を使用中、異音がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。 (火災)	調査の結果、○当該製品の室内機の外観は、底面の左側に穴空き変形が認められた。○電源コードが機器内部で長さ50cmの単線が手より接続で継ぎ足されていた。○手より2か所のうちの電源側の素線が露出して緑青が発生しており、近傍の被覆に炭化し、周辺の外郭樹脂は溶融していた。○施工業者は不明であった。○据付説明書には、「電源コードは途中接続しない。感電、火災の原因になる。」旨、記載されている。●当該製品は、延長目的で電源コードを途中で別のコードと手より接続したため、接続部で接触不良が生じて異常発熱し、発火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/12/06)
A202100674 2021-2513 2021/10/14 (事故発生地) 神奈川県	電気掃除機（充電式、スティック型）	当該製品に他社製のバッテリーを接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○事故発生時、当該製品にインターネット通販で購入した非純正バッテリーが装着された状態で充電されていた。○当該製品は、バッテリーとの接続部の樹脂に一部溶融が認められたが、その他の部分に焼損は認められなかった。○当該製品に装着されていた非純正バッテリーは、制御基板が著しく焼損して破断し、銅箔パターンが広範囲に焼失して周辺の樹脂製外郭が焼損していた。○取扱説明書には、「自社製のバッテリーのみを使用する。他のバッテリーを使用すると、けがや製品のダメージにつながりうる破裂を起こす可能性がある。」旨、記載されている。●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、非純正バッテリーからの延焼により焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/12/06)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202100680 2021-2517 2021/06/10 (事故発生地) 青森県	照明器具(卓上型)	当該製品の電源コード部を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、電源コードの本体側から15cmのところに、断線及び溶融痕が認められた。○基板、蛍光灯等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は電源コードの断線及び溶融痕以外に出火の痕跡は認められず、当該箇所は通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/12/07)
A202100692 2021-2577 2021/12/05 (事故発生地) 京都府	液晶ディスプレイモニター	異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 (火災)	調査の結果、○当該製品は木製の机に倒した状態で置かれており、机の上には他に食器や段ボール等が置かれていた。○事故発生時に電源プラグはコンセントに接続されておらず、当該製品は通電されていなかった。○内部基板は受熱により焼損していたが、基板は原形をとどめており、欠損や局所的な焼損等の出火の痕跡は認められなかった。○電源コードに断線等の異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況等が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/12/13)
A202100703 2021-2584 2021/11/20 (事故発生地) 茨城県	食器洗い乾燥機(ビルトイン式)	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○使用者は、当該製品に3人分のお椀、皿、木製の箸等を入れて標準コースで運転開始した。○当該製品の焼損は著しく、前面扉及び操作パネルが焼失し、内部の樹脂製水槽は焼損して製品内底部に溶け落ちていた。○製品内底部のヒーターカバーは溶け落ちた樹脂で覆われており、ヒーターカバー内に侵入した樹脂中に、炭化した木製の箸が確認された。○ヒーター管、電装ユニット、モーター、電磁弁等の残存した電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品に木製の箸を入れて運転したため、箸がヒーターカバーの穴から侵入してヒーターに接触し、乾燥運転時の熱で箸が出火して、樹脂製水槽に延焼したものと推定される。なお、取扱説明書には、「木製の食器、箸等を本機で洗わない。」、「ヒーターの上に落ちた場合、発煙する恐れがある。」旨、記載されている。	(受付:2021/12/15)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A202100707 2021-2605 2021/12/07 (事故発生地) 東京都	電気掃除機(充電式、スティック型)	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、3名が火傷を負った。 (火 災)	調査の結果、○集合住宅洗面所から出火し、当該製品及び周辺に設置されていた複数の電気製品が焼損したが、事故発生時の詳細な状況は確認できなかった。○当該製品は著しく焼損していたが、内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品周辺に設置されていた電気製品の焼損状況は不明であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/12/16)
A202100710 2021-2607 2021/12/02 (事故発生地) 岩手県	電気ストーブ	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。 (火 災)	調査の結果、○当該製品は、電源が「オン」の状態ヒーター一面を床側に転倒しており、畳に敷いてあったゴザとこたつ布団が焼損していた。○当該製品は45年以上前に製造された製品であり、転倒時オフスイッチは搭載していなかった。○当該製品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品は、床に直接置かれておらず、床に置いた雑誌の上に乗せて使用されていた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、当該製品が転倒し、高温部が可燃物に接触して着火し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/12/17)
A202100718 2021-2619 2020/00/00 (事故発生地) 千葉県	電気カーペット	使用者(70歳代)が当該製品を使用中、低温火傷を負った。 (重 傷)	調査の結果、○ソファーの上に当該製品を敷き、その上で2~3時間うとうとしていたところ、翌日、体に痛みがあり、足裏、腕及び膝に低温火傷を負ったとの申出内容であった。○当該製品の外観に異常はなく、「強」で運転したところ、最も高い部位の温度は仕様の範囲内で、著しい温度むらは認められなかった。○事故発生時の当該製品の温度設定は不明であった。●当該製品に異常が認められないことから、使用者が通電した当該製品を長時間使用していたため、低温火傷を負ったものと推定される。なお、取扱説明書及び本体表示には、「強で長時間使用しない。低温火傷のおそれがある。」旨、記載されている。	(受付:2021/12/21)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100723 2021-2624 2021/11/28 (事故発生地) 兵庫県	電気ストーブ（カーボンヒーター）	当該製品を使用中、当該製品の電源プラグを焼損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品は、電源プラグのプッシング部で電源コードの芯線が完全に断線し、断線部の先端部に溶融痕が認められた。○電源プラグは片方の栓刃に曲がりやが認められ、両方の栓刃の先端部にメッキの一部剥がれが認められた。○当該製品本体に焼損等の異常は認められなかった。○使用者によると、事故発生以前の使用時に点灯したヒーターが消えたり、スイッチを入れてもヒーターが点灯しなかったりすることがあったため、電源プラグを抜き差ししたり、角度を変えてねじ込んだりして使用していたとの申出内容であった。●当該製品は、使用者が動作の異常を認識しながらも、電源プラグを抜き差ししながら使用を継続していたため、電源コードが短絡し、出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「故障・異常時（スイッチを入れても時々通電しない、電源コードを動かすと通電したり、しなかったりする等）には、直ちに使用を中止する。」旨、記載されている。	(受付:2021/12/23)
A202100724 2021-2625 2021/12/08 (事故発生地) 宮城県	冷風機	工場で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品は、食品製造工場内で使用されていた。○当該製品は外郭及び内部とも著しく焼損し、樹脂部品は焼失していた。○当該製品の内部配線及び配線接続部に溶融痕等の出火した痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/12/23)
A202100727 2021-2628 2020/01/08 (事故発生地) 東京都	空気清浄機（加湿機能付）	当該製品を使用中、幼児（1歳）が当該製品の蒸気口で、右手に火傷を負った。	調査の結果、○当該製品を運転中、母親が目から顔を離した際に、子供が高温になった蒸気口に触れてしまい、火傷を負った。○当該製品の加湿方式はスチーム式であり、蒸気口から出る蒸気の温度は95℃であった。○取扱説明書には、「蒸気口に手や顔を近づけない。火傷の危険がある。」「幼児の手の届く範囲では使用しない。」旨、記載されている。○当該製品の蒸気口近傍には、「やけどのおそれあり。蒸気口にさわらない。」旨の警告シールが貼付されている。●当該製品を運転中、母親が目から顔を離した際に、子供が高温になった蒸気口に触れてしまい、火傷を負ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「蒸気口に手や顔を近づけない。火傷の危険がある。」「幼児の手の届く範囲では使用しない。」旨、本体には、「やけどのおそれあり。蒸気口にさわらない。」旨、記載されている。	(受付:2021/12/23)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202100728 2021-2629 2021/07/20 (事故発生地) 神奈川県	延長コード	当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。(A202100453と同一事故)	調査の結果、○当該製品に、他社製扇風機等が接続されており、当該製品の周辺では他社製扇風機の他に、他社製モバイルバッテリー等が焼損していた。○当該製品の電源コード中間部に熔融痕が認められたが、通常の使用において外力の加わらない位置であった。○タップ部及び電源プラグ部に出火の痕跡は認められなかった。○他社製扇風機は、外郭等の樹脂製部品が焼失、電源基板及び制御基板は焼損が著しく、一部の電子部品を除き確認できなかった。○他社製モバイルバッテリーは、基板及びリチウムイオン電池セルが著しく焼損していた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は断線部の熔融痕以外に出火の痕跡は認められず、当該箇所は通常の使用において外力が加わる位置でないことから、製品に起因しない事故と推定される。 (火災)	(受付:2021/12/23)
A202100729 2021-2630 2021/12/17 (事故発生地) 静岡県	電気洗濯機	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○事故発生時、当該製品は使用されていなかった。○当該製品の焼損は著しいが、本体内部の電源基板、モーター、内部配線等の電気部品に熔融痕等の出火の痕跡は認められなかった。○電源コードは、電源プラグ近傍で断線して端部に熔融痕が認められたが、通常の使用で外力の加わる位置ではなかった。○当該製品の上に設置されていた他社製センサーライトに洗濯物が覆いかぶさり出火した痕跡が認められた。●当該製品は、当該製品の上に設置されていた他社製センサーライトに洗濯物が覆いかぶさり出火した痕跡が認められたことから、製品に起因しない事故と推定される。 (火災)	(受付:2021/12/24)
A202100735 2021-2661 2021/11/20 (事故発生地) 大阪府	A C アダプター	当該製品を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品は、延長コードに常時接続されていたが、事故発生時に出力部のU S B コネクタには何も接続されておらず、コネクタ先端部から煙が出ている状態で発見された。○U S B コネクタの挿入口の金属部に接する樹脂に一部焼損が認められた。○X線透視観察の結果、U S B コネクタの変形及び金属異物は確認されなかった。○本体部及びU S B ケーブル部に焼損や熔融等の異常は認められなかった。○U S B コネクタの出力値に異常は認められなかった。○事故発生現場である居室内は整理されておらず、使用者は犬を室内飼っていた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、U S B コネクタ内部に何らかの導電性異物が付着したため、電流が流れて異常発熱し、コネクタの樹脂部が熔融及び焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。 (火災)	(受付:2021/12/27)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100736 2021-2662 2021/12/23 (事故発生地) 福島県	携帯電話機（スマートフォン）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品の外観は、下部に焼損が認められ、液晶面の一部は破損していた。○電源を入れたところ液晶画面の表示は可能であった。○基板及びリチウムイオン電池セルに出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/12/27)
A202100748 2021-2671 2021/12/11 (事故発生地) 島根県	電気ホットプレート	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	調査の結果、○当該製品に、過熱等の異常の痕跡は認められなかった。○当該製品に通電したところ、温度調節器のサーモスタットは正常に動作した。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/12/28)
A202100773 2021-2720 2021/12/31 (事故発生地) 福島県	電気ポンプ（井戸用）	当該製品を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品は、圧力スイッチが他社製品に交換されており、その履歴は不明であった。○他社製圧力スイッチ内部は、可動接点の配線端子に緑青が認められ、取付ねじは著しくさびて付近の外郭樹脂は焼失しており、可動接点表面は荒れ、固定接点に溶着した痕跡が認められた。○他社製圧力スイッチ以外の当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○取扱説明書には、「修理技術者以外の人は、分解したり修理をしない。」旨、記載されている。●当該製品は、交換された他社製の圧力スイッチ内部で異常発熱が生じて出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/01/13)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202100778 2021-2732 2021/12/18 (事故発生地) 大阪府	電気ポンプ	当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は使用者宅の庭の滝に水を供給するための電気ポンプとして、屋外に設置されていたものであり、当該製品とは別の個別部品であるスイッチボックス（手動のオンオフスイッチ）に接続されて施工されていた。○使用者によると、事故発生の約1年前から当該製品を使用しておらず、電源は切られていたとの申出内容であり、事故発生時にスイッチボックスのスイッチはオフ状態であった。○当該製品とスイッチボックスは約50cm離れた位置に設置されており、各個で焼損が認められた。○本体部に接続されていた樹脂製給水管の途中部分に著しい焼損が認められたが、当該箇所に電気部品等の出火の要因と成り得る部品は設置されていなかった。○ポンプ部分に変形や変色等の異常は認められなかった。○内部のモーターに断線及び著しい焼損等の出火の痕跡は認められず、その他の電気部品にも出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/01/17)
A202100782 2021-2736 2021/12/31 (事故発生地) 滋賀県	照明器具（シーリングファン付）	当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は事故発生現場において、電動昇降装置と共に設置されていた。○当該製品に変形、焼損等の異常は認められず、出火の痕跡は認められなかった。○電動昇降装置は、外郭金属ケースに熱変色が認められたが、電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/01/18)
A202100789 2021-2741 2022/01/10 (事故発生地) 東京都	オーブントースター	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 (火災)	調査の結果、○当該製品は毎日使用され、パンや唐揚げ等の揚げ物を直接焼き網に載せていた。○当該製品の上段と下段の焼き網に食パンを載せ、タイムスイッチを3分に設定して加熱していたところ、約2分後に上段のパンから炎が上がり、当該製品の前面からも炎と煙が上がったとの申出内容であった。○当該製品の外観は、扉上部周囲に汚れが認められたが、その他に焼損等は認められなかった。○くず受皿に焦げはなかったが、扉の内面、庫内及び上段焼き網に、汚れと炭化した食品くずとみられる焦げが付着していた。○ヒーター、タイムスイッチ等の電気部品に異常は認められなかった。●当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、庫内に付着した食品くず等が過熱し、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、本体のお手入れ方法として、「外側、内側及び焼き網をよく絞ったふきんでふき取る。庫内の下の方は下焼き網を持ち上げてふく。」旨、記載されている。	(受付:2022/01/19)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100795 2021-2760 2021/12/04 (事故発生地) 神奈川県	ミシン	当該製品を使用中、当該製品の針を刺して、右手指を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○使用者が当該製品でフットコントローラーを使用せず裁縫中、右手の人差し指に針が刺さったとの申出内容であった。○当該製品の外観に異常はなく、操作スイッチ等の動作確認及びノイズ試験を実施した結果、誤動作等の異常は認められなかった。○事故発生時の当該製品の縫い速度設定は不明であった。●当該製品に異常が認められないことから、使用者が当該製品で裁縫中、誤って針の下に指を入れたため負傷したものと推定される。なお、取扱説明書及び本体表示には、「針の下に指を入れない。けがをするおそれがある。」旨、記載されている。	(受付:2022/01/21)
A202100814 2021-2692 2021/12/24 (事故発生地) 宮崎県	超音波洗浄機	工場で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品を使用して部品を洗浄していたところ、「ポーン」と音がして、当該製品から出火した。○使用者は、当該製品の洗浄槽に水道水を入れて使用すべきところを、洗浄槽に直接アルコールを入れて使用していた。○当該製品は、上蓋外側の観察窓の裏側に変形と発泡が、本体ケース下方及び背面に変形が認められた。また、当該製品の正面の表示、操作基板下の隙間を起点とした放射状の焦げが認められた。○洗浄ホルダー内側で洗浄槽裏側に取り付けられた超音波振動子の正極板付近が黒く焦げ、正極板に割れが認められた。○当該製品の底蓋に割れと修理した痕跡が、また、正極板の割れ付近の洗浄槽ホルダーにも割れが認められた。○当該製品を組み立てて作動させたところ、超音波振動子は正常に作動したが、正極板の割れに沿ってスパークの発生が認められた。●当該製品は、洗浄液にアルコールを用いたため、気化したアルコールが洗浄槽と洗浄ホルダーの間に入り込み、超音波振動子の正極板の割れに沿って発生したスパークに引火し、発生した炎が洗浄槽のアルコールに引火したものと推定される。なお、取扱説明書には、水道水を使用した洗浄方法が記載されており、溶剤として使用されていたアルコールの安全データシートには、「防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。」の旨、記載されている。	(受付:2022/01/27)
A202100815 2021-2790 2022/01/16 (事故発生地) 千葉県	電気冷温風機	当該製品を使用中、当該製品を汚損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○事故発生時、当該製品は段ボール箱の上に置かれており、付近にスタンド型の凹面鏡が置かれていた。○当該製品下部の樹脂製外郭にすずが付着していたが、焼損等の異常は認められなかった。○内部の電気部品に出火の痕跡は認められず、通電したところ、正常に動作した。○台として使用されていた段ボール箱の側面が横一文字に焼損しており、凹面鏡は段ボール箱に収れんが生じる位置に置かれていた。○事故発生日は晴天であった。●当該製品に出火の痕跡は認められず、凹面鏡の収れん位置が事故発生現場の焼損状況に一致したことから、凹面鏡による太陽光の収れん作用により段ボール箱から出火し、当該製品を汚損したものと推定される。	(受付:2022/01/27)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A202100817 2021-2792 2022/01/14 (事故発生地) 兵庫県	コンセント	商業施設で当該製品に電気製品を接続して使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品に接続された他社製の延長コードに、別の3本の延長コードが接続されており、さらに別の延長コードを複数使用した上で、負荷としてゲームコーナーのゲーム機(15台)が接続されていた。○当該製品の刃受金具は、延長コードの電源プラグが接続されていた部位を中心に熱変色していた。○刃受金具は、電源プラグの栓刃との接触面に溶融箇所が認められたが、電源電線との接続部、錠ばね及び接続されていた電源電線に変形、溶融は認められなかった。○当該製品に接続していた延長コードの電源プラグは、栓刃周辺の中子樹脂が炭化し脱落していたが、栓刃に変形は認められず、栓刃金具と電源コードとの接続部に溶融等の異常は認められなかった。○当該製品及び当該製品に接続されていた延長コードを交換後、事故発生時に接続されていたゲーム機を接続して電源を入れた際の回路電流は15.4Aであり、当該製品の定格電流である15Aを超過していた。●当該製品に接続可能な最大電力(1500W)を超えて複数の電気製品を接続し使用していたため、電源プラグの栓刃と刃受金具の接続部で異常発熱し、差込口が焼損したものと推定される。なお、一般財団法人日本配線システム工業会では、「複数の配線器具を使用して電気製品を接続すると使用している負荷機器の合計の使用電流が判りにくくなり、コンセントの定格電流を超えて使用してしまう危険性が増加する。過電流で使用すると、発熱量は流れる電気の2乗で発生するため、コードやプラグ、タップ、コンセントの絶縁物が熱くなり、樹脂の耐熱温度を超え、焼損、出火することがあり危険である。」旨、注意喚起を行っている。	(受付:2022/01/27)
A202100819 2021-2794 2022/01/17 (事故発生地) 大阪府	IH調理器	火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品の上に置いていた可燃物及び周辺を焼損する火災が発生していた。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、トッププレートのラジエントヒーター搭載部周辺で可燃物の付着や受熱の痕跡が認められたが、右前方のIHヒーター側に同様の痕跡は確認されず、電源コードに出火の痕跡は認められなかった。○トッププレートの裏面はラジエントヒーターの設置箇所において、焼損が認められ、焼損部の周辺は白く熱変色していた。○ラジエントヒーター及び制御基板等の電気部品に異常は認められず、搭載部品に出火の痕跡は認められなかった。○事故発生時、当該製品の上に可燃物が置かれており、使用者は事故発生前日から外出していたため、事故発生時は不在であった。○使用者は猫3匹を室内飼いしており、以前に猫が流し台の上に登っているのを目撃しているとの申出内容であった。○取扱説明書には、「燃えやすいものをヒーターの上に置かない。火災のおそれがある。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、ラジエントヒーターのスイッチが意図せず入ったことにより、トッププレート上の可燃物が加熱されて出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/01/28)
A202100830 2021-2819 2022/01/13 (事故発生地) 奈良県	食器洗い乾燥機(ビルトイン式)	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は20年以上前に購入されたものであり、購入から2、3年経過後に修理されていたが、修理内容や作業等の情報は得られなかった。○当該製品は、背面下部から背面上方に向けて焼損が認められたが、庫内等のその他の箇所に焼損等の異常は認められなかった。○背面から伸びている電源コードは途中で切断されており、屋内配線に直接、手より接続されていた。○基板、配線結束部、ヒーター、ポンプ等の本体部の電気部品はいずれも残存しており、出火の痕跡は認められなかった。○施工説明書には、「電源コードを加工しない。火災の原因になる。」旨、記載されている。●当該製品の電源コードを切断し、不適切な接続方法によって屋内配線に直接接続されていたため、接続部で接触不良が生じて異常発熱し、出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/01/31)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100834 2021-2822 2022/01/18 (事故発生地) 埼玉県	電気洗濯機	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は一般住宅2階のベランダに設置されており、事故発生時、電源プラグはコンセントに接続されていたが、使用されていなかった。○当該製品の前に飼い猫用トイレランタナーが置かれており、直下の床は焼損して穴が空いていた。○当該製品は、正面左側下部が著しく焼損し、底部の樹脂製台板の一部が焼失していたが、近傍に電気部品は実装されていなかった。○モーター、電源基板等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○事故発生現場であるベランダに多数のたばこの吸い殻が入っていた灰皿が置かれており、使用者は、事故発生日にベランダで喫煙していた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/02/01)
A202100835 2021-2823 2021/12/31 (事故発生地) 北海道	凍結防止用ヒーター（水道用）	異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、寒冷地対応の配管ユニットで、床下給水配管にヒーター線を取り付け、保温材で被覆保護された製品で、建物の設計者からの指示で事業者が受注後に工場で製造組立てを行い、現地で施工業者が設計に合わせて施工する製品であった。○当該製品は、発注の設計と実際の水道用配管が異なっていたため、配管の長さが余る箇所が生じ、この余った配管を切り、ヒーター線は束ねて設置されていた。○当該製品は、火災により表面全体を焼損し、ヒーター線を束ねた箇所が著しく焼損していた。○ヒーター線を束ねた設置について、同等品による確認試験を実施した結果、約120分の「凍結予防運転」で250℃以上まで温度が上昇し、ヒーター線の被覆及び保温材の被覆が黒く変色し、発煙した。●当該製品は、現地配管設計の変更により余った配管を切り、ヒーター線を束ねて設置されたため、使用中に配管の一部が異常発熱し、出火に至ったものと推定される。	(受付:2022/02/01)
A202100836 2021-2824 2021/12/30 (事故発生地) 静岡県	電気ストーブ（パネルヒーター）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。 (火災)	調査の結果、○事故発生時、当該製品はソファの背もたれに立てかけられた状態で使用されており、ソファの座面にクッションや布団等があり、ソファの背もたれやクッション等が焼損した。○当該製品はコの字型に立てて使用するパネルヒーターで、3面のうち左面及び中央面の下部が焼損しており、焼損部の発熱体は焼失していた。○コントローラーに焼損は認められず、電流ヒューズは切れていなかった。○同等品の発熱面と背面にクッション等を接触させて通電した結果では焼損にまでは至らなかったが、接触部の発熱面のみ局部的に温度上昇が認められた。●当該製品は、発熱面及び背面にクッション等が接触する状態で使用したため、蓄熱により発熱体が異常発熱し、焼損に至ったものと推定される。なお、取扱説明書及び使用前に剥がす本体の注意シールには、「衣服や毛布などを発熱面にかけない。発熱による火災の原因となる。」旨、記載されている。	(受付:2022/02/01)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100838 2021-2826 2022/01/20 (事故発生地) 福井県	電気温水器	異臭がしたため確認すると、当該製品内部を焼損する火災が発生していた。	調査の結果、○当該製品内部の、貯湯タンク側面のヒーター取付け部付近から漏水が認められた。○当該製品はヒーターへの電力を開閉するリレースイッチが焼損し、焼損部位に水道水由来とみられるNa、Ca及びMgが検出された。○当該製品の他の部分に焼損等、異常は認められなかった。○当該製品のタンクの製造時期は1997年であり、事故発生以前に修理履歴は確認されなかった。○使用者は当該製品からの漏水を約3か月前から認識していたが、当該製品の使用を継続していた。●当該製品から漏水していることを認識したまま継続使用したため、ヒーター取付け部付近から漏れ出した水分によりリレースイッチの端子間でトランキング現象が発生し、異常発熱して出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「本体や、周辺配管などから水漏れが生じたときは、温水器専用止水栓を閉じ、200V電源ブレーカー又は漏電遮断器の電源レバーを「切」にして据え付け工事店へ連絡する。」旨、記載されている。	(受付:2022/02/01)
A202100856 2021-2853 2022/01/29 (事故発生地) 大阪府	電気こんろ	当該製品の周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品は、ビルトインタイプで2口のラジエント式電気こんろであるが、使用者はふだん使用しておらず、当該製品の上に什器類を置いていた。○使用者は事故の数時間前に当該製品に搭載された換気扇のスイッチを入れたとの申出内容であり、消防到着時は電源スイッチ及び換気扇スイッチが入った状態であった。○当該製品は切り忘れ防止機能等も含めた通常の動作に異常は認められず、外観上はトッププレートの表面に溶融した樹脂異物の付着が認められたのみであった。○当該製品内部のヒーター、制御基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品は電磁ノイズ試験に適合しており、ノイズによる誤動作が発生しないように設計されていることが確認された。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/02/07)
A202100867 2021-2864 2022/01/19 (事故発生地) 神奈川県	除湿乾燥機	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品から発煙する火災が発生していた。	調査の結果、○当該製品は、事故発生前日から2度、点検ランプが点灯、他のランプが点滅して運転を停止し、異臭を発生していたが、使用者はエラーを認識しつつ、当該製品の使用を継続していた。○当該製品の外観に焼損等の異常は認められなかったが、除湿ローターが回転せず、ローターの変色、断熱材の溶融及びローターホルダーの一部焼損が認められた。○除湿ローターを回転させるためのモーターは、巻線の抵抗値に異常は認められなかったが、ギヤ1個と磁石が外れて、回転がギヤに伝わらない状態であった。○電源基板、ファン、ヒーター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品は、事故発生以前にモーターの故障により除湿ローターが回転せず、ローターの特定箇所が加熱されて異常発熱したことで、修理を促すエラーを出して運転停止していたが、使用者が当該製品のエラーや異常を認識しながら使用を継続したため、事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書及び本体ラベルには、「点検ランプの点灯及び他のランプの点滅時は、フィルターを掃除をする。直らないときは、電源プラグを抜いて、販売店に修理を依頼する。」旨、記載されている。	(受付:2022/02/09)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A202100869 2021-2866 2022/02/02 (事故発生地) 東京都	電気温風機（加湿機能付）	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○使用者が当該製品を温風運転させたまま施錠せずに外出した約30分後、無人となった使用者宅の当該製品付近から出火したとの申出内容であった。○当該製品の樹脂製外郭は著しく焼損し、原形をとどめていなかった。○電源コードは、本体から30cm離れた箇所まで断線しており、断線部に溶融痕が認められたが、その他の箇所に異常は認められなかった。○PTCヒーター、ファンモーター、メイン基板等、内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○取扱説明書には、「カーテン、布団等の燃えやすいものの近くで使用しない。カーテン、布団等の変色や火災の原因になる。」旨、記載されているが、事故発生時、当該製品の近傍には布団やタオルがあった。●事故発生時の詳細な使用状況等が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に電源コードの断線、溶融痕以外の異常は認められず、当該箇所は通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/02/10)
A202100882 2021-2894 2022/01/30 (事故発生地) 徳島県	IH調理器	異音と異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	調査の結果、○使用者は、事故発生前日に揚げ物調理をした後、調理油が入ったステンレス製ボウルを当該製品上に置いた状態で電源「切」ボタンを押し、電源プラグをコンセントから抜かない状態で就寝したところ、翌朝、当該製品から黒煙が出ていた。○当該製品は著しく焼損していたが、トッププレート及びヒーターに破損、変形等はなく、制御基板及び操作基板は残存して原形を保ち、出火の痕跡は認められなかった。○電源コードは断線しているが溶融痕はなく、電源プラグに異常は認められなかった。○電流ヒューズは切れており、サーミスター及び温度ヒューズは焼損が著しく、動作確認はできなかった。○事故発生前日の揚げ物調理に使用していたステンレス製ボウルは、底の直径が約10cm中央部分に3mm以上のへこみがあり、当該製品の揚げ物調理で使用できないものであった。○当該製品は、事故発生日の2か月ほど前に、70cm上方からフライパンを当該製品へ落としており、その後、勝手に当該製品のスイッチが入る現象が発生していたとの申出内容であった。●当該製品は、事故発生日の2か月ほど前に、70cm上方からフライパンを当該製品に落とし、勝手に電源が入る現象が発生していたにもかかわらず使用を継続しており、事故発生日は揚げ物調理後に電源プラグをコンセントから抜かず、底に凹みがありかつ底幅が狭いステンレス製ボウルに少量の調理油が入ったまま当該製品上に置いた状態にしていたため、事故発生時に当該製品が勝手に作動した際、温度センサーが正常に働かずに過熱され、事故発生に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「揚げ物調理時は、底が変形していない平なべや底がへこんでいない直径16～18cmのなべを使用する。」、「油が少ない場合、油温が上がり過ぎて発火するおそれがある。」、「トッププレートに強い衝撃をくわえない。」、「使用時以外は電源プラグをコンセントから抜く。」旨、記載されている。	(受付:2022/02/16)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A202100890 2021-2873 2022/02/06 (事故発生地) 三重県	延長コード	工場で当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は通電されていたが、3口タップには何も接続されていなかった。○当該製品は、電源コードの中間部からタップまでの焼損が著しく、被覆が焼失し、数か所で断線していた。○タップは樹脂製外郭が焼失していたが、刃受金具から出火した痕跡は認められなかった。○電源コード中間部の断線箇所に溶融痕が認められたが、通常の使用において外力が加わる位置ではなかった。○電源プラグに出火した痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、電源コードの断線、溶融痕以外の異常は認められず、当該箇所は通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/02/18)
A202100894 2021-2906 2022/02/10 (事故発生地) 長崎県	エアコン（室外機）	異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。 (火災)	調査の結果、○事故発生時、当該製品の室内機は使用されていなかった。○当該製品のブレードは切れていなかった。○外觀は、プロペラファン部を中心に外郭の樹脂部品がほとんど焼失していた。○ファンモーターは本体内に落下し、取付け部付近が焼損していたが、本体の外郭に出火の痕跡は認められなかった。また、配線被覆が焼失していたが、断線や短絡等の異常は認められなかった。○内外連絡線が接続される端子台及び制御基板に、出火の痕跡は認められなかった。○機械室内はすすけていたが、圧縮機、リアクター、四方弁コイル及び内部配線類に焼損は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/02/18)
A202100898 2021-2921 2022/02/13 (事故発生地) 京都府	電気洗濯機	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○事故発生時、当該製品は運転していなかったが、電源プラグは当該製品上部に位置する壁コンセントに接続されていた。○当該製品は外郭上部が焼損していたが、内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○電源コードは電源プラグのプッシング付近で断線し、断線部に溶融痕が認められた。○溶融痕が認められた断線箇所は、通常の使用において外力が加わる位置ではなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は電源プラグのプッシング付近の溶融痕以外に出火の痕跡は認められず、当該箇所は通常の使用において外力が加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/02/22)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100907 2021-2924 2022/02/04 (事故発生地) 埼玉県	電気毛布（敷毛布）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	調査の結果、○使用者が、事故発生の10分ほど前に当該製品の上で喫煙し、その後、横になっていたところ熱くなり出火に気が付いたとの申出内容であった。○当該製品は、毛布部分の一部及び毛布とコントローラーを接続する配線、毛布側コネクタが焼損し、コントローラーの樹脂製外郭の一部に溶融が認められた。○毛布の焼損箇所は、ヒーター線が断線していたが、断線箇所には溶融痕は認められず、焼損箇所以外のヒーター線に外観上の異常は認められなかった。○コントローラー、コネクタ等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○取扱説明書には、「寝たばこはしない。火災の原因になる。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/02/25)
A202100909 2021-2939 2022/02/06 (事故発生地) 神奈川県	エアコン（室外機）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品は、樹脂製吹出グリル及びプロペラファンが焼失していた。○ファンモーター、制御基板、圧縮機、連絡線端子台等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品上面に灰皿と数本の吸い殻があり、近傍にごみ袋が置かれていた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/02/25)
A202100919 2021-2957 2022/02/20 (事故発生地) 兵庫県	電気掃除機（充電式、スティック型）	当該製品を他社製のACアダプターに接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品は、他社製電気掃除機用ACアダプターでの充電中に出火した。○当該製品付属のACアダプターのDC出力電圧は定格17Vに対し、事故発生時に使用されていた他社製ACアダプターのDC出力電圧は定格36Vであり、付属品よりも高い値であった。○当該製品のACアダプターとバッテリーには、「純正のACアダプターを使用」の警告表示がされていたが、使用者は当該製品購入時から付属の純正ACアダプターを使用せずに、事故発生時に使用の他社製ACアダプターを使用していた。○バッテリーの焼損は著しく、リチウムイオン電池セルの焼損と封口部の開裂及び制御基板の焼損が認められたが、本体側に焼損等の異常は認められなかった。●当該製品は、出力電圧の高い他社製ACアダプターを接続して充電したため、バッテリーの充電制御ICが故障し、過充電制御機能が働かずリチウムイオン電池セルが過充電状態となって異常発熱し、出火したものと推定される。なお、取扱説明書及び製品本体には、「ACアダプター等は製品専用の付属品のみを使用する。火災・爆発の恐れがある。」旨、記載されている。	(受付:2022/03/01)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A202100921 2021-2959 2022/02/16 (事故発生地) 愛知県	エアコン (室外機)	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火 災)	調査の結果、○事故発生時、当該製品は電源プラグがコンセントに接続されていたが、運転停止中で、通電されておらず、事故発生後、メインブレーカーは切れていないことが確認された。○当該製品の外観は、前面の樹脂製ファンガードが焼失し、金属製外郭の天面に載せていた可燃物が焼損した痕跡が認められた。○製品内部は樹脂製ファンが焼失していたが、ファンモーターに出火の痕跡は認められなかった。○制御基板に出火の痕跡は認められなかった。また、電流ヒューズは切れていなかった。○圧縮機、端子台、四方弁コイル等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/03/01)
A202100926 2021-2968 2022/02/19 (事故発生地) 神奈川県	ヘアドライヤー	当該製品を使用中、当該製品の電源コード部を焼損する火災が発生した。 (火 災)	調査の結果、○使用者は当該製品を使用後、本体に電源コードを巻き付けて保管していたとの申出内容であった。○当該製品内部に焼損等の異常は認められず、ヒューズは切れていなかった。○当該製品の電源コードは、本体接続部の根元で断線し、断線部に熔融痕が認められた。○本体内部のヒーター、モーター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品は、保管時に電源コードを本体に巻き付けていたため、本体接続部の根元部に屈曲等のストレスが繰り返し加わり、コード芯線が断線してスパークし、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「本体に電源コードを巻き付けない。電源コードが断線し、火災、感電、やけどのおそれがある。」旨、記載されている。	(受付:2022/03/03)
A202100927 2021-2969 2022/02/28 (事故発生地) 東京都	電気冷蔵庫	当該製品を焼損する火災が発生した。 (火 災)	調査の結果、○事故発生時、使用者宅は無人であった。○当該製品は、右側面前方下側及び底面前側の焼損が著しかった。○内部配線及び電気部品に出火の痕跡は認められず、電流ヒューズは切れていなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/03/03)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A202100931 2021-2983 2022/02/23 (事故発生地) 大阪府	エアコン（室外機）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○使用者は、事故発生前日から暖房の単独運転をしており、主幹の漏電ブレーカーが切れた際にベランダが明るくなっていたため確認すると、当該製品の背面が燃えていた。○当該製品は、室外機上段の加湿ユニット部に焼損が認められ、背面の外郭樹脂が焼失していた。○加湿ユニット内部の樹脂は焼損していたが、加湿ヒーター、ファンモーター等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○室外機の基板、ファンモーター、圧縮機等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/03/07)
A202100937 2021-2987 2022/02/22 (事故発生地) 兵庫県	電気温風機（セラミックファンヒーター）	当該製品の電源コード部及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、本体側の電源コード接続部から1cmの箇所までコードの断線が認められ、当該断線部周辺の床に焦げが認められた。○当該製品本体に焼損等の出火の痕跡は認められなかった。○電源コードの本体側のコードプロテクター付近でコードのねじれ及び被覆の割れが認められ、片側の芯線が断線して露出していた。○断線箇所は通常の使用において外力が加わる位置ではなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電源コードに過度な外力が加わったため、電源コードの芯線が断線し、局所的に異常発熱して焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/03/08)
A202100960 2021-3031 2022/03/04 (事故発生地) 千葉県	ノートパソコン	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、液晶ディスプレイがフレームを除き焼失し、キーボード、タッチパッド、外郭側面及び外郭底面の外周が焼損していた。○ACアダプター本体に出火の痕跡は認められず、DCケーブルは本体から約100cm付近で断線していたが、断線箇所は通常使用時に外力が加わらない箇所であり、溶融痕も認められなかった。○バッテリー、制御基板等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/03/17)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100969 2021-2964 2022/02/27 (事故発生地) 愛知県	こたつヒーター	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。 (火災 死亡)	調査の結果、○当該製品が取り付けられていたこたつやぐらは、樹脂製脚が溶融し、当該製品及び天板が落下して焼損していた。○当該製品は、ヒーターカバーの表面に繊維等の付着は認められなかった。○温度ヒューズは切れていたが、ヒーターユニット内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○電源コードは、器具用プラグの樹脂製外郭が僅かに焼損し、電源コード被覆の一部が焼失していたが、芯線に溶融痕等はなく、出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/03/24)
A202100982 2021-3062 2022/03/00 (事故発生地) 富山県	電気ミニマット	当該製品を布団に入れて使用后、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○使用者は、当該製品を毎年11月頃から4月中旬まで毎日、足下に湯たんぽ代わりとして電気毛布とともに就寝時の暖房器具として使用していた。○当該製品の外観は、マット部の一部を焼損し、付近に強しわが寄った部分が認められた。○当該製品内部の焼損箇所は5本のヒーター線がよれて集まり、3本が断線し、他の2本は被覆が著しく変色し、溶融していた。○サーモスタット、温度ヒューズ、ヒーター線接続部等に異常は認められなかった。●当該製品を就寝時の暖房器具として足下付近で使用していたことから、寝返りや足で蹴る等により、ヒーター線がずれて重なったため、部分的に過熱して焼損に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「就寝用暖房器具として使用しない。座布団等保温性の良いものを長時間のせない。本体を折り曲げたり、しわの寄った状態で使用しない。」旨、記載されている。	(受付:2022/03/29)
A202100986 2022-0014 2022/03/06 (事故発生地) 大阪府	ノートパソコン	車両内で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、使用者が最後に使用してから約2か月間経過しており、最後の使用後に書類とともに鞆に入れて車両内の後部座席に放置していた。○事故発生時、当該製品に非純正品のバッテリーが装着されていた。○当該製品本体の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○非純正バッテリー内の4個のリチウムイオン電池セルは、いずれも著しい焼損が認められた。○事故発生現場である車両内に、当該製品以外にいくつかの電気製品を置いていたとの申出内容であったが、車両内の焼損が著しく、それらの製品は発見されなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品本体に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/03/31)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100988 2022-0016 2022/02/12 (事故発生地) 東京都	電気温風機	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	調査の結果、○使用者は足下に当該製品を置いて使用中、はんでんを膝に掛けた状態で椅子に座りうたた寝をしていたところ、焦げ臭いにおいがしたため確認すると、はんでんがずれ落ちて発煙していたとの申出内容であった。○当該製品の外観は焼損が著しく、正面及び正面から向かって右側面の樹脂製外郭が焼失していた。○ヒーター、モーター、内部配線等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○使用者が膝に掛けていたはんでんは、一部が著しく焼損していた。○取扱説明書には、「可燃物の近くで使用しない。火災の原因になる。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/03/31)
A202200006 2022-0024 2022/03/27 (事故発生地) 東京都	携帯電話機（スマートフォン）	当該製品のバッテリーを交換中、当該製品を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	調査の結果、○使用者が当該製品に内蔵されていた非純正バッテリーを交換しようと、バッテリーをヘラの様なもので取り外していたところ出火したとの申出内容であった。○当該製品の樹脂製外郭に著しい焼損は認められなかったが、バッテリー下部が焼損していた。○リチウムイオン電池セルはアルミラミネートフィルム外装が著しく焼損し、内部の電極体に縦方向に大きなしわが2本生じ、内部の正極アルミ箔及びセパレーターが焼失していた。○基板及び内部配線に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品は使用者が中古品販売店で入手したもので、購入時に非純正バッテリー、バッテリー交換用のツール及び手順書が提供されたが、当該製品の取扱説明書が提供されたかどうかは不明であった。○取扱説明書には、「本機に搭載されているバッテリーは内蔵型のため、取り外しできない。バッテリーを取り外さない。無理に取り外すと、本機が損傷する恐れがある。」旨、記載されている。●当該製品は、使用者が非純正バッテリーを取り外そうとした際、内蔵のリチウムイオン電池セルに外力を加えたため、内部短絡が生じて異常発熱し、焼損に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/04/04)
A202200025 2022-0050 2022/04/04 (事故発生地) 東京都	電気掃除機（充電式、スティック型）	当該製品を他社製のACアダプターに接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品は、他社製電気掃除機用のACアダプターでの充電中に火災が発生した。○バッテリー部の焼損は著しく、リチウムイオン電池セルの焼損と封口部の開裂及び制御基板の焼損が認められた。○本体側はバッテリー部近傍の外郭樹脂の一部焼損等が認められたものの、出火の痕跡は認められなかった。○当該製品に付属のACアダプターのDC出力電圧17Vに対し、事故発生時に使用されていた他社製ACアダプターのDC出力電圧は42Vであり、付属品よりも高い値であった。●当該製品は、出力電圧の高い他社製ACアダプターを接続して充電したため、バッテリーの充放電制御ICが故障し、過充電制御機能が働かずリチウムイオン電池セルが過充電状態となって異常発熱し、出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「ACアダプターは製品専用の付属品のみを使用する。死亡、重傷の恐れがある。」旨、記載されている。	(受付:2022/04/11)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202200041 2022-0075 2022/03/31 (事故発生地) 茨城県	エアコン（室外機）	異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 (火災)	調査の結果、○当該製品は一般住宅1階ベランダに設置されており、事故発生時、運転停止状態であった。○当該製品は、前面ガード、プロペラファン等、左側部分の樹脂製部品が焼失し、熱交換器の配管の一部が破裂して、近傍のアルミフィンが溶融していた。○圧縮機、制御基板、ファンモーター及びその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/04/15)
A202200044 2022-0089 2022/01/15 (事故発生地) 東京都	マッサージ器（充電式）	当該製品を使用したところ、肩を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○当該製品は、取替え可能な5種類のヘッド部分を身体に当てることで筋肉をほぐす手持ち型のマッサージ器である。○当該製品に大きな筋肉部位に適した球型ヘッドを取付け、肩周りを中心に場所を変えて使用した翌日に右肩が上がらなくなり、その後、大結節骨のはく離骨折と診断されたとの申出内容であった。○当該製品に異常は認められず、事故発生後も使用者の家族が継続使用している。○取扱説明書には、「頭部、体の硬い部位や骨のある部位には使用しない。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/04/18)
A202200045 2022-0090 2022/03/22 (事故発生地) 愛知県	I H 調理器	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○使用者が揚げ物をするために鍋に油を入れ、当該製品で加熱したまま一旦その場を離れて戻ったところ、鍋から炎が上がっていた。○当該製品は、揚げ物モードではなく、通常の調理を行う加熱モードが使用されていた。○鍋の下に、市販の汚れ防止カバーが敷かれていた。○当該製品に出火の痕跡は認められず、使用者により継続使用されている。●当該製品に汚れ防止カバーを敷いた状態で、当該製品を加熱モードで使用していたため、温度過昇防止機能が油温を正確に検知できず、さらに、使用者がその場を離れていたため、油が過熱して発火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「火災を防ぐために、揚げ物をするときは、そばを離れない。揚げ物モードで調理する。市販の汚れ防止カバーを敷かない。」旨、記載されている。	(受付:2022/04/19)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202200048 2022-0091 2022/03/22 (事故発生地) 滋賀県	発電機（携帯型）	商業施設で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、レギュラーガソリンを燃料とするインバーター発電機であり、動作時に高温となる箇所であるマフラー排気口周辺にのみ焼損が認められた。○マフラー排気口付近に焼損した状態の樹脂製異物が付着していた。○内部のマフラー下部付近にも焼損した樹脂製異物の落下が認められたが、これらの異物は当該製品の部品及び付属品ではなく、焼損物が何かは特定できなかった。○その他の部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生以前の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/04/19)
A202200051 2022-0098 2022/04/10 (事故発生地) 神奈川県	こたつヒーター（掘こたつ用）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品の電源プラグと、接続されていた掘こたつ内のコンセントに焼損が認められた。○当該製品は、電源プラグの樹脂製外郭が一部焼損し、片側の栓刃が溶断していたが、カシメ部は残存しており、もう一方の栓刃は溶断していなかった。○本体及び電源コードに出火の痕跡は認められなかった。○接続されていたコンセントについては焼損状況を含めて情報が得られなかった。●詳細な使用状況等が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/04/22)
A202200054 2022-0104 2022/03/20 (事故発生地) 埼玉県	ヘアドライヤー	異臭がしたため確認すると、当該製品を溶融し、周辺を焼損する火災が発生していた。 (火災)	調査の結果、○使用者は、当該製品の電源プラグを洗面所のコンセントに常時差し込んだまま保管していたとの申し出内容であった。○当該製品は、電源スイッチ付近の樹脂製外郭が焼損していた。○電源スイッチはAC100Vが印加されている端子接続部が焼損し、端子金具は欠損して、リード線は芯線が露出して端部に溶融痕が認められたが、スイッチ接点に異常は認められなかった。○内部の焼損箇所付近に付着物が認められ、付着物を成分分析したところ、化粧品等に含まれる成分が検出された。○モーター、ヒーター、回路基板等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品は、電源プラグを洗面所のコンセントに常時差し込んだまま使用、保管されていたため、電源スイッチ内に導電性異物が浸入し、端子間でトラッキング現象が生じて焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「水が掛かりやすい場所で使用、保管しない。」「使用後は必ず電源スイッチをオフにし、電源プラグをコンセントから抜く。」旨、記載されている。	(受付:2022/04/25)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202200055 2022-0105 2022/04/16 (事故発生地) 神奈川県	エアコン	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品の真下の机に他社製モニター、パソコン等の電気製品があり、当該製品が設置された壁は、下方から扇状に焼損していた。○当該製品の焼損は著しく、樹脂製外郭はほとんど焼失していた。○電源コードは、電源プラグから約110cm及び本体から約50cmの位置で断線し、溶融痕が認められたが、いずれも通常使用では外力が加わらない箇所であった。○基板、モーター、配線等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の真下に設置されていた他社製モニター、パソコン等の電気製品の配線は、針金状のもので束ねられており、数か所に溶融痕が認められた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/04/25)
A202200069 2022-0130 2022/04/04 (事故発生地) 神奈川県	電気洗濯機	異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	調査の結果、○当該製品は事故発生時、コンセントに接続されていたが運転中ではなかった。○当該製品は、樹脂製トップカバーが焼損、上部の樹脂製取っ手が溶融、変形し、蓋から外れていたが、外観にその他の異常はなく、ドラム内部に焼損等の異常は認められなかった。○メイン基板と電源スイッチ間のハーネスの一部が焼損し、芯線が露出していたが、断線、溶融痕等の異常は認められなかった。○メイン基板、表示基板、モーター、電源コード、電源プラグ等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況等が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/04/28)
A202200070 2022-0131 2022/04/08 (事故発生地) 東京都	電気スタンド	施設で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	調査の結果、○事故発生前日、インバーター式の当該製品に指定の蛍光灯ではなく、インバーター式の照明器具に取り付ける際、直結工事が必要な他社製LEDランプをそのまま取り付けた。○当該製品の樹脂製外郭は焼失していたが、内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品に取り付けられていた他社製LEDランプは焼損が著しく、樹脂製部品が焼失し、LED駆動基板のブリッジダイオードは破損していた。○同等品のインバーター基板に他社製LEDランプの同等品を接続して通電した結果、LEDランプは正常に点灯せず、ダイオードブリッジが異常発熱して発煙した。●使用者が、当該製品が指定している蛍光灯とは異なるLEDランプを取り付けたため、LEDランプの駆動基板に実装されているダイオードブリッジが異常発熱して出火し、当該製品に延焼したものと推定される。なお、取扱説明書には、「火災等の原因となるため、指定されたランプを使用する。」旨、記載されている。	(受付:2022/04/28)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A202200076 2022-0134 2022/04/21 (事故発生地) 静岡県	電気式浴室換気乾燥機	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品の外観に焼損は認められなかったが、内部の屋内配線を接続する端子台が焼損していた。○端子台及び接続された屋内配線は、片極のみが焼損し、端子台の錠ばねの一部が溶融して欠損していた。○屋内配線は、両極とも芯線のむき出し長さが不足しており、また、芯線が錠ばねの奥まで差し込まれておらず、端子台への挿入が不十分な状態であった。●当該製品は、設置、施工の際、屋内配線の端子台への挿入が不十分であったため、端子台の接続部で接触不良が生じて異常発熱し、焼損したものと推定される。なお、工事説明書には、「電源電線の先端被覆は15mmむいてから、止まるまで差し込む。端子台の確認穴から電源電線の芯線が見えるまで確実に差し込む。差し込み不足は火災の原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2022/05/06)
A202200080 2022-0767 2022/04/22 (事故発生地) 東京都	リチウム電池内蔵充電器（喫煙具用）	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品に他社製USBケーブルを接続して充電していたところ、接続部から発煙した。○当該製品の外観に焼損は認められず、内部の電気部品及びUSBタイプCコネクタ接続端子部に出火の痕跡は認められなかった。○事故発生時、当該製品に接続されていた他社製USBケーブルは、出力プラグの樹脂製外殻が溶融、焼損し、端子ピンの1本が短くなっており、先端に溶融痕が認められた。○取扱説明書には、「ACアダプター、USBケーブル、充電器等は専用の製品を使用する。その他のものは使用しない。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/05/09)
A202200083 2022-0770 2022/04/26 (事故発生地) 神奈川県	エアコン	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が軽傷を負った。 (火災)	調査の結果、○当該製品の室内機は、樹脂製外殻は全焼し、電気部品も焼損していたが、溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。○室内機と室外機の内外連絡線（単線）が中間部分で切断され、より線が継ぎ足しされ、単線とより線が手より接続されていた。○室内機と壁の間に位置していた継ぎ足し接続部は焼損していたが、溶融痕等の明確な出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の室外機に焼損等の異常は認められなかったが、内外連絡線の継ぎ足し箇所を巻いているビニルテープに焦げ跡が認められた。○焼損が著しかった室内機の設置壁の下側には衣類の入った容器があったのみで、出火源となる電気製品等はなかった。○当該製品は使用者の所有物ではなく、住宅の付帯設備であり、設置施工事業者は不明であった。●当該製品は、業者による設置施工の際、単線の内外連絡線を切断し、継ぎ足しのためにより線を用いて2か所で手より接続されたため、接続部で接触不良が生じて異常発熱し、出火に至ったものと推定される。なお、据付説明書には、「配線の途中接続はしない。火災の原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2022/05/09)

<small>経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日</small>	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	<small>経済産業省又は 消費者庁 受付年月日</small>
A202200085 2022-0772 2022/04/01 (事故発生地) 千葉県	電気カーペット	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。 (火災)	調査の結果、○事故発生時、当該製品は一部折り畳まれた状態で、ウレタンマット、布団と重ねて、寝具として使用されていた。○コントローラー側のカーペット部は、2か所焼損して穴が空いており、折り返して重なっていた部分で直径30cm、10cmほどの範囲で焼損しており、ウレタンマットも同じ箇所が焼損していた。○カーペット部の焼損箇所で検知線が断線していたが、発熱線に断線は認められなかった。○コントローラー部の樹脂製外郭は焼損しておらず、基板、電源スイッチ等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品をウレタンマット、布団等と重ねて使用していたことから、局所的な過熱によりウレタンマットが加熱され、発煙したものと推定される。なお、取扱説明書及びコントローラー裏面には、安全上の注意として、「就寝用暖房器具として使用しない。」、「折り曲げたり、畳んだりしない。」旨、記載されている。	(受付:2022/05/11)
A202200088 2022-0781 2022/04/20 (事故発生地) 広島県	草刈機	当該製品を使用中、周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、刈刃に絡まった枯れ草を取り除くため、エンジンをアイドリング状態で枯れ草の上に置かれていた。○草刈機の排気口の温度を計測したところ、400℃以上となった。○同等品と枯れ草を用いて使用状況を再現したところ、稼働中の同等品エンジンの排気口に接触させた枯れ草が発火した。●当該製品は、使用者が当該製品を使用中に刈刃に絡まった枯れ草を取り除く際にエンジンをアイドリング状態のまま枯れ草の上に置いたため、周囲の枯れ草が排気口に接触して発火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「エンジンは運転中及び停止後は高温であるため、可燃物の近くに置かない。」旨、記載されている。	(受付:2022/05/12)
A202200090 2022-0783 2022/04/30 (事故発生地) 埼玉県	こたつヒーター	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、ヒーターユニットが著しく焼損しており、ヒーターカバーに焼損した付着物が認められた。○ヒーターガードの裏側四隅、ファンモーター、サーモケースの裏側等に大量のほこりが付着していた。○ヒーターユニット、電源コード等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○取扱説明書には、「ヒーターカバーに付いたごみ、ほこり等は掃除機で吸い取る。ごみ、ほこり等が大量に付いたまま使用すると発煙、異臭の原因になる。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/05/13)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202200103 2022-0802 2022/04/29 (事故発生地) 東京都	電気掃除機(充電式、スティック型)	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○事故発生時、当該製品は使用されていなかった。○当該製品は、ヘッドの樹脂製外郭の一部が焼損していたが、本体に焼損等の異常は認められなかった。○本体及びヘッド部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/05/17)
A202200105 2022-0804 2022/05/06 (事故発生地) 東京都	電気冷凍庫	飲食店で当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、扉内側にパッキン用の保護材が貼り付いたまま使用されていたため、常時扉の隙間から外気が侵入し、霜取りに苦労していたとの申出内容であった。○当該製品外観は、正面から向かって右側面に焼損が認められた。○放熱用ファンは焼損し、モーター巻線等に熔融痕が認められ、回転軸が固着していた。○温度調節器、圧縮機等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品は12年8か月使用されていた。○同梱の注意事項には、「開梱後、扉内側の保護材は速やかに剥がしてから使用する。付けたまま使用すると霜付き、結露等、故障の原因になる。」旨、記載されている。●当該製品は、使用時に取り外す必要のあった扉内側の保護材を剥がさずに使用していたため、常時隙間から外気が侵入し、庫内が冷却不足となり、通常使用時よりモーターに負荷がかかる状態であったことから、放熱用ファンモーターの軸受が固着、モーター巻線が異常発熱して出火に至ったものと推定される。なお、当該製品は、長期使用(12年8か月)されていたことも、事故発生に影響したものと考えられる。	(受付:2022/05/17)
A202200116 2022-0823 2022/05/07 (事故発生地) 大阪府	電気ケトル	当該製品を使用中、幼児(1歳)が当該製品の電源コードを引っ張り本体が落下し、幼児にお湯が掛かり、火傷を負った。 (重傷)	調査の結果、○キッチン付近の高いところに設置して使用していたところ、沸騰時に幼児が電源コードを引っ張り、当該製品が落下した。○当該製品の外観、蓋パッキン及び蓋固定爪に変形、割れ、欠け等の痕跡は認められなかった。○同等品を用いて転倒流水試験を実施したところ、水漏れは基準値以内であったが、落下衝撃を含む再現試験を実施したところ、蓋固定爪が1か所外れて湯が漏れた。●当該製品は、電源コードを幼児が引っ張ったことにより、高い位置から落下した衝撃で蓋が外れて熱湯がこぼれ、火傷を負ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「乳幼児の手の届くところで使わない。火傷の原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2022/05/20)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202200124 2022-0841 2022/05/10 (事故発生地) 東京都	携帯電話機（スマートフォン）	事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、内蔵のリチウムイオン電池セルが焼損し、本体側は比較的原形をとどめていた。○当該製品は電池セルの下部に、抉ったような電極体の変形が認められ、その部分から焼損が拡大していた。○当該製品には、本来装着されている内部のメイン基板カバーが認められず、使用されているねじの本数も足りておらず、電池セルを本体側へ固定する両面テープも一般的な幅の両面テープが使用された痕跡が認められた。○使用者によれば、事故発生の1週間ほど前に当該製品を友人に貸したところ、カメラモジュール、メイン基板、バッテリーが外され、完全には元の状態へ復元せずに返却されたとの申出内容であった。●当該製品は、分解された際にバッテリー内のリチウムイオン電池セルが傷つけられ、そのまま使用を継続したため、電池セルから出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「分解や改造、バッテリーの取り外しを行わない。」旨、記載されている。	(受付:2022/05/24)
A202200127 2022-0844 2022/02/25 (事故発生地) 奈良県	電気温水器	物置で異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、電圧200V、消費電力5.4kWの電気温水器であり、27年前に設置されてから、事故発生日まで使用されていた。○当該製品は、前面の金属製電源パネル内が著しく焼損しており、内部の電気配線に焼損が認められた。○電源パネル内の、屋内プレーカーからの電源配線と本体を接続する端子台周辺に著しい焼損が認められ、収納するパネル上方にも焼損が認められた。○端子台において、電源配線接続用の圧着端子ねじ締結部に緩みが認められ、ねじの座金部に亜酸化銅の形成が認められた。○当該製品を設置した施工業者に関する情報は不明であった。●当該製品を現場で設置した際に、現場で施工した電気接続部のねじに締め付け不足があったため、接触不良により異常発熱し、焼損したものと推定される。なお、据付工事説明書には、「圧着端子を端子台に確実にねじ止める。」旨、記載されている。	(受付:2022/05/25)
A202200142 2022-0875 2022/05/11 (事故発生地) 大阪府	電気冷蔵庫	建築現場の詰所で異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。 (火災)	調査の結果、○当該製品は全体的に焼損しており、右下後部から上方に延焼していた。○内部の主要な電気部品は残存しており、出火の痕跡は認められなかった。○電源コードは本体外部で断線していたが、断線部に溶融痕は認められなかった。○仮設事務所では、1系統の電源を延長コードで引き回されていたが、焼損した延長コードは廃棄されて確認できなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/05/30)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202200153 2022-0881 2022/05/05 (事故発生地) 京都府	エアコン（室外機）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品は、圧縮機側の下部を中心に焼損していたが、天板、圧縮機、端子台、送風ファン、ファンモーターに変色や溶融は認められなかった。○当該製品の内部基板は焼損しておらず、基板に実装されている電流ヒューズは切れていなかった。○室内機の外観及び内部は焼損しておらず、異常は認められなかった。○内外連絡線は、当該製品の接続部近傍で被覆が焼損していたが、芯線に断線や溶融等出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/06/01)
A202200163 2022-0902 2022/03/04 (事故発生地) 静岡県	充電器（モバイル機器用）	当該製品でイヤホンを充電中、周辺を焼損する火災が発生した。（ A202100984と同一事故）	調査の結果、○当該製品は電磁誘導式充電器で、コードレス式イヤホンが置かれていた部分の樹脂製外郭が熱変形していた。○内部の基板及び電磁誘導充電用コイルに出火及び異常発熱の痕跡は認められなかった。○当該製品の電気部品を同等品の樹脂製外郭に付け替え、コードレス式イヤホンの同等品を充電した結果、過充電及び異常発熱は生じなかった。○当該製品で充電していたコードレス式イヤホンは、充電ケースの一部が焼損し、内部のリチウムイオン電池セルが焼損していた。また、イヤホン本体に焼損は認められなかった。●当該製品に出火の痕跡は認められず、充電動作に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/06/07)
A202200167 2022-0906 2022/05/25 (事故発生地) 東京都	エアコン（室外機）	当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	調査の結果、○当該製品は集合住宅3階のベランダに設置されており、近傍には段ボールが敷かれ、付近にたばこの吸い殻が確認された。○当該製品は、樹脂製の吹き出しグリル及びプロペラファンが焼失していた。○ファンモーター、制御基板、圧縮機、連絡線端子台等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/06/08)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202200207 2022-0983 2022/06/14 (事故発生地) 茨城県	電気スタンド	当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○事故発生時、インバーター式の当該製品に指定の蛍光灯ではなく、インバーター式の照明器具に取り付ける際、直結工事が必要な他社製LEDランプがそのまま取り付けられていた。○当該製品は、樹脂製外郭が著しく焼損していたが、内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品に取り付けられていた他社製LEDランプはLED駆動基板を取付け部の樹脂製外郭の焼損が著しく、LED駆動基板のダイオードブリッジが破損していた。○同等品のインバーター基板に他社製LEDランプの同等品を接続して通電した結果、LEDランプは正常に点灯せず、ダイオードブリッジが異常発熱して発煙した。●使用者が、当該製品が指定している蛍光灯とは異なるLEDランプを取り付けたため、LEDランプの駆動基板に実装されているダイオードブリッジが異常発熱して出火し、当該製品に延焼したものと推定される。なお、取扱説明書には、「火災等の原因となるため、指定されたランプを使用する。」旨、記載されている。	(受付:2022/06/21)
A202200210 2022-0985 2022/06/16 (事故発生地) 新潟県	サーキュレーター	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は室内用のサーキュレーターであったが、17年5か月前、床の修繕の際に施工事業者によって床下に設置され、室内に設けられたスイッチでオンオフするよう改造されていた。○当該製品は著しく焼損し、樹脂部品は焼失し、ファン用モーター、電気配線等が焼け残っていたが、溶融痕は確認できなかった。○ファン用モーターの軸に線状の傷が認められた。○当該製品の電源コードは途中で切断され、屋内に設けられたスイッチへつながるVVFケーブルに手より接続されていた。○使用者によると、近年は異音がするため使用していなかったとの申出内容であったが、消防が現場確認した際、室内に設けられたスイッチはオン状態であった。●当該製品は室内用にも関わらず、設置業者によって床下に設置され、室内に設けられたスイッチでオンオフするよう改造された状態で長期使用(17年)されたため、モーター軸が固着し、モーターが異常発熱して焼損に至ったものと推定されるが、使用者が当該製品の異常に気付いて使用を中止していたものの、意図せず当該製品が通電状態になっていたことも事故発生に影響したものと考えられる。	(受付:2022/06/22)
A202200220 2022-1002 2022/06/13 (事故発生地) 東京都	エアコン(室外機)	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、4名が軽傷を負った。(A202200316と同一事故) (火災)	調査の結果、○就寝中の使用者が爆発音に気付きベランダを確認したところ、煙が出ていた。○当該製品は、他社製の室外機とともに段積みされ、当該製品が下段、他社製品が上段に設置されていた。また、ベランダには、段ボール箱に梱包された折りたたみ自転車及び段ボール箱に入った炊飯器等の家電製品も置かれていた。○当該製品の本体右側の閉鎖弁カバーは脱落し、内部の側板の一部、背面の吸込グリルの一部及び天板の右側背面寄りに著しい焼損が認められた。○インバーター基板の一部が焼損し、電解コンデンサー等が脱落していたが、局所的な焼損等の出火の痕跡は認められなかった。○端子板、リアクター、ファンモーター、圧縮機及びその他配線に焼損が認められたが、出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/06/24)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202200228 2022-0959 2022/06/02 (事故発生地) 愛知県	電気洗濯機	異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を溶融する火災が発生していた。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、上部の樹脂製蓋が溶融して脱落し、洗濯槽上部及び上部背面側が焼損していたが、前面にある操作パネルに焼損は認められなかった。○上部背面側にある給水弁及び水位センサーの内部配線が焼損していたが、給水弁、水位センサー及び内部配線に断線や溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。○制御基板、モーター、コンデンサー、電源コード及び電源プラグ等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/06/28)
A202200238 2022-1037 2022/05/23 (事故発生地) 三重県	充電器	当該製品にバッテリーを接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。(A202200235、A202200236、A202200237、A202200239と同一事故)	調査の結果、○当該製品を含む2台の充電器、当該製品で充電していたバッテリーを含む3個のバッテリー、電動草刈機1台が焼損していた。○当該製品は焼損が著しく、樹脂製外郭が焼失していた。○製品内部の制御基板は焼損していたが、内部の電気部品等に出火の痕跡は認められなかった。○電源コードに出火の痕跡は認められなかった。○当該製品で充電していた純正バッテリーは、リチウムイオン電池セル内部電極体が著しく焼損していた。○非純正品のバッテリーを充電していた充電器は、確認できない電気部品がある等著しく焼損しており、非純正バッテリーは、リチウムイオン電池セルの封口体が外れて内部電極体が噴出している等焼損が著しかった。○電動草刈機に出火した痕跡は認められなかったが、草刈機に装着していた純正バッテリーは焼損が著しく、リチウムイオン電池セルが一部確認できなかった。●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/06/29)
A202200239 2022-1038 2022/05/23 (事故発生地) 三重県	電動草刈機（充電式）	当該製品にバッテリーを装着して置いていたところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。(A202200235、A202200236、A202200237、A202200238と同一事故)	調査の結果、○当該製品は、当該製品に装着されたバッテリーを含む3個のバッテリー、充電器2台とともに焼損していた。○当該製品は焼損が著しく、樹脂製外郭が焼失していた。○制御基板、モーター等の電気部品に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。○当該製品に装着したバッテリーは焼損が著しく、電池セルが一部確認できなかった。○純正品のバッテリーを充電していた充電器に出火した痕跡は認められなかったが、純正バッテリーはリチウムイオン電池セル内部電極体が著しく焼損していた。○非純正品のバッテリーを充電していた充電器は、確認できない電気部品がある等著しく焼損しており、非純正バッテリーは、リチウムイオン電池セルの封口体が外れて内部電極体が噴出している等焼損が著しかった。●当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/06/29)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202200249 2022-1009 2022/06/21 (事故発生地) 三重県	エアコン（室外機）	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品は、前面の樹脂製ファンガード及び樹脂製ファンが焼損し、上面の金属製外郭の中央部に熱による変色が認められた。○インバーター基板の樹脂製ケースが溶融していたが、インバーター基板に出火の痕跡は認められず、電流ヒューズは切れていなかった。○ファンモーターはほぼ焼損なく、回転軸は正常に回転しており、出火の痕跡は認められなかった。○機械室の圧縮機、接続端子台、リアクター、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/07/01)
A202200250 2022-1054 2022/06/24 (事故発生地) 大分県	エアコン	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品は本体正面及び上面の樹脂が溶融し焼損していた。○電源プラグは焼損しておらず、電源コードに溶融痕などの異常は認められなかった。○本体内部の基板、端子盤、配線、ファンモーター及びブローモーターなどの電気部品に焼損はなく、出火した痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明なことから、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/07/01)
A202200272 2022-1108 2022/07/04 (事故発生地) 東京都	エアコン（室外機）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○集合住宅3階ベランダに設置された当該製品、ベランダ床面等を焼損した。○当該製品の焼損は著しく、樹脂製の吹き出しグリル、プロペラファンが焼失し、熱交換器のアルミフィンの一部が焼失していた。○ファンモーター、圧縮機、リアクター等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められず、電流ヒューズも切れていなかった。○使用者の家族は、事故発生4時間前に事故発生現場であるベランダで喫煙をしていた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/07/11)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202200278 2022-1121 2022/06/30 (事故発生地) 愛知県	エアコン (室外機)	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品は、前面の樹脂製前面ガードの一部が溶融していたが、当該製品から出火した痕跡は認められなかった。○前面ガード内側に取り付けられたファンモーターに出火した痕跡は認められなかった。○機械室の基板、接続端子台、コンプレッサー等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/07/14)
A202200288 2022-1092 2022/06/21 (事故発生地) 埼玉県	ヘアドライヤー	当該製品から発煙する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品は、スイミングスクールの更衣室洗面所にある壁コンセントに接続された状態で、不特定多数の人に使用されていた。○当該製品は、電源プラグの一方の栓刃根元周辺で、プラグの絶縁樹脂が焼損していたが、その他に外観上の異常は認められなかった。○電源プラグの栓刃は、両極とも電源プラグ内部のカシメ部近傍で破断し、片方の栓刃はコンセントにとどまっていたが、カシメ部に溶融等の異常は認められなかった。○電源コード、本体内部の電気部品及び当該製品が接続されていた壁コンセントに出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の電源プラグは、JIS C 8303「配線用差込接続器」の刃取付部強度に適合している。●当該製品は、電源プラグの栓刃に過度な外力が繰り返し加わったため、栓刃が電源プラグ内部で破損し、接触不良が生じて焼損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「電源プラグや電源コードが傷んでいたり、熱くなったりするときは使用しない。火災などの原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2022/07/19)
A202200316 2022-1269 2022/06/13 (事故発生地) 東京都	エアコン (室外機)	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、4名が軽傷を負った。(A202200220と同一事故)	調査の結果、○使用者は、就寝中に爆発音で目が覚め、ベランダから煙が出ているのを発見した。○当該製品は、他社製の室外機とともに段積みされ、当該製品が上段、他社製品が下段に設置されていた。また、ベランダには、段ボール箱に入った家電、折りたたみ自転車等が置かれていた。○当該製品の室内機電源プラグはコンセントに接続されていたが使用されていない。○当該製品は、エアコンのスイッチを「運転」にしないと室外機には通電されない仕様であった。○当該製品の外殻は全体的に著しく焼損しており、背面の熱交換器のアルミフィンの大部分、ファンカバー及びファンは焼失していた。○基板は、全体的に炭化しているが、原形はとどめており、焼損の程度は外殻に比べ軽い状況であった。○端子台、リアクター、ファンモーター、圧縮機及びその他配線に、出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/07/26)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202200324 2022-1283 2022/07/19 (事故発生地) 奈良県	電気こんろ	当該製品に置いた鍋の油から出火する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○使用者が当該製品で揚げ物調理後にスイッチを切り、食後に就寝していたところ、火災警報器の鳴動に気が付き確認すると、室内に煙が充満して鍋の油から炎が出ていたとの申出内容であった。○当該製品の外郭及び内部の電気部品に焼損、異物の付着等の異常は認められなかった。○当該型式品は国際規格に基づく各種イミュニティ試験に合格していた。○加熱操作は、電源スイッチを押下してからヒータースイッチを押下する2段階式であった。○当該製品を用いて使用状況に基づき再現試験を行った結果、切り忘れ防止機能が働き、油が発火することはなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/07/29)
A202200326 2022-1285 2022/07/20 (事故発生地) 東京都	エアコン(室外機)	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、正面から見て左側の焼損が著しく、樹脂製ファンガード及びブロペラファンが焼失していたが、内部の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○当該製品は集合住宅7階のベランダに設置されており、ベランダには段ボール及び灰皿が置かれ、当該製品天面には簡易ガスライターが残存していた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/07/29)
A202200327 2022-1286 2022/07/22 (事故発生地) 静岡県	環形蛍光灯ランプ	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。(A202200341と同一事故。) (火災)	調査の結果、○当該製品は、口金の樹脂が焼損しており、当該製品が取り付けられていた照明器具のシェードが焼損、熔融していた。○当該製品を取り付けていた照明器具は5年前から使用されていなかったが、事故当時、照明器具の壁スイッチはオンの位置となっていた。○当該製品のガラス管端部は片側が黒くなっており、内部のフィラメントが熔融し、フィラメント取付け部のガラスが熔融していた。○もう片側のフィラメントは切れていなかったが、フィラメント表面のエミッター(電子放射物質)がなくなり、寿命末期の状態であった。○当該製品の口金ピンと照明器具の端子に異常発熱の痕跡は認められなかった。○照明器具は、蛍光灯ランプの寿命末期に対する安全性評価方法が日本工業規格で標準化される前の製品であった。●当該製品は、取り付けていた照明器具に蛍光灯ランプが寿命を迎えた際の安全機能がなかったことから、蛍光灯ランプの寿命末期時にあってもステムガラス部分で通電が継続して異常発熱し、焼損したものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/07/29)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202200329 2022-1321 2022/07/09 (事故発生地) 富山県	ヘアドライヤー	当該製品を乾燥機の送風装置として使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品は、使用者が自作した食品乾燥機の中に、電気こたつヒーター、蛍光灯、スイッチ付きテーブルタップとともに、送風用の装置として取り付けられており、当該製品付近に焼損が認められた。○使用者は、ふだん当該食品乾燥機を48時間の連続運転で使用しており、事故は使用開始から約20時間経過時に発生した。○当該製品の外観は、モーター及びヒーター等が内蔵されたフロントボディを中心に焼損が認められた。○グリップ内部は焼損しておらず、切替スイッチはクール的位置で使用されていた。○モーター内部に著しい焼損が認められ、モーターブラシ及び整流子に著しい摩耗が認められた。○フロントボディ内のサーモスタットは開状態で、温度ヒューズは焼失していた。○ヒーター線及びモーター抵抗線に異常は認められなかった。●当該製品は、使用者が自作した食品乾燥機中の高温環境下で長時間使用されたため、モーターが異常発熱して出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「毛髪乾燥、整髪以外の用途やベットには使わない。やけど、火災、故障のおそれがある。」旨、記載されている。	(受付:2022/08/01)
A202200338 2022-1336 2022/07/01 (事故発生地) 東京都	電気掃除機	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品を溶融する火災が発生していた。	調査の結果、○吸込みが悪いと感じると当該製品の手入れをしていたが、事故発生4日前に当該製品を使用していたところ、焦げ臭いにおいがしたとの申出内容であった。○当該製品は、パワーヘッドの樹脂製外郭の一部が溶融していたが、本体外観に焼損等の異常は認められなかった。○パワーヘッドの溶融箇所には吸口モーターが設置されており、吸口モーターの回転子及びモーター巻線に変色が認められたが、断線等の異常は認められなかった。○吸口モーターの周辺には多量のほこりが堆積しており、パワーヘッドのローラー部及びブリーリー部には髪の毛の絡みやほこりの堆積が認められた。○パワーヘッドのその他の電気部品及び本体に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品は、パワーヘッドのブリーリー部及び吸口モーター部に髪の毛やほこりが堆積した状態で使用したため、モーターに過負荷が加わり、異常発熱してヘッド部の樹脂製外郭が溶融したものと推定される。なお、取扱説明書には、「焦げ臭いにおいがする際は直ちに使用を中止する。」旨、記載されており、ヘッド部の手入れの仕方が文章及びイラストで記載されている。	(受付:2022/08/04)
A202200341 2022-1338 2022/07/22 (事故発生地) 静岡県	照明器具	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。(A202200327と同一事故。)	調査の結果、○当該製品は、4本の環状蛍光灯ランプが取り付けられる製品であるが、事故発生時は1本だけが取り付けられており、ソケット部周辺が焼損し、シェードが焼損、溶融していた。○5年前から当該製品を使用していなかったとの使用者の申出内容であったが、事故発生時、壁スイッチはオンの位置であった。○ソケット端子と蛍光灯の口金ピンの接続部に異常発熱の痕跡は認められなかった。○内部基板に焼損は認められず、ソケット部を交換し、蛍光灯を4本取り付け点灯操作をしたところ、4本とも正常に点灯した。○当該製品に取り付けられていた蛍光灯は、口金の樹脂が焼損し、ガラス管端部は片側が黒く、寿命末期の状態であり、フィラメント取付部が溶融していた。○当該製品は、蛍光灯の寿命末期に対する安全性評価方法が日本工業規格で標準化される前の製品であった。●当該製品は、取り付けられた蛍光灯が寿命により不点灯状態であったにも関わらず、通電状態になっていたため、蛍光灯のフィラメント取付部が異常発熱し、出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「ランプが正常に点灯しない場合、焼損、過熱、故障の原因になるので、ランプを交換する。」旨、記載されている。	(受付:2022/08/04)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202200347 2022-1351 2022/07/21 (事故発生地) 神奈川県	エアコン（室外機）	当該製品及び周辺を汚損する火災が発生した。	調査の結果、○事故発生時、当該製品の天面には木製の箱が置かれていた。○当該製品は、天面が特に著しく焼損し、熱交換器に穴空き及びアルミフィンの焼失が認められた。○圧縮機、リアクター、制御基板等、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/08/08)
A202200361 2022-1369 2022/07/22 (事故発生地) 大阪府	携帯電話機（スマートフォン）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品が膨張していたため、使用者がリアカバーを取り外したところ、異音とともに発煙した。○使用者がリアカバーを取り外す際、工具を使用したり、無理やり引き剥がしたりしていないとの申出内容であった。○リアカバーに変形、溶融等の異常は認められず、本体側のリチウムイオン電池セル周辺が焼損していた。○電池セルは最外周周辺の電極体に周期的な損傷が認められた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のリアカバーを取り外した際にリチウムイオン電池セルに外力が加わったため、異常発熱して焼損したものと推定され、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/08/12)
A202200372 2022-1387 2022/08/02 (事故発生地) 大阪府	エアコン（室外機）	異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。	調査の結果、○当該製品の外観は、全体的に著しく焼損して樹脂部は焼失し、熱交換器のアルミフィンもほぼ焼失しており、熱交換パイプの一部に破裂が認められた。○接続端子台の接続線に短絡した痕跡は認められず、内部のメインヒューズは切れていなかった。○機械室は著しく焼損していたが、内部配線、圧縮機等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○制御基板は、多数の部品が脱落し、銅箔パターンやランドの一部に変形や剥離が認められたが、基板材やLPMIに出火の痕跡は認められず、基板の電流ヒューズは切れていなかった。○制御基板から脱落した部品及びファンモーターに出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/08/16)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A202200448 2022-1516 2022/08/25 (事故発生地) 千葉県	エアコン (室外機)	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品外観は正面から見て左側面にすずの付着が著しく、左側の樹脂製台座が焼損していたほか、熱交換器の配管が破裂していた。○ファンモーター、端子台、制御基板等、その他の電気部品に焼損は認められなかった。○当該製品は集合住宅1階の屋外に設置されており、当該製品近傍に灰皿があった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/09/09)
A202200489 2022-1585 2022/09/04 (事故発生地) 岐阜県	マイク (充電式)	飲食店で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。(A202200490、A202200491、A202200492、A202200493と同一事故)	調査の結果、○事故発生現場において、飲食店のカウンター下から出火したとみられる火災が発生しており、当該製品及びその周辺部等が焼損していた。○当該製品は外郭にすずが付着していたが原形をとどめており、焼損もほとんどしておらず、出火の痕跡は認められなかった。○当該製品は出火場所から離れたカウンター上に置かれていた。●事故発生時の詳細な状況等が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/09/22)
A202200490 2022-1586 2022/09/04 (事故発生地) 岐阜県	マイク (充電式)	飲食店で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。(A202200489、A202200491、A202200492、A202200493と同一事故)	調査の結果、○事故発生現場においては、飲食店のカウンター下から出火したとみられる火災が発生しており、当該製品及び周辺等が焼損していた。○当該製品はカウンター下で充電器に接続した状態で置かれており、焼損が著しく、樹脂製部品が焼失していた。○内部の基板は焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。○内蔵されていたニッケル水素電池セルは、外装フィルムが焼失していたが、出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況等が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/09/22)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202200491 2022-1587 2022/09/04 (事故発生地) 岐阜県	スピーカー	飲食店で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。(A202200489、A202200490、A202200492、A202200493と同一事故)	調査の結果、○事故発生現場においては、飲食店のカウンター下から出火したとみられる火災が発生していた。○当該製品に外観上、熱による焼損が認められた。○当該製品の設置箇所はカウンター後ろの壁面天井側であり、出火場所と推定される場所から離れていた。○当該製品は出火場所から離れた場所に設置されていたことから、火災現場から回収されていなかった。●事故発生時の詳細な状況等が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、出火場所と推定される場所から離れた場所に設置されていたことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/09/22)
A202200492 2022-1588 2022/09/04 (事故発生地) 岐阜県	アンプ	飲食店で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。(A202200489、A202200490、A202200491、A202200493と同一事故)	調査の結果、○事故発生現場においては、飲食店のカウンター下から出火したとみられる火災が発生しており、店内には当該製品が置かれていた。○当該製品はカウンター下に設置されていたが、本体はほとんど焼損しておらず、樹脂製前面パネルの右側が熱変形していたものの、内部から出火した痕跡は認められなかった。○電源コード部はほとんど焼損しておらず、断線及び溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況等が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/09/22)
A202200493 2022-1589 2022/09/04 (事故発生地) 岐阜県	充電器(マイク用)	飲食店で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。(A202200489、A202200490、A202200491、A202200492と同一事故)	調査の結果、○事故発生現場においては、飲食店のカウンター下から出火したとみられる火災が発生しており、当該製品及びその周辺部等が焼損していた。○当該製品の充電台はカウンター下でマイクを接続した状態で置かれており、樹脂製外郭が焼損して、内部の基板は焼損していたが、出火の痕跡は認められなかった。○ACアダプターは本体の樹脂製外郭が焼損していたが、電源基板に出火の痕跡は認められなかった。○ACアダプターの電源コードは、中間部で断線して断線部に溶融痕が認められたが、通常使用において外力が加わらない位置であった。●事故発生時の詳細な状況等が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品はACアダプター一部における電源コードの断線、溶融痕以外の異常は認められず、当該箇所は通常の使用において外力の加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/09/22)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202200499 2022-1601 2022/09/15 (事故発生地) 新潟県	エアコン（室外機）	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。	調査の結果、○事故発生時、当該製品は運転されていなかった。○当該製品は、前面に取り付けた樹脂製のグリル及びプロペラファンが焼失し、前面及び天板に焼損が認められた。○左右の側板、樹脂製の電装カバー及び背面の熱交換器に焼損は認められなかった。○ファンモーター、制御基板等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/09/26)
A202200502 2022-1604 2022/08/02 (事故発生地) 東京都	電気毛布（敷毛布）	当該製品の電源コード部及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○事故発生時、当該製品のコントローラーには毛布本体が接続されていなかったが、電源プラグはコンセントに接続されていた。○当該製品は電源コードが断線し、断線部に溶融痕が認められたが、断線箇所は通常の使用において外力の加わる位置ではなかった。○コントローラー、電源プラグ等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にコードの断線、溶融痕以外の異常は認められず、当該箇所は通常の使用において外力の加わる位置ではないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/09/27)
A202200519 2022-1628 2022/09/14 (事故発生地) 長崎県	冷風機	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品は、給水タンクの水をフィルターで吸い上げ、背面付近のファンで本体前面から冷風を出す構造の冷風機であり、消費電力は6Wであった。○事故発生日の朝に当該製品の電源をオフにして外出し夕方に帰宅したところ、当該製品に近接した布団から小さな炎が見えた。○使用者によると、当該製品は、事故発生以前から弱、中、強の風量表示のランプが全て灯る不具合、送風が止まる不具合を生じることがあったが、本体を手で叩くと不具合は解消したとの申出内容であった。○当該製品の外郭樹脂は溶融し外形を保っておらず、焼損が著しかった。○D/Cジャック等を搭載していたサブ基板は確認できなかったが、サブ基板上のジャック等の部品は回収及び確認でき、複数の配線の断線部付近に緑青が発生していたものの、溶融痕は認められなかった。○制御基板及びモーター等の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/10/03)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202200526 2022-1665 2022/09/24 (事故発生地) 静岡県	無停電電源装置	病院で当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、前面の樹脂製操作パネルが著しく焼損していたが、側面、天面及び背面に火の痕跡は認められなかった。○操作パネル内側の表示基板は、焼損していたが原形をとどめており、局所的な焼損はなく、出火の痕跡は認められなかった。○バッテリーは、操作パネル側の樹脂製外郭が焼損していたが、変形や内部電解液の噴出はなく、バッテリーから出火した痕跡は認められなかった。○メイン基板、制御基板、内部配線及び電源コード等、その他の電気部品に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。○当該製品に接続されていた他社製(製品名、事業者不明)機器の電源コードが中間部で焼損し、芯線が溶断していたが、接続されていた機器の焼損状況等は不明であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の電気部品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/10/05)
A202200534 2022-1673 2022/09/16 (事故発生地) 香川県	扇風機	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○事故発生時、当該製品はコンセントに接続されていたが運転状態は不明であるとの申出内容であった。○当該製品は、樹脂製外郭が著しく焼損していた。○電源プラグ及び電源コードに短絡痕等の出火の痕跡は認められなかった。○モーター部の樹脂は残存し、巻線部は温度ヒューズが切れておらず短絡痕等の出火の痕跡は認められなかった。○基板、運転コンデンサー及び首振り可動部の配線に焼損等の異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/10/07)
A202200544 2022-1704 2022/09/07 (事故発生地) 愛知県	延長コード	火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。(A202200505と同一事故) (火災)	調査の結果、○当該製品は、台に載せられた観賞魚用水槽のろ過装置を接続されており、3口タップ部分は、水槽からつり下げられた状態になっていた。○当該製品は、3口タップ部の樹脂製外郭が電源コード接続側で焼損、炭化しており、内部の電極板は両極が溶融、溶断し、また電極板の一部で緑青が認められた。○電源コード及び電源プラグは、一部焼損していたが、芯線及び栓刃に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。○当該製品が接続されていた他社製延長コード及び、他社製延長コードに接続していた水槽用エアポンプに出火した痕跡は認められなかった。●当該製品のタップ内部に水分が浸入したため、電極板の異極間でトラッキング現象が生じて出火したものと推定される。なお、注意表示には、「水のかかるところでは使わない。」旨、記載されている。	(受付:2022/10/13)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202200559 2022-1736 2022/10/00 (事故発生地) 神奈川県	延長コード	駅の通路で当該製品に電気製品を接続していたところ、当該製品を溶融する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は接続可能な最大電力が1500Wの7口延長コードであり、電源コード側から6口及び7口目の差込口には、それぞれ消費電力840Wの他社製スポットエアコンが接続されており、7口目の差込口の片極に溶融、変形が認められた。○7口目の刃受金具は片極が変色し、周囲の樹脂製部材が焼損していたが、他の差込口の刃受金具には外観上の異常は認められなかった。○電源プラグ及び電源コードに焼損及び出火の痕跡は認められなかった。○当該製品の7口目の差込口に接続されていた他社製スポットエアコンの電源プラグは、栓刃が両極とも内側に変形し、片極の栓刃には黒色の付着物が認められた。●当該製品に接続されていた他社製スポットエアコンの電源プラグの栓刃に変形が認められたことから、当該製品の刃受金具と電源プラグの栓刃との間で製品使用時に接触不良が生じて異常発熱し、出火したものと推定される。	(受付:2022/10/20)
A202200584 2022-1762 2022/10/25 (事故発生地) 石川県	エアコン（室外機）	当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生していた。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、フロントパネル、ファン、本体左側面及び電装カバーを焼失又は溶融していた。○ファン室内部が著しく焼損していたが、ファンモーターには出火の痕跡は認められなかった。○インバーター基板は、受熱による一部の部品の落下及び脱落が認められたが、基材に欠損はなく、出火の痕跡は認められなかった。また、ヒューズも切れていなかった。○リアクター、端子台、圧縮機等、その他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/10/28)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A202000133 2020-0261 2019/07/27 (事故発生地) 広島県	容器	当該製品の蓋を開栓しようとしたところ、蓋が飛び出し、左目を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○果汁の入った当該製品を開栓して飲んだ後、最後の1回分(約5cm)、蓋を閉めて常温で3日間保存し、再び開栓しようとした際、蓋が飛び出し、左目を負傷した。○当該製品のガラス瓶本体に割れ、欠け、変形等の異常はなかった。○当該製品のねじ式アルミニウム製の蓋は、上部が膨らんでいた。○同等品を常温で3日間保存する再現を行った結果、蓋の膨らみとベントからの液漏れが認められ、ベント機能が有効であることを確認した。●当該製品を開栓後、常温で保存していたため内容物等が発酵したことにより当該製品内部の圧力が高まり、開栓しようとした際、その圧力により蓋が飛び出し、事故に至ったものと推定される。なお、当該製品の本体表示ラベルには、「開栓後は冷蔵庫に入れ早く飲む。」、「開栓後は常温で放置すると、容器が破裂したり、キャップが飛び出すことがあり危険である。」旨、記載されている。	(受付:2020/05/28)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202000137 2020-0243 2020/05/19 (事故発生地) 北海道	石油ストーブ（密閉式）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品天板に炭化物の付着が認められた。○外観は前面の操作部が焼損し、内部は操作部、基板及びリード線の焼損が著しかったが、近傍の電気部品、送油経路に出火の痕跡は認められなかった。○燃焼部に多量のすすの付着等の異常燃焼の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、天板に可燃物を置いたまま当該製品を点火したため、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/06/01)
A202000488 2020-0941 2020/08/08 (事故発生地) 神奈川県	迅速継手（都市ガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○キャビネット内のビルトインこんろを使用したところ「ボン」という音がして、キャビネット背面にあったガス栓から火が出た。○ガス栓に当該製品が取り付けられたガスコードが接続されており、当該ガスコードは炊飯器に接続されていた。○当該製品が接続されていたガス栓のカバー及びその上部のキャビネットの一部が焼損していた。○当該製品は外部樹脂の一部が焼損していたが、内部に変形や割れ等の異常は認められなかった。○当該製品を再度ガス栓に取り付けたところ、ガス漏れは認められなかった。○住戸のガスメーターからガス栓までにガス漏れは認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因には至らなかったが、当該製品にガス漏れ等の異常は認められないことから、当該製品とガス栓の接続が不完全な状態であったため、接続部からガス漏れが生じ、そのガスにビルトインこんろの火が引火してガス栓の接続部周辺から火災が発生したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/10/08)
A202000597 2020-1151 2020/11/04 (事故発生地) 東京都	ガスコンビネーションレンジ（都市ガス用）	当該製品を使用中、当該製品の庫内を汚損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○使用者は焼き菓子を購入後、当該製品のレンジ機能を使用して温めようとした際に誤ってオープン機能を使用したため、焼き菓子の包み紙が焼損した。○当該製品の庫内にすす等の付着は認められるものの、製品の外部に焼損は認められなかった。○販売事業者が当該製品の動作確認を実施したところ、正常に動作した。●当該製品に異常は認められないことから、使用者が包み紙の付いた焼き菓子を、レンジ機能で温めようとした際に誤ってオープン機能を使用したため、包み紙が焼損し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「当該製品では紙製品の容器を使用できない。」旨、記載されている。	(受付:2020/11/17)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202000610 2020-1143 2020/09/14 (事故発生地) 北海道	石油ストーブ(密閉式)	作業場で当該製品及び建物を全焼する火災が発生し、1名が重傷を負った。 (火災 重傷)	調査の結果、○当該製品は事故発生前日の17時頃から使用されており、事故発生時、使用者が煙に気付いた際には当該製品が見えないほどの黒煙があり、当該製品前の床に膝高位の炎を認めた。○当該製品はアルミホイールの研磨、塗装等を行う作業場で使用されていた。○当該製品の部品等に出火の痕跡及び異常燃焼の痕跡は認められなかった。○当該製品の熱交換器等に、作業場で発生した粉じんに含まれていたと考えられるアルミニウム等が被膜状態で付着していた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/11/19)
A202000617 2020-1185 2020/11/12 (事故発生地) 山形県	石油ストーブ(開放式)	当該製品のカートリッジタンクに給油後、当該製品に戻す際に灯油がこぼれて引火し、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○給油を終え、当該製品にカートリッジタンクを入れようと口金部を下向きに反転したところ、蓋が外れ灯油がこぼれて引火した。○カードリッジタンク各部に異常は認められなかった。また、当該製品のカートリッジタンクはリコール対象外であった。○異常燃焼及び吹き返しの痕跡は認められなかった。○しんは消火位置以下で固着していた。●当該製品に異常燃焼などの痕跡が認められなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/11/24)
A202000622 2020-1187 2020/08/18 (事故発生地) 滋賀県	草焼きバーナー	建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。 (火災)	調査の結果、○使用者は当該製品を1時間使用後に20分間冷却してから納屋へ置き、その6時間後に納屋が全焼した。○当該製品は、外観が灰黒色の酸化で覆われていたことから高温の雰囲気には曝されたと考えられるが、火口内で長時間燃焼したことで生じるすすの付着は認められなかった。○当該製品の燃料開閉レバーは回収されなかった。○タンクは溶接部から破裂して折れ曲がっていた。○火口及び気化器は形状が維持されていた。○燃料開閉レバーが開いた状態でタンク内が高圧になると、ノズルから灯油ガスが噴出して圧力は低下するが、タンク内がさらに高圧になるとノズルからの灯油ガスの噴出では圧力が十分に低下できず、先に気化器の銅管が破裂して圧力が低下するため、タンクは破裂しないと考えられる。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は気化器の形状が維持されており、タンクが破裂していたことから、事故発生時は燃料開閉レバーが閉まった状態で外火によって過熱され、タンク内の灯油が気化してタンクの内圧が上がり破裂したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/11/25)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202000640 2020-1236 2020/11/24 (事故発生地) 群馬県	ガスこんろ（LPガス用）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、天面以外に著しい焼損が認められた。○当該製品の底部は、使用していない器具栓も含めてすべての器具栓の下部が溶融していた。○当該製品の下に樹脂製マットが敷かれていた。○ガス栓から当該製品のバーナー間にガスの微小漏えいが認められたが、ガス栓と当該製品を接続するガス用ゴム管は焼失していた。●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、使用していたグリルの火災がガス用ゴム管から漏えいしたガスに引火し、当該製品の下に敷かれた可燃物に延焼したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/12/03)
A202000669 2020-1274 2020/11/25 (事故発生地) 大阪府	石油温風暖房機（開放式）	建物を全焼する火災が発生した。現場に当該製品があった。 (火災)	調査の結果、○使用者は、バスタオルをベッドから垂らし、落ちないように上から雑誌で押さえ、当該製品をバスタオルから約10cmの位置に置き、吹出口から出る温風でバスタオルを温めていた。○使用者は当該製品を運転したまま部屋から出ていき、用事を済ませて戻ってきたところ、部屋が炎に包まれていた。○当該製品の外観は、落下物の影響で天板が大きく変形し、前板の上部が少し開いた状態で、左右の取っ手や電源コードの被覆が焼失していた。○電源コードとメイン基板の間、送風ファンとメイン基板の間で配線が断線し、溶融痕が認められたが、周囲の配線の被覆は炭化して残っていたため、断線箇所からの出火とは考えられず、二次痕と考えられた。○油配管に緩みはなく、油受皿や置台に油漏れや灯油が燃焼した痕跡は認められなかった。○燃焼筒内部にすすの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○吹出口の裏面（内側）に少量のすすの付着が認められた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に油漏れや異常燃焼の痕跡は認められず、バスタオルの上に置いてあった雑誌等が落下して吹出口から入り込み、燃焼筒に接触して出火した可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/12/11)
A202000720 2020-1270 2020/12/06 (事故発生地) 北海道	石油ストーブ（開放式）	当該製品及び建物を全焼、1棟を類焼する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○事故発生時の詳細な状況は不明であるが、使用者が当該製品天板上から上がる炎を消火しているところを同居者が確認した。○当該製品の給油は事故発生前日に行なわれており、使用者宅にガソリンは保管されていなかった。○当該製品は一様に焼損していたが、特異な焼損箇所、異常燃焼の痕跡等は認められなかった。○同等品による燃焼性能試験の結果、しんを最大に上げたまま燃焼を30分継続したが、天板上から炎が上がることはなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/12/25)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202000732 2020-1376 2020/12/17 (事故発生地) 北海道	石油ストーブ（密閉式）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○タイマーセットしていた当該製品の操作表示部付近に炎が上がっているのを確認した。○当該製品前に置いていた2個のクッションの内、1個がほぼ焼失していた。○当該製品前面ガード右側は、熱を受け変色していた。○当該製品は、操作部付近に著しい焼損が認められたが、X線撮影画像を確認した結果、表示部及び操作部に異常な焼損は認められず、内部及び電源配線部にも異常な焼損は認められなかった。●当該製品の内部から出火した痕跡は認められなかったことから、当該製品の前方に接触又は近接して置かれていた可燃物が当該製品の輻射熱により焼損し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「カーテンや燃えやすいものを近づけない。火災が発生するおそれがある。」、「タイマー点火をする場合は、周囲に可燃物があつたり、その他危険な状態がないことを確認する。」旨、記載されている。	(受付:2021/01/05)
A202000749 2020-1412 2020/12/00 (事故発生地) 大阪府	屋外式（RF式）ガス給湯器（都市ガス用）	当該製品を使用中、浴室で一酸化炭素中毒により1名が死亡した。 (死亡CO中毒)	調査の結果、○事故発生時、浴室は換気扇が作動した状態で、シャワーの水が出しっぱなしの状態であった。○当該製品は、不完全燃焼防止装置を搭載しておらず、パイプシャフト内に設置されており、長時間の運転による安全装置が作動した状態で停止していた。○当該製品に接続された排気管は、何らかの原因でパイプシャフトの壁の穴から外れていたことから、排気ガスがパイプシャフト内に滞留すると思われた。○換気扇を作動させ、浴室に給湯して当該製品を運転したところ、浴室内で高濃度（1800ppm）の一酸化炭素が観測された。○パイプシャフト内で線香をたき、換気扇を作動させたところ、線香の煙が浴室内で認められたことから、パイプシャフト内に滞留した排気ガスが浴室へ流入していると思われた。○当該製品は熱交換器と排気管の一部にすすの付着が認められた。○当該製品は、経年劣化により燃焼用空気を供給する送風ファンのモーターを駆動する制御回路の部品が故障しており、給湯負荷が大きい場合に送風ファンの回転数が上がり空気不足となり、排気ガス中に高濃度の一酸化炭素が排出されるようになっていた。○当該製品は、1988年の集合住宅建築当時設置され、これまでに修理の履歴はなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に接続された排気管が何らかの原因でパイプシャフトの壁の穴から外れ、排気ガスがパイプシャフト内に滞留する状態であったことから、換気扇の作動によってパイプシャフト内から浴室へ排気ガス中の一酸化炭素が流入したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/01/07)
A202000790 2020-1473 2020/12/26 (事故発生地) 埼玉県	石油温風暖房機（開放式）	寮で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は全体が焼損しているが、バーナー周辺部は内部よりも外部の方が焼損の痕跡が強く、製品外観は温風の吹出口側よりもカートリッジタンク側の方が高温となった痕跡があった。○バーナー、バーナー周辺、燃焼筒内及び温風風路には異常を示す痕跡は認められなかった。○出火時のカートリッジタンク内の残さから、ガソリンの成分が検出された。○物置に、ガソリン携行缶と灯油の樹脂製容器が保管されていた。●当該製品に出火に至る異常は認められず、カートリッジタンク内からガソリンの成分が検出されたことから、当該製品に誤ってガソリンを給油したため、ガソリンに引火し、出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「ガソリン厳禁、ガソリンなど揮発性の高い油は、絶対に使用しない。火災の原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2021/01/20)

<small>経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日</small>	品名	事故通知内容	事故原因	<small>経済産業省又は消費者庁 受付年月日</small>
A202000814 2020-1517 2020/12/06 (事故発生地) 岡山県	石油ストーブ（開放式）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品を1時間程度使用後、使用者が消火ボタンを押して消火した際、当該製品から炎が上がって燃え広がり、床等を焼損した。○当該製品のカートリッジタンク内及びガソリン携行缶内から、ガソリンの成分が検出された。○使用者は、当該製品に使用する灯油をガソリンスタンドで購入する際、ガソリン携行缶を使用していた。●当該製品のカートリッジタンクにガソリンが混入したため事故に至ったものと考えられ、ガソリンスタンドでの灯油購入時の状況が不明のため、ガソリンが混入した原因の特定には至らなかったが、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/01/27)
A202000817 2020-1519 2021/01/20 (事故発生地) 青森県	油だき温水ボイラ	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品に吸排気のふさがりや燃料不足によるエラーが数回あったが、修理やメンテナンスはしていなかった。○電源コードに短絡痕が認められたが、短絡痕から当該製品の間で被覆が残っている部分があったことから、火災拡大により電源コードの被覆が焼損したことによる短絡痕と推察された。○熱交換パイプ内のバッフルプレートにすすが大量に堆積しており、排気しづらい状態であった。○バーナー部の燃料噴出口及び点火棒はすすが付着していた。○燃焼室内部は未燃灯油を含む泥状の液体がバーナー口の高さまで堆積しており、バーナー接続部の排気漏れを防ぐガラスマット製のパッキン全体に灯油が浸み込んでいた。○取扱説明書には、「日常、油漏れや油のたまり、油のにじみがあるかどうかを調べ、給油の時にこぼれた灯油はよくふき取る。」、「給排気等がつかると燃焼が悪くなる。月に1回以上はすすなどのつまりが無い点検する。」旨、記載されている。●当該製品は、熱交換パイプ及びバーナー部へのすすの付着による燃焼不良状態で使用を続けたため、未燃焼灯油がたまり、燃焼室から漏れた灯油に熱が伝わり火災に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/01/27)
A202000818 2020-1536 2021/01/16 (事故発生地) 大阪府	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。 (火災)	調査の結果、○当該製品及び周囲の壁を約1㎡焼損し、使用者は気道熱傷を負い、入院した。○当該製品は、ごとくの上に四角のフロアカーペット（1辺が約40cm）数枚を含む可燃物が積まれて置かれ、焼損していた。●当該製品は、使用者がごとくの上に可燃物を置いて操作ボタンを押したため、点火した火で可燃物が燃えたものと推定される。なお、取扱説明書には、「機器の上には可燃物を置かない。」、「調理以外の用途には使わない。」旨、記載されている。	(受付:2021/01/28)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202000824 2020-1549 2021/01/08 (事故発生地) 北海道	石油ストーブ(密閉式)	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品の外観は、ポットバーナー周辺が焼損し、ガラス外筒、前板下部内側のポットバーナー近傍及び前板上部にすずの付着が認められたが、側板、背面板、操作部及び表示部に異常は認められなかった。○送油経路及び給気経路に出火の痕跡は認められなかった。○点火系統は、ポットバーナーへの点火ヒーター挿入部、ポットバーナーとバーナーカバーの接続部分に隙間があり、周辺に熱気漏れの痕跡が認められた。ポットバーナー及びバーナーカバーの間に挟み込まれるヒーターカバーパッキングが一部を残しなくなっており、パッキング当たり面にすずの付着が認められた。○燃焼部は、内部に多量のすずが付着していたが、スケルトン、燃焼リング及びポットバーナー内部に変形等の異常は認められなかった。○事故発生3日前に点火不良のエラーが発生したため、製造事業者のサービスではない修理業者が点火ヒーターの不良と判断し、点火ヒーターの交換を行った。●当該製品は、修理業者が点火ヒーターを交換した際、ヒーターカバーパッキングを交換しなかったため、ポットバーナーとバーナーカバーの接続部に隙間ができ、当該部分から異常燃焼等による熱気が漏れ、接続部周辺を焼損したものと推定される。	(受付:2021/02/01)
A202000826 2020-1551 2020/12/19 (事故発生地) 埼玉県	石油ストーブ(開放式)	当該製品及び建物2棟を全焼、5棟を類焼する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	調査の結果、○使用者が当該製品のカートリッジタンクに給油した後、口金を正しく締めていなかったため、当該製品と周囲に灯油をこぼし、拭き取って使用したとの申出内容であった。○こぼした灯油を拭き取って、キャップを締め直してからカートリッジタンクを本体に戻して点火したところ、しばらくしてから炎が上がった。○当該製品に異常燃焼や吹き返し現象が発生した形跡はなく、火災の原因になり得る異常は認められなかった。●使用者がカートリッジタンクの口金を確実に締めておらず、タンク室に戻す際に当該製品に灯油をこぼして拭き取った際、こぼれた灯油が残っていたため、その後の使用でこぼれた灯油に引火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「カートリッジタンクの口金は確実に締める。」旨、記載されている。	(受付:2021/02/01)
A202000869 2020-1631 2021/01/00 (事故発生地) 兵庫県	油だき温水ボイラ	宿泊施設で当該製品を使用して湯張り後、入浴時の火傷により、1名が死亡した。	調査の結果、○使用者(宿泊施設)は、当該製品を能力切替スイッチが「大」、ダイヤル式温度調節つまみが「高」の設定で使用していた。○使用者は、浴槽へ給湯の際、湯の温度を上げるために従来よりも蛇口を絞った状態で給湯し、自然放熱により丁度よい湯加減にして使用していた。○使用者は、過去に宿泊客から「風呂の湯温がぬるい。」とのクレームがあったためガス事業者へ相談し、ガス事業者が「蛇口の湯量を絞れば湯温が高くなる。」とアドバイスしたため、蛇口の湯量を絞って浴槽の湯張りを行っていた。○取扱説明書には、「高い温度の湯が必要なときは、給湯栓を絞って湯の量を少なくする。」旨、記載されている。○当該製品は、継続使用されているため確認できなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められず、使用者(宿泊施設)が当該製品からの給湯温度を上げるために蛇口の湯量を絞ったことで浴槽に高温の湯が張られたため、被害者が入浴時に火傷を負ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/02/10)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A202000874 2020-1632 2021/01/31 (事故発生地) 北海道	石油ストーブ (密閉式、床暖房機能付)	当該製品を焼損する火災が発生した。 (火 災)	調査の結果、○当該製品は、密閉式の石油温風暖房機 (ストーブ) と床暖房用ボイラーが一体となった製品であった。○当該製品外観に損傷はなく、排気管及び給排気筒が焼損していた。○ボイラー側燃焼部の熱交換器は大量のすすが付着し、フィンが目詰まりしていたが、ストーブ側燃焼部に異常は認められなかった。○排気部は給排気筒トップにタール分がカーボンに変化したような燃焼生成物が付着し、当該製品排気口と延長排気管接合部のリング及び断熱クロスが焼失していた。○当該製品に接続された床暖房の温水暖房負荷は867.6kcalであり、工事説明書に記載された最低量より熱負荷が小さかった。●当該製品は、床暖房の熱負荷を小さく施工したため、床暖房用ボイラーがポット式バーナー内の灯油が燃え切らないうちに運転と停止を繰り返して燃焼不良状態となり、ボイラー側から続く排気経路に燃焼不良により発生した未燃灯油が浸み込んだすすが堆積し、バーナーが異常燃焼した際に排気経路内のすすの灯油分に着火したものと推定される。なお、工事説明書には、「温水暖房負荷が1.40kw (1,200kcal/h) 以上になるようにシステムを組む。」旨、記載されている。	(受付:2021/02/12)
A202000885 2020-1659 2020/12/21 (事故発生地) 岩手県	石油ストーブ (密閉式)	当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。 (火 災)	調査の結果、○当該製品付近で洗濯物を物干しスタンドに掛けて乾かしていた。○当該製品の的外観は一樣に焼損し背面の焼損が著しく、給油ホースに亀裂が認められた。○燃焼部及び熱交換器に異常燃焼や排気漏れの痕跡は認められなかった。○基板、モーター等のその他の電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○定油面器に灯油漏れの痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、当該製品前方で乾かしていた洗濯物が当該製品の高温部に接触するなどして着火し、出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/02/16)
A202000891 2020-1447 2020/11/24 (事故発生地) 長崎県	石油温風暖房機 (開放式)	建物1棟を全焼、2棟を類焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。 (火 災)	調査の結果、○当該製品を使用中、突然、当該製品の下から炎が上がった。○灯油の樹脂製容器内からガソリンが検出され、燃料の購入先であるガソリンスタンドで従業員が誤って使用者の樹脂製容器内にガソリンを給油していたことが判明した。○当該製品の焼損は著しかったが、カートリッジタンク、ノズルを含む燃料経路、燃焼室及び油受皿に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品の確認できた部品に出火の原因となる痕跡は認められなかったことから、ガソリンスタンドの店員が誤ってガソリンを販売したため、使用者が当該製品にガソリンを誤給油し、異常燃焼が生じて出火したものと推定される。	(受付:2021/02/17)

<small>経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日</small>	品名	事故通知内容	事故原因	<small>経済産業省又は消費者庁 受付年月日</small>
A202000988 2020-1934 2021/01/12 (事故発生地) 岩手県	石油ストーブ（開放式）	当該製品及び建物を全焼する火災が発生し、1名が重傷を負った。 (火災 重傷)	調査の結果、○使用者が灯油用の樹脂製容器を当該製品付近に置き、給油した際に、当該製品の周りに灯油をこぼした。○当該製品全体の焼損が著しく、樹脂性の部品は焼失しており、給油口蓋も紛失していた。○当該製品を再点火する前、こぼれた灯油を拭き取った布で当該製品を囲み、置台に漏れた灯油があふれ出ないよう置台と燃料タンクの間隙に布を押し込んだとの申出内容であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、給油した際にこぼした灯油を拭き取った布を当該製品の置台と燃料タンクの間隙に挟み込んだことにより、空気取入口が狭くなり空気が供給されず、不完全燃焼となったため吹き返し現象が起り、灯油を拭き取った布等に燃え広がったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/03/22)
A202001004 2021-0005 2021/03/12 (事故発生地) 秋田県	石油給湯機	当該製品を使用中、爆発を伴う火災が発生し、周辺を破損した。 (火災)	調査の結果、○当該製品を使用中に「ボン」と一度爆発音がしたため見に行ったところ、異臭がし、当該製品を設置した小屋の壁が破損していた。○当該製品の外郭に焼け、変形等の異常は認められなかった。○バーナー、熱交換器、サイレンサー、排気筒及び電装部品に焼損等の異常は認められなかった。○送油経路から灯油が漏れた痕跡はなく、燃焼及び排気経路から排気が漏れた痕跡も認められなかった。○バーナーの燃焼筒、燃焼用送風機の送風経路、熱交換器内部等にすずの付着が認められた。○燃焼用送風機の給気口周り等にタールのような異物の付着が認められた。○当該製品は、事故発生時の2、3日前に使用者が煙突の掃除を行っていた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、排気口と煙突の接続部から漏れた未燃ガスが還流し、不完全燃焼となつてすすが発生するとともに、未燃ガスに着火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/03/29)
A202100038 2021-0101 2021/01/03 (事故発生地) 兵庫県	石油ストーブ（開放式）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、全体が著しく焼損し、樹脂部品はすべて焼失していた。○天板の裏面や反射板にすずの付着は認められなかった。○燃焼筒は、ガラス外筒が溶融して割れていたが、内炎筒の外側と外炎筒の内側にはすずの付着は認められなかった。○しんは、消火位置に下がっていた。○カートリッジタンクと油受皿に油漏れの痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められなかったため、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/04/15)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202100047 2021-0103 2021/03/13 (事故発生地) 埼玉県	石油ストーブ（開放式）	建物を全焼する火災が発生し、現場に当該製品があった。 (火災)	調査の結果、○使用者が当該製品にカートリッジタンクを戻そうと繰り返し出し入れしていたところ、カートリッジタンクのキャップが外れて灯油が漏れたとの申出内容であった。○事故発生以前から、当該製品の消火ボタンを押した後も火が消えずに残っていることがあった。○カートリッジタンクのキャップは外れた状態でタンク室内から発見された。○カートリッジタンクの口金に破損や変形は認められず、キャップが確実に閉まった状態では給油口からの液漏れは認められなかった。○本体内部はカートリッジタンク側が著しく焼損していた。●使用者が、当該製品のカートリッジタンクのキャップが確実に閉まっていない状態で、カートリッジタンクを本体に戻そうとした際、キャップが外れ、漏れた灯油が発火し、火災に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「給油口口金は確実に締める。」旨、記載されている。	(受付:2021/04/16)
A202100053 2021-0333 2021/03/27 (事故発生地) 静岡県	ガスこんろ（都市ガス用）	店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、調理油過熱防止装置が搭載されていない一口ガスこんろであった。○使用者は店内で就寝しており、近隣住民が火災に気付いた。○当該製品のごとくの上に調理油の入ったフライパンが載せられていた。○当該製品は焼損していたが、内部の器具栓に溶融は認められなかった。○回転式の操作つまみ軸は、ガス通路が開いた状態になっていた。●使用者が当該製品の火を消し忘れたため、当該製品の上に載せられていたフライパンの調理油が過熱されて出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「火をつけたまま機器から離れない、就寝、外出しない。」旨、記載されている。	(受付:2021/04/19)
A202100054 2021-0334 2021/04/08 (事故発生地) 愛知県	密閉式（BF式）ガスふろがま（都市ガス用）	当該製品を点火したところ、爆発をとまなう火災が発生し、1名が火傷を負った。 (火災 重傷)	調査の結果、○当該製品を点火したところ、浴室内で爆発が発生し、浴槽蓋の上に置いた作業着が焼損し、使用者が火傷を負った事故であった。○使用者は点火前に浴室内で作業着を洗濯していたが、詳細な状況は不明であった。○当該製品の外観に焼損や変形は認められなかった。○当該製品内部に焼損はなく、ガス通路にガス漏れは認められなかった。○当該製品の点火操作及び燃焼状態に異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に焼損及び変形はなく、ガス漏れも認められず、点火燃焼に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/04/20)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100156 2021-0650 2021/04/18 (事故発生地) 兵庫県	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品を使用中、火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。（A202100091と同一事故）	調査の結果、○使用者は、蒸し焼きをするため当該製品の右こんろに鍋を置き、右こんろを点火後にその場を離れ、火災警報器が鳴ったため台所に戻ったところ、当該製品の対面にある電子レンジ付近から炎が上がっていた。○電子レンジは、電源プラグがコンセントに接続されていなかった可能性があり、出火元ではないと判断された。○当該製品は、前面の樹脂製操作部が焼損溶解していた。○内部のガス通路にガス漏れは認められなかった。○内部の電気配線等に焼損はなく、出火の痕跡は認められなかった。○バーナーに異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/06/01)
A202100172 2021-0779 2021/05/28 (事故発生地) 神奈川県	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	調査の結果、○使用者は事故発生前日に飲酒后、帰宅して就寝し、夜中に目が覚めて台所に行くと、当該製品付近から炎が上がる火災を発見した。○使用者は就寝前に当該製品を使用していたが覚えていないとの申出内容であったが、当該製品のごとく上にフライパンが置かれていた。○トッププレート前部の器具栓つまみとプレートは焼損していた。○混合管にはすすが付着していたが、割れや変形等の異常は認められなかった。○器具栓及びノズルにガス漏れに至るような著しい変形等の異常は認められなかった。○器具栓を分解し、器具栓閉りを確認したところ、点火（全開）位置であった。●当該製品内部に出火の痕跡は認められず、器具栓の状況から使用者が当該製品に火を点けたまま就寝したため、当該製品周辺の可燃物に着火し、火災に至ったものと推定される。	(受付:2021/06/08)
A202100270 2021-0930 2021/07/02 (事故発生地) 東京都	ガス衣類乾燥機（都市ガス用）	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品の本体外郭は、熱により変色し、内部の樹脂部はほぼ焼失していた。○当該製品内部及び排気筒内部に綿ぼこりが堆積し、製品内部の綿ぼこりに焼損が認められた。○当該製品にガス漏れは認められなかった。○使用者は、当該製品を使用して乾燥しにくい状況が数日前から生じていたが、メンテナンスを行っていなかった。○過去に行ったりコールの改修（通気部の漏れ防止クリップ止め、難燃性フェルトによるシール処理）が実施されていた。●当該製品は、排気筒内部の綿ぼこりの堆積等により乾燥しにくい等の不具合が生じていたにもかかわらず、メンテナンスをせずに使用を継続したため、異常燃焼が生じて製品内部の綿ぼこりに着火し、出火に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、排気筒のメンテナンスとして、「1年に1回位点検を行い、綿ぼこりがあれば取り除く。」旨、記載されている。	(受付:2021/07/14)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A202100360 2021-1146 2021/08/02 (事故発生地) 東京都	ガストーチ	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品にカセットボンベを接続して点火したところ、カセットボンベと当該製品の接続部から炎が噴き出した。○事故発生時、使用者は飲酒していた。○事故発生時に使用していたカセットボンベ単体からガス漏れは認められなかった。○当該製品に新品のカセットボンベを正常装着したところ、各部からガス漏れは認められなかった。○当該製品を分解して各部品やパッキン等を確認したところ、変形、破損等の異常は認められなかった。○事故発生後、当該製品とカセットボンベの間に隙間が確認されており、再現試験として同等品にカセットボンベを斜めに強引に装着すると、受け口部からガス漏れが確認された。●当該製品に異常は認められないことから、当該製品にカセットボンベを斜めの状態で強引に装着したため、受け口部からガス漏れが発生し、そのガスに当該製品の点火時の火花が引火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「装着が正しく行われていない場合には、ガス漏れ、使用中の外れなどが起こり、やけど、事故の恐れがある。」、「点火操作をする前には必ずカセットボンベの接続部や本体にガス漏れやがたつき、ゆるみ、ヒビ割れがないか確認する。」旨、記載されている。	(受付:2021/08/20)
A202100394 2021-1208 2021/08/21 (事故発生地) 福島県	油だき温水ボイラ	宿泊施設で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品内部全体にすすが付着しているが、特に当該製品底部及びファン周辺の焼損が著しかった。○オイルストレーナーのカップが緩んでいた。○電磁ポンプ下部のリターンバルブが欠落していた。○給油配管よりオイルを供給すると、オイルストレーナー及び電磁ポンプ下部(リターンバルブ欠落部)より多量のオイル漏れが認められた。○当該製品は、時期は不明であるが、事故発生以前にオイル配管を交換していた。●当該製品は、経年劣化(28年)及びオイルストレーナーのカップ部が緩んでいたことにより、オイルストレーナー及び電磁ポンプ下部よりオイルが漏れて当該製品の底部に滞留し、漏れたオイルに引火したものと推定される。	(受付:2021/08/30)
A202100417 2021-1251 2021/08/29 (事故発生地) 東京都	屋外式(RF式)ガス瞬間湯沸器(都市ガス用)	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○使用者は、台所で1週間ぶりに湯を使用したところ、約3分後に出窓越しに当該製品から火が出ていることを確認したため、消火活動を行ったが、鎮火しなかったため消防に通報したとの申出内容であった。○当該製品が設置されていた場所は、塀及び屋根で囲まれ、冷蔵庫で塞がれた状態で、当該製品下部の配管に蔦と思われる植物が巻き付いた状態であった。○当該製品の外郭は、底面の右半分及び前面パネルの右下に著しいすずの付着が認められ、排気口及び周囲にすずの付着は認められなかった。○当該製品の内部部品の表面にすずの付着は認められなかった。○電装系統の内部配線及び電源コードに被覆の破れや切れ等はなく、温度ヒューズは切れていなかった。○給水接続部、ガス接続部及びガス電磁弁に水漏れ及びガス漏れにつながるような変形、破損等はなく、ガス通路の気密性に異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火につながる痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/09/06)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A202100436 2021-1269 2021/08/11 (事故発生地) 東京都	ガスこんろ(LPガス用)	当該製品を使用中、爆発を伴う火災が発生し、当該製品及び周辺を破損し、1名が軽傷を負った。 (火災)	調査の結果、○当該製品の左こんろを使用してフライパンで調理中、5分ほどした後爆発した。○当該製品及び使用していたガスホースのガス漏れ検査を実施した結果、ガス漏れは認められなかった。○当該製品を分解し調査した結果、ガス通路に詰まり等の異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡はなく、ガス漏れ等の異常も認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/09/10)
A202100454 2021-1291 2021/08/16 (事故発生地) 千葉県	屋外式(RF式)ガスふろがま(LPガス用)	当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○浴槽に浸かりながら追い炊きボタンを押しても湯が温まらず、ガス臭がしたため屋外に出て当該製品本体を確認すると、給気口付近から火が見えたとの申出内容であった。○使用者から依頼された修理業者が、機器内及びバーナー内の蜘蛛の巣除去と熱交換器の清掃を実施した結果、正常に運転することが確認された。○当該製品は、事故発生後に使用できるよう清掃されたため、蜘蛛の巣及び熱交換器の目詰まりは確認できなかった。○当該製品にガス漏れはなく、ガス通路部等に漏えい発火した跡もなく、電気系統に溶融痕及び異常作動した発熱痕等もなく、正常な状態であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、蜘蛛の巣及びびすすを除去した結果、正常に運転されたことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/09/15)
A202100484 2021-1567 2021/09/14 (事故発生地) 鹿児島県	密閉式(BF式)ガスふろがま(LPガス用)	当該製品を点火したところ、爆発を伴う火災が発生し、周辺を破損し、1名が軽傷を負った。 (火災)	調査の結果、○使用者が入浴中に追い焚きをしようと、当該製品の点火操作を行ったところ爆発が生じて火傷し、浴室の窓等が破損した。○当該製品は、外郭左側面が内側方向へ変形し、外郭右側面にも内側方向への変形が認められた。○当該製品にガス漏れは認められず、点火操作によりバーナーは確実に点火し、燃焼状態に異常は認められなかった。また、消火操作により、バーナー及び種火は確実に消火した。○ガス電磁弁の内部に異物は認められず、弁バッテリーに異物の付着や傷等の異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れ等の異常は認められず、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/09/28)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100554 2021-2234 2021/09/26 (事故発生地) 三重県	ガスこんろ（LPガス用）	倉庫で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○家人が当該製品の右こんろの使用を終えた後、使用者が右こんろのごとく上に樹脂製のまな板及び片手鍋を置いたところ、火災になった。○当該製品の外觀は、右こんろ上部に白い溶融物が付着し、前面の右こんろ操作ボタン及びグリル操作ボタンが焼損していた。○当該製品内部は黒くすすけていたが、左右器具栓及びグリル器具栓に焼損、溶融はなく、内部から出火した痕跡は認められなかった。●当該製品は、事故発生直前に使用していた家人が右こんろの火を消し忘れ、それに気付かず使用者が右こんろのごとく上に可燃物を置いたため、可燃物が燃えて焼損に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「使用後は消火を確かめる。」、「機器の周囲に可燃物や引火物を置かない、近づけない。」旨、記載されている。	(受付:2021/10/25)
A202100556 2021-2235 2021/10/17 (事故発生地) 神奈川県	ガス栓（LPガス用）	当該製品に接続したガスこんろを点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○ガスこんろ点火時に当該製品付近から「ボン、ボン」と音がしたが、ガスこんろの炎に異常がなかったことから継続して使用していると、2～3分後に当該製品付近から炎が上がったとの使用者の申出内容であった。○当該製品は、中間開閉使用防止機能（ガス栓つまみを全開にしなければガスが流れない仕様）及びヒューズ機能（ガス栓つまみが開状態でゴム管の外れ等により多量のガスが流れたときにガスが止まる仕様）を搭載したLPガス用の2口ガス栓である。○当該製品の右側のホースエンドにガスこんろが接続されていたが、左側のホースエンドはゴム管のみ接続されており、その先端にゴムキャップが取り付けられていたとの使用者の申出内容であった。○当該製品のガス栓つまみは左右ともに溶融しており、左右のホースエンドともに焼き切れたゴム管の根元部分が残存し、ゴム管止めで固定されていた。○当該製品を分解した結果、左右のガス栓ともに開栓状態であった。●当該製品は、使用者が誤って未接続側のガス栓つまみを開いたことでヒューズ機構が作動しない程度のガスが漏えいし、当該製品の片側に接続されていたガスこんろの点火操作によって、漏えいしたガスに引火したものと推定される。	(受付:2021/10/25)
A202100565 2021-1617 2021/09/23 (事故発生地) 兵庫県	石油ストーブ（開放式）	当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	調査の結果、○使用者は、当該製品の斜め上に園芸用支柱を吊るして洗濯物を干し、当該製品を点火後にその場を離れ、約10分後に戻ったところ当該製品の下部や周辺が燃えていた。○使用された燃料は、無色透明で正常な灯油であった。○当該製品の燃焼筒にすずの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○当該製品のしん案内筒内部にすずの付着はなく、置台に過熱の痕跡がなかったことから、吹き返し現象の痕跡は認められなかった。○しんは消火位置にあり、しんの先端部にタールの付着はなく、異常は認められなかった。○固定タンクに油漏れの痕跡は認められなかった。○取扱説明書には、「衣類などの乾燥には使用しない。衣類が乾燥するとストーブの熱気でゆれて落下して火がつき、火災の原因になる。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常燃焼、油漏れ及び吹き返し現象の痕跡は認められず、当該製品の上部に干されていた洗濯物が落下して発火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/10/28)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100622 2021-2342 2021/10/17 (事故発生地) 長崎県	カセットこんろ	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。 (火災 死亡)	調査の結果、○火災現場の火元付近となる流し台前の床に、焼損した当該製品とその近くに底が抜けたカセットボンベや粘着性の物体が入った鍋が落ちていた。○当該製品の外観は、焼損及び変形が著しかった。○器具栓つまみは「開」であった。○バーナー一部と器具栓を同等品に取り付け点火したところ、正常に点火し、ガス漏れは認められなかった。また、カセットボンベに湯を掛けて内圧を上げたところ、圧力感知安全装置が正常に作動した。○器具栓内部のダイヤフラムに異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/11/18)
A202100636 2021-2364 2021/11/11 (事故発生地) 山口県	石油給湯機	当該製品を使用中、浴室で一酸化炭素中毒により1名が死亡した。 (死亡 CO中毒)	調査の結果、○当該製品は屋外設置仕様の石油給湯機で、設置当初は屋外に設置されていたが、家屋の増築の際、設置場所が壁で囲われ、屋内設置状態となっていた。○当該製品は、給気及び排気経路に不完全燃焼によるすすが付着しており、また、事故発生現場での再現試験において、当該製品の設置場所に隣接した浴室に排気ガスが流れ、浴室内のCO濃度が上昇することが確認された。○使用者は増築後、灯油供給業者から当該製品を使用する際、設置場所の排気用換気扇の使用と給気確保のために窓を開けることを注意されていたが、事故発生日、これらを行っていなかった。●当該製品は屋外設置仕様のもをを増築により壁を設けて屋内設置状態で使用し、事故発生日は換気を行わなかったため、不完全燃焼により高濃度の一酸化炭素が含まれた排気ガスが発生し、これが隣接の浴室に流入したことにより事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「機器や排気口を波板等で囲まない。酸欠事故が発生したり、不完全燃焼、火災の原因となる。」旨、記載されている。	(受付:2021/11/24)
A202100665 2021-2494 2021/11/22 (事故発生地) 広島県	ガス衣類乾燥機（都市ガス用）	学校で当該製品を使用中、火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、ドラム内の洗濯物が焼損し、ドラム内フィルターとその樹脂枠の一部に焼損が認められた。○電源コード、モーター、制御基板等の電気部品及びバーナー等に焼損は認められず、出火の痕跡は認められなかった。○当該製品で乾燥させていた洗濯物から油脂分が検出された。●当該製品で油脂分を含んだ洗濯物を乾燥させたため、油脂成分が酸化熱により自然発火し、出火したものと推定される。なお、本体及び取扱説明書には、「油の酸化熱による自然発火や引火による火災のおそれがあるため、油分が付着した衣類は洗濯後でも絶対に乾燥させない。」旨、記載されている。	(受付:2021/12/02)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100685 2021-2549 2021/12/01 (事故発生地) 東京都	ガストーチ	当該製品を点火したところ、当該製品を汚損し、周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品にカセットボンベを取り付けた際、ガス漏れのような音がした。カセットボンベの取り付けが不十分だったかもしれないとの申出内容であった。○当該製品にカセットボンベを接続し、当該製品を点火したところ異常は認められなかった。○当該製品の外装樹脂部品（ケース、火力調節つまみ、空気調整つまみ）が熱変形していた。○当該製品にガス漏れは認められなかった。○当該製品のカセットボンベとの接続部のねじに緩みは認められなかった。○当該製品の内部部品やパッキン等に変形、破損等の異常は認められなかった。○カセットボンベは当該製品が指定するものを使用していた。●当該製品に異常は認められないことから、当該製品へのカセットボンベの取付けが不十分だったためにガス漏れが発生し、そのガスに当該製品の点火時の火花が引火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「装着が正しく行われていない場合には、ガス漏れ、使用中の外れなどが起こり、やけど、事故の恐れがある。」、「点火操作をする前に必ずカセットボンベの接続部や本体にガス漏れやがたつき、緩み、ヒビ割れがないか確認する。」旨、記載されている。	(受付:2021/12/10)
A202100688 2021-2550 2021/12/06 (事故発生地) 愛知県	ガスこんろ（LPガス用）	建物を全焼する火災が発生し、1名が重傷を負った。当該製品が現場にあった。 (火災 重傷)	調査の結果、○使用者は、当該製品の右こんろで調理中に就寝してしまい、火災となったとの申出内容であった。○当該製品の焼損は著しく、器具栓は全て焼失していた。○右こんろの調理油過熱防止センサーの特性に異常は認められなかった。○使用していた鍋は溶融しており、当該製品周囲の可燃物の状況は不明であった。○取扱説明書には、「火を付けたまま機器から離れない、就寝、外出をしない。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、使用者が火を付けたまま就寝してしまっており、当該製品の調理油過熱防止センサーの特性に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/12/10)
A202100737 2021-2653 2021/12/12 (事故発生地) 東京都	ガストーブ（ガスボンベ式）	当該製品を点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、本体接続口にカートリッジガスボンベをねじ込んで装着する屋外用ガストーブである。○当該製品の樹脂製のガス調整つまみが溶融していたが、それ以外に破損及び変形は認められなかった。○当該製品をカートリッジガスボンベに接続したところ、完全に接続した場合はガスの漏えいは認められなかった。○同等品をカートリッジガスボンベと接続した結果、3回転ねじ込むと完全接続され、約2回転弱の接続状態で音とともにガスが漏れることが認められた。●当該製品とカートリッジガスボンベが完全に接続されていない状態で点火したため、接続部から漏れたガスに引火し、事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「カートリッジガスボンベは正しくセットし、使用中も正常に燃焼していることを確認する。」、「カートリッジガスボンベの取付け、取り外しの際に少量のガスが漏れる。」旨、記載されている。	(受付:2021/12/27)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100749 2021-2655 2021/10/31 (事故発生地) 兵庫県	ガスこんろ（都市ガス用）	使用者（80歳代）が当該製品を使用 中、首元のタオル及び衣服に着火し、火 傷を負った。	調査の結果、○使用者は、湯を沸かすため水を入れた鍋を当該製品の右こんろに置いて点火し、しばらくして「ポッポッ」という異音が生じたためこんろを確認した際、首に掛けていたマフラータオルに着火し、火を手で振り払う際に着ていたパジャマにも着火して、右手と右首元に火傷を負ったとの申出内容であった。○当該製品の右こんろでの点火消火の繰り返し確認と、点火状態で火力調整つまみを「強」に変化させる動作を10回繰り返したが、使用者の証言による「ポッポッ」という異常音やその他の異常音は確認できなかった。○事故発生時に使用されていた鍋は特定できなかったため、代わりにフライパンを右こんろに置いて点火し、紙片をピンセットでつまんでフライパンの側面に接近させて着火試験を行ったところ、天板からの高さ100mm以下では紙が着火したが、105mmでは紙が黒く炭化するのみで着火しなかった。○天板からの高さ70mm以上のフライパンの側面では、こんろの炎を目視できなかった。○右こんろのバーナーヘッドの外周付近は煮こぼれ等による汚損が認められたが、バーナーヘッド及び内部に煮こぼれ等の付着はなく、炎口部に異常は認められなかった。○当該製品の右こんろの混合管入口にあるタンパー周辺に、煮こぼれ、ほこり等の付着及び閉塞は認められなかった。●当該製品に異常は認められないことから、使用者がこんろに顔を近づけた際、首に掛けていたマフラータオルが鍋の側面に接近して着火したものと考えられ、使用者の不注意による事故と推定される。なお、取扱説明書には、「こんろ使用中は、衣服が炎に近づかないように注意する。衣服に炎が移って火傷をするおそれがある。」旨、記載されている。	(受付:2021/12/28)
A202100751 2021-2674 2021/12/19 (事故発生地) 埼玉県	石油温風暖房機（開放式）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○使用者がほぼ満杯の灯油の樹脂製容器から当該製品のカートリッジタンクに給油し、使用中に家族から「灯油臭い」と言われたものの使用を継続していたところ、いきなり当該製品が全体的に真っ赤に燃え上がった。○当該樹脂製容器内からガソリンが検出され、燃料の購入先であるガソリンスタンドで、従業員が誤って使用者の樹脂製容器にガソリンを給油していた。○当該製品は全体的に本体下部の焼損が強く、カートリッジタンク及びノズルを含む燃料経路並びに燃焼室周り及び油受皿等に出火の痕跡は認められなかった。●当該製品に出火の原因となる痕跡は認められなかったことから、ガソリンスタンドの店員が誤ってガソリンを販売したため、使用者が当該製品にガソリンを誤給油し、異常燃焼が生じて出火したものと推定される。	(受付:2022/01/05)
A202100753 2021-2675 2021/12/19 (事故発生地) 福岡県	石油ストーブ（開放式）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○事務所兼住宅の2階リビングで、製品の正面と背面側の窓を開けたまま当該製品を点火し、外出後、帰ってくると当該製品から出火していた。○当該製品は、各所にすずの付着が認められたほか、化粧板に熱変色、しん調節つまみの上部に熔融等が認められた。○製品内部は上面板内側及び外炎筒内側全体に多量のすずの付着が認められた。○しん上下動機構の部品及び動きに異常は認められなかった。○対震自動消火装置機構のばね部品は受熱により反発力が低下していた。○開放油タンクに腐食の痕跡は認められず、開放油タンク底面及びしん案内筒内側に、吹き返し等の異常燃焼の形跡は認められなかった。○燃焼筒、しん等の部品に異常燃焼の痕跡は認められなかった。●当該製品は、前後に風が当たる状態で火力を小さくして使用したことにより、炎の風に対する耐力が弱まって不完全燃焼を起こし、すずを発生、堆積させるとともに化粧板等の熱変色及びしん調節つまみ等を熔融させたものと推定される。なお、取扱説明書及び本体表示には、「ストーブから離れるときは必ず消火する。」「風の当たるところでは使用しない。」旨、記載されている。	(受付:2022/01/05)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A202100763 2021-2699 2021/12/19 (事故発生地) 宮城県	石油温風暖房機（開放式）	建物を全焼する火災が発生し、1名が軽傷を負った。現場に当該製品があった。	調査の結果、○当該製品の吹き出し口とこたつが近接した位置に設置されていた。○使用者は視力が弱く、当該製品とこたつ布団の間隔が見えていなかった。●当該製品の吹き出し口とこたつは近接した位置に設置されていたため、こたつ布団が過熱されて出火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「カーテン、可燃物近接禁止。ファンヒーターの前にセーターや座布団などを置かない。火災が発生するおそれがある。」旨、記載されている。	(受付:2022/01/11)
A202100776 2021-2728 2022/01/02 (事故発生地) 福岡県	石油温風暖房機（開放式）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。	調査の結果、○当該製品を使用していたところ、集合住宅全体が揺れるような音と同時に、当該製品の温風吹出口より炎が吹き出し、居室内の天井が破損、訪問者が額に火傷を負ったとの使用者の申出内容であった。○当該製品の燃料をGC/MSで分析した結果、ガソリン等の異種燃料の混入は認められなかった。○ケーシング表面及び温風吹出口にすすの付着が認められ、正面上部の操作表示板が熱変形し、背面のエアフィルター上部の空気吸気口に破損が認められた。○本体内部右下の制御基板に実装されているトランスとリレーに熱変形が、また一部のリード線の絶縁体表面に熱変色が認められたが、製品内部に出火の痕跡は認められなかった。○分解した当該製品を再度組み立てて燃焼状態を確認したところ、異常燃焼は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/01/17)
A202100792 2021-2755 2022/01/08 (事故発生地) 岐阜県	石油ストーブ（開放式）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。	調査の結果、○当該製品は焼損していたが、全体的に焼けは弱く、塗装は残っていた。○前面ガードが取り外された状態で使用されていた。○燃焼筒に付着したすすはわずかで、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○しんは最大よりも少し下の位置にあり、消火位置ではなかった。○カートリッジタンクに変形はなく、蓋は閉まっていた。○油受皿に腐食はなく、油漏れは認められなかった。○置台は焼損していたが、吹き返しの痕跡は認められなかった。○当該製品に残存していた燃料を確認したところ灯油であった。●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に油漏れや異常燃焼の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/01/20)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100802 2021-2770 2022/01/07 (事故発生地) 青森県	石油ストーブ（開放式）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、事故発生以前からカートリッジタンクの口金部から油が漏れていたが、そのまま使用を続けていたとの申出内容であった。○カートリッジタンクの口金の弁から「ポタッ、ポタッ」と灯油が漏れることが確認された。○置台左側及び油受皿下側の焼けた残さから灯油成分が検出された。○当該製品の燃焼筒にすずの付着等、異常燃焼の痕跡は認められなかった。●当該製品内部に出火の痕跡は認められず、使用者がカートリッジタンクからの油漏れを認識したまま使用を継続したことから、給油時にカートリッジタンクからタンク室内にこぼれ落ちた灯油が、置台の縁周辺のほこり等にしみこむ形で残留し、当該製品燃焼時の熱で気化し、引火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「給油後、給油口金は確実にしめ、こぼれた灯油はよくふきとる。」旨、記載されている。	(受付:2022/01/24)
A202100803 2021-2771 2022/01/16 (事故発生地) 神奈川県	開放式ガス瞬間湯沸器 (都市ガス用)	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品を使用後に停止しようとして操作ボタンを押したが火が消えなかったため、何度か操作ボタンを押していると点火確認窓から火が出て、その後、当該製品の上部から黒い煙が出た。○当該製品はリコール型式品であったが、リコール対象品の製造時期ではなかった。○機器内部の熱交換器の左上部にばん創こうがあった。○当該製品の点火プラグに炭化した異物が付着し、その周辺に異物が燃えたことで発生したすずが付着していた。○炭化した異物の残存部とばん創こうは類似していた。○取扱説明書には、「周囲に燃えやすいものを置かない。」旨、記載されている。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、点火プラグ部分に炭化した異物が認められることから、点火の際に可燃物が燃えたものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/01/24)
A202100826 2021-2807 2022/01/18 (事故発生地) 千葉県	石油温風暖房機（開放式）	当該製品及び建物1棟を全焼、2棟を類焼する火災が発生し、2名が軽傷を負った。 (火災)	調査の結果、○当該製品は全体が焼損しており、カートリッジタンク挿入部周辺が著しく焼損していた。○カートリッジタンクの口金表面の樹脂製部品は焼失していたが、口金は閉まっていた。○口金が挿入される油受皿の内部に油フィルター及び口金表面の樹脂製部品と推定される溶けた樹脂が固まっており、熔融物の内部や周囲にティッシュのような紙が焦げた状態で付着していた。○送油経路に油漏れは認められず、燃焼部にすずの付着等の異常燃焼の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/01/31)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100827 2021-2769 2022/01/12 (事故発生地) 滋賀県	石油温風暖房機（開放式）	当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○使用者は、事故発生前日にカートリッジタンクへ給油した際、灯油をあふれさせたためカートリッジタンク表面の灯油を軽く拭き取って当該製品へ戻し、その日は使用せず、事故発生日の9時頃に当該製品を点火し、12時40分頃に部屋の中で「パチパチ」という異音がしたので当該製品からカートリッジタンクを抜き出して戻したところ、当該製品付近から火花が飛び散って周辺に延焼したとの申出内容であった。○当該製品は全体が著しく焼損しており、天板に火災時の落下物と接触して生じたと推定される大きなへこみがあり、操作部と左右の取っ手の樹脂部品が焼失していた。○プリント基板は焼損して炭化していたが、部分的な過熱の痕跡等の異常は認められなかった。○電源トランス、電磁ポンプ、気化器のソレノイド及び送風ファンモーターに出火の痕跡は認められなかった。○本体内の配線は焼損して断線していたが、溶融痕は認められなかった。○電源コードを含む電気配線に出火の痕跡は認められなかった。○点火電極、フレームロッド、炎口、混合管に異常はなく、バーナーに異常燃焼の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンク、油受皿及び油配管に油漏れの痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は電気系統、燃焼系統及び油系統に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/01/31)
A202100849 2021-2836 2022/01/22 (事故発生地) 大阪府	屋外式（RF式）ガス瞬間湯沸器（都市ガス用）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○集合住宅の一室のベランダから出火し、ベランダの当該製品、洗濯物及びエアコンの室外機を焼損した。○当該製品は、上面から前板の排気口付近まで青緑色の樹脂が付着しており、上面に洗濯ばさみのばね及び樹脂の付着が認められたことから、洗濯物を干していたハンガーが高温に曝されて溶融し、付着したものと考えられた。○ガス取入口から一次ガス電磁弁までの間にガス漏れは認められなかった。○プリント基板、電気配線及び電気部品に出火の痕跡は認められなかった。○送風ファンに付着していた土ほこり等がわずかであったことから、送風量は低下していないと考えられた。○バーナーのノズル及び炎口に並びにダンパーに詰まりや付着物などの異常は認められず、燃焼室内部にすすの付着はなく、点火電極やフレームロッドに変形等の異常はなく、熱交換器フィン部に詰まりはなく、異常は認められなかった。●当該製品は、前に洗濯物が干された状態で使用され、洗濯物が風等によって揺れたことで当該製品の前板下部にある給気口を一時的に閉塞し、給気不足となったことで高温の未燃ガスが排気口から放出され、新鮮な空気に触れたことで出炎して洗濯物に着火し、燃えた洗濯物が落下してエアコン室外機を焼損したものと考えられ、洗濯物を当該製品の前に近接して干した使用者の不注意と推定される。なお、取扱説明書には、「器具の上や周囲に燃えやすいものを置かない。」、「器具周辺に可燃物を置かない。」旨、記載されている。	(受付:2022/02/04)
A202100875 2021-2886 2022/01/13 (事故発生地) 宮城県	ガスこんろ（都市ガス用）	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○調理のため右こんろの操作ボタンを2、3回繰り返して操作していたところ、操作ボタンが機器の中に入り込んでしまい、白煙が出て、中をのぞくと火が出ていた。○右こんろは、約1か月前から点火しにくくなっていた。○右こんろのバーナーリングは、家人が灰皿の底を抜いたものを使用してあり、煮こぼれ等が機器内部へ流れ込みやすい形状となっていた。○右こんろ器具栓上部のメインロッドのOリングが損傷しており、メインロッドのOリング摺動部付近に異物の付着が確認された。○気密試験により、右こんろ器具栓上部のメインロッドOリングからガスの漏えいが確認された。●当該製品は、バーナーリングの代わりに灰皿の底を抜いたものを使用していたため、機器内に流れ込んだ煮こぼれ等がメインロッドに付着し、Oリングが摩耗損傷したことからガスが漏れ、点火の際に漏れたガスに引火したものと推定される。なお、取扱説明書には、「異常があるときは、販売店又は近くの営業所へ連絡する。」、「不完全な処置は事故のもとになるので、絶対に使用者自身で修理しない。」旨、記載されている。	(受付:2022/02/15)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A202100879 2021-2887 2022/01/26 (事故発生地) 岡山県	石油温風暖房機（開放式）	当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○使用者は、一週間前に石油ストーブが焼損して使用できなくなったため、事故発生の前日に当該製品を購入し、事故発生日の20時頃、当該製品の運転スイッチを入れた際にエラーが出たが、そのまま1～1.5時間ほど使用を継続したところ、当該製品から出火して住宅を全焼した。○当該製品は全体的に焼損しており、上部は落下物による変形が認められ、樹脂部品の操作盤や取っ手は焼失していた。○メイン基板は焼損して一部が割れていたが、全体は残っており、局部的に焼失している箇所はなく、配線類は全体が焼損して分断していた箇所もあったが、当該製品内部の電線に球状の熔融痕は認められなかった。○燃焼室内側にすずが薄く付着していたが、最上部にすずの付着はほとんど認められず、燃焼室内部に強い焼けは認められなかった。○バーナー網（炎口部）は破損していないが、すずの付着が認められた。○気化器は熱の影響でロウ付け部分が外れていたが、油漏れ等の痕跡はなく、異常は認められなかった。○カートリッジタンク、油受皿、油配管等に油漏れの痕跡は認められなかった。○警察が油受皿の残さを分析したところ、ガソリンが検出された。○使用者は、当該製品に給油した燃料を1月20日に近所のセルフスタンドで入手し、灯油の樹脂製容器に保管していたが、セルフスタンドでの給油時に店員が給油したのか、消費者が給油したのかは確認出来なかった。●当該製品は、電気系統及び油系統に出火の痕跡や異常は認められず、油受皿の残さからガソリンが検出されたことから、ガソリンの異常燃焼が生じて出火に至ったものと考えられ、セルフスタンドでの燃料購入時の状況が不明のため、ガソリンが給油された原因の特定には至らなかったが、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/02/16)
A202100883 2021-2895 2022/02/06 (事故発生地) 東京都	屋外式（RF式）ガスふるがま（都市ガス用）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は木材上に設置されており、当該製品の底面が著しく焼損し、底面に敷かれていた木材がほとんど焼失していた。○当該製品内部の排気部、ガスメカ部、電源端子台、点火器、熱交換器フィン等に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○燃焼部の燃焼管に変形等の異常は認められなかったが、燃焼管7本中、最も左側の燃焼管が変色しており、変色した燃焼管の下部に堆積物が認められた。○変色している燃焼管へのガス供給ノズルに、くもの巣と推定される異物の混入が認められた。○工事説明書には、「設置する床面が不燃材料以外の材料の場合は、不燃材料で仕上げる等の防火処置を施す。」旨、記載されているが、当該製品の設置施工業者は不明である。●当該製品は、くもの巣が影響して異常燃焼した際に発生したスケールが熱を持った状態で筐体底部に堆積することにより、敷いていた木材が炭化し、最終的に出火に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/02/17)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100897 2021-2909 2022/02/05 (事故発生地) 滋賀県	石油ストーブ（開放式）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。	調査の結果、○使用者は、ふだんから居間に置かれた段ボール箱の上に木製板を敷き、その上に当該製品を載せて使用しており、事故発生直前に当該製品の上へ灯油の樹脂製容器を載せてカートリッジタンクへ給油し、当該製品を点火後にカーテンと当該製品の間を通過して浴室へ向かい、シャワーを浴びていたところ居間で炎が出ていることに気付き、浴室から出たところ周辺が火の海の状態であった。○当該製品は著しく焼損しており、前面下部の操作部、左右両側面上部の取っ手、背面下部の電池ケース等の樹脂製部品が焼失し、外枠の左背面側に落下物の衝突と思われるくぼみが認められた。○カートリッジタンクは口金が閉まった状態で膨張しており、油量計窓の樹脂が溶融して前面方向に垂れて固着し、油量計窓に穴が空いていた。○燃焼筒は、ガラス外筒の外側半分程度にすすの付着が認められたが、燃焼筒内部の外炎筒及び内炎筒にすすの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○対震自動消火装置及び給油時自動消火装置に異常は認められず、しん調節ダイヤルが取り付けられていたスピンドルのDカット部は平面が消火位置の3時方向を示しており、しんの位置が-27mmであったことから、落下物の衝突で対震自動消火装置が作動したものと推定された。○しん先端にタールの付着は認められず、油受皿に油漏れの痕跡は認められず、置台の中央部に吹き返し現象の痕跡は認められなかった。○当該製品とカーテンとの距離は約45cmで、カーテンは当該製品に届く長さであった。○取扱説明書には、「可燃物の近くで使用しない。」、「不安定な場所で使用しない。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められず、カーテンが当該製品にかぶさったことで着火し、周囲へ延焼したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/02/21)
A202100899 2021-2918 2022/01/29 (事故発生地) 神奈川県	石油ストーブ（開放式）	飲食店で当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○使用者が、当該製品を使用中、給油のため消火せずにカートリッジタンクを取り出したところ、口金キャップが外れ、灯油がこぼれて燃え上がったとの申出内容であった。○当該製品の燃焼筒に段差や変形は認められず、すすの付着も少なく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクの口金に変形等の異常は認められなかった。○同等品による実験の結果、口金キャップが外れる位置から10度未満の締め込みにあては、取り出すときに口金キャップが外れ、油漏れが生じた。●当該製品は、使用者がカートリッジタンクの口金キャップを完全に締めないまま本体にセットしたため、タンクの取り出し時に口金キャップが外れ、こぼれた灯油が本体に掛かり、出火したものと推定される。なお、カートリッジタンクには、「給油は必ず消火し、油量計を確認しながら給油する。」、「給油後、口金は確実にしめる。」、「口金を下にして油漏れがないか確認する。」旨、記載されている。	(受付:2022/02/22)
A202100903 2021-2931 2022/02/03 (事故発生地) 愛知県	ガスこんろ（LPガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品は前面パネルが焼損していた。○当該製品内部及びグリル内部に焼損は認められなかった。○ガス入口から器具栓までのガス通路にガス漏れは認められなかった。○操作ボタンは点火時に突出するが、突出した側面に焼損はなく、操作ボタンは全て消火位置になっていた。○ガスを供給して点火した結果、左右こんろ、後こんろ及びグリルは正常に点火燃焼し、異常は認められなかった。○調理油過熱防止装置は、空だき時に自動消火し、正常に機能した。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/02/24)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 日 受 付 年 月 日
A202100939 2021-2979 2021/10/24 (事故発生地) 熊本県	カセットボンベ	宿泊施設で当該製品を他社製のガストーチに装着して点火したところ、爆発を伴う火災が発生し、当該製品を破損、2名が火傷を負った。 (火災)	調査の結果、○当該製品を他社製のガストーチに装着した際にガスが漏れ、点火したバーナーの火に引火してガストーチ部付近から炎が上がったため放り投げたところ、当該製品が爆発した。○当該製品は、缶胴と上蓋がかしめ接続部から外れており、加熱による内圧の上昇で破裂した痕跡が認められた。○バルブ部のステム等の部品に欠落や変形、寸法不良等の異常は認められず、ステムパッキン及びガスケットのゴム部品に、硬化や変形、損傷等の異常は認められなかった。○ガストーチは、本体とボンベホルダーが分離しており、ガストーチ本体は焼損が著しく、分離したボンベホルダーにも一部溶融が認められた。また、ボンベのステムと接続されるリングが残っていなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の各部にガス漏れにつながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/03/08)
A202100940 2021-2980 2022/02/18 (事故発生地) 千葉県	石油ストーブ(開放式)	当該製品を使用中、建物2棟を全焼する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品を使用中、燃焼筒底部脇付近から炎が漏れ出る異常燃焼を確認し、緊急消火ボタンを押したが消火しなかったため、当該製品を屋外に持ち運び、火災に至ったとの申出内容であった。○当該製品の樹脂製部品は全て焼失していた。○天板裏側、油受皿の正面及び裏面、カートリッジタンクにすすが付着していた。○燃焼筒にすすが付着していたが、燃焼筒内は閉塞していなかった。○置台に吹き返し現象による焼け跡は認められなかった。○カートリッジタンク及び油受皿内部の液体からガソリン成分が検出された。○灯油の入った樹脂製容器はガソリン携行缶と同じ建物で保管され、事故発生現場から蓋が外れている膨張したガソリン携行缶が発見された。●当該製品のカートリッジタンクにガソリンが混入したため事故に至ったものと考えられるが、ガソリンが混入した原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/03/09)
A202100943 2021-2997 2022/02/26 (事故発生地) 長野県	ガスこんろ(LPガス用)	爆発を伴う火災が発生し、周辺を焼損し、1名が重傷を負った。 (火災 重傷)	調査の結果、○当該製品の内部に汚れが認められたが、出火の痕跡は認められなかった。○当該製品を用いて、JIS S 2093:2019「家庭用ガス燃焼機器の試験方法」8ガス通路の気密試験を実施した結果、セーフティバルブ等に漏れは認められなかった。○当該製品は正常に点火し、燃焼状態に異常は認められず、立ち消え安全装置は正常に作動した。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れは認められず、燃焼状態に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/03/10)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100956 2021-3011 2022/02/24 (事故発生地) 愛知県	石油ストーブ（開放式）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。 (火災 死亡)	調査の結果、○当該製品は、全体が著しく焼損していた。○天板及び前面ガードに可燃物が付着した痕跡は認められなかった。○燃焼筒にすずの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクの給油口は、閉まった状態で焼損していた。○しんは火が消える位置で焼損していた。○油受皿底面に油漏れは認められなかった。○置台上面に吹き返し現象の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/03/16)
A202200042 2022-0031 2022/03/31 (事故発生地) 石川県	石油ストーブ（開放式）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○使用者はカートリッジタンクに半量程度の灯油を給油し、当該製品にセットして点火棒を用いて点火したところ、約30分後に当該製品から黒い煙が上がリ、炎が出たことから、当該製品を布団で包み、水を掛けて消火したとの申出内容だった。○当該製品のしんはスピード消火位置に下がっており、先端にタールの付着等、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○給油時自動消火装置及び対震自動消火装置は正常に動作した。○燃焼筒はガラス部が破損し、変形が認められたが、すずの付着はなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンクは口金が外れた状態で火災現場から1.5m離れた位置に落ちていたが、焼損等の異常は認められなかった。○油受皿、置台等のその他の部品に出火に至る異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/04/18)
A202200043 2022-0085 2022/03/09 (事故発生地) 千葉県	石油温風暖房機（開放式）	当該製品を点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○給油したカートリッジタンクを当該製品に装着して電源を入れた後、すぐに当該製品を覆うように出火したため、カートリッジタンクを取り出して屋外へ移動させたとの使用者の申出内容であった。○燃えた靴下等を当該製品のカートリッジタンク挿入部へ入れたと使用者は証言している。○当該製品の外観は、正面向かって右側前方と左側後方に焼けやすずの付着が多く認められ、また、その近傍の製品底部に焼損したスリッパ、製品天板に焼損した靴下が付着していた。○カートリッジタンク挿入部のタンクガイド（L字状の板部品）は、カートリッジタンクが接する面に多くのすずの付着が認められ、両面の下部にある孔周辺に強い焼けが認められた。○燃焼室及びバーナー等の燃焼部に異常燃焼した痕跡は認められなかった。○電源コード及び基板、配線等の電気部品に一部焼損が認められたが、出火の痕跡は認められなかった。○送油系統、油受皿及びカートリッジタンクに油漏れの痕跡は認められなかった。○燃料は屋外に灯油の樹脂製容器で保管されており、ガソリンの保管は認められなかった。●当該製品が出火に至ったメカニズムが不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/04/18)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202200050 2022-0080 2022/04/11 (事故発生地) 大阪府	屋外式（RF式）ガス給湯器（都市ガス用）	当該製品を点火したところ、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○20年以上空き家であった事故発生場所の住戸で、新規入居の準備を行っていたところ火災が発生し、当該製品の上部にあった配管カバーに覆われたエアコン室外機の冷却パイプ2本、電源コード1本及び給水配管1本が焼損した。○堺市の火災予防条例では、当該製品の上方を60cm確保することとされており、当該製品の設置施工説明書では、当該製品の上方を30cm確保することになっていたが、当該製品の上方約15cmの位置に水道配管とエアコン配管が設置されていた。○当該製品は、ガス取り入れ口から1次ガス電磁弁間でガス漏れは認められなかった。○本体内部にすすの付着はなく、出火や過熱の痕跡は認められなかった。○電気部品、配線、プリント基板及び電子部品に出火及び過熱の痕跡は認められなかった。○送風ファンの羽根及びバーナー入口のダンパー部にある複数の穴が開いた整流板に付着物はなく、異常は認められなかった。○燃焼室及びバーナーにすすの付着はないこと、点火電極とフレームロッドに変形や付着物はないこと及びセラミック製炎口に詰まり等がないことから、燃焼室及びバーナー部に異常は認められなかった。●当該製品に異常は認められず、ガスの一次側にガス漏れはないことから、ガス栓交換後の初期の燃焼で排気口から出た炎で当該製品の真上に設置されていた水道配管等の可燃物が着火したもので、当該製品に近接した水道配管等の不適切な工事が事故の原因と推定される。	(受付:2022/04/20)
A202200052 2022-0096 2022/04/05 (事故発生地) 岩手県	石油ストーブ（開放式）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。 (火災死亡)	調査の結果、○燃焼筒内部にすすの付着等の異常燃焼は認められなかった。○カートリッジタンクは蓋が閉まった状態でタンク室に収まっており、変形等の異常は認められなかった。○しんは消火位置より下に降りていた。○油受皿に穴はなく、油漏れの形跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/04/22)
A202200053 2022-0097 2022/04/04 (事故発生地) 北海道	石油ストーブ（半密閉式）	当該製品及び建物1棟を全焼、3棟を類焼する火災が発生し、2名が軽傷を負った。 (火災)	調査の結果、○翌日5時に点火するよう当該製品のタイマーをセットした。事故発生日の5時20分頃、当該製品の後ろ側から火炎が天井まで立ち上がっているのを発見したとの申出内容であった。○当該製品の焼損は著しく、正面左側の底面付近に樹脂等の溶融物が固着していた。○熱交換器上部に、溶融した樹脂が付着した痕跡が認められた。○熱交換器、燃焼筒等の燃焼経路に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○制御基板、トランス等の電気部品に溶融痕等の出火の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/04/22)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202200056 2022-0102 2022/04/18 (事故発生地) 福岡県	ガスこんろ(都市ガス用)	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○右バーナーで肉を焼いていたところ、グリルから出火した。○使用者は、出火時グリルを使用しておらず、グリルの操作ボタンは押していないとの申出内容であった。○グリル皿は天ぶらを揚げる際の油切りとして使用していたが、ふだん、グリル内の掃除はしていなかったとの申出であった。○当該製品及びその周辺は焼損していなかった。○グリル内に油脂等の付着が認められた。○グリル入口上部の天板側面にすずの付着及び熱変色があったが、当該製品にガス漏れや点火異常は認められなかった。○取扱説明書には、「グリル使用後は必ずお手入れする。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、グリル内にたまった油脂等に着火し、出火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/04/25)
A202200060 2022-0103 2022/03/29 (事故発生地) 北海道	石油ストーブ(開放式)	当該製品を使用中、建物1棟を全焼、4棟を類焼する火災が発生し、1名が死亡、1名が軽傷を負った。 (火災 死亡)	調査の結果、○入浴前に脱衣場を暖めるため、当該製品を点火して約5分後、「ボン」という音がしたので脱衣場を確認すると、当該製品とその周りが燃えていた。当該製品は、購入後から脱衣場で使用されており、清掃等を含め、手入れは行われていなかった。○当該製品の焼損は著しく、外面の塗装は焼失し、しん調整つまみ、点火ボタン等の樹脂部品は、焼失していた。○カートリッジタンクは、膨張等の変形及び穴空きは認められず、給油口も閉じていた。○燃燒筒に若干すずの付着が認められたが、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○油受皿の裏面にすずの付着が認められたが、穴空きは認められなかった。油受皿のしん案内筒内部にすずの付着が少量認められた。○置台表面のしん案内筒直下にほぼ円形に黒い焼損箇所が認められた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品内部に出火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/04/26)
A202200097 2022-0793 2022/05/01 (事故発生地) 新潟県	石油給湯機	集会所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○使用者は、7～8年前に当該製品に不具合が発生したが、部品がないことから修理を断念したとの申出内容であった。○バーナー部の焼損は著しく、点火電極の摩耗及び電磁ポンプのOリングの硬化が認められた。○バーナー部で点火不良等の異常燃焼があり、燃え残った灯油がサイレンサー内部に強い灯油臭等の異常燃焼の痕跡が認められ、熱交換器との接合部に灯油に引火した際に生じた熱気漏れの痕跡が認められた。○消火活動の際に、電磁ポンプ付近から灯油のような液体が漏れていたとの申出内容であった。●当該製品は、使用者が不具合を認識しながら使用を続けたため、着火不良等によりサイレンサー内に未燃灯油がたまり、たまった灯油に引火、熱交換器とサイレンサー接続部から機器内に熱気が漏れたことから、熱気と長期使用(約23年)により電磁ポンプのOリングが劣化して灯油漏れを生じ、漏れた灯油に引火し、バーナー部を焼損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/05/16)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202200108 2022-0812 2022/04/05 (事故発生地) 群馬県	石油ストーブ（開放式）	当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。	調査の結果、○外観は、全体が著しく焼損し、しん調節つまみや取っ手等の樹脂部品は焼失、天板がへこみ、前面ガードはなかった。○しん上下機構スピンドルの角度からしんは最大火力位置にあり、燃焼筒にすすの付着等、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○しん案内パイプ底部に本体前面下部の隙間から吸い込まれた繊維様の焼残物が固着し、パイプ内部にすすの付着が認められ、パイプ直下に位置する置台表面に著しい焼損痕が認められた。○カートリッジタンクはタンクケース内にあり、蓋開閉スプリングの状態から、蓋は閉まった状態だった。 ●当該製品は、しん案内パイプ底部に繊維等が詰まり閉塞された結果、吹き返し現象が発生したのと考えられ、使用者の取扱不注意による事故と推定される。	(受付:2022/05/19)
A202200112 2022-0813 2022/05/13 (事故発生地) 大阪府	屋外式（RF式）ガスふるがま（都市ガス用）	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○使用者が屋外に出たところ、当該製品付近が燃えているのを確認した。○使用者によれば、事故発生時は当該製品を使用していなかったとの申出内容であったが、証言が曖昧であった。○当該製品の外装に加熱痕が認められたが、内側に加熱痕は認められなかったことから、外部からの加熱と考えられた。○ガス機構部の樹脂部品及び浴室内操作部からガス機構部を操作するための2本のワイヤーの被覆が焼損していた。○バーナーカバー、給気口、バーナーの炎口、燃焼室、熱交換器フィン部及び排気トップに詰まりやすすの付着がなく、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○ケース本体とケースフタの接合部、ケース本体とガス機構部のマグネットユニットの接合部及びケース本体とホースエンド継手の接合部からガス漏れが認められた。○灯内内管にガス漏れがあり、当該製品付近の埋設ガス管からガス漏れが認められた。●当該製品は、複数部位でガス漏れが認められたが内部に燃えた痕跡はなかったこと、当該製品の近くに埋設されていた灯内内管にガス漏れが認められたことから、漏れたガスに引火したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/05/20)
A202200117 2022-0814 2022/04/24 (事故発生地) 京都府	石油ストーブ（開放式）	当該製品を使用中、建物1棟を全焼、2棟を類焼する火災が発生した。	調査の結果、○使用者が当該製品のカートリッジタンクを本体から抜き、樹脂製灯油タンクから給油後、カートリッジタンクを本体に戻そうとした際に灯油がこぼれて炎が出た。○使用者によれば、カートリッジタンクの口金が確実に締まっていなかったと思うとの申出内容であった。○当該製品は全体が焼損し、操作部、左右の取っ手及び電池ケースが焼失しており、天板にタオルが溶着していた。○天板の裏、燃焼筒の内炎筒、外炎筒及びしん案内筒内部にすすは付着しておらず、異常燃焼の痕跡は認められなかった。○カートリッジタンク及び油受皿に油漏れの痕跡は認められなかった。○しんは基準面から-1.9mmの位置で「消火」の位置であった。○しん案内筒内部にすすの付着はなく、置台の上側及び裏側に過熱の痕跡がなかったことから、吹き返し現象の痕跡は認められなかった。●当該製品は、異常燃焼、油漏れ及び吹き返し現象の痕跡はないことから、給油後のカートリッジタンクを本体へ戻す際に口金が外れて灯油がこぼれ、こぼれた灯油が天板から燃焼筒にかかって発火し周囲へ拡大したのと考えられ、使用者の不注意による事故と推定される。なお、取扱説明書には、「口金を確実に締める。口金を下にして油漏れがないことを確認する。口金を斜めに締めると火災の原因になる。」旨、記載されている。	(受付:2022/05/20)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202200281 2022-1117 2022/04/18 (事故発生地) 宮崎県	ガス栓（都市ガス用）	当該製品を汚損し、周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品は、2口ホースエンドのガス栓で、ヒューズ機構（過流出安全機構）を有することが義務づけられた1985年以前に製造され、同機構は有していない構造である。○使用者が当該製品を開栓し、ガスこんろの点火操作をしたところ、火災が発生した。○当該製品は、ガスこんろが接続された左側ゴム管口及びガス機器が接続されていない右側ゴム管口の双方ともに開栓状態であり、右不使用側ゴム管口のキャップ装着に関しては不明である。●当該製品は、使用者が誤って接続されていない不使用側のガス栓を開けたため、ガスが漏れ出し、その後ガスこんろの点火操作を行ったため、漏れ出したガスに引火し、火災に至ったものと推定される。	(受付:2022/07/14)
A202200302 2022-1153 2022/07/07 (事故発生地) 北海道	ガス栓（都市ガス用）	当該製品に接続しているガスこんろを使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品の検査孔に面したキャビネット（引き出し式）内部に焼損が認められた。なお、検査孔を閉じるボルトは、引き出しの左奥の底に落ちていた。○引き出しには醤油、みりん等の調味料等が収納されており、使用者は日に数回、開け閉めしていた。○直近のガス設備定期保安点検時には、ガス配管からガスの漏れはなく、異常はなかった。○当該製品の気密試験を実施したところ、圧力の低下はなく、異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品にガス漏れに至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/07/22)
A202200313 2022-1262 2022/06/30 (事故発生地) 北海道	石油ストーブ（開放式）	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○当該製品を使用中、本体のカートリッジタンク室部分から炎が立ち上がったとの申出内容であった。○当該製品は、カートリッジタンク室を中心に焼損していたが、カートリッジタンクは本体から抜かれた状態で発見され、タンクに焼損箇所は認められなかった。○燃焼筒に異常燃焼した痕跡は認められなかった。○油受皿に腐食等による穴空きはなく、灯油が漏れた痕跡は認められなかった。○しん上下機構に異常は認められず、しんは消火位置であった。○カートリッジタンクはリコール未対策品であったが、タンク内には灯油が半分以上残存しており、給油口より油漏れは認められなかった。●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/07/25)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202200396 2022-1405 2022/02/18 (事故発生地) 愛知県	カセットこんろ	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が軽傷を負った。	調査の結果、○当該製品を使用中、使用者がその場を離れていた際に発生した火災であった。○当該製品は、全体が焼損しており、カセットボンベ装着部の背面パネルが破損し、外側に変形していた。○器具栓のつまみ軸は「閉」の位置になっていた。○カセットボンベ接続部のOリングに損傷はなく、カセットボンベを接続したときに器具栓からガス漏れは認められなかった。○カセットボンベの内圧が上昇した際にガス通路を遮断する「圧力感知安全装置」は作動しており、作動圧力を確認したところJIS基準を満たしていた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出火に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/08/24)
A202200397 2022-1406 2022/08/13 (事故発生地) 福岡県	カセットこんろ	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。(A202200398と同一事故)	調査の結果、○勝手口のたたきで当該製品を使用中、当該製品に装着されたカセットボンベが破裂した。○当該製品の外観は、カセットボンベ破裂による変形が認められた他、底面中央部が著しく焼損し、塗装の浮き、剥離が認められた。また、当該製品底面中央部の内側は、外部から受けた熱により、変色が認められたが、バーナーには異常は認められなかった。○器具栓つまみは「開」の位置にあり、樹脂製つまみは外れていたが、つまみに受熱による溶融等は認められなかった。○器具栓が変形し、一部に破損が認められたが、異常燃焼の痕跡は認められず、圧力感知安全装置の作動に異常は認められなかった。○バーナー部と器具栓をそれぞれ同等品に移植したところ正常に点火し、異常燃焼及びガス漏れは認められなかった。○使用者の関係者によれば、「当該製品の底部を何かで加熱したことはない。」との申出であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定に至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、底部を過熱したことにより、当該製品に装着されたカセットボンベの内圧が上昇して破裂したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/08/24)
A202200398 2022-1407 2022/08/13 (事故発生地) 福岡県	カセットボンベ	当該製品を他社製のカセットこんろに装着して使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。(A202200397と同一事故)	調査の結果、○勝手口のたたきで当該製品を装着したカセットこんろを使用中、当該製品が破裂した。○容器バルブ部が胴部から分離しており、胴部や容器バルブ部に異常燃焼の痕跡は認められなかった。○当該製品のステムラバーに亀裂等は認められなかった。○当該製品が装着されたカセットこんろは、底面に過熱された痕跡が認められたが、使用者の関係者によれば、カセットこんろの底面を加熱したことはないとの申出であった。○当該製品が装着されたカセットこんろに、異常燃焼の痕跡は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定に至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、当該製品を装着したカセットこんろの底部を過熱したことにより、当該製品の内部圧が上昇して破裂したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/08/24)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A202200464 2022-1540 2022/01/06 (事故発生地) 新潟県	薪ストーブ	当該製品を使用中、当該製品及び住宅 1棟を全焼する火災が発生し、1名が火 傷を負った。 (火災)	調査の結果、○当該製品は、使用者が設計、製造した、上部に設けた焚口に長さ60～90 cm程度の薪をくべ、薪が燃えるに従い徐々に内部へ落ちていく構造の薪ストーブであった。 ○使用者は設定していた薪の最大長さを大きく超える140cm程の薪を使用していた。○当 該製品の設置場所から出火、住宅を全焼した。●使用者は設定していた薪の最大長さを大きく 超える140cm程の薪を使用していたため、薪が焚口に引っ掛かり、焚口内にあった部分が 燃え尽きた時点でバランスを失い、当該製品から床に落ちた。落ちた薪の火が床に延焼し事故 に至ったと考えられ、使用者の誤使用と推定される。	(受付:2022/09/14)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202000485 2020-0931 2020/09/05 (事故発生地) 東京都	踏み台（アルミニウム 合金製）	工事現場で当該製品を使用中、当該製品が破損し、転倒、右手首を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○使用者が事故発生現場に放置されていた当該製品を使用したところ、天板上での作業中に天板が抜けて転倒し、右手首を骨折したとの申出内容であった。○当該製品は使用者の所有物でないため、事故発生以前の使用履歴が不明であった。○当該型式品は、SG基準（CPSA 0015「住宅用金属製脚立」）に適合していた。○外観にさび、汚れ及び著しい傷みが認められた。○後ろ支柱2本は天板との取付け部が完全に破断しており、天板は丁番付近が押しつぶされるように変形していた。○支柱の天板取付け部と踏ざんの両端に亀裂が認められ、固定しているねじに緩みが認められた。○ねじが緩んで露出した箇所塗料や土の付着が認められたため、当該製品は事故発生以前からねじが緩んでがたついていたと考えられた。○天板と後ろ支柱の破断状態や支柱取付け穴の亀裂の状況から、事故発生時に天板が外れて使用者が転落したのではなく、使用者が当該製品から転落し、使用者の身体が当該製品の支柱や天板に当たって破損に至ったものと推定された。●当該製品は、事故発生前から踏ざんや天板と支柱を固定するねじが大きく緩み、がたつきが発生した状態で放置されており、使用者が点検せずに使用したことでバランスを崩し、転落時に当該製品と接触して破損したものと推定される。なお、取扱説明書及び本体表示には、「使う前には、各部に異常のないことを確認する。」旨、記載されている。	(受付:2020/10/07)
A202000551 2020-1080 2020/10/15 (事故発生地) 東京都	脚立（伸縮式、アルミ ニウム合金製）	公共施設で当該製品を使用中、転落し、負傷した。 (重傷)	調査の結果、○使用者が当該製品を石材で施行された平たんな床面に設置して天井内の配線作業をしていたところ、当該製品が倒れて転落し、負傷した。○当該製品は、4本の支柱のうちの1本が最下段踏ざん付近で内側に変形していた。○当該支柱の変形部には、過大な力が加わって変形したことを示す、しわ模様や白化現象が認められた。○当該支柱の肉厚及び硬度に異常は認められなかった。○同等品は、製造時の耐荷重性能試験において、踏ざん及び支柱端部に異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、支柱の肉厚及び硬さに異常が認められず、支柱端部が使用時の荷重方向とは異なる内側方向に変形していたことから、使用者が当該製品の上で作業中、バランスを崩して当該製品が転倒し、使用者が当該製品の上に落下し、支柱が変形したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/11/02)
A202000736 2020-1398 2020/12/16 (事故発生地) 山形県	除雪機（歩行型）	使用者が当該製品を使用中、当該製品の排雪口に詰まった雪を取り除こうとしたところ、右手指を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○事故発生時、使用者は当該製品のエンジンを停止せずに、手で除雪機に詰まった雪を取り除こうとして事故に至った。○当該製品は、30年以上前に製造されており、デッドマンクラッチ等の安全装置は搭載されていなかった。●使用者が当該製品のエンジンを停止せず、手で当該製品排雪口に詰まった雪を取り除こうとしたため、回転刃に触れ、事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「雪づまりの際は、エンジンを必ず停止してから雪を取り除く。取り除く際には、オーガケース上部に取り付けてある木製の棒を使用し、手などを直接入れない。」旨、記載されている。	(受付:2021/01/05)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202000745 2020-1405 2020/12/15 (事故発生地) 北海道	除雪機（歩行型）	使用者が当該製品を使用中、当該製品の下敷きになり、死亡した。 (死亡)	調査の結果、○当該製品は、緊急停止スイッチ（クリップ式）が取り外されており、その状態でもエンジンを始動、停止させることができる異常が認められた。○エンジンけん制装置の機能に影響する走行クラッチレバー部と除雪クラッチレバー部に設けられたニュートラルスイッチの配線の接続部が取り外されていたため、当該装置が機能せず、走行クラッチレバー及び除雪レバーのクラッチレバーが「入」、「切」のどの位置にあってもエンジンが始動する異常が認められた。○当該製品のメンテナンスは使用者が行っていた。○緊急停止レバーは、停止中、走行中（前後進）とも正常に作動、機能した。●当該製品は、操作部からの離脱や転倒などの際にエンジンを停止する緊急停止スイッチが意図的に取り外されて使用できない状態であったため、後進走行中に使用者が転倒し、その際にエンジンが停止せず、当該製品の下敷きになったものと推定される。なお、取扱説明書には、緊急停止スイッチについて、「作業中は必ず、着衣（ベルト付近）をクリップしておく。スイッチの接点が接触するとエンジンが止まる。」旨、記載されている。	(受付:2021/01/06)
A202000746 2020-1406 2020/12/00 (事故発生地) 秋田県	除雪機（歩行型）	使用者（80歳代）が当該製品を使用中、当該製品の下敷きになった状態で発見され、死亡が確認された。 (死亡)	調査の結果、○当該製品は、走行クラッチレバーを「切」にしても、即座に停止しない状況が確認された。○非常停止スイッチは束ねられたままで、身体に取り付けられておらず、クリップ部にゴムが挟まれており、正常に作動しない状態であった。●当該製品は、緊急停止スイッチが意図的に作動しない状態にされていたため、後進走行中に使用者が転倒した際、下敷きになったものと推定される。なお、取扱説明書には、非常停止スイッチについて「作業中は必ず、衣服（ベルト付近）にクリップして使う。」「改造をしない。」「クラッチについて「始業点検する。」旨、記載されている。	(受付:2021/01/06)
A202000761 2020-1424 2021/01/03 (事故発生地) 新潟県	除雪機（歩行型）	使用者が当該製品を使用中、子供（9歳）が当該製品の回転部（オーガ）に巻き込まれ、病院に搬送後、死亡が確認された。 (死亡)	調査の結果、○使用者が敷地内で除雪作業中、子供が当該製品のオーガに向かって雪を投げ込んだり、雪を蹴って遊んでいた。○除雪した雪山が大きくなったので、使用者が雪山を崩すために、当該製品のエンジンを切らずにオーガが回転している状態でその場を離れた間に、遊んでいた子供が勢い余ってオーガ部に突っ込んだ。○当該製品は31年以上前に製造された製品であり、緊急停止スイッチやデッドマンクラッチは装備されていなかった。●使用者が当該製品で除雪中、エンジンを切らずにオーガが回転したままその場を離れたため、当該製品の周囲で遊んでいた子供が勢い余ってオーガ部に突っ込んだ際、事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「運転中は人や子供に十分注意し、オーガには絶対近寄らせない。除雪機より離れたり、休息の場合は必ずエンジンスイッチを切りキーを抜き取る。」旨、記載されている。	(受付:2021/01/08)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202000795 2020-1491 2020/12/15 (事故発生地) 京都府	脚立（はしご兼用、アルミニウム合金製）	当該製品を脚立として使用中、転倒し、負傷した。 (重傷)	調査の結果、○使用者は、屋内ガレージの天井部に収納している荷物を取るため長靴を履いて当該製品に登り、下から3段目か4段目の踏ざんに右足を掛けようとした際に転落した。○当該製品は、4本の支柱のうち1本が最下段の踏ざん取付け部を中心に内側へ曲がっていた。○当該製品は、住宅用金属製脚立のSG認証マークとAマークがついており、寸法、肉厚、強度及び硬度に異常は認められなかった。○同等品を用い、転落した人体が支柱下部部に接触したことを想定した再現試験を実施した結果、支柱に当該製品と同様の内曲がりが生じた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、使用者が何らかの原因で踏ざんから足を踏みはずし、転落時に身体が当該製品の右側支柱先端に接触したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/01/20)
A202000799 2020-1505 2021/01/09 (事故発生地) 北海道	除雪機（歩行型）	使用者が当該製品を使用中、当該製品の排雪口に詰まった雪を取り除こうとしたところ、右手指を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○使用者が当該製品内の雪詰まりの除去を行おうとした際、当該製品はエンジンが掛かった状態で作業クラッチが入った状態であった。○使用者は当該製品に雪が詰まった場合、エンジンを停止した上で雪を取り除くよう会社から指導されていたが、事故発生時はエンジンを切らずに手をつっ込んでしまったとの申出内容であった。○事故発生後に当該製品の動作状況を確認すると正常に動作した。シュートセーフティスイッチ等の安全装置については、事故発生後の動作確認が行われていないものの、修理会社にある修理歴からシュートセーフティスイッチは正常であったと考えられる。○安全装置のシュートセーフティスイッチが作動し、エンジン停止によってプロウの回転が停止する前に、使用者がシュート部からプロウの雪を取り除くため、右手を入れた可能性が考えられる。●当該製品は、使用者がエンジンを掛けた状態で作業クラッチを入れたままシュートカバー部を開け、安全装置が働きエンジン等が停止する前に、手でプロウの雪詰まり除去を行おうとしたために事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「オーガ、プロウ、シュートから障害物や雪詰まりを取り除く時は、必ず走行クラッチ、作業クラッチを「切り」作業装置を降ろし、エンジンを止め、オーガ、プロウの回転が止まっていることを確認してから、備え付けの「除去棒」を用いて異物や雪を取り除く。この時、絶対に「手、足」等を入れない。」旨、記載されている。	(受付:2021/01/21)
A202000810 2020-1524 2021/01/14 (事故発生地) 広島県	除雪機（歩行型）	使用者（80歳代）が当該製品を使用中、当該製品の下敷きになり、病院に搬送後、死亡が確認された。 (死亡)	調査の結果、○使用者は事故発生時、当該製品の下敷きになって体を圧迫されており、救出後、搬送先の病院で死亡が確認された。○当該製品は事故発生後もエンジンがかかったままであり、ハンドルバーが後方の建物の壁にほぼ垂直に当たり、使用者の上に当該製品が乗り上がった状態で停止していた。また、ハンドルバーのすぐ下には、後方にある物や壁にぶつかる本体の動作を停止させる緊急停止バーがあった。○事故発生時は周囲の路面が凍結しており、足元が滑りやすい状況であった。○当該製品はデッドマンクラッチ機構である走行クラッチレバーが大きな洗濯バサミで固定され、常に「入」状態になっていた。○事故発生後の当該製品の動作には異常は認められなかった。●当該製品の動作及び安全装置に異常は認められないことから、使用者が当該製品のデッドマンクラッチ機構を無効化しており、足元が滑りやすい路面を、後ろに壁がある位置で後進していたことにより、転倒した使用者の上に当該製品が乗り上がり、その状態で動作が停止したものと推定される。なお、取扱説明書には使用中の注意事項として、「後方へ走行する場合は、背後の障害物や足元に十分注意し、低速で走行する。」「機械の改造やアタッチメントの装着を禁止する。」旨、記載されている。	(受付:2021/01/25)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202000896 2020-1684 2021/02/08 (事故発生地) 山形県	除雪機（歩行型）	使用者（70歳代）が当該製品を使用 中、当該製品の回転部（オーガ）に巻き 込まれた状態で発見され、病院に搬送後 、死亡した。 (死亡)	調査の結果、○使用者は当該製品のオーガに下半身を巻き込まれた状態で発見された。○発見時、エンジンは掛かっていたが、走行していたかは不明であった。○使用者は引拔式セーフティスイッチのひもを身体に装着していなかった。●当該製品のエンジンを掛けたまま、使用者がセーフティスイッチのひもを身体に装着せず回転しているオーガに近づいた際、誤ってオーガに下半身を巻き込まれたものと推定される。なお、取扱説明書には、「引拔式セーフティスイッチのひもは必ず既定の長さで身体につける。」「シュートやオーガに近づくときはエンジンを停止する。」旨、記載されている。	(受付:2021/02/18)
A202000993 2020-1940 2021/01/25 (事故発生地) 福岡県	脚立（伸縮式、アルミニウム合金製）	作業現場で当該製品を使用中、転落し、 負傷した。 (重傷)	調査の結果、○当該製品は、4本の支柱に伸縮脚が装備されており、伸縮脚の高さ調節は、最下部踏ざん裏のロックレバー又は上から3段目の踏ざん裏にあるロック解除バーでロックを解除して行う構造であった。○当該製品の各部に破損や変形等の異常は認められなかった。○伸縮脚のロック溝間の凸部やロックレバーのロック爪部に著しい摩耗や欠け等は認められなかった。○伸縮脚のロック機構は確実に作動し、伸縮脚の固定に異常は認められなかった。○立った姿勢で伸縮脚の伸縮操作を行うためのロック解除バーは、踏ざんの下に隠れた位置にあるため、昇降時や使用時に意図せず手足が触れてロックが解除され、脚が縮むことはなく、ロック解除バーに作動不良等の異常は認められなかった。○昇降時や使用時に伸縮脚が縮むことはなく、使用時の安定性等に異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/03/23)
A202100027 2021-0091 2021/02/18 (事故発生地) 神奈川県	脚立（はしご兼用、アルミニウム合金製）	作業現場で当該製品を使用中、転落し、 負傷した。 (重傷)	調査の結果、○使用者によれば、マンション3階の窓ガラスを調べる際、道路に停車したトラックの荷台の上に当該製品をはしご状態で設置し、3階ベランダ壁面に当該製品を立てかけ、上から2段目の踏ざんに乗って窓ガラスを調べていたところ、突然転落して負傷したとの申出内容であった。○事故発生時に当該製品を支える補助者はいなかった。○当該製品は、昇降面の上側（上側は使用者証言）両支柱が、ほぼ90度に折れ曲がっていた。○当該製品の支柱の寸法、肉厚及び硬度に異常は認められなかった。○当該型式品は、SG基準（CPSA 0015「住宅用金属製脚立」）の強度認定基準を満たしていた。○当該製品は、トラックの荷台の上に設置しても3階ベランダの外壁には届かないが、トラックの運転席の屋根上に設置すると、3階ベランダの外壁に届く可能性があるとして判断された。○支柱4本の滑り止めキャップに、養生テープが巻かれていた。●当該製品に強度不足などの異常は認められず、使用者が当該製品を不安定な場所に設置し、補助者なく一人で作業をしていたためバランスを崩して転落したものと推定される。なお、取扱説明書には、「はしごに昇って作業をしない。」「必ず補助者がはしごを支える。」「はしごとして建物の外壁に立てかけた場合は、上から3段目以上の踏ざんに乗らない。」「はしごを長くする目的で当該製品を箱や台の上に乗せない。」旨、記載されている。	(受付:2021/04/12)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A202100034 2021-0096 2021/04/03 (事故発生地) 山梨県	はしご（アルミニウム 合金製）	当該製品を使用中、転落し、左手を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○当該製品を建物の外壁に75度にして固い土の上で立て掛け、上から3～5段目の踏ざんに立って、大人の補助者なしで窓清掃をしているときに、下はしごが折れて転落したとの申出内容であった。○当該製品は、下はしごの下から4段目の踏ざん取付け部で支柱が破断していた。○破損した支柱の寸法及び硬度に異常は認められなかった。○支柱の破断面に全体に延性破壊の特徴であるディンプルが認められた。○同等品を最長にして約60度で立て掛け、高さ2.7mの踏ざんから0.9m（人の重心位置）の高さから4段目踏ざん付近におもりを落下させたところ、当該製品と類似の破損状態が再現された。●当該製品に強度等の異常は認められないことから、使用者が当該製品を外壁に立て掛けて大人の補助者なしで作業中に、滑り止め用端具が地面から滑る等してバランスを崩し、当該製品上に落下したものと推定される。なお、取扱説明書には、「はしごを使うときは、必ず大人の補助者がはしごを支える。」、「壁に立て掛けた場合、はしごの上から3段目以上の踏ざんに乗らない」旨、記載されている。	(受付:2021/04/14)
A202100051 2021-0117 2021/02/21 (事故発生地) 三重県	草刈機	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○草刈り作業を開始して1時間20分後、当該製品から黒煙が発生し、その場に置いたところ発火した。○当該製品に異音、振動、燃料漏れ等の不具合は認められなかった。○ナイロンコードカッターを使用し、取扱説明書に従って高回転で連続作業していた。○当該製品はマフラーカバー、燃料タンク等の樹脂部品が焼損していた。○キャブレターに出火の痕跡はなく、エアフィルターに汚れは認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に不具合は認められなかったことから、高回転での連続使用によりマフラーが高温となった際、付着していた可燃物が熱せられて出火に至った可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/04/16)
A202100059 2021-0341 2020/02/22 (事故発生地) 千葉県	引戸	浴室から出る際に当該製品の下枠カバーを踏んだところ、外れて転倒し、右肩を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○使用者は、入浴を終えて浴室から出る際に、脱衣所にある物を取ろうとして当該製品の下枠カバー一部を踏んだ状態で身体を伸ばしたところ、下枠カバーが外れて滑って転倒したとの申出内容であった。○下枠カバーは、ドア枠の凸部に下枠カバーの切欠きを嵌合させて取り付ける構造で、ドア枠及びレールと浴室との段差をなくすために取り付けるものであり、下枠カバーの一部に破損が認められた。○事故発生のおよそ2か月前から下枠カバー部にひび割れが生じていることを使用者は認識しており、修理せずにそのまま使用を継続していた。○下枠カバー破断部の起点が表面（上面）側に認められ、その近傍に異物又は気泡等の異常は認められなかった。●使用者が当該製品の下枠カバーにひびが生じた状態を認識したまま使用を継続していたため、足で踏んだ下枠カバーが外れ、滑って転倒したものと推定される。なお、取扱説明書には、「がたついたり、故障したときはそのまま使い続けない。」旨、記載されている。	(受付:2021/04/21)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100071 2021-0366 2021/02/11 (事故発生地) 埼玉県	脚立(三脚、アルミニウム合金製)	当該製品を使用中、転倒し、負傷した。 (重傷)	調査の結果、○使用者は自宅の庭の不整地に当該製品を設置し、6又は7段目の踏ざんに乗って庭木の剪定をしていたところ転倒したとの申出内容であった。○転倒直前の使用状況や転倒したときの様子など、事故発生時の詳細な状況は不明であった。○当該製品の後支柱が、開き止めチェーンの掛け金具上方で破断していた。○当該製品の後支柱の破面とその周辺に、異物等の異常は認められず、材料強度以上に引張荷重が作用した痕跡であるネッキング(局所的なくびれ)、しわ模様、白化が認められた。○当該製品の後支柱の肉厚及び硬度に異常は認められなかった。○当該型式品はSG基準及び軽金属製品協会基準に適合している。○同等品の踏ざん7段目に鉛直下向き10,000Nの荷重をかける試験を実施したところ、各部に異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の強度等に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/04/26)
A202100126 2021-0584 2021/04/13 (事故発生地) 神奈川県	脚立(伸縮式、アルミニウム合金製)	展示場で当該製品を使用中、転落し、左手首を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○使用者は、当該製品を水平なコンクリート上に設置し、脚立の最下段の踏ざんに乗って右手でパールを持ち、壁の施工部分を広げる作業中、力を入れた瞬間に転落した。○当該製品は、左右の支柱が最下段付近で内側に折れ曲がっていた。○当該製品の変形した左右の支柱の寸法及び硬度を測定した結果、異常は認められなかった。○当該型式品は、JIS S 1121「アルミニウム合金製脚立及びはしご」の耐荷重性能を満たしていた。●当該製品は、支柱の強度、寸法及び硬度に異常が認められないことから、踏ざんに乗った状態で力を入れて作業をしたため、バランスを崩して転倒したものと推定される。なお、取扱説明書及び製品に貼付された注意ラベルには、「使用中、脚立の上で壁や物を無理に押ししたり、引いたりしない。」旨、記載されている。	(受付:2021/05/21)
A202100129 2021-0587 2021/05/03 (事故発生地) 東京都	踏み台	当該製品を使用中、転落し、右足指を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○使用者は、フローリング上に設置した当該製品の天井に立って作業をしていた際に、当該製品の一部が破損して当該製品が倒れたため転落したとの申出内容であった。○当該製品は、背面側にある木製のX状筋交いのうち1本が折損して脱落していたが、その破面に腐食等の異常は認められず、厚さ等の寸法は設計時の基準を満たしていた。○その他の部材に破損、変形等の異常は認められなかった。○当該製品を通常どおり設置したところ、いずれの支柱も端部と接地面に隙間は認められず、安定していた。○折損した部材を脱落させたままの当該製品を用いて、ANSI規格に基づく安定性試験を実施したところ、転倒することなく要求事項を満たしていた。○当該型式品はEN規格及びANSI規格による強度及び安定性試験に適合している。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の安定性等に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/05/21)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100149 2021-0635 2020/12/15 (事故発生地) 神奈川県	脚立 (はしご兼用、アルミニウム合金製)	使用者 (70歳代) が当該製品を脚立状態で使用中、転倒し、胸を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○使用者が当該製品をアパートの外階段下にあるスペースに脚立の状態を設置し、天板含め7段あるうち下から3又は4段目あたりの踏ざんに乗って上を向いて作業していたところ、当該製品が回転して転倒したとの申出内容であった。○当該製品が設置された場所は、アスファルトで舗装された平地で、かつ、緩やかな傾斜があった。○使用者が当該製品から身を乗り出して作業していた等、作業時の姿勢は不明であった。○当該製品の支柱4本のうち1本が、最下段踏ざんととの接合部近傍で昇降面に沿って製品内側方向へ折れ曲がっていた。○当該製品の折損した支柱の肉厚及び硬度に異常は認められなかった。○当該型式品はSG基準及び軽金属製品協会基準に適合しており、支柱及び踏ざん等に関する強度及び安定性試験に合格している。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の強度等に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/05/27)
A202100196 2021-0820 2021/06/08 (事故発生地) 東京都	椅子	事業所で当該製品に着座しようとしたところ、当該製品が移動し、後方に転倒、臀部を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○当該製品に着座しようとしたところ、当該製品が移動し、後方に転倒したとの申出内容であった。○当該製品に破損は認められなかった。○当該製品は継続して使用されているため、確認できなかった。○取扱説明書には、「座るときは、必ず椅子を手で引き寄せながら座ること。キャストの転がりにより、椅子が逃げる恐れがある。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に転倒につながる破損が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/06/18)
A202100203 2021-0797 2021/06/06 (事故発生地) 埼玉県	カーペット	使用者が当該製品の上を歩行中、滑って転倒し、負傷した。 (重傷)	調査の結果、○使用者が当該製品上を歩行中、滑って転倒し、右手を骨折した。○事故発生時、使用者がスリッパ等を履いていたかは不明であった。○当該製品はフローリング上に敷かれていたが、当該製品とフローリングの間に滑り止めシート等は敷かれていなかった。○当該製品の本体表示には、「滑りやすい床で使用する際は、滑り止めシート等を敷く。」旨、記載されている。○当該製品の外観に異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の外観に異常は認められず、当該製品がフローリング上に直接敷かれていたこと、使用者の歩行状態等、滑りやすい組み合わせとなったことで、滑って転倒したのと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/06/21)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A202100220 2021-0854 2021/05/26 (事故発生地) 東京都	椅子	使用者(80歳代)が当該製品に着座中、足乗せに手をかけたところ、バランスを崩し、転倒、左手を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○使用者は、当該製品に足を伸ばして座った後、座面上であぐらをかき、フットレストを左手で収納しようとした際、バランスを崩して当該製品とともに左前側に転倒したとの申出内容であった。○当該製品に座って左側のフットレスト付け根部分が脱落していた。○座面裏に取り付けられていたフットレストの固定樹脂部品は、2か所の異なる位置で破断していた。○同等品を用いて、成人男性が伸ばしたフットレストに足を乗せて再現試験を実施した結果、約13kgの荷重が掛かり、前かがみの体勢をとると約18kgの荷重が掛かった。○フットレストを伸ばした状態で、20kg荷重10、000回の同等品での耐久試験を実施した結果、破損しなかった。○フットレスト部へ均等におもりを乗せて同等品での強度試験を実施した結果、30kgまで固定樹脂部品の破断はなかったが、35kgの荷重を掛けた際に片方の固定樹脂部品が破断し、固定樹脂部品破断位置は当該製品と類似していた。●使用者は当該製品の座面にあぐらをかいた状態でフットレストを収納しようとした際に、バランスを崩して転倒したものと推定される。なお、取扱説明書には、「人が座っている状態でフットレストを絶対に収納しない。」旨、記載されている。	(受付:2021/06/25)
A202100266 2021-0939 2021/03/00 (事故発生地) 兵庫県	手すり	当該製品を設置した階段を下りる際、転落し、負傷した。 (重傷)	調査の結果、○使用者は、回り階段を下りる際に踏み板を踏み外し、右足小指を骨折した。○当該製品は回り階段の内回り側の壁面に設置されていた。○当該製品に破損、損傷等は認められなかった。○当該製品は壁面へ正常に取り付けられており、施工状態に異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品、壁への施工状態に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/07/13)
A202100317 2021-1063 2021/07/19 (事故発生地) 大阪府	椅子	当該製品を使用中、転倒し、翌日、死亡した。 (死亡)	調査の結果、○使用者は、当該製品を使用中に転倒して冷蔵庫で後頭部を打ち、翌朝に死亡していたが、因果関係は不明であった。○当該製品は、背もたれのない丸い座板に2本のU字型パイプが溶接され、4本脚を構成している一般家庭用の椅子であり、座板と各パイプは合計8箇所溶接されていたが、溶接状態に異常は認められなかった。○座板の打痕は2本のU字型パイプの溶接破断部と大きさが一致し、座板の打痕、筋状くぼみ及び座板周縁部のくぼみが一直線上にあることから、座板のくぼみは分離したU字型パイプが座板に押しつけられて生じたもので、U字型パイプが座板と床の間に挟まれる状態で破損したと推定された。○1本のU字型パイプに約13mmのねじれ変形が発生していた。○当該製品の溶接部は破断面にさびの発生部分と金属光沢部分が認められたが、同等品の再現試験で溶接部の破断面にさびの発生は認められず、金属光沢部分のみであったことから、当該製品の溶接部は事故発生以前から損傷していたと考えられた。○当該製品は、JIS S 1062:1995「家庭用学習いす」の8.2繰り返し衝撃試験とJIS S 1203:1998「家具—いす及びスツール—強度と耐久性の試験方法」の7.1座面の衝撃強度試験、7.7脚部の静的前方強度試験及び7.10座面の耐衝撃性試験に合格している。●事故発生時の詳細な使用状況が不明なため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は溶接状態に異常は認められず、溶接部の破断箇所が一部さびていたことから、事故発生以前から損傷していた溶接部周辺に過大な力が加わったため溶接部が破断したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/08/03)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 日 受 付 年 月 日
A202100320 2021-1066 2021/07/21 (事故発生地) 福井県	替刃（草刈機用）	<p>学校で、他社製の草刈機に当該製品を取り付けて使用中、当該製品が破断・飛散し、足を負傷した。</p> <p align="right">(重傷)</p>	<p>調査の結果、○当該製品は、草刈機用の替刃であり、草刈機のメーカーを問わず使用できる製品であった。○当該製品は事故発生日の5日前にホームセンターで購入され、使用期間は2日であった。○当該製品は、刃が付いている外周がドーナツ状に分離し、40箇所中31箇所の刃が欠落しており、残った刃、刃が欠損した箇所、窓穴枠部に著しい摩耗が認められた。○刃が付いている外周と、内側の破断箇所は、回転方向に沿って上向きにちぎれた痕跡が認められた。○残った刃は、刃に溶接したチップ以外の比較的柔らかい金属部分が、接地面側のみ著しく摩耗しており、刃が欠落している部分も、接地面側が摩耗し、先端へ行くほど薄くなっていった。○接地面の窓穴枠部は、回転を受ける側が摩耗しており、外側の窓穴枠部ほど摩耗していた。○作業後の地面に円弧状の削られた箇所が多数認められ、草の茎部分がほとんど残っていない状態で刈り取られていた。●当該製品は、接地面側の刃先及び残った窓穴枠部に著しい摩耗が認められたことから、使用者が刃先を地面に強く押し付けて草刈りを行ったため、外周部の窓穴枠部が摩耗して破断したことにより、刃の付いた外周部が飛散し、事故に至ったものと推定される。なお、取扱説明書には、「作業前に刈刃の点検をし、異常のある刃は絶対に使用しない。無理な力で刃先と地面を押しつけるような使用はしない。」旨、記載されている。</p>	(受付:2021/08/04)
A202100358 2021-1151 2021/07/09 (事故発生地) 埼玉県	踏み台（アルミニウム合金製）	<p>当該製品を使用中、転倒し、負傷した。</p> <p align="right">(重傷)</p>	<p>調査の結果、○当該製品の2段目（天板）に登った際、当該製品の脚が折れて転倒したとの申出内容であった。○当該製品は4本の支柱のうち、1本が最下段の踏ざん取付部直下で外側から破断し、内側に折れ曲がっていた。○破断した支柱の破断面に疲労破壊の特徴は認められなかった。○支柱の素材の厚さ、引張強さ及び金属材料成分に、異常は認められなかった。○同等品での支柱の曲げ試験では、強度に問題はなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、支柱の強度に異常は認められず、支柱端部が通常使用における荷重方向と異なる内側方向に破壊していたことから、使用者が作業中にバランスを崩して転倒したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。</p>	(受付:2021/08/20)
A202100395 2021-1214 2021/08/17 (事故発生地) 大阪府	踏み台（アルミニウム合金製）	<p>店舗で当該製品を使用中、当該製品が破損し、転倒、腰を負傷した。</p> <p align="right">(重傷)</p>	<p>調査の結果、○当該製品を使用中、踏ざんが外れて使用者が転落し、負傷した。○当該製品は、支柱の形状、肉厚及び材料強度に異常は認められなかった。○支柱の滑り止めキャップが著しく摩耗しており、天板及び踏ざんの取付け用タッピンねじが緩んでいたことから、使用頻度が非常に多いと考えられた。○同等品の踏ざんに社内基準に基づき100kgの荷重を繰り返し60,000回加える耐久試験を実施した結果、ねじの緩み等の異常は認められなかった。○当該製品は、SGマークが貼付されている。●当該製品は、頻繁な使用によって踏ざん及び天板の取付け用タッピンねじが緩み、がたつきが生じていたにもかかわらず継続使用されたため、踏ざんの取付け用タッピンねじが外れ、使用者が転落したものと推定される。なお、取扱説明書には、使用前点検として、「天板及び踏ざんにがたつきがないか確認する。がたつきがある場合は絶対に使用しないで廃棄する。」旨、記載されている。</p>	(受付:2021/08/30)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202100569 2021-2258 2021/09/04 (事故発生地) 静岡県	踏み台(アルミニウム 合金製)	工場で当該製品を使用中、転落し、死亡した。 (死亡)	調査の結果、○当該製品は、天板高さが130cmに調整された足場台であった。○事故発生時、当該製品は転倒せず、支柱の止め具は掛かっていた。○設置場所は水でぬれた平たんなコンクリート床で、使用者は長靴を履いていた。○天板及び踏ざんに、市販の滑り止め用テープが貼付されていた。○当該製品にがたつき、横揺れ等の異常は認められなかった。○天板、支柱及び踏みざんに変形は認められなかった。○支柱端具に変形、破損、劣化の異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/10/29)
A202100654 2021-2271 2021/10/21 (事故発生地) 愛知県	介護ベッド	当該製品のサイドレールカバーが破損し、左足を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○レンタル5日目、当該製品から立ち上がる際に左足ふくらはぎに裂傷を負った。○サイドレール受けの樹脂カバー下部が破損し、破損部が鋭利な状態になっていた。○サイドレール受けは、ベッド側面から66mm突き出していた。○破面観察の結果、破壊起点は樹脂カバー下部の側面で、衝撃により破損していた。○使用者は、室内で破損した樹脂カバーの破片を見ていなかった。●当該製品は、サイドレール受けの樹脂カバーが破損していたため、立ち上がる際に左足のふくらはぎに破損部の鋭利な部分が当たり負傷したものと考えられ、レンタル業者の保守点検不良と推定される。	(受付:2021/11/29)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日年日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202100700 2021-2583 2021/11/28 (事故発生地) 香川県	脚立（三脚、アルミニウム合金製）	当該製品を使用中、転倒し、右肩を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○使用者は、自宅の庭の平たんな場所に当該製品を設置し、バランス調整を行わずに上から3段目以上の踏ざんに乗って庭木を剪定中、当該製品が転倒したため転落して骨折し、当該製品を確認すると調整脚が折れていたとの申出内容であった。○当該製品の調整脚は、3個ある穴の上から2番目の穴の位置で破損しており、左前稜線側で圧縮変形とパイプの内面から外面に向かう破断の痕跡が認められたが、腐食は認められなかった。○調整脚の破断面に異物の混入、空隙等の異常は認められず、疲労破壊の痕跡も認められなかった。○破断面を電子顕微鏡で観察した結果、起点側及び終点側にディンプルが認められたことから、過大な力が加わって延性破壊したものと考えられた。○当該製品は、SGマーク及びAマーク取得製品であり、JISマーク取得製品ではないが、寸法はJIS H 4100:2015「アルミニウム及びアルミニウム合金の押し出し材」の公差を満たしていた。○同等品を用いてSG基準CP SA 0015「住宅用金属製脚立」の「4.4安定性」に準じた試験を実施した結果、安定性に異常は認められなかった。○同等品の調整脚を上から2番目の穴で固定し、上から2段目又は3段目の踏ざんの端に荷重をかけると、いずれも水平方向の引張力が44～70Nという軽い力で三脚の脚が浮き、不安定な状態になった。●当該製品に異常は認められないことから、使用者が取扱説明書や本体表示で乗ることを禁止されている3段目以上の踏ざんに乗って剪定作業をしたためバランスを崩して転落し、身体が調整脚に接触したことで破損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、取扱説明書及び本体表示には、「転倒や転落の危険があるため、上から3段目以上の踏ざんに乗らない。」、「脚立の支柱から体を乗り出さない。」、「使用中に脚立の上で木の枝や物を無理に押ししたり引いたりしない。」、「左右方向の転倒に注意する。」旨、記載されている。	(受付:2021/12/14)
A202100704 2021-2585 2021/10/28 (事故発生地) 大阪府	介護ベッド用すり	施設で使用者（80歳代）が当該製品に首が引っ掛かった状態で発見され、病院に搬送後、死亡が確認された。 (死亡)	調査の結果、○使用者は、当該製品下側の棧とマットレスの間に首が引っ掛かり、脚は介護ベッドの下に投げ出し、うつ伏せの姿勢で倒れていた。○使用者は、寝返りがやとできる状態であり、要介護5であった。○使用者は、事故発生以前にも介護ベッドからずり落ちることが2回あったので、介護施設はベッドを一番下の位置に下げ、床にマットを敷いていた。○当該製品に変形、取付け不備等の異常は認められなかった。○当該製品の下の棧とマットレスとの間に隙間は存在しなかった。○当該製品及び使用されていたマットレスは、どちらも使用されていた介護ベッドの認定品であった。○介護ベッドはJIS T 9254「在宅用電動介護用ベッド」の認証を取得していた。○当該製品の本体には、「ベッドと本体の間に隙間を生じる場合があるので注意する。」旨、記載されており、介護ベッドの取扱説明書には、「ベッドの隙間に手、足、首等を挟み込まない。」、「落下する可能性がある使用者には、側面全体をサイドレールで覆うことが有効である。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/12/15)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100775 2021-2721 2021/12/30 (事故発生地) 新潟県	除雪機（歩行型）	当該製品を使用中、当該製品の回転部（オーガ）に巻き込まれた状態で発見され、死亡が確認された。	調査の結果、○当該製品のオーガ部に肩口から体が入った状態になっているのを家族が発見した。○発見時、当該製品のエンジンはかかっており、大きい洗濯ばさみでデッドマンクラッチを挟んだ状態であった。●当該製品のデッドマンクラッチを洗濯ばさみで挟み無効化した状態で当該製品から離れ、オーガに近づいた際に誤ってオーガに巻き込まれたものと推定される。なお、本体及び取扱説明書には、「クラッチレバーを改造したり、固定して運転しない。」、「排雪口内の雪を取り除くときは、エンジンを停止して備付けの雪かき棒を使用する。」旨、記載されている。	(受付:2022/01/14)
A202100779 2021-2733 2022/01/04 (事故発生地) 香川県	階段移動用リフト	車両内で当該製品を使用中、座面が脱落し、搭乗者（70歳代）が転倒、胸を負傷した。	調査の結果、○使用者は、当該製品に乗せられて5階から1階へ階段を下り、平地走行後に車椅子対応の送迎車へ当該製品ごと搭乗したところ、車椅子用座面が突然脱落し、シートベルトが使用者の胸を締め付けたため胸骨を骨折した。○当該製品は本体フレームに車椅子用座面を固定して使用するもので、車椅子用座面の固定はレンタル事業者が実施した。○本体フレームに座面フレームを正常に取り付けた場合、座面フレームの支柱角部の痕跡が本体フレームの支柱に残るが、当該製品は取付け痕が片側のみにしか認められないことから、片側のねじ固定が不十分であったと推定された。○本体フレームと車椅子用座面を取り付ける固定ねじのねじ山が左右ともつぶれていたことから、本体フレームと座面フレームが完全密着しない状態で使用されたことでねじが緩み、ねじへ応力集中が繰り返し加わったものと推定された。●当該製品は、本体フレームと車椅子用座面を固定するねじの取付けが不適切であったため使用過程でねじが徐々に緩み、繰り返し応力集中によってねじ山がつぶれ、座面シートが脱落したものと推定され、レンタル事業者の設置、施工不良と推定される。なお、取扱説明書には、「各ボルト等に緩みがないか確認する。」、「座面固定ねじをしっかり締める。」、「座面がしっかりと固定されているか必ず確認する。」旨、記載されている。	(受付:2022/01/17)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100800 2021-2776 2021/11/15 (事故発生地) 和歌山県	はしご（伸縮式、アルミニウム合金製）	事務所で当該製品を使用中、支柱が破断し、転落、右手指を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○使用者によれば、当該製品を最大に伸ばして壁へ立て掛け、手ぶらで4m付近まで上った際、当該製品の上部が折れてはしごが縮み、バランスを崩して転落したとの申出内容であった。○事故発生時、当該製品を支える補助者はいなかった。○当該製品は、上から3段目の位置で支柱が折損しており、肉厚や硬度に異常は認められず、上降面側に反り返るように変形しており、破断面に汚れや腐食は認められず、座屈、しわ模様及び白化が認められたことから、瞬間的に過大な荷重が加わって破損したと推定された。○当該製品は、伸張した支柱のロック機構の設計不良でリコールされた後に出荷された改善品であった。○支柱が折損している部位のロック機構は、左右とも露出して作動できなくなっていたが、その他の部位のロック機構に異常は認められなかった。○同等品の支柱を最大に伸ばし、水平にした状態で中央部に1000Nの荷重を加えたり、75度に立て掛けた状態で中央部に2200Nの荷重を加えたりしたが、いずれも支柱に破損や折損等の異常は認められなかった。○支柱の足下にある滑り止め端具に目立った摩耗等は認められなかったが、支柱最上部の左右にある樹脂部品は、どちらも裏面中央部に長手方向への擦り傷が認められた。○取扱説明書には、「必ず大人の補助者がはしごを支える。はしごを支えないとはしごが動き、バランスを崩して転倒や転落する。」、「はしごの支柱を伸ばしたとき、ロックが確実に掛かっているか確認する。ロックが掛かっていないと支柱が縮み、転倒や転落する。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められず、使用者が当該製品へ上った際にバランスを崩して転落し、身体が当該製品へ接触したことで瞬間的に過大な荷重が加わって支柱が折損したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/01/24)
A202100873 2021-2888 2022/02/06 (事故発生地) 秋田県	除雪機（歩行型）	当該製品を使用中、当該製品と屋根に挟まれ、病院に搬送後、死亡が確認された。 (死亡)	調査の結果、○使用者は当該製品で除雪作業中、当該製品と屋根の間に挟まれた。家人が救助しようとしたが、軒下の地面に落下し、使用者は当該製品の下敷きとなった。○当該製品に異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常が認められないことから、後進時に足を滑らせ当該製品と屋根の間に挟まれたものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/02/15)
A202100895 2021-2920 2022/02/01 (事故発生地) 東京都	はしご（ロフト用）	当該製品を使用中、当該製品を壁面に固定する取付金具が破損し、転倒、背中を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○当該製品を初めて使用したところ、上から3段目が4段目に差し掛かったところ、壁面に固定した左右のはしご取付金具が抜けて転落した。○当該製品は使用者が入居する前に工事業者がはしご取付金具の緩みを発見し、位置をずらして再施工したとのことであった。○はしご取付金具用の取付ねじが同梱の正規品（長さ45mm）と異なる非正規品（長さ30mm）が使用されていた。○はしご取付金具が設置されていた壁面は、石こうボードが二重貼り（厚み15+21mm）されており、石こうボードをはがして確認した結果、事故発生時に取り付けられていたねじが木材の下地まで届いていなかった。○施工説明書には、「棧なしで石こうボードやパーチクルボード等に直接取り付けない。」旨、記載されている。●当該製品の本体を支えるために壁面設置するはしご取付金具の固定ねじが、正規品のねじから短い非正規品のねじに変えて取り付けられていたことから、石こうボードの木材の下地までねじが届いていなかったため、壁面に固定するねじが抜け、事故に至ったものと推定される。	(受付:2022/02/21)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100942 2021-2999 2022/02/18 (事故発生地) 山形県	除雪機（歩行型）	当該製品を使用中、当該製品の下敷きになった状態で発見され、病院に搬送後、死亡した。 (死亡)	調査の結果、○当該製品は、後進時非常停止装置が外されていた。○当該製品の走行動作等に異常は認められなかった。○使用者が下敷きとなっていた前方雪面に、足跡サイズのやや深めのくぼみが認められた。●当該製品は、後進時に使用者が転倒した際に走行を停止する後進時非常停止装置が意図的に取り外されて使用できない状態であったため、後進中に使用者が転倒した際に停止せず、当該製品の下敷きになったものと推定される。なお、取扱説明書には、「必ず作業前に安全装置が作動するか、異常はないか確認する。安全装置に異常が認められたら、作業はさけて直ちに整備、調整を行う。」旨、記載されている。	(受付:2022/03/10)
A202100944 2021-3000 2022/02/16 (事故発生地) 岐阜県	脚立（伸縮式、はしご兼用、アルミニウム合金製）	作業現場で当該製品を使用中、転落し、臀部を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○当該製品の支柱が折損したため、バランスを崩して転落したとの申出内容であった。○当該製品は、片側昇降面の左右支柱が変形していた。○右支柱の変形位置は、最下段の踏ざん上部で、伸縮脚の端部を支点に、内側方向に曲折していた。○左支柱の変形位置は、下から2段目の踏ざん取付け部で、外側に曲折していた。○支柱曲折部の破面に汚れはなく、事故発生前に亀裂は生じていなかった。○支柱の肉厚及び強度に異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の右支柱が内側方向に曲折していること、支柱の肉厚及び強度に異常は認められないことから、使用者が作業中にバランスを崩して転落したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/03/11)
A202200157 2022-0892 2021/07/07 (事故発生地) 東京都	階段昇降機	当該製品を使用中、当該製品の肘掛けと2階の床（はり）に挟まれ、病院に搬送後、死亡した。 (死亡)	調査の結果、○介護者は階段に設置されたレールの上を走行する当該製品のいすに使用者を乗せて、別階段で2階へ上がったところ、階段の途中で天井と当該製品の手すりに使用者の頭部が挟まり停止しているのを発見した。○当該製品の昇降はレバースイッチとなっており、離すと停止するデッドマン方式であった。○当該製品の動作に異常はなく、駆動部及び足乗せ部の接触式の安全装置に異常は認められなかった。○階段の途中で天井がせり出しており、天井と背もたれの上部角との隙間は約55mm、手すりとの隙間は170mmとなる場所があり、首を傾けなければ通過できない状態であった。○当該製品は、販売事業者及び施工事業者が現場確認して設置を決定し、施工事業者が設置した。●当該製品は、天井が途中でせり出している階段に設置されており、頭を傾けなければ通過できなかったため、通過時に頭がひじ掛けと天井の間に挟まったものと推定される。	(受付:2022/06/03)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202200225 2022-1028 2022/02/00 (事故発生地) 兵庫県	システムキッチン	当該製品を設置したところ、皮膚障害を発症した。 (重傷)	調査の結果、○使用者によれば、自宅のリフォームで当該製品を新たに設置したところ、ホルムアルデヒド臭及び刺激臭がして、アレルギーと皮膚障害を発症したとの申出内容であった。○使用者のアレルギーの既往歴は不明である。○当該製品以外で使用者宅に症状が出た頃に新しく導入されたものがなかったか不明である。○当該型式品で使用しているすべての木材は、JISの認証、JASの認定又は国土交通大臣の認定のいずれかを受け、ホルムアルデヒド放散量による区分で最上位の濃度の低さを表すF☆☆☆☆等級を満たしている。○当該型式品で使用している接着剤は、すべて日本接着剤工業会の室内空気質汚染対策のための自主管理規定に基づき、ノンホルムアルデヒド製品として登録されている。○使用者宅で当該製品及び設置箇所のホルムアルデヒド濃度を測定したところ最大でも0.012mg/m ³ であり、厚生労働省が建築物環境衛生管理基準で定めるホルムアルデヒド濃度の基準値0.1mg/m ³ の約10分の1であった。○当該型式品や類似品では、これまでに同種事故及び苦情は発生していない。●当該製品及び設置箇所のホルムアルデヒド濃度が厚生労働省の定める基準値の約10分の1であったことから、症状は使用者の感受性による可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/06/28)
A202200273 2022-1109 2022/06/30 (事故発生地) 静岡県	介護ベッド用手すり	使用者(80歳代)が当該製品とマットレスにけい部が挟まれた状態で発見され、病院に搬送後、死亡が確認された。 (死亡)	調査の結果、○発見時、使用者はうつ伏せ状態で、頸部が当該製品とエアマットレスの間にあり、身体はベッドから床に落ちていた。○枕は通常位置よりも足下寄りであったが、使用者の身長等との矛盾はなく、最近、暖くなったため、使用者はベッド上での動きが増えていた。○当該製品とエアマットレスの組み合わせは、JISの隙間の試験に適合しており、けい部が引き込まれる隙間はなかった。○介護用ベッドはJIS認証を取得しており、最も低い高さに設定されていた。○当該製品の本体には、「転落注意、サイドレール使用時も注意する。」旨、表示されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/07/11)
A202200289 2022-1137 2022/06/15 (事故発生地) 埼玉県	脚立(アルミニウム合金製)	当該製品を使用中、転倒し、負傷した。 (重傷)	調査の結果、○粉状のものが付いた平らなコンクリートの床の上に他社製の脚カバーを取り付けた脚立を設置し、下から5段目の踏ざんにまたがって作業していたところ、右側へ転倒したとの申出内容であった。○当該製品は、支柱4本のうち片面側の2本が曲がっていた。○昇降面から見て右側の支柱が下から2段目の踏ざん取り付け部を支点として外側に曲がっており、左側の支柱は、下から2段目の踏ざん及び最下段の踏ざん取り付け部を支点として内側に曲がっていた。○当該製品の支柱の寸法及び硬さに異常は認められなかった。○当該製品に他社製の脚カバーをつけて摩擦係数を測定したところ、基準を下回っていた。●当該製品の強度、寸法及び硬さには異常は認められず、当該製品の支柱が内側方向に変形していたことから、接地面の状態及び他社製の脚カバーの装着等によって滑りやすくなっていた状況で使用者が天板にまたがって作業を行ったため、バランスを崩して転倒したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、本体表示には「天板にまたがらない。滑りやすい場所には設置しない。」旨、記載されている。	(受付:2022/07/19)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202200416 2022-1465 2022/01/29 (事故発生地) 秋田県	脚立（はしご兼用、アルミニウム合金製）	当該製品をはしごとして使用中、転落し、負傷した。 (重傷)	調査の結果、○当該製品をはしごとして使用して屋根の高さまで上り、当該製品から屋根に片足を乗せようとしたところバランスを崩し、2mの高さから転落した。○当該製品の開き止め金具は問題なくはまり、破損等の異常も認められなかった。○事故発生時、使用者は作業を一人で行っていた。●当該製品に破損等異常は認められないことから、使用者が当該製品を補助者なく一人で作業をした際、誤ってバランスを崩し転落したものと推定される。なお、取扱説明書及び本体貼付警告ラベルには、「はしごで使うときは、必ず大人の補助者がはしごを支える。」旨、記載されている。	(受付:2022/08/31)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A201901116 2019-2155 2019/11/24 (事故発生地) 不明	自転車	当該製品をこぎ始めたところ、シート ビンレバーが右足に当たり負傷した。 (重傷)	調査の結果、○当該製品に座ってこぎ出す際、シートビンレバーが右足ふくらはぎに当たり、けがを負ったとの申出内容であった。○シートビンレバーは、樹脂キャップで被覆されており、外観及び回転性に異常は認められなかった。○当該製品を用いて再現検証を行ったところ、シートビンレバーが、鉛直下方を0度としてレバーが上方向に約20度開いていた場合に、乗員の右足ふくらはぎ内側にシートビンレバー先端が当たることが確認された。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のシートビンレバーは樹脂キャップで被覆されており、外観及び回転性に異常は認められなかったことから、シートビンレバーが正しく収納されておらず開いていたため、使用者の右足ふくらはぎ内側に当たったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/02/05)
A202000085 2020-0179 2019/07/18 (事故発生地) 神奈川県	自転車用幼児座席	子供(8歳)を当該製品に乗せて自転 車で走行中、子供の左足が後輪に巻き込 まれ、負傷した。 (重傷)	調査の結果、○使用者は、子供がトイレに行きたいというので、ふだん足乗せ部を外して荷 物置きとして使っている当該製品に子供を乗せて自転車を走行させたところ、子供の左足が後 輪に巻き込まれたとの申出内容であった。○足乗せ部を外して使用することは、誤った使い方 であることを認識していたとの使用者の申出内容であった。○当該製品は、足乗せ部、ヘッド ガード及びベルトが外されており、正常な組付状態ではなかった。○事故発生場所の地方自治 体が定める道路交通規則において、自転車の幼児用座席に乗せることができるのは、「小学校 就学の始期に達するまで(小学校に就学する年の3月31日まで)の者」とされている。●足 乗せ部を外した状態の当該製品に子供を乗せていたため、足が後輪に巻き込まれ、負傷したも のと推定される。なお、取扱説明書には、「使用するときは、チャイルドシート及びリヤキ ャリヤが確実に取り付けられていることを確認し、破損・変形等したまま使用しない。」旨、 記載がされている。	(受付:2020/05/01)
A202000102 2020-0214 2020/05/03 (事故発生地) 千葉県	電動アシスト自転車	当該製品を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○当該製品は使用者宅前の路上に駐輪しており、新聞配達員が当該製品の後ろ のかごから出火しているのを発見した。○当該製品は前かご後方から後タイヤ前方まで焼損し ており、特に中央から後方にかけて焼損が著しかった。○当該製品の後ろのかごには、ぞうき ん、足踏み式空気入れ及び仕事道具を入れていたとの使用者からの申出内容であったが、詳細 は確認することができなかった。○バッテリー内の基板とリチウムイオン電池セル間の内部配 線が1か所断線していたが、断線部に溶融痕は認められなかった。○バッテリーと本体を接続 するコントローラー部、バッテリー内部の電池セル及び基板に出火の痕跡は認められなかった 。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に出 火の痕跡は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/05/15)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A202000232 2020-0451 2014/12/00 (事故発生地) 東京都	電動アシスト自転車	当該製品で走行中、転倒し負傷した。 (重傷)	調査の結果、○当該製品で歩道を走行中、前方から自転車が近づいてきたため、避けようと左に寄ったところ、縁石につまずいて転倒したとの申出内容であった。○当該製品はサークルロックを施錠、開錠すると連動してハンドルロックが施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式(第4世代)であるが、ハンドルロックのケースは破損していなかった。○前輪及び後輪の回転に異常は認められず、前輪、前ホーク及び前泥よけステーに、異物の巻き込みによる損傷及びその痕跡は認められなかった。○施錠操作を行ったところ、ハンドルにロックが掛からない状態であったが、ハンドルロックとサークルロックをつなぐ連動ワイヤーのアジャスタボルトを調整したところ、正常に施錠される状態になった。○上玉押しにロックレバーと擦れたと推測される擦れ痕が認められた。○ハンドルロックの内部に異常は認められなかった。○開錠操作を行ったところ、ハンドルロック及びサークルロックの動作に異常は認められなかった。○サークルロックの連動ワイヤーを装着するスライダーの組付状態に異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、自転車を避けようとして左に寄ったところ縁石につまずいて転倒した可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/07/07)
A202000240 2020-0456 2020/06/01 (事故発生地) 神奈川県	電動アシスト自転車	当該製品で走行中、車両がロックし、転倒、負傷した。 (重傷)	調査の結果、○自宅周辺を走行中に当該製品がロックして投げ出されたが、事故発生時のことはよく覚えていないとの申出内容であった。○前輪及び前ホークに、異物の巻き込みによる損傷や痕跡は認められなかった。○後輪のススポークは連続する3本が変形し、そのうち1本は折損していた。○スポークの変形箇所は、サークルロックのかんぬきと接触する位置であった。○走行試験(直進、スラローム、発進、減速及び停止)を行った結果、当該製品がロックする要因は認められなかった。○後輪周辺のその他部品に異物巻き込みの痕跡は認められなかった。○当該製品のハンドルロック機構に異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、連続する3本の後輪スポークに折損があり、異物を巻き込んだ可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/07/08)
A202000289 2020-0556 2016/10/23 (事故発生地) 埼玉県	自転車	当該製品で走行中、ハンドルを切ったところ、転倒、負傷した。 (重傷)	調査の結果、○当該製品で走行中、子供が乗車する自転車の飛び出しを回避するため急ハンドルを切って転倒した。○当該製品はサークルロックを施錠、開錠すると連動してハンドルロックが施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式(第5世代)であるが、ハンドルロックのケースは破損していなかった。○前輪及び後輪の回転に異常は認められず、前輪、前ホーク及び前泥よけステーに異物の巻き込みによる損傷及びその痕跡は認められなかった。○当該製品に乗車し、直進、スラローム、前後ブレーキによる制動等の走行動作を確認した結果、異常は認められなかった。○施錠及び開錠動作を確認したところ、異常は認められなかった。○ハンドルロックの内部に異常は認められなかった。○サークルロックは2010年9月以降に製造された改善品(第5世代)であり、連動ワイヤーを装着するスライダーの組付状態に異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故に至る異常は認められないことから、走行中に自転車の飛び出しを回避するため急ハンドルを切ったため転倒した可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/07/28)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202000714 2020-1386 2020/11/05 (事故発生地) 兵庫県	電動アシスト自転車	当該製品で走り出そうとしたところ、転倒し、胸部を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○使用者は、当該製品で上り坂を走行中、信号機が赤であったため一旦停止し、青になったので発進しようとしたところ、電動アシストが効かず転倒した。○使用者は、当該製品を購入時から一番重い3速のみで使用しており、以前から同様の症状が何度かあったとの申出内容であった。○当該製品の電動アシスト力に異常は認められなかった。○電装部品である駆動ユニットは社内規定を満たしており、バッテリーにも異常は認められなかった。○ペダル、クランク、チェーン、テンショナー等の回転はスムーズで、異常は認められなかった。○変速機に連動したインナーワイヤーがさびて固着し、ギヤのシフトチェンジができなくなっていたが、使用者はふだんから変速機を使用しておらず、常時3速で走行していたことから、事故発生には影響していないと考えられた。○当該製品のギヤ比は、1速が0.733、2速が1.0及び3速が1.36であり、後輪の駆動力はギヤ比に反比例するため、3速では後輪の駆動力が小さくなり、上り坂では発進しにくいと考えられた。○取扱説明書には、坂道発進時の注意事項として、「上り坂の手前でシフトを2（または1）の位置に合わせ、きつい上り坂のときはシフトを1に合わせる。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められず、使用者がギヤを3速のまま上り坂で発進したことで、十分な駆動力が得られず転倒したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/12/24)
A202000871 2020-1636 2021/01/14 (事故発生地) 千葉県	自転車	当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、負傷した。 (重傷)	調査の結果、○当該製品で走行中、突然前輪がロックして転倒したとの申出内容であった。○前ホークが後方に変形し、先端が左へ変形していた。○前輪右スポークの連続する2本が回転方向とは逆側に変形していた。○右前ホークの内側に擦れ及び破損は認められなかった。○変形したスポークが前ホーク近辺にあるときに地面と接するタイヤ表面に光沢が認められた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の前ホーク及び前輪スポークの痕跡から、前輪に異物が挟み込まれて前輪がロックして転倒したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/02/10)
A202000889 2020-1671 2021/01/28 (事故発生地) 愛知県	自転車	当該製品で走り出そうとしたところ、左クランクが折れて、転倒し、負傷した。 (重傷)	調査の結果、○当該製品はアルミ製の左クランクがペダル取付部で破断していた。○左ペダルの樹脂製端部が大きく破損しており、破損面に擦り傷が多数付いていた。○破断面は黒く汚れた部分があり、破壊起点と判断できた。○破断面には疲労破壊の跡が認められたが、異物の介在や空洞等の欠陥は認められなかった。○クランクの寸法は、仕様どおりであった。○クランクの強度は、JIS基準を満たしていた。●詳細な使用状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、事故発生前に左ペダルが破損する強い衝撃が加わったため、その衝撃で左クランクに亀裂が生じ、使用時に加わる踏力により亀裂が進行して左クランクが破断に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/02/17)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202100191 2021-0813 2021/05/13 (事故発生地) 富山県	電動車いす(ハンドル形)	使用者(80歳代)が当該製品を使用 中、転落し、負傷した。 (重傷)	調査の結果、○当該製品は、ハンドル、バックミラー、ステップ、バッテリーカバー等に 変形が認められ、進行方向へ向かって右方向から外力が加わった痕跡が認められた。○コン ローラーの異常履歴に事故につながるような異常を検知した記録は認められなかった。○前 輪操舵部、後輪駆動部、モータギヤボックス部、メカ式クラッチ部、コンローラー部に損傷等 の異常は認められなかった。○アクセルレバーのアクセル操作に関するボリュームセンサの調 整位置には異常は認められなかった。○手動及び電磁ブレーキに異常は認められず、メカ式 クラッチもスムーズに切り変えることができ、「入」「切」操作に異常は認められなかった。○ 平地での運転確認において、発進、停止、握り込み停止、前後進切り替えスイッチ、変速ダイ アル、コーナー減速等の各機能は正常に動作した。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事 故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しな い事故と推定される。	(受付:2021/06/15)
A202100204 2021-0834 2021/05/06 (事故発生地) 神奈川県	電動アシスト自転車	当該製品で走行中、両輪が滑り、転倒 、頭部を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○雨天時、使用者が当該製品でタイル調の石畳の路面の橋の下り坂を走行中、 左右のブレーキを掛けた際にタイヤが滑って転倒した。前後の幼児座席に子供は同乗しておら ず、荷物は積載していなかったとの使用者の申出内容であった。○フレーム左側面の、ハンド ルを左に回して前ブレーキと接触する位置に圧痕、前部の幼児座席のカバー右側面に2か所の 破れ、右ブレーキレバー及び左右ペダルの端部に摩耗痕が認められた。○前後タイヤに著しい 摩耗は認められなかった。○前ホーク、前後の泥よけ及び泥よけステーに著しい変形は認め られなかった。○当該製品に乗車し、乾燥路にて走行実験を行った結果、直進、スラローム、左 右旋回等の走行動作及び前後ブレーキの制動に異常は認められず、前後のタイヤが滑ることは なかった。○電動アシストシステムの履歴情報に異常は認められなかった。●事故発生時の詳 細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故につながる異常は 認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/06/22)
A202100231 2021-0889 2021/06/20 (事故発生地) 三重県	自転車	当該製品で下り坂を走行中、前輪がロ ックし、転倒、負傷した。 (重傷)	調査の結果、○当該製品で下り坂を走行中、前輪が突然停止し、一回転して転倒した。○事 故発生後の当該製品は、前泥よけの後端部がくの字に折れ曲がり、タイヤとの間に巻き込まれ ていた。○前輪のスポークに変形はなく、回転に振れは認められなかった。○変形した前泥よ けを新品に交換し、トウクリアランスを測定した結果、トウクリアランスはJIS基準値を満 たしていた。○同型品の前泥よけの強度は、JIS基準を満たしていた。●当該製品は、走行 中に前泥よけの後端部に異物が接触し、前泥よけが前輪に巻き込まれたため前輪がロックし たものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/07/01)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は 消費者庁 受付年月日
A202100288 2021-1033 2021/06/02 (事故発生地) 千葉県	自転車	当該製品で下り坂を走行中、前輪がロックし、転倒、負傷した。 (重傷)	調査の結果、○使用者が当該製品で下り坂を走行中、急に前輪がロックして急ブレーキ状態になり、前方に投げ出されて負傷したとの申出内容であった。○当該製品は、前泥よけの中間部から後部にかけて著しく屈曲して前輪のタイヤに接触している状態であり、前泥よけの後端に打痕が認められ、前泥よけステーがハブ軸を支点にして上方へ変形していた。○前ホークに擦れ痕及び異物の付着はなかったが、後方への変形が認められた。○前タイヤのトレッド面に擦れ痕が認められた。○前ブレーキ、前かご、前泥よけ等の取付状態に緩み、がたつき等は認められなかった。○同等品を調査した結果、トウクリアランスは、JIS D 9301「一般用自転車」の基準を満たしており、JIS D 9411「自転車—どろよけ」に準じて、前泥よけの後部へ接線方向（上方）及びハブ軸方向に力を加えた結果、前泥よけに著しい変形は認められなかった。○当該製品販売時の整備記録に異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、走行中に前泥よけの後部が外的要因によりタイヤと接触したため、前輪がロックし、転倒に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/07/26)
A202100298 2021-1039 2021/03/01 (事故発生地) 東京都	電動アシスト自転車	使用者（70歳代）が当該製品で走行中、縁石を乗り越えようとしたところ、バランスを崩し、転倒、負傷した。 (重傷)	調査の結果、○使用者は、当該製品で走行中、車道から歩道へ移ろうと傾斜およそ40度の縁石を乗り越えようとした際に、前タイヤが特殊縁石につまずき、乗車バランスを崩して左側に転倒したとの申出内容であった。○調査時に前タイヤの空気が完全に抜けた状態であったが、事故発生時の状態は不明であった。○当該製品はサークルロックを施錠、開錠すると連動してハンドルロックが施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象型式（第3世代）であったが、ハンドルロックのケースは破損しておらず、当該機構の構成部品にあっても、外観、動作及び分解後の内部状態等に異常は認められなかった。○当該製品のその他の部品等に異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められず、道路の特殊縁石を乗り越える際に乗車バランスを崩したとの使用者証言があることから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/07/27)
A202100350 2021-1137 2021/05/26 (事故発生地) 愛媛県	電動アシスト三輪自転車	使用者（70歳代）が当該製品で走り出そうとしたところ、転倒し、負傷した。 (重傷)	調査の結果、○使用者は、上り坂に駐輪していた当該製品を発進しようとして右ペダルを踏み込んだ際、バランスが崩れて左側に転倒した。○当該製品は、転倒時の打痕、擦れ痕が認められたが、車体フレーム、ハンドルなどに異常はなく、前後車輪は正常に回転した。○スイング機能を確認した結果、ハンドルが一定角度で止まり、手を離すと復元力で直立状態となり、異常は認められなかった。○実走試験で、発進、直進走行、スラローム走行、左折右折、上り坂発進、停止など機能面で異常は認められなかった。○取扱説明書には、「上り坂では、前輪が浮いたり、ハンドルがとられやすく、転倒しけがするおそれがあります。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な使用状況が不明のため、事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の動作及び構造に異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/08/17)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A202100589 2021-2283 2021/02/00 (事故発生地) 大阪府	電動アシスト自転車	当該製品を使用中、首を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○使用者の家族(夫)によれば、使用者は、当該製品で歩道と車道の境目にある数センチ程度の段差や荒れた路面を走行した際、振動がかなり強かったため首を痛めたとの申出内容であった。○当該製品は、タイヤの空気圧及びスポークの張力に異常は認められなかった。○ハンドルの回転保持部品である下玉押しに圧痕は認められないことから、大きな衝撃を生じる走行は行われていなかったものと考えられた。○当該製品及び同一型式品を使用し、平坦な路、段差乗り降り、悪路の直進、蛇行、急停車及び歩道から車道へ急加速で段差を乗り降りする走行試験を実施した結果、衝撃や振動について異常は認められなかった。○同一型式品及び別型式品を使用し、段差走行時に身体に伝達する振動加速度を計測するため試験者のヘルメットに加速度センサーを取り付け、速度約15km/h、段差高さ3~5cmで走行試験を行った結果、差異は認められなかった。○取扱説明書には、警告として「歩道の段差や溝等の凹凸が激しい所を走らない。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は、振動に関するタイヤ、スポーク張力及びヘッドパーツに異常は認められず、実走行試験や振動加速度試験において異常が認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/11/05)
A202100612 2021-2326 2021/09/21 (事故発生地) 大阪府	折りたたみ自転車	当該製品で走行中、転倒し、右足を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○使用者は、事故発生直前に自転車専門店当該製品のタイヤに空気を少なめにに入れるよう依頼したが、販売店はコンプレッサー式空気入れで空気をバンバンに入れたとの申出内容であった。○使用者は、タイヤに空気を入れた直後の走行でタイヤが滑ることに気付く、横断歩道をゆっくり走っていたが、渡り終わったところで突然転倒した。○事業者入手時の空気圧は、適正空気圧の範囲内であった。○事故発生現場の交差点では、横断歩道から一般歩道への移動経路上に、金属製の排水溝蓋とマンホール蓋が設置されていた。○当該製品は、タイヤに摩耗はみられるものの溝は残っており、クラック等の異常は確認されなかった。○事故発生時、天候は雨であったため、路面は滑りやすくなっていたと考えられた。○取扱説明書には、「車輪径が小さいほど走行安定性が低くなるため、十分自転車の特性に慣れてから一般道路で乗る。」、「路面が凍結や工事の鉄板で滑りやすい所や、風雨の強いとき、視界が悪いときは、自転車を押して歩く。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められず、路面に設置された金属製の排水溝蓋又はマンホール蓋上で当該製品のタイヤが滑って転倒した可能性があると考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/11/16)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A202100698 2021-2582 2021/12/09 (事故発生地) 大阪府	電動車いす（ハンドル形）	当該製品を使用中、踏切を渡り終える直前に下りてきた遮断機に引っかけて転倒し、列車にはねられ死亡した。	調査の結果、○警察が付近の防犯カメラ映像を確認したところ、踏切の遮断機が閉まる直前、当該製品に乗った使用者が単独で急いだように踏切内へ侵入し、踏切の出口側で遮断桿を手で持ち上げて外に出ようとしていたが、遮断桿を上手く持ち上げられずにバランスを崩して当該製品ごと転倒する様子が映っていた。○事業者が警察に当該製品の詳細調査を申し出たが、許可されなかった。○警察によれば、当該製品は列車と接触しておらず、車体に異常は認められなかったとのこと。○製造事業者とレンタル事業者は、レンタル開始時に運転指導や住居環境周りで走行する際の注意事項を確認する「安全運転指導」を使用者立会いで直接実施しており、「安全運転指導」では踏切を通らないように指導するが、使用者は踏切を越えないと商店等が利用できない住宅環境であったため、やむをえず踏切を通る際は一人で通らず、介助者に同行してもらう旨の指導を行っていた。○当該製品は、事故発生の約10日前に実施された点検整備において、シートに変形やがたつきがないこと、ハンドル操作、アクセルやブレーキの作動状況、走行性及び充電状況に異常は認められなかった。○当該型式品は、JIS T 9208：2016「ハンドル形電動車椅子」のJIS認証を受けている。●当該製品に異常は認められず、使用者が単独で遮断機の閉まる直前に踏切内へ侵入し、出口側で下がっていた遮断桿を持ち上げて踏切の外に出ようとした際にバランスを崩して車体ごと転倒し、身体が列車と接触したものと推定される。なお、取扱説明書や本体には、「大変危険を伴うため、踏切の横断はできるだけ避ける。やむを得ず踏切を渡る場合は、介助者に同行してもらう。」「警報機が鳴り始めているときや遮断機が降り始めたときは、踏切手前で待機し、絶対に踏切内へ入らない。」旨、記載されている。	(受付:2021/12/14)
A202100743 2021-2666 2018/06/24 (事故発生地) 大分県	電動アシスト自転車	当該製品で下り坂を走行中、前輪がロックし、転倒、負傷した。	調査の結果、○当該製品で緩い下り坂を走行中、前輪がロックした感じで突然身体が前方に投げ出された。○当該製品はサークルロックを施錠、開錠するとハンドルロックが連動して施錠、開錠される機構を搭載しているが、2019年6月24日からリコールされているリコール対象外型式（第6世代）であった。○前かごやハンドルグリップ、リヤキャリアの一部に若干の擦過痕が認められるが、目立った変形は認められなかった。○前輪にゆがみ等は認められず回転は円滑で、構成部品各部に異常は認められなかった。○ハンドルロックのケースに破損は認められなかった。また、ハンドルロックの内部に異常は認められなかった。○サークルロックのスライダー内部に砂やほこり等の付着はなく、作動を阻害する異常は認められなかった。○サークルロックの施錠及び開錠操作を行ったところ、施錠時にハンドルロックのインジケータが完全に「赤」には切り替わらず、一部「青」表示が認められたが、ハンドルロックの作動に異常は認められなかった。○サークルロックのスライダーに摺動不全があると、スライダーと連動するインナーが十分に引き戻されず、ロックレバーが突出状態となり、ハンドルがロックする可能性があるが、スライダーの摺動不全を想定した検証試験を当該製品で実施した結果、ハンドルロックは再現されなかった。○最大10度の勾配を含む路上を3日間、様々なアシストモードで走行したが、走行に異常は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の各部に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/12/28)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100762 2021-2690 2021/12/13 (事故発生地) 東京都	折りたたみ自転車	当該製品で走行中、シートポストが破断し、転倒、負傷した。 (重傷)	調査の結果、○当該製品は、タイヤの呼び径が20インチの折りたたみ自転車で、インターネット通販(車体とは別の店舗)で購入したオプション品のロングシートポストを使用者が取り付けて7年間使用していた。○当該製品に取り付けられていたシートポストは限界表示線の位置で破断しており、シートポストを固定した際に付いたと推定される擦過痕が、シートポストを限界表示線以上に伸ばした際に締め付ける位置に付いていた。○サドルが舟線に表示されている限界線を越えた後方の位置でシートポストに取り付けられていた。○使用者の体重は85kgで、シートポストの耐荷重75kgを超えていた。○シートポストの当該型式品は、EN 14764に準拠した社内試験に合格していた。●当該製品は、サドルが限界線を越えた位置の後方に取り付けられていたこと、シートポストの限界表示線以上に伸ばした状態で使用していたこと及び使用者の体重が耐荷重を超えていたことで、シートポストに設計値以上の荷重が加わり破断したものと推定される。なお、シートポストの取扱説明書には、「シートポストの限界表示線がシートチューブに隠れる状態で使用しないと破損につながる。」、「耐荷重75kg未満である。」旨、記載されている。	(受付:2022/01/07)
A202100812 2021-2783 2021/12/26 (事故発生地) 岡山県	自転車	子供(11歳)が当該製品で走り出そうとしたところ、ハンドルが回り、転倒し、左腕を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○当該製品のハンドルステムは通常的位置よりも右に45度程度回転した状態であった。○当該製品は使用開始から事故発生日まで2年7か月使用されていた。○ハンドルステムポストにグリスのような付着物が認められ、製造時に塗布されるグリスと成分が異なっていた。○ハンドルステムのハンドルステム引上げボルト挿入部に付けられている筋状の痕が新品の同等品と比較して、当該製品は筋状の痕が薄くなっていた。○当該製品のハンドルステムと前ホークを用いてJIS D 9313-3 4.6「ハンドルステムとホークステムとの固定試験」に準拠した試験を実施した結果、左回転及び右回転ともにハンドルステムのずれ及び回りはなく、引上げボルトに緩みは認められなかった。○当該製品のハンドルステムの寸法に異常は認められなかった。○取扱説明書には、「乗車前点検を必ず実施する。」、「乗車前点検時に、ハンドルに力を入れても回らないことを確認する。」、「初回点検及び定期点検は必ず実施する。」旨、記載されている。●詳細な使用状況等が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品は購入後にハンドルステムを外した痕跡が認められたことから、ハンドルステムとホークステムの固定力が弱かったため、ハンドルステムが回転したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/01/26)
A202200004 2022-0018 2021/09/15 (事故発生地) 長野県	折りたたみ電動アシスト自転車	当該製品で走行中、転倒し、右手首を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○使用者は、転倒時の記憶が曖昧であるため、事故発生時の詳細な状況は不明であった。○使用者は、事故発生後に自宅まで当該製品に乗車して帰宅し、その後は当該製品を使用しておらず、使用者の知人が当該製品を自転車店に持ち込んだ際、タイヤがパンクしていたため、当該製品は修理されていた。○当該製品は、ハンドルポストの回り止めピンの固定不良により、ハンドルポストが回転する不具合のリコール対象製品であったが、ハンドルの操作に問題はないことから、リコール事象による転倒ではないと考えられた。○当該製品のハンドルポストは硬度基準値を満たしておらず、回り止めピン穴が左右に拡張してハンドルにがたつきが生じていたが、ピンは抜けておらず、被験者による走行試験でハンドルの操作性に問題は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品はハンドル操作に問題がないことから、パンクによる操縦の不安定、その他の走行環境上の要因等によってバランスを崩し、転倒に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/04/01)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A202200129 2022-0845 2022/05/08 (事故発生地) 愛媛県	自転車	当該製品で走行中、前輪がロックし、転倒、負傷した。 (重傷)	調査の結果、○走行中に急に前輪がロックし、一回転して顔から落ちた。○当該製品はサークルロックを施錠、開錠すると連動してハンドルロックが施錠、開錠される機構を搭載しており、2019年6月24日からリコールされているリコール対象外型式(第6世代)であり、ハンドルロックのケースは破損しておらず、動作に異常は認められなかった。○前ホークは後方に約90mm、左に30mm変形していた。○ランプ掛は前ホークの変形により、下方へ曲がっていた。○前輪のスPOークが1本、回転方向と反対の方向に変形していた。○右前ホークの内側のスPOークの変形位置と近い位置に傷が認められた。○取扱説明書には、「走行中に前輪に物が巻き込まれると、前輪の回転が急ロックし、乗員が前方へ投げ出される危険がある。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の「前輪スPOークの曲がり方向及び前ホークの傷から、前輪に異物が挟み込まれて前輪がロックして転倒したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/05/25)
A202200226 2022-1029 2022/05/26 (事故発生地) 東京都	電動車いす(ジョイスティック形)	当該製品で走行中、ブレーキが効かず、ガードパイプに衝突し、転倒、右足を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○当該製品は、電動操作と手動操作の切り替えをクラッチレバーで行い、電動操作時は、操作レバーを倒さないと動かないよう電磁ブレーキが作動している。また、電動操作時に手動操作へ切り替えるとブザー音が鳴る。手動操作時は操作レバーでの操作はできず、電磁ブレーキは作動しない製品である。○使用者は、当該製品で電動走行中、傾斜のある店舗駐車場でブザー音とともに電磁ブレーキが利かなくなり下り坂を降下し、操作レバーでの操作や停止ができず、歩道のガードパイプに衝突、転倒した。○使用者は、事故発生時、レジ袋を操作ボックスの手乗せプレートにかけ、後輪に絡まないようレジ袋をフットレスト側に寄せた。○当該製品の走行、停止及び操作性に異常は認められず、電動走行中にクラッチレバーが手動側に切り替わることにはなかった。○手乗せプレートから電動操作時のクラッチレバーは約26cm離れており、手乗せプレートに掛けたレジ袋がクラッチレバーに接触し、クラッチレバーを電動位置から手動位置に切り替わることにはなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の走行、停止及び操作性に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/06/28)
A202200294 2022-1140 2022/07/08 (事故発生地) 神奈川県	車いす	介助者が当該製品に使用者を乗せてスロープを下っている際に、転倒し、使用者が負傷した。 (重傷)	調査の結果、○介助者が当該製品の背面でハンドル及び制動用ブレーキレバーを握り、介護タクシースタッフが当該製品の前面に立って補助しながら、スロープを後ろ向きに下っていたところ、当該製品が止まりきらず、スロープ上で介助者が足を滑らせ転倒し、当該製品もスロープの途中で転倒した。○事故発生現場は、坂道の途中にある高さ55cmの段差を解消するために長さ285cmの折りたたみ式のスロープがかけられており、スロープの勾配は11度以上あった。○事故発生時に使用されていたスロープの走行面の状態は不明であった。○当該製品を確認したところ、破損等の異常は認められなかった。○当該製品を用いてJIS T 9201:2016「手動車椅子」10.1.1.2制動力試験を実施したところ、基準を満たしていた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品の「外観及び制動性能等に異常が認められないことから、急な坂道で当該製品を支えきれなかった介助者がバランスを崩して転倒したことで当該製品とともに転倒して事故に至ったものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/07/20)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A202000586 2020-1133 2020/10/16 (事故発生地) 大阪府	靴	学校で子供（11歳）が当該製品を履いて運動中、転倒し、右足を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○使用者は、当該製品を履いて運動場で大縄飛びをしたところ滑って尻もちをつき、右足の膝を骨折した。○使用者によれば、転倒は縄が脚に引っ掛かったものではないとの申出内容であったが、縄を跳んで着地する際に転倒したのか、縄への出入りの際に転倒したのかは不明であった。○事故発生場所は土の運動場であり、事故発生日の天候は晴れであったが、地面が乾燥していたか、ぬかるみ等があったかは不明であった。○当該製品は、靴底が著しく摩耗していた。○当該製品及び同等品の靴底を比較した結果、材質、硬度及び発泡状態に差異は認められなかった。○同等品を用いて靴底の耐滑性及び耐摩耗性を確認した結果、異常は認められなかった。○取扱説明書には、「けがの原因となる恐れがあるため、摩耗や劣化が進んだ靴は使用を中止する。」旨、注意表示されていた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められず、靴底が著しく摩耗していたため滑って転倒したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2020/11/11)
A202000849 2020-1581 2021/01/12 (事故発生地) 兵庫県	ライター（点火棒）	車両内で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。 (火災)	調査の結果、○使用者が駐車場に乗用車を駐車し、助手席のかばんから物を取り出し、車から離れて2～3分後に助手席付近から白煙が上がって助手席付近を焼損した。○当該製品はふだんから車の助手席に置かれており、周囲に雑誌やチラシがあった。○使用者は事故発生直前に当該製品を使用しておらず、直近の使用は2週間前であった。○当該製品を×線透視で確認したところ、圧電ユニットは「消火」の位置にあり、部品の欠損や異物等の混入はなく、不具合は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められず、発火源となり得るものが当該製品のみであり、使用者が助手席上の物品又はその周辺に触れた際の外力で当該製品の点火ボタンが押され、その火が座席にあったチラシ等の可燃物に着火し延焼したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/02/05)
A202000909 2020-1700 2021/02/07 (事故発生地) 神奈川県	キャリーカート	当該製品を使用して坂道を歩行中、ハンドルが折りたたまれ、転倒し、肩を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○使用者によれば、下り坂を走行中に当該製品の前輪がロックし、バランスを崩して転倒する際に犬との接触を避けるため、慌てて身体を左側によけたとの申出内容であった。○当該製品は、ハンドル中央のロックボタンを押した状態でワンタッチレバーを前方に82度から90度回転させると折り畳まれる構造であった。○ワンタッチレバーはロックボタンを押した状態でなければ回転できず、ワンタッチレバーが回転しないと折り畳むことができなかった。○前輪に破損、変形等の異常は認められなかった。○ハンドル中央のロックボタン及びワンタッチレバーの動作に異常は認められず、分解して内部の部品を確認したが、異常は認められなかった。○小石を想定した大きさの障害物に前輪を接触させたが、前輪がロックすることはなかった。○取扱説明書には、「走行する際は片手でハンドルを持たず、必ず両手でハンドルの両端を持つ。」「フレームを開いた後ハンドルを軽く下に押し、フレームが確実にロックされて折り畳まれないことを確認する。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、使用者が何らかの理由で走行中にバランスを崩し、転倒時にハンドル中央を握ったため、ロックレバーが押されたままワンタッチレバーが回転したことで突然折り畳まれたものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/02/24)

経済産業省及び 消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月日	品 名	事 故 通 知 内 容	事 故 原 因	経 済 産 業 省 又 は 消 費 者 庁 受 付 年 月 日
A202000987 2020-1935 2021/02/00 (事故発生地) 神奈川県	インソール	靴に当該製品を入れて履いていたところ、足を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○当該製品を入れたウォーキングシューズを3回(合計40分)履いた時点で、左足底腱膜炎及び右膝関節炎を発症したとの使用者の申出内容であった。○使用者は最近犬を飼ったことがきっかけで散歩を始めたばかりであり、当該製品及びウォーキングシューズの購入前から1時間程度の散歩をしていた。○当該製品は購入者の足裏形状の計測データに基づき、販売員によって貼付及び調整された後に販売されるインソールであった。○販売員は、当該製品の貼付位置を使用者の足裏の形状に合わせて調整後、使用者が試着し、違和感がないことを確認した上で販売していた。○当該製品は仕様どおり製造されており、使用者が事故発生時に履いていたウォーキングシューズの靴底の硬度は同等品と同等程度であった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/03/22)
A202100031 2021-0094 2019/07/07 (事故発生地) 東京都	シューズカバー	当該製品を履いて歩行中、転倒し、負傷した。 (重傷)	調査の結果、○雨の日に当該製品を履いて歩行中、タイル上で滑って転倒したとの使用者からの申出内容であった。○使用者は、当該製品の使用前に取扱説明書を一読していた。○当該製品は防水防汚のために靴に装着するシリコン製のシューズカバーであった。○JIS T 8101「安全靴」を準用して、当該製品及び販売開始前の当該型式品を装着した靴底の湿潤状態におけるステンレス板上での動摩擦係数を測定し、比較したところ、著しい差異は認められなかった。○取扱説明書には、「タイル等の場所での使用は滑りやすいため注意する。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/04/14)
A202100032 2021-0095 2021/01/28 (事故発生地) 東京都	シューズカバー	当該製品を履いて歩行中、転倒し、左腕を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○雨の日に当該製品を履いて歩行中、タイル上で滑って転倒したとの使用者からの申出内容であった。○使用者は、事故発生前から雨天時に当該製品を数回使用しており、事故発生場所であるタイル上では滑りやすい認識があった。○当該製品は防水防汚のために靴に装着するシリコン製のシューズカバーであった。○当該製品の外觀に異常は認められなかった。○JIS T 8101「安全靴」を準用して、当該製品及び販売開始前の当該型式品を装着した靴底の湿潤状態におけるステンレス板上での動摩擦係数を測定し、比較したところ、著しい差異は認められなかった。○取扱説明書には、「タイル等の場所での使用は滑りやすいため注意する。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/04/14)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100558 2021-2241 2021/08/00 (事故発生地) 岐阜県	サンダル	店舗で当該製品を履いて歩行中、当該製品の先端部が引っ掛かり、転倒を避けようと踏ん張ったところ、首を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○当該製品は、ソールがEVA発砲樹脂で甲部分に幅7cmの合成皮革製バンドが取り付けられたサンダルで、つま先部分は12mm反り上がっていた。○使用者は、店舗内を小走りした際に当該製品のつま先が引っ掛かった。○当該製品は、ソールが着用による摩擦で擦り減っており、ソールとベルトの接合部が接着剤で修理されていたが、つま先部に異常は認められなかった。○5名のモニターが同等品を履いて、セラミックタイル、プラスチックタイル、塩ビシート、カーペット上で歩行と小走りを行ったが、つま先が引っ掛かることはなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品のつま先部に異常は認められないことから、小走りした際に脱げかけた可能性があり、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/10/26)
A202100765 2021-2702 2019/12/24 (事故発生地) 福岡県	靴（軽登山用）	当該製品を履いて歩行中、両足のフック（靴紐を掛ける部分）同士が引っ掛かり、転倒し、顔を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○事故発生時、使用者は両足のフックに靴ひもを通していた。○同等品及び類似品のフックの寸法並びに位置を比較したところ、いずれも大きな差異は認められなかった。○フックに靴ひもを通した状態で、同等品及び類似品を履いた被験者2名が通常歩行等を行ったところ、フック同士が引っ掛かることはなかった。○フック同士が引っ掛かるように両足を動かしても再現されなかった。●使用者が歩行中にフック同士が引っ掛かりバランスを崩して事故に至ったものと推定されるが、同等品による歩行試験では再現しなかったことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/01/11)
A202100954 2021-3019 2020/11/11 (事故発生地) 東京都	カイロ（使い捨て式、貼るタイプ）	当該製品を使用中、右足に低温火傷を負った。 (重傷)	調査の結果、○使用者はレッグウォーマーの上当該製品を貼り、さらにその上から別のレッグウォーマーを履いて約10時間使用していた。○使用者から回収した同等品を用いて、JIS S 4100「使いすてかいろ」6.6 温度特性に準拠して測定した結果、平均温度は51.9℃であり、社内基準（47.7～58.3℃）に適合していた。●当該製品の上にレッグウォーマーを着用して約10時間使用していたため、低温火傷を負った可能性が考えられ、製品に起因しない事故と推定される。なお、当該製品のパッケージには、「低温火傷を防ぐために帯やベルトで押しつけて使用しない。」旨、記載されている。	(受付:2022/03/15)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202200382 2022-1394 2022/08/01 (事故発生地) 大阪府	マッチ	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。	調査の結果、○使用者が自宅のトイレ内で消臭を目的にマッチを擦ったところ、マッチ箱の角に火がついたため慌ててはたき消した。○当該製品は、マッチ箱の側薬部に焼損の痕跡は認められなかった。○マッチ箱の引き出しの角が黒色に変色しており、焼損の痕跡が認められた。○マッチ箱の側薬部に垂れ等の異常は認められなかった。○同等品を用い、マッチを側薬部で擦ったところ正常に発火し、燃焼に異常は認められなかった。○同等品を用い、マッチ箱を近接させた状態でマッチを側薬部で擦ったところ、マッチ箱の角の部分と引き出しの角の部分が着火した。●当該製品に異常は認められないことから、使用者がマッチを擦った際、発火したマッチの炎がマッチ箱に近接したまま維持されたため、マッチ箱の一部が着火したと考えられ、使用者の誤使用と推定される。	(受付:2022/08/18)
A202200512 2022-1621 2022/04/26 (事故発生地) 岐阜県	コンベックス	当該製品のストッパーを解除してテープを巻き戻したところ、右手指を負傷した。	調査の結果、○使用者は、当該製品のテープを7m引き出してストッパーでロックし、寸法を計測後、ストッパーを解除して巻き戻した際、テープが波打つように勢いよく戻り、テープで右手親指を負傷したとの申出内容であった。○当該製品は、テープが先端から約10cmの位置で破断し、テープが全て本体内に巻き取られた状態で、破断したテープの先端側は確認できなかった。○樹脂製外郭のテープ巻き取り口には、通常ではテープが接触しない中央部分に傷が認められた。○破断したテープのエッジには、局所的な変形及び擦過痕が認められた。○擦過痕は塗装だけでなく、母材の金属にも傷が達していた。○テープの厚さ及び硬さは、JIS B 7512「鋼製巻尺」を満たしていた。○ストラップの表示タグには、「テープの引き出し、特に引き込みには十分注意する。」旨、記載されていた。●詳細な事故発生時の状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、テープを巻き戻した際に、テープ先端付近が何かに引っ掛かって破断したため、テープが想定外の動きをして、負傷したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/09/30)
A202200556 2022-1727 2022/10/10 (事故発生地) 大阪府	靴(軽登山用)	駐輪場で当該製品を履いて歩行中、滑って転倒し、足首を負傷した。	調査の結果、○使用者は、店舗で飲酒後に出入口を出て歩いていたところ、足を滑らせて転倒し、足首を骨折した。○事故発生時は雨が降っており、路面はぬれていた。○当該製品の靴底には高さのある複数のブロックが配置されており、つま先がそり上がっていることから、オフロードの山道歩行に適した形状であると考えられた。○当該製品は、一般的な紐を結ぶ方式で足に固定する構造であった。○店舗出入口から駐輪場へ向かう路面は下りスロープになっており、タイル貼りであったことから、ぬれていれば滑りやすいと考えられた。●使用者が雨でぬれたタイル貼りの下りスロープを歩行中に当該製品が滑り、バランスを崩して転倒したものと考えられ、使用者の不注意が原因と推定される。なお、取扱説明書には、「雨などでぬれたマンホール、タイル、大理石などの路面は大変滑りやすいので注意する。」旨、記載されている。	(受付:2022/10/19)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生年月日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁受付年月日
A202100285 2021-1019 2021/05/16 (事故発生地) 東京都	洗浄剤	当該製品のレバーを操作後、当該製品のスプレー先端をのぞいたところ、内容物が飛散し、右目を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○使用者は、当該製品の用途及び使用方法を守り、ノズル先端部を「出」と▲印とが合うように回し、何度かレバーを押したが、固くて半分程度しか動かず、液があるのに出なかったため、何故かと思いノズル先端をのぞいたところ、レバーを押していない状態で突然液が出て、右目に直撃したとの申出内容であった。○当該製品の外部に破損及びノズルの詰まりはなく、同等品と著しい差異は認められなかった。○液を噴霧する際は、ノズル先端部を回して「出」と▲印とを合わせた状態でレバーを押す使用方法であり、使用方法に従って操作したところ、液が正常に噴霧され、レバーの引っ掛かり、ノズルの詰まり等は認められなかった。○ノズル先端部の「出」と▲印とが合っていない状態では、レバーを押してもレバーはわずかしが動かず、液が出ない構造であったが、この状態でレバーを数回押した直後に「出」と▲印が合う位置に回したところ、ノズル先端から液が飛散した。○ノズル先端部を回して液を噴霧する3種類の他社類似品において、ノズル先端を液が噴霧されない位置にしてレバーを数回押した後、液が噴霧される位置に回したところ、当該製品と同様にノズル先端から液が飛散した。○当該製品には、「ノズル先端部の「出」をきちんと▲印に合わせる（このとき、顔に向けていない。）」、「液が目に入らないよう注意する。」、「目の保護に眼鏡等を着用する。」旨、表示されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に事故に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/07/20)
A202100341 2021-1113 2021/06/30 (事故発生地) 東京都	洗浄剤	当該製品を使用して浴室を清掃後、皮膚障害を発症した。 (重傷)	調査の結果、○使用者は当該製品を用いて浴室を清掃中、内容液の一部が足に付着したためすぐに洗い流したが、その日の夜に足裏に皮膚障害を発症した。○当該製品の使用は初回であった。○使用者はその後当該製品を使用していなかったが、使用者の家族が浴槽洗いに使用していた。○当該製品と同等品の成分分析を実施したところ、成分に差異は認められなかった。●事故発生時の詳細な状況が不明であるが、残存した当該製品に異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/08/11)
A202100820 2021-2795 2021/11/15 (事故発生地) 宮城県	洗浄剤	当該製品で洗浄した浴槽にお湯を張り、浴槽に入ったところ、転倒し、右肩を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○使用者は、入浴剤を入れて家族4人が入浴した翌日に浴槽の湯を抜いてシャワーで流してから浴槽内面全体に当該製品を噴霧後、こすらず30秒してからシャワーで泡が消えるまですすぎ流す洗浄を毎日行い、約1週間後、洗浄して湯を張った浴槽に入ったところ、足が滑って転倒し、右肩を負傷したとの申出内容であった。○当該製品と同一ロットの同等品と他の同等品に成分の差異は認められなかった。○当該製品製造時の記録に異常は認められなかった。○同等品及び同等の浴槽を使用して、使用者の申出内容の使用状況を再現し、浴槽の滑りやすさの官能検査を行った結果、実験前及び実験後の滑りやすさに著しい差異は認められなかった。○同実験において、洗浄前の浴槽内面に汚れの付着が認められたが、洗浄後に著しい汚れ及びヌルつきは認められなかった。○同等の浴槽に同等品を標準使用量である15回噴霧し、すすがずに湯を張った浴槽の滑りやすさは、同等品を噴霧せずに湯を張った浴槽と同等であった。○同等品の表示ラベルには、「噴霧して20～30秒後、こすらずにすすぎ流す。」旨、使用方法が記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に転倒につながる異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/01/28)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100208 2021-0838 2021/06/08 (事故発生地) 神奈川県	ハンモック（自立式）	当該製品に乗ったところ、服の裾が引っ掛かり、転落し、負傷した。 (重傷)	調査の結果、○使用者が、取扱説明書に記載されているとおり当該製品に乗ろうとしたところ、ハンモック部に衣服（ガウチョパンツ）の裾が引っ掛かり、激しく落下して足を捻り負傷した。○当該製品に破損等の異常は認められなかった。○当該製品を用いて大人の男性2人で再現実験を行ったところ、バランスを崩したり転倒するなどの異常は認められなかった。○取扱説明書には、「乗り降りの際は、落下や転倒に十分ご注意の上、必ず図の手順で乗り降りする。」、「足に生地を引っ掛けまいよう注意しながらまたぐ。」旨、記載されている。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、使用者が当該製品に乗るためハンモック部を跨いだ際に衣服がハンモック部に引っ掛かりバランスを崩して転倒したものと考えられ、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2021/06/22)
A202100492 2021-1582 2021/09/08 (事故発生地) 東京都	水槽（ガラス製）	当該製品を清掃中、当該製品が割れて、手を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○当該製品内の水や砂利を抜いて当該製品の内側を手で洗っている際、右側面ガラスが割れて手にけがを負った。○当該製品のガラスの内側に清掃や水の入替え時に付いたと考えられる多数の傷が認められた。○右側面内側の破壊起点部には、ギザギザした形状の約3mmの傷が認められた。○同等品の側面ガラスの破壊強度試験では、約50kgの荷重が加わるまでガラスは割れなかった。●当該製品のガラス内側に清掃や水の入替え時に付いたとみられる複数の傷が認められたことから、右側面ガラス内側に付いたその傷の一つが洗浄時の応力等によって伸展し、破損したものと推定される。なお、取扱説明書には、「物をぶつけたり、無理な力を加えたり、傷をつけたりしない。破損、けがの原因になる」旨、記載されている。	(受付:2021/10/01)
A202100744 2021-2667 2021/11/15 (事故発生地) 兵庫県	折りたたみ椅子（レジャー用）	当該製品に着座中、当該製品の座面が破損し、転倒、首を負傷した。 (重傷)	調査の結果、○使用者によれば、新品で購入してから事故発生までの約半年間に自宅の庭で常設していた当該製品に着座したところ、座面が破れそのまま臀部が当該製品のフレーム内に落下し、転倒して首を負傷したとの申出内容であった。○当該製品は耐荷重が70kgの折りたたみ式の椅子で、座面は表面にエポキシ樹脂が塗布されたポリエステル製の生地が使用されていた。○当該製品は、座面及び左右の肘掛けの生地及び縫製部が破断し、背もたれ部に穴あきが認められた。○座面には白い粉が多数付着しており、マイクロスコープで確認すると格子状に織り込まれた繊維がほどけるように断裂していたことから、生地が劣化して生じたものと推定された。○座面の生地を用いて引張試験を行った結果、引張強度は日光が直接当たる表生地で10N/mm ² 以下、日光が直接当たらない座面先端裏で24N/mm ² であり、座面先端裏の方が約2.4倍の強度があった。●当該製品は、使用者が屋外に約半年間常設したため、座面生地が紫外線や風雨により劣化して強度が低下し、使用者が座った際に座面が破断したものと推定される。なお、取扱説明書には、「直射日光や風雨のあたる場所での常設は腐食など劣化の原因になるため避ける。」及び「使用前に生地の破れや縫製のほつれがある場合は使用を中止する。」旨、記載されている。	(受付:2021/12/28)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202100640 2021-2373 2021/11/05 (事故発生地) 福岡県	ベビーカー	事務所で当該製品に乳児（5か月）を乗せて段差を乗り越えようとしたところ、当該製品が折りたたまれ、転倒し、負傷した。	調査の結果、○ハンドルを対面状態にした当該製品に、乳児を乗せて屋内を移動中、高さ約1cmの配線カバーを乗り越える際に前輪が当たったため、乗り越えようとしてステップに足を掛けて前方に押ししたところ、当該製品が折り畳まれて前方に倒れ、乗っていた乳児が頭部に骨折を負った。○当該製品の各部に破損や変形等の異常は認められず、各ロック機構にも異常は認められなかった。○開閉ロック及びハンドルロックの操作に異常は認められず、半ロック状態になることはなかった。○左右の開閉ロック部に偶発的に異物等が挟まった場合は開閉ロックが掛からず、ハンドル切替え時にハンドルをロック位置まで動かさなかった場合はハンドルロックが掛からなかった。○ハンドルが対面状態のとき、開閉ロック及びハンドルロックのどちらか一方でも掛かっている場合は、段差通過時に折り畳まれることはなかったが、両方とも掛かっていない状態で、段差乗り越え時にステップ部を足で前方に押ししたところ、後輪側が前輪方向に動いて折り畳まれ、そのまま前方に転倒した。●当該製品は、開閉ロック及びハンドルロックの両方が掛かっていない状態で、段差を乗り越えようとしてステップに足を掛けて前方に押ししたため、折り畳まれ、転倒したものと推定される。なお、取扱説明書には、「使用時は、開閉ロックが完全に下まで降りていることを確認する。」、「ハンドル切替え時はハンドルを上下に動かし、ハンドルがロックされたことを確認する。」旨、記載されている。	(受付:2021/11/24)
A202100870 2021-2867 2022/02/03 (事故発生地) 埼玉県	抱っこひも	当該製品を使用して乳児（1か月）を抱っこしてしゃがんだところ、乳児が転落し、頭部を負傷した。	調査の結果、○当該製品にオプション品の新生児パッド及びインナークッションを使用し、寝ていた乳児を抱っこしている際に、乳児の背中を当該製品越しに片手で支えながらしゃがんだところ、乳児が落下した。○当該製品は汚れや余ったベルトを束ねるゴムが伸びている等の使用感は認められるが、破損や本体表示が消えている等の異常は認められなかった。○使用者の証言を元に新生児ダミーを用いて再現試験をしたが再現せず、さらに肩ベルトを緩め、新生児パッドのインナークッションを折り曲げた上にダミーを乗せてしゃがむ動作を行ったが、ダミーが落下することにはなかった。○当該製品を取扱説明書どおりにダミーに装着した状態で逆さづりにしたところ、上下に揺らさない限りダミーが落下することにはなかった。○当該製品は抱っこひものSG基準（CPSA 0027）に適合していた。●事故発生時の詳細な状況が不明のため事故原因の特定には至らなかったが、当該製品に乳児が落下に至る異常は認められないことから、製品に起因しない事故と推定される。	(受付:2022/02/10)
A202200028 2022-0053 2022/03/27 (事故発生地) 東京都	ベビーバス	半分開いた浴槽の蓋の上で当該製品を使用中、乳児（6か月）が転落し、湯の中で発見され、死亡が確認された。	調査の結果、○当該製品は、付属のハンドポンプを用いて側面部及び背面部等に空気を注入してから使用する仕様である。○浴槽の半分を閉めている蓋の上に乗せた当該製品で乳児を入浴させており、使用者がその場を離れて戻ってきたときには、乳児が浴槽内の湯に転落していた。○使用者は当該製品の側面部の空気量が少ないことを認識していたが、そのまま使用していた。○当該製品に破れ又は空気の漏れ等の不具合は認められなかった。●使用者は、当該製品内部の空気量が減少していることを認識していたものの空気を注入せず、浴槽の蓋の上に乗せた当該製品で乳児を入浴させており、使用者がその場を離れた際にバランスを崩した乳児が浴槽に転落したものと推定される。なお、取扱説明書及び本体には、「使用の度に、必ず本体の空気の量が適切かを確認する。」、「浴槽の蓋の上等不安定な場所では使用しない。」、「使用中は必ず保護者が子どもに手の届く範囲で付き添い、絶対に子どもから目を離さない。」旨、記載されている。	(受付:2022/04/12)

経済産業省及び消費者庁管理番号 NITE管理番号 事故発生日月	品名	事故通知内容	事故原因	経済産業省又は消費者庁 受付年月日
A202200170 2022-0909 2022/05/11 (事故発生地) 福岡県	玩具 (ベビージム)	当該製品に他社製の乾電池を装填し使用していたところ、乾電池から液漏れが発生し、当該製品の下にいた乳児 (3か月) が負傷した。 (重傷)	調査の結果、○当該製品のスイッチが入った状態で遊ばせていたところ、電池ボックスから電解液が漏れて当該製品の真下にいた幼児の目及び頬に掛かり、化学火傷を負った。○当該製品は単2乾電池3本を使用する仕様だが、インターネットのリサイクルサイトで製品を購入した際、電池ボックス内に単2アルカリ乾電池が1本残されていたため、新品の単2乾電池2本を追加で入れ、数回使用したとの保護者の供述であった。○製品裏側の逆装てん防止機能を有した電池ボックスに、電池の液漏れの痕跡が認められた。○当該製品の動作に異常はなかった。○電池ボックスの蓋には、「古い電池と新しい電池を混ぜて使わない。」旨、表示されており、取扱説明書にも同様の注意表示が記載されていた。●当該製品は、古い電池と新しい電池を混在して使用したことにより、古い電池が過放電となって液漏れが生じたものと推定される。	(受付:2022/06/08)

